

令和 7 年 度

都 区 財 政 調 整



東京都総務局行政部区政課

目	次
第1部 基準財政収入額	1
第1章 概 要	3
第2章 特別区税	5
第1節 特別区民税	5
第1項 算定概要	5
第2項 算定内容	6
1 総 括	6
2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分 及び特別徴収・総合課税分）	7
3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び 特別徴収・総合課税分（所得割）	7
4 普通徴収・総合課税分（均等割）	10
5 特別徴収・総合課税分（均等割）	10
6 税額控除等	11
7 譲渡所得等・分離課税分	11
8 退職所得・分離課税分	11
9 税制改正影響額	11
10 過年度分	12
第2節 軽自動車税	13
第3節 特別区たばこ税	14
第4節 鉦 産 税	14
第3章 利子割交付金	15
第4章 配当割交付金	15
第5章 株式等譲渡所得割交付金	15
第6章 地方消費税交付金	16
第7章 ゴルフ場利用税交付金	16
第8章 環境性能割交付金	17
第9章 地方特例交付金	17
第1節 住宅借入金等特別税額控除減収補填 特例交付金	17
第2節 定額減税減収補填特例交付金	18
第10章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税	18
第1節 地方揮発油譲与税	18
第2節 自動車重量譲与税	18
第11章 航空機燃料譲与税	19
第12章 森林環境譲与税	19
第13章 交通安全対策特別交付金	20
第14章 特別区民税特例加減算額	21
第15章 地方消費税交付金特例加算額	21
第16章 主な税制改正の概要	22
第1節 特別区税に係る税制改正	22
第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正	33
第2部 基準財政需要額	41
第1章 概 要	43
第2章 経常的経費に係る単価等	45
第1節 主な統一単価	45
第2節 給与費に係る標準給の改定内容	45
第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧	46
第3章 投資的経費に係る単価等	47
第1節 各種単価の設定	47
第2節 所要経費の積算の考え方	52
第3節 特定財源の積算の考え方	52
第4節 建設工事単価に係る物騰率の 算出方法	53
第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧	54
第4章 標準行政規模等一覧表	55
第5章 単位費用積算基礎	56
第1節 経常的経費	56
第1項 議会総務費	56
I 議会総務費の概要	56
II 積算の内容	57
1 議会総務費	58
(1) 人 口	58
第2項 民 生 費	86
I 民生費の概要	86
II 積算の内容	89
1 社会福祉費	90
(1) 人 口	90
2 老人福祉費	104
(1) 65歳以上人口	104
3 生活保護費	110
(1) 被保護者数	110
4 児童福祉費	114
(1) 18歳未満人口	114
(2) 区立保育所入所児童数	131
(3) 私立保育所入所児童数	134

5 国民健康保険事業助成費	136	I 教育費の概要	210
(1) 被保険者数	136	II 積算の内容	212
6 後期高齢者医療制度事業助成費	138	1 小学校費	213
(1) 被保険者数	138	(1) 児 童 数	213
第3項 衛 生 費	139	(2) 学 級 数	217
I 衛生費の概要	139	(3) 学 校 数	218
II 積算の内容	139	2 中学校費	221
1 衛 生 費	140	(1) 生 徒 数	221
(1) 人 口	140	(2) 学 級 数	225
第4項 清 掃 費	179	(3) 学 校 数	226
I 清掃費の概要	179	3 その他の教育費	229
II 積算の内容	180	(1) 児童生徒数	229
1 清掃総務費	181	(2) 幼稚園数	235
(1) 人 口	181	(3) 人 口	237
2 収集作業費	183	第8項 その他諸費	250
(1) 人 口	183	I その他諸費の概要	250
3 収集車両費	186	II 積算の内容	250
(1) 人 口	186	1 公 債 費	251
4 処理処分費	187	(1) 元利償還金	251
(1) 人 口	187	2 財 産 費	252
第5項 経済労働費	190	(1) 年度支払額	252
I 経済労働費の概要	190	3 その他行政費	253
II 積算の内容	190	(1) 人 口	253
1 生活経済費	191	第2節 投資的経費	257
(1) 人 口	191	第1項 議会総務費	257
2 産業経済費	193	I 議会総務費の概要	257
(1) 事業所数	193	II 積算の内容	257
第6項 土 木 費	195	1 議会総務費	258
I 土木費の概要	195	(1) 人 口	258
II 積算の内容	196	第2項 民 生 費	259
1 建築公害費	197	I 民生費の概要	259
(1) 人 口	197	II 積算の内容	260
2 都市整備費	202	1 社会福祉費	261
(1) 人 口	202	(1) 人 口	261
3 道路橋りょう費	205	2 老人福祉費	262
(1) 道路面積	205	(1) 65歳以上人口	262
4 公 園 費	209	3 児童福祉費	263
(1) 公園面積	209	(1) 15歳未満人口	263
第7項 教 育 費	210	第3項 衛 生 費	264

I 衛生費の概要	264
II 積算の内容	264
1 衛生費	265
(1) 人口	265
第4項 清掃費	266
I 清掃費の概要	266
II 積算の内容	266
1 収集作業費	267
(1) 人口	267
2 処理処分費	268
(1) 人口	268
第5項 経済労働費	269
I 経済労働費の概要	269
II 積算の内容	269
1 生活経済費	270
(1) 人口	270
第6項 土木費	271
I 土木費の概要	271
II 積算の内容	273
1 建築公害費	274
(1) 人口	274
2 都市整備費	275
(1) 人口	275
3 道路橋りょう費	276
(1) 道路面積	276
4 公園費	277
(1) 人口	277
第7項 教育費	278
I 教育費の概要	278
II 積算の内容	281
1 小学校費	282
(1) 学校数	282
2 中学校費	285
(1) 学校数	285
3 その他の教育費	288
(1) 児童生徒数	288
(2) 園児数	289
(3) 人口	290
第3部 補正係数	291

第1章 概 要	293
第2章 補正係数の種類	294
第1節 種別補正	294
第2節 段階補正	294
第3節 密度補正	296
第4節 態容補正	297
第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び 連乗加算の方法	298
1 経常的経費	298
2 投資的経費	299
第4章 行政費目ごとの固定費一覧	300
1 経常的経費	300
2 投資的経費	303
第5章 行政費目ごとの補正係数説明	304
第1節 経常的経費	304
第1項 議会総務費	304
第2項 民生費	308
第3項 衛生費	327
第4項 清掃費	331
第5項 経済労働費	334
第6項 土木費	336
第7項 教育費	341
第8項 その他諸費	350
第2節 投資的経費	351
第1項 議会総務費	353
第2項 民生費	354
第3項 衛生費	360
第4項 清掃費	361
第5項 経済労働費	362
第6項 土木費	363
第7項 教育費	367
第4部 資料編	375
(1) 令和7年度都区財政調整方針	377
(2) 令和7年度都区財政調整（縦表）	379

第 1 部

基 準 財 政 收 入 額

第1章 概要

令和7年度の基準財政収入額は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び鉱産税の4つの特別区税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び地方特例交付金については収入見込額に基準税率85%を乗じた額、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金については収入見込額の全額を合計し、これに、三位一体の改革に伴う特別区民税の税源移譲分を100%算入するための措置として、税源移譲影響見込額の15%相当額を特別区民税特例加減算額として加えたほか、地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を100%算入するための措置として、増収分（社会保障財源分）の15%相当額を地方消費税交付金特例加算額として加え、1,509,674,375千円と算定した（第1表参照）。

この基準財政収入額は、雇用・所得環境の改善や令和6年度に実施された定額減税の終了を反映し特別区民税が増となったこと等により、令和6年度当初見込額に対して127,478,137千円、9.2%の増となった。

算定額の内訳は、特別区税が特別区民税1,078,925,949千円、軽自動車税4,033,470千円、特別区たばこ税65,541,298千円、鉱産税0千円で計1,148,500,717千円、利子割交付金が12,082,487千円、配当割交付金が29,495,587千円、株式等譲渡所得割交付金が35,910,887千円、地方消費税交付金が251,965,247千円、ゴルフ場利用税交付金が41,510千円、環境性能割交付金が4,778,181千円、地方特例交付金が4,947,690千円、地方揮発油譲与税が3,236,106千円、自動車重量譲与税が10,563,407千円、航空機燃料譲与税が835,293千円、森林環境譲与税が1,256,840千円、交通安全対策特別交付金が953,439千円、特別区民税特例加減算額が△18,019,549千円、地方消費税交付金特例加算額が23,126,533千円である。

以下、税目ごとに第2表の基準税率を考慮しない収入見込額（100%ベース）について説明する。

なお、特別区の歳入に係る主な税制改正の概要については第16章において説明する。

第1表 令和7年度基準財政収入見込額

(単位：千円、%)

区 分			令和7年度	令和6年度	対 前 年 度 比	
			収 入 見 込 額	収 入 見 込 額	増 減 額	増 減 率
特別区税	特別区民税		1,078,925,949	951,890,220	127,035,729	13.3
	軽自動車税	環境性能割	278,588	223,794	54,794	24.5
		種別割	3,754,882	3,671,785	83,097	2.3
	特別区たばこ税		65,541,298	74,139,006	△ 8,597,708	△ 11.6
	鉱産税		0	0	0	－
税	小 計	A	1,148,500,717	1,029,924,805	118,575,912	11.5
利子割交付金	B	12,082,487	3,618,311	8,464,176	233.9	
配当割交付金	C	29,495,587	21,388,137	8,107,450	37.9	
株式等譲渡所得割交付金	D	35,910,887	22,104,880	13,806,007	62.5	
地方消費税交付金	E	251,965,247	232,347,700	19,617,547	8.4	
ゴルフ場利用税交付金	F	41,510	37,026	4,484	12.1	
環境性能割交付金	G	4,778,181	3,685,597	1,092,584	29.6	
地方特例交付金	H	4,947,690	45,764,225	△ 40,816,535	△ 89.2	
計(A+B+C+D+E+F+G+H)	I	1,487,722,306	1,358,870,681	128,851,625	9.5	
地方揮発油譲与税	J	3,236,106	3,269,786	△ 33,680	△ 1.0	
自動車重量譲与税	K	10,563,407	10,325,171	238,236	2.3	
航空機燃料譲与税	L	835,293	827,947	7,346	0.9	
森林環境譲与税	M	1,256,840	1,169,280	87,560	7.5	
交通安全対策特別交付金	N	953,439	939,276	14,163	1.5	
合計額 (I + J + K + L + M + N)	O	1,504,567,391	1,375,402,141	129,165,250	9.4	
特別区民税特例加減算額	P	△ 18,019,549	△ 14,531,847	△ 3,487,702	－	
地方消費税交付金特例加算額	Q	23,126,533	21,325,944	1,800,589	8.4	
基準財政収入額 (O + P + Q)	R	1,509,674,375	1,382,196,238	127,478,137	9.2	

第2表 令和7年度基準財政収入見込額（100％ベース）

（単位：千円、％）

区 分			令和7年度	令和6年度	対 前 年 度 比	
			収 入 見 込 額	収 入 見 込 額	増 減 額	増 減 率
特別区	特別区民税		1,269,324,646	1,119,870,847	149,453,799	13.3
	軽自動車税	環境性能割	327,751	263,287	64,464	24.5
		種別割	4,417,508	4,319,747	97,761	2.3
	特別区たばこ税		77,107,409	87,222,360	△ 10,114,951	△ 11.6
	鉱産税		0	0	0	—
税	小計		1,351,177,314	1,211,676,241	139,501,073	11.5
利	子割交付金		14,214,691	4,256,836	9,957,855	233.9
配	当割交付金		34,700,690	25,162,514	9,538,176	37.9
株	式等譲渡所得割交付金		42,248,102	26,005,741	16,242,361	62.5
地	方消費税交付金		296,429,702	273,350,235	23,079,467	8.4
ゴ	ルフ場利用税交付金		48,835	43,560	5,275	12.1
環	境性能割交付金		5,621,389	4,335,996	1,285,393	29.6
地	方特例交付金		5,820,812	53,840,265	△ 48,019,453	△ 89.2
	計	A	1,750,261,535	1,598,671,388	151,590,147	9.5
	A×85%	B	1,487,722,306	1,358,870,681	128,851,625	9.5
地	方揮発油譲与税		C 3,236,106	3,269,786	△ 33,680	△ 1.0
自	動車重量譲与税		D 10,563,407	10,325,171	238,236	2.3
航	空機燃料譲与税		E 835,293	827,947	7,346	0.9
森	林環境譲与税		F 1,256,840	1,169,280	87,560	7.5
交	通安全対策特別交付金		G 953,439	939,276	14,163	1.5
合	計額（B＋C＋D＋E＋F＋G）		H 1,504,567,391	1,375,402,141	129,165,250	9.4
特	別区民税特例加減算額		I △ 18,019,549	△ 14,531,847	△ 3,487,702	—
地	方消費税交付金特例加算額		J 23,126,533	21,325,944	1,800,589	8.4
基	準財政収入額（H＋I＋J）		K 1,509,674,375	1,382,196,238	127,478,137	9.2

第2章 特別区税

第1節 特別区民税

第1項 算定概要

特別区民税の収入見込額は、現年度課税分を現年度分と過年度分とに分け、さらに現年度分については、普通徴収・総合課税分（所得割・均等割）、特別徴収・総合課税分（所得割・均等割）、譲渡所得等・分離課税分及び退職所得・分離課税分に区分して算定した。

総合課税分は、「市町村税課税状況等の調」（調査基準日7月1日）の数値を用いて算定を行っているため、7月1日現在の調定額から決算時の調定額までの伸びを、第3表の決算補正率として算出し、これを勘案して算出した。

第3表 決算補正率

区 分		決算補正率
普通徴収・総合課税分（所得割）		1.0760804
普通徴収・総合課税分（均等割）		1.1029658
特別徴収・総合課税分（所得割）		
	現 年 度 課 税 分	0.9842184
	前 年 度 課 税 分	0.9576422
特別徴収・総合課税分（均等割）		
	現 年 度 課 税 分	0.9761103
	前 年 度 課 税 分	0.9335248

第 2 項 算定内容

1 総括

第 4 表のとおり、特別区民税の現年度分見込額を 1,287,343,080 千円、税制改正影響額を△492,062 千円、過年度分を 8,378,213 千円、合計で 1,295,229,231 千円と算定し、標準徴収率を 98%とした。

その結果、令和 7 年度の特別区民税の収入見込額は 1,269,324,646 千円と算定した。

第 4 表 特別区民税 調定/収入 見込額

(単位：千円、%)

区 分	令和 7 年度 調定/収入 見込額	令和 6 年度 調定/収入 見込額	対前年度比	
			増減額	増減率
現 年 度 分	1,287,343,080	1,182,980,284	104,362,796	8.8
普通徴収・総合課税分	347,314,194	323,530,957	23,783,237	7.4
所 得 割	341,067,836	317,785,825	23,282,011	7.3
均 等 割	6,246,358	5,745,132	501,226	8.7
特別徴収・総合課税分	929,823,053	870,802,439	59,020,614	6.8
所 得 割	918,620,868	859,308,126	59,312,742	6.9
均 等 割	11,202,185	11,494,313	△ 292,128	△ 2.5
税 額 控 除 等	△ 120,923,414	△ 108,076,662	△ 12,846,752	11.9
譲渡所得等・分離課税分	117,303,264	84,441,045	32,862,219	38.9
退職所得・分離課税分	13,825,983	12,282,505	1,543,478	12.6
税 制 改 正 影 響 額	△ 492,062	△ 47,629,856	47,137,794	－
過 年 度 分	8,378,213	7,374,926	1,003,287	13.6
合 計 A	1,295,229,231	1,142,725,354	152,503,877	13.3
A × 標 準 徴 収 率 (98%)	1,269,324,646	1,119,870,847	149,453,799	13.3

2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分及び特別徴収・総合課税分）

普通徴収・総合課税分（家屋敷課税分を含む）及び特別徴収・総合課税分については、均等割、所得割とも納税義務者数を推計し算定に使用する。

まず、均等割の納税義務者数を、前年度の区部15歳以上人口（外国人含む）に対する家屋敷課税分を除いた納税義務者数の割合により算出する。第5表から令和6年度における納税義務者割合0.6550を算出し、これを令和7年1月1日現在の15歳以上人口（外国人含む）推計に乗じて、5,716,185人と算出した。

この数値に、家屋敷課税分として19,885人を加え、令和7年度の均等割納税義務者数を5,736,070人とした。

第5表 均等割納税義務者数見込

年 度	区部15歳以上人口 前年度1月1日現在			納税義務者数（家屋敷課税分除く）			納税義務者割合 (Y/X)	家屋敷課税分(人)
	X (人)	増減	%	Y (人)	増減	%		
令和5年度	8,511,715	—	—	5,508,021	—	—	0.6471	20,063
令和6年度	8,597,053	85,338	1.0	5,631,208	123,187	2.2	0.6550	19,768
令和7年度	8,727,000	129,947	1.5	5,716,185	84,977	1.5	※前年度据置き 0.6550	19,885

さらに、家屋敷課税分を除く納税義務者数について、過年度のシェア等を勘案し、第6表のように、各区分の納税義務者数を推計した。

第6表 令和7年度 各区分納税義務者数見込

(単位：人)

区 分	納税義務者数 (家屋敷課税分を除く)	普通徴収・総合課税分	特別徴収・総合課税分
均等割を納める者(納税義務者数合計)	5,716,185	1,867,861	3,848,324
均等割のみ納める者	200,497	151,031	49,466
所得割を納める者	5,515,688	1,716,830	3,798,858

3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）

普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）については、総所得金額等を所得種類別に算定した後、別途算定した所得控除額を差引き、課税標準額を算出した上で、普通徴収と特別徴収に按分し、税率を乗じて税額を算出した。

(1) 総所得金額等

総所得金額等については、給与所得者分、営業等所得者分及び給与・営業等所得者以外分の所得に分類し算定した。

ア 給与所得者分

給与所得者分については、給与所得者に係る総所得金額等を、前年の都平均現金給与総額（東京都総務局「毎月勤労統計調査」より）及び都平均雇用者数（東京都総務局「東京都の労働力」より）から推計した。

まず、第7表の過去9か年の都平均現金給与総額及び都平均雇用者数と給与所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = aX_1 + bX_2 + c$ 、 $a = 52,109.8239$ 、 $b = 4,789,749.374$ 、 $c = \Delta 37,407,776,984$ を得る。 X_1 に令和6年の都平均現金給与総額の推計値として445,147円を、 X_2 に都平均雇用者数の推計値として7,738千人をそ

れぞれ代入し、令和7年度の給与所得者に係る総所得金額等 22,851,835,452 千円を算出した。

第7表 総所得金額等（給与所得者分）見込

年度(N)	前年(N－1年)			総所得金額等 (千円)
	(西暦)	都平均現金給与総額	都平均雇用者数	
		(円)	(千人)	
平成28年度	2015年	406,806	6,800	16,525,009,851
平成29年度	2016年	408,611	6,917	17,193,111,668
平成30年度	2017年	411,953	7,073	17,741,126,772
令和元年度	2018年	413,275	7,258	18,560,937,675
令和2年度	2019年	414,622	7,391	19,254,290,033
令和3年度	2020年	408,589	7,453	19,728,092,483
令和4年度	2021年	412,797	7,503	20,227,839,240
令和5年度	2022年	424,429	7,600	21,223,402,413
令和6年度	2023年	432,475	7,643	21,820,764,211
令和7年度	2024年	445,147	7,738	22,851,835,452

※ 令和3年度から適用された個人所得課税の見直し（第16章第1節3第25表を参照）のうち、給与所得控除から基礎控除への振替及び給与所得控除の見直しの影響を考慮し、令和2年度以前の総所得金額等については、調整を行っている。

イ 営業等所得者分

営業等所得者分については、営業等所得者に係る総所得金額等を、前年の暦年名目GDPから推計した。

まず、第8表の過去10か年の暦年名目GDPと営業等所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = aX + b$ 、 $a = 5,158.33585$ 、 $b = 1,712,139,783$ を得る。Xに令和6年の暦年名目GDPの推計値として602,335.9を代入し、令和7年度の営業等所得者に係る総所得金額等 1,394,911,083 千円を算出した。

第8表 総所得金額等（営業等所得者分）見込

年度(N)	前年(N－1年)暦年名目GDP		総所得金額等 (千円)
	(西暦)	(十億円)	
平成27年度	2014年	518,811.0	946,955,673
平成28年度	2015年	538,032.3	993,987,334
平成29年度	2016年	544,364.6	1,027,283,555
平成30年度	2017年	553,073.0	1,048,724,245
令和元年度	2018年	556,630.1	1,091,084,187
令和2年度	2019年	557,910.8	1,042,640,670
令和3年度	2020年	539,284.5	1,110,254,342
令和4年度	2021年	550,074.3	1,419,123,537
令和5年度	2022年	557,227.0	1,276,607,803
令和6年度	2023年	592,848.2	1,335,374,184
令和7年度	2024年	602,335.9	1,394,911,083

ウ 給与・営業等所得者以外分

給与・営業等所得者以外分については、前年の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等に、第5表の納税義務者前年比伸び率である1.5%を乗じ、令和7年度の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等3,967,955,453千円を算出した。

以上を合算し、令和7年度の総所得金額等を28,214,701,988千円と算定した。

(2) 課税標準額

令和7年度の総合課税分の所得控除については、第9表のとおり、合計△7,177,752,541千円と算定した。

第9表 総合課税分の所得控除見込額

(単位：千円)

所得控除の種類	所得控除の額
雑 損 控 除	△ 324,362
医 療 費 控 除	△ 228,157,818
社 会 保 険 料 控 除	△ 3,873,143,394
小規模企業共済等掛金控除	△ 161,248,703
生 命 保 険 料 控 除	△ 159,499,791
地 震 保 険 料 控 除	△ 11,317,402
障 害 者 控 除	△ 41,235,001
寡婦・ひとり親・勤労学生控除	△ 21,963,612
配偶者・配偶者特別控除	△ 203,485,066
扶 養 控 除	△ 238,597,357
基 礎 控 除	△ 2,238,780,035
合 計	△ 7,177,752,541

(1)で算定した総所得金額等と総合課税分の所得控除額を合算した後、分離課税分の課税標準額から控除された所得控除額を前年並の6,650,309千円と推計し更に合算し、令和7年度の課税標準額は、21,043,599,756千円と算定した。

(3) 課税標準額の普通徴収・特別徴収への按分

(2)で算定した課税標準額について、特別徴収に係る割合を過去の傾向等から0.7489705と算定し、これに乗じて特別徴収に係る課税標準額15,761,035,431千円を算出し、差引き5,282,564,325千円を普通徴収に係る課税標準額と算出した。

(4) 普通徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額5,282,564,325千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率1.0760804を乗じ、令和7年度の普通徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は341,067,836千円と算定した。

(5) 特別徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額15,761,035,431千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率0.9842184を乗じ、令和7年度の特別徴収・総合課税分（所得割）現年度課税分の調定見込額は930,738,065千円と算定した。

この調定見込額は令和7年度の現年度課税分であるが、個人住民税の特別徴収においては、通常、年税額を6月から翌年5月までの12回に分けて徴収するため、令和7年度の収入となるのは、そのうちの10か月分である。そこで、当該年度の収入となるべき金額を次のように調整した。

$$930,738,065 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + \underset{\text{前年度課税分※}}{143,005,814 \text{ 千円}} = 918,620,868 \text{ 千円}$$

※ 前年度課税分は、「令和 6 年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（所得割）の課税標準額 14,933,115,308 千円に、税率（6%）、第 3 表の決算補正率 0.9576422 を乗じて、令和 6 年度の調定見込額を算出した後、令和 7 年度中の収入となる 2 か月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、令和 7 年度の特別徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は 918,620,868 千円と算定した。

4 普通徴収・総合課税分（均等割）

普通徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第 6 表の普通徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 1,867,861 人に、家屋敷課税分 19,885 人を加えた 1,887,746 人に、税率 3,000 円、第 3 表の決算補正率 1.1029658 を乗じ、令和 7 年度の普通徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 6,246,358 千円と算定した。

5 特別徴収・総合課税分（均等割）

特別徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第 6 表の特別徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 3,848,324 人に、税率 3,000 円、第 3 表の決算補正率 0.9761103 を乗じ、令和 7 年度の特別徴収・総合課税分（均等割）現年度課税分の調定見込額は 11,269,166 千円と算定した。

この現年度課税分調定見込額を、「3 (5) 特別徴収・総合課税分（所得割）」と同様、次のように調整した。

$$11,269,166 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + \underset{\text{前年度課税分※}}{1,811,213 \text{ 千円}} = 11,202,185 \text{ 千円}$$

※ 前年度課税分は、「令和 6 年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（均等割）の納税義務者数 3,880,374 人に、税率 3,000 円、第 3 表の決算補正率 0.9335248 を乗じて、令和 6 年度の調定見込額を算出した後、令和 7 年度中の収入となる 2 か月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、令和 7 年度の特別徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 11,202,185 千円と算定した。

6 税額控除等

令和7年度の税額控除等については、過去の実績等から、第10表のとおり、合計△120,923,414千円と算定した。

第10表 税額控除等見込額

(単位：千円)

税額控除等の種類		税額控除等の額
税 額 控 除	調 整 控 除	△ 9,383,786
	配 当 控 除	△ 3,706,136
	住宅借入金等特別税額控除	△ 5,262,092
	寄 附 金 税 額 控 除	△ 94,303,516
	外 国 税 額 控 除	△ 707,611
	小 計	△ 113,363,141
税 額 調 整 額		△ 7,134
配 当 割 額 控 除		△ 3,657,792
株式等譲渡所得割額控除		△ 3,872,219
減 免 税 額		△ 23,128
合 計		△ 120,923,414

7 譲渡所得等・分離課税分

土地建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般・上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の5種類の所得に係る特別区民税については、総合課税分と区別し、譲渡所得等・分離課税分と区分している。

令和7年度の譲渡所得等・分離課税分については、第11表のとおり、117,303,264千円と算定した。

第11表 譲渡所得等・分離課税分

(単位：千円)

分離課税の種類	調定見込額
分 離 長 期 譲 渡 所 得 金 額 に 係 る も の	41,942,394
分 離 短 期 譲 渡 所 得 金 額 に 係 る も の	1,530,701
一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	69,875,389
上場株式等の配当所得等の金額に係るもの	2,601,186
先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	1,353,594
合 計	117,303,264

8 退職所得・分離課税分

退職所得に係る特別区民税については、その所得の性格から、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する、現行分離課税主義をとっているため、総合課税分と区別し、退職所得・分離課税分として区分している。

退職所得・分離課税分は、前年度の4月から6月までの調定額と、過去の決算調定額までの伸び率を用いて、決算調定見込額を推計し、同値を調定見込額とし、令和7年度の退職所得・分離課税分は、13,825,983千円と算定した。

9 税制改正影響額

令和7年度の税制改正影響額は、令和6年度税制改正「定額減税」(第16章第1節10第39表)による影響額として△492,062千円を計上した。

10 過年度分

過年度分の特別区民税調定見込額については、前年度の特別区民税現年度分調定額と過年度分調定額との比（出現率）を用いて算定した。

前年度調定額として令和6年度特別区民税現年度分調定見込額を1,166,881,981千円とし、これに第12表の出現率0.00718を乗じて、令和7年度の過年度分の調定見込額は8,378,213千円と算定した。

第12表 特別区民税過年度分 出現率算出表

(単位：千円)

現年度分調定額 A		過年度分調定額 B		出 現 率 B / A
令和元年度	1,039,314,421	令和2年度	6,549,781	0.0063
令和2年度	1,063,009,673	令和3年度	8,068,489	0.0076
令和3年度	1,063,884,611	令和4年度	8,068,489	0.0076
令和4年度	1,117,291,066	令和5年度	7,216,072	0.0065
令和5年度	1,144,053,174	令和6年度	9,001,027	0.0079
令和6年度	1,166,881,981	令和7年度	8,378,213	※5か年平均 0.00718

第2節 軽自動車税

1 環境性能割

環境性能割の収入見込額については、直近の収入実績を基に 327,751 千円と算定した。

2 種別割

種別割の収入見込額については、過去の課税台数から令和7年度の車種別課税台数を推計し、税率を乗じた調定見込額に、決算補正率（0.9984997）と標準徴収率 97%を乗じることとで算定した。

その結果、令和7年度の種別割の収入見込額を、4,417,508 千円と算定した。

第13表 軽自動車税種別割調定見込額

(単位：台、%、千円)

区 分			令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		平 均	令和7年度	税 率	調 定 額
			台 数	対前年度比	台 数	対前年度比	台 数	対前年度比	台 数	対前年度比	伸 率	台数見込	円	見 込
原動機付自転車	50cc以下		163,061	96.6	160,815	98.6	156,059	97.0	150,284	96.3	97.1	145,926	2,000	291,852
	特定小型 (電動キックボード)								7,056	—	—	7,056	2,000	14,112
	50超90cc以下		16,557	96.0	16,113	97.3	15,676	97.3	15,249	97.3	97.0	14,792	2,000	29,584
	90cc超		111,994	102.4	114,318	102.1	115,452	101.0	116,409	100.8	101.6	118,272	2,400	283,853
	ミニカー		9,194	110.1	9,546	103.8	9,854	103.2	10,268	104.2	105.3	10,812	3,700	40,004
軽自動車	二輪車 (側車付含)		99,353	100.1	100,425	101.1	100,624	100.2	100,698	100.1	100.4	101,101	3,600	363,964
	三輪車		37	100.0	35	94.6	36	102.9	35	97.2	—	35	複数税率	156
	四輪車	乗 営業用	39	92.9	39	100.0	172	441.0	456	265.1	—	456	複数税率	3,238
		用 自家用	188,528	101.7	190,774	101.2	194,613	102.0	198,069	101.8	101.7	201,436	複数税率	2,150,377
		貨 営業用	25,483	110.4	26,298	103.2	26,970	102.6	27,128	100.6	104.2	28,267	複数税率	107,621
		物 自家用	109,232	98.5	108,494	99.3	108,397	99.9	108,146	99.8	99.4	107,497	複数税率	548,724
	専ら雪上		2	200.0	2	100.0	1	50.0	1	100.0	—	1	3,600	4
	小型特殊	農耕作業用		490	100.6	488	99.6	481	98.6	478	99.4	99.6	476	2,400
その他		14,339	97.9	14,105	98.4	13,890	98.5	13,697	98.6	98.4	13,478	5,900	79,520	
二輪の小型自動車		95,062	101.6	98,683	103.8	101,881	103.2	104,766	102.8	102.9	107,804	6,000	646,824	
計			833,371	100.3	840,135	100.8	844,106	100.5	852,740	101.0	—	857,409	—	4,560,975

なお、軽自動車（三輪・四輪）については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されること、平成28年度分より最初の新規検査から13年を経過したものについて重課税率が適用されること、及び令和6年度分はグリーン化特例（軽課）が適用されることから、複数の税率が適用されている（グリーン化特例（軽課）は、第16章第1節4第29表、7第35表及び9第38表を参照）。

第3節 特別区たばこ税

特別区たばこ税については、令和7年度の売渡本数を推計し、税率を乗じることにより算定した。

まず、直近のたばこの売渡本数実績により令和6年度の売渡本数を推計し、令和6年度の売渡本数の対前年度増減率を、令和7年度の対前年度増減率と見込み、令和7年度の売渡本数を11,768,530千本と推計した（第14表のとおり）。

令和7年度の特別区たばこ税の収入見込額は、売渡本数に税率 6.552 千円/千本を乗じた結果、77,107,409 千円と算定した。

第14表 令和7年度たばこ売渡本数推計
(単位：千本、%)

年度	たばこ売渡本数	対前年増減率
平成28年度	15,638,215	△ 3.77
平成29年度	14,845,689	△ 5.07
平成30年度	14,192,595	△ 4.40
令和元年度	13,436,437	△ 5.33
令和2年度	11,760,522	△ 12.47
令和3年度	11,751,135	△ 0.08
令和4年度	12,081,575	2.81
令和5年度	12,494,852	3.42
令和6年度	12,126,254	△ 2.95
令和7年度	11,768,530	△ 2.95

令和7年度
たばこ売渡本数

税率

11,768,530 千本 × 6.552千円/千本 = 77,107,409 千円

第4節 鉱産税

鉱産税の収入見込額は、0円と算定した。

第3章 利子割交付金

利子割交付金は、都民税利子割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和7年度の利子割交付金の収入見込額は、利子割区市町村交付見込額18,412,812千円に特別区交付割合0.772を乗じた結果、14,214,691千円と算定した。

$$\begin{array}{rcll} \text{都 民 税 利 子 割} & & & \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} & \text{特別区交付割合} & & \\ 18,412,812 \text{ 千円} & \times & 0.772 & = 14,214,691 \text{ 千円} \end{array}$$

第4章 配当割交付金

配当割交付金は、都民税配当割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和7年度の配当割交付金の収入見込額は、配当割区市町村交付見込額45,007,380千円に特別区交付割合0.771を乗じた結果、34,700,690千円と算定した。

$$\begin{array}{rcll} \text{都 民 税 配 当 割} & & & \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} & \text{特別区交付割合} & & \\ 45,007,380 \text{ 千円} & \times & 0.771 & = 34,700,690 \text{ 千円} \end{array}$$

第5章 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金は、都民税株式等譲渡所得割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和7年度の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額は、株式等譲渡所得割区市町村交付見込額54,796,500千円に特別区交付割合0.771を乗じた結果、42,248,102千円と算定した。

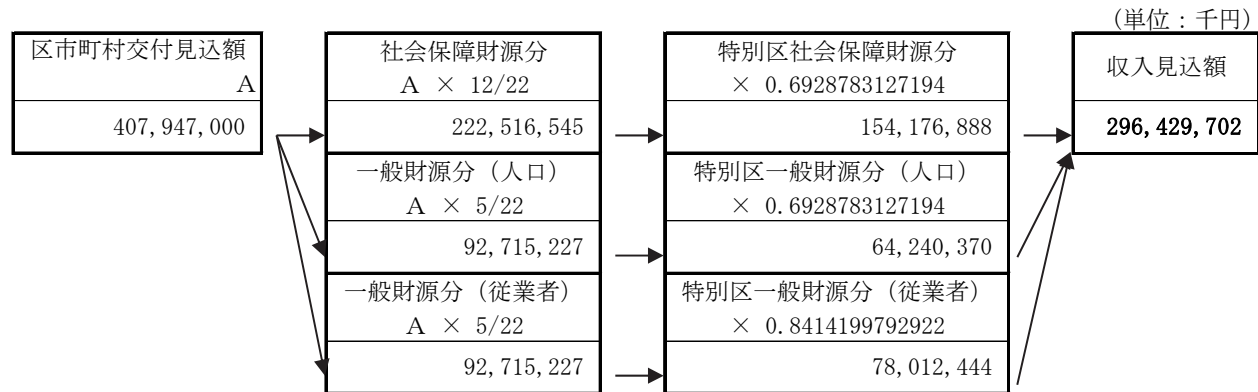
$$\begin{array}{rcll} \text{都 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割} & & & \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} & \text{特別区交付割合} & & \\ 54,796,500 \text{ 千円} & \times & 0.771 & = 42,248,102 \text{ 千円} \end{array}$$

第6章 地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県清算額を加算し又は減額した後の額の2分の1に相当する額が区市町村へ交付される（地方消費税交付金の按分基準等については、第16章第2節1第45表を参照）。

令和7年度の地方消費税交付金の収入見込額は、第15表のとおり、区市町村交付見込額407,947,000千円を、社会保障財源分222,516,545千円、一般財源分（人口）92,715,227千円及び一般財源分（従業者）92,715,227千円に区分し、社会保障財源分と一般財源分（人口）に特別区人口シェア0.6928783127194を、一般財源分（従業者）に特別区従業者数シェア0.8414199792922をそれぞれ乗じた後に合算して、合計296,429,702千円と算定した。

第15表 令和7年度地方消費税交付金収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

人口は令和2年度国勢調査、従業者数は令和3年度経済センサス活動調査による。

(令和6年12月交付時の基礎数値)

東京都人口	特別区人口	特別区人口シェア
B	b	b / B
14,047,598	9,733,276	0.6928783127194
東京都従業者数	特別区従業者数	特別区従業者数シェア
C	c	c / C
10,093,781	8,493,109	0.8414199792922

第7章 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在の区市町村に対して、当該区市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付される。

令和7年度のゴルフ場利用税交付金の収入見込額は、ゴルフ場利用税区市町村交付見込額456,400千円に特別区交付割合0.107を乗じた結果、48,835千円と算定した。

ゴ

ル

フ

場

利

用

税

区

市

町

村

交

付

見

込

額

456,400 千円

×

特別区交付割合
0.107

 =

48,835 千円

第8章 環境性能割交付金

環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の収入額の0.4085（0.95×0.43）に相当する額が区市町村へ交付される（第16章第2節1第47表、2第49表、7第54表及び8第56表を参照）。

令和7年度の環境性能割交付金の収入見込額は、自動車税環境性能割区市町村交付見込額8,460,444千円に特別区交付割合0.6644319を乗じた結果、5,621,389千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{自動車税環境性能割} \\ \text{区市町村交付見込額} \end{array} \quad \text{特別区交付割合} \\ 8,460,444 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.6644319 = 5,621,389 \text{ 千円}$$

第9章 地方特例交付金

令和7年度の地方特例交付金の収入見込額は、5,820,812千円と算定した。算定額の内訳は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金5,328,750千円、定額減税減収補填特例交付金492,062千円である。

なお、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の終了に伴い、令和元年度から令和3年度において地方特例交付金として交付されていた自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金は、令和3年度をもって算定を終了している（第16章第1節4第28表、6第32表、7第34表、第2節2第49表、7第54表及び8第56表を参照）。

第1節 住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、平成20年度から地方特例交付金が交付されている。

令和7年度の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の収入見込額は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金全国交付見込額175,900百万円に特別区交付割合0.03029420を乗じた結果、5,328,750千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{住宅借入金等特別税額控除} \\ \text{減収補填特例交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \text{特別区交付割合} \\ 175,900 \text{ 百万円} \quad \times \quad 0.03029420 = 5,328,750 \text{ 千円}$$

第16表 特別区交付割合（1）

年 度	住宅借入金等特別税額控除 減収補填特例交付金
	特別区交付割合
令和2年度	0.03194517
令和3年度	0.03155868
令和4年度	0.03092831
令和5年度	0.02926817
令和6年度	0.02777068
令和7年度	0.03029420

※ 令和元年度から令和3年度においては、個人住民税減収補填特例交付金の特別区交付割合

第 2 節 定額減税減収補填特例交付金

令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税を実施したが、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る減税（1 人当たり 1 万円）は令和 7 年度分の個人住民税所得割額から減税を実施することとされている。これに伴う地方公共団体の減収分を補填するため、定額減税減収補填特例交付金が交付される（第 16 章第 1 節 10 第 39 表を参照）。

令和 7 年度の定額減税減収補填特例交付金の収入見込額は、定額減税減収補填特例交付金全国交付見込額 10,300 百万円に特別区交付割合 0.04777305 を乗じた結果、492,062 千円と算定した。

定 額 減 税 減 収 補 填
特 例 交 付 金
全 国 交 付 見 込 額

特別区交付割合

10,300 百万円

×

0.04777305

=

492,062 千円

第 10 章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

第 1 節 地方揮発油譲与税

令和 7 年度の地方揮発油譲与税の収入見込額は、地方揮発油譲与税全国譲与見込額 212,700 百万円に区市町村譲与率 0.42 及び特別区譲与割合 0.0362248 を乗じた結果、3,236,106 千円と算定した。

地方揮発油譲与税

全国譲与見込額

区市町村譲与率

特別区譲与割合

212,700 百万円

×

0.42

×

0.0362248

=

3,236,106 千円

第 2 節 自動車重量譲与税

令和 7 年度の自動車重量譲与税の収入見込額は、自動車重量譲与税全国譲与見込額 307,700 百万円に区市町村譲与率 431 分の 407 及び特別区譲与割合 0.0363546 を乗じた結果、10,563,407 千円と算定した。

自動車重量譲与税

全国譲与見込額

区市町村譲与率

特別区譲与割合

307,700 百万円

×

407/431

×

0.0363546

=

10,563,407 千円

第17表 特別区譲与割合（1）

年 度	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税
	特別区譲与割合	特別区譲与割合
令和 2 年度	0.0359317	0.0365831
令和 3 年度	0.0359238	0.0359233
令和 4 年度	0.0365142	0.0365134
令和 5 年度	0.0363737	0.0363732
令和 6 年度	(6 月譲与分) 0.0363807	(6 月譲与分) 0.0363802
令和 7 年度	0.0362248	0.0363546

第 11 章 航空機燃料譲与税

令和 7 年度の航空機燃料譲与税の収入見込額は、航空機燃料譲与税全国譲与見込額 14,500 百万円に区市町村譲与率 0.8 及び特別区譲与割合 0.0720080 を乗じた結果、835,293 千円と算定した。

航空機燃料譲与税

全国譲与見込額

区市町村譲与率

特別区譲与割合

14,500 百万円

×

0.8

×

0.0720080

=

835,293 千円

第18表 特別区譲与割合（2）

年 度	航空機燃料譲与税
	特別区譲与割合
令和 2 年度	0.0774282
令和 3 年度	0.0654411
令和 4 年度	0.0639072
令和 5 年度	0.0781197
令和 6 年度	(9 月譲与分) 0.0751436
令和 7 年度	0.0720080

第 12 章 森林環境譲与税

令和 7 年度の森林環境譲与税の収入見込額は、第 19 表のとおり、森林環境譲与税全国譲与見込額 68,900 百万円に区市町村譲与率 10 分の 9 を乗じて得た 62,010 百万円を、私有林人工林面積を譲与基準とするもの 34,105,500 千円、林業就業者数を譲与基準とするもの 12,402,000 千円、人口を譲与基準とするもの 15,502,500 千円に区分し、それぞれの特別区シェア 0、0.00492975、0.07712956 を乗じた後に合算して、1,256,840 千円と算定した。

森 林 環 境 譲 与 税

全 国 譲 与 見 込 額

区 市 町 村 譲 与 率

68,900 百万円

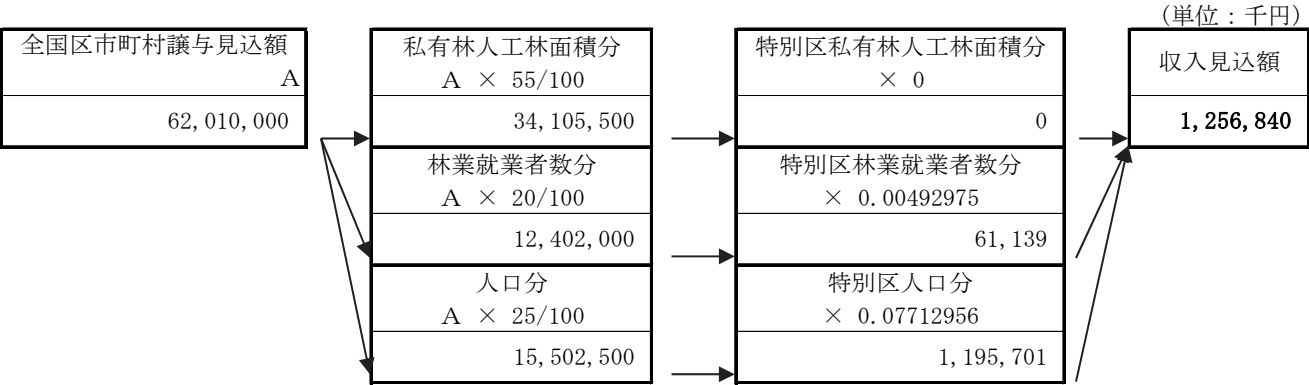
×

9/10

=

62,010 百万円

第19表 令和 7 年度森林環境譲与税収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

私有林人工林面積、林業就業者数及び人口は、令和6年度9月期譲与時の基礎数値である。

(単位：ha、人)

全国私有林人工林面積 B	特別区私有林人工林面積 b	特別区私有林人工林面積シェア b／B
5,797,607	0	0
全国林業就業者数 C	特別区林業就業者数 c	特別区林業就業者数シェア c／C
60,855	300	0.00492975
全国人口 D	特別区人口 d	特別区人口シェア d／D
126,193,845	9,733,276	0.07712956

第13章 交通安全対策特別交付金

令和7年度の交通安全対策特別交付金の収入見込額は、交通安全対策特別交付金全国交付見込額48,254,403千円に特別区交付割合0.0197586を乗じた結果、953,439千円と算定した。

交通安全対策特別交付金

全国交付見込額

特別区交付割合

48,254,403千円

×

0.0197586

=

953,439千円

第20表 特別区交付割合（2）

年 度	交通安全対策特別交付金
	特別区交付割合
令和2年度	0.0183099
令和3年度	0.0188176
令和4年度	0.0195582
令和5年度	0.0206613
令和6年度	(9月交付分) 0.0214462
令和7年度	0.0197586

第 14 章 特別区民税特例加減算額

特別区民税特例加減算額は、三位一体の改革により平成 19 年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応するためとして、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 2 第 2 項において、当分の間、個人住民税のうち税源移譲に伴う増減収影響額を基準財政収入額に 100%算入することとされている。

これを受け、都区財政調整制度においても、特別区民税の算定項目から、総合課税分の所得割に係る税率改正による影響額、税額控除額等のうち調整控除額、退職所得・分離課税分に係る税率改正による影響額の合算を、税源移譲影響見込額として算定している。

令和 7 年度は、総合課税分所得割の税率改正分として△112,545,687 千円、調整控除分として△9,383,786 千円、退職所得・分離課税分の税率改正分として△652,490 千円を算定し、合計△122,581,963 千円に標準徴収率 98%を乗じ、税源移譲影響見込額は△120,130,324 千円となった。これに 15%を乗じ、令和 7 年度の特例加減算額を△18,019,549 千円と算定した。

【参考】平成19年度からの税源移譲に伴う個人住民税の税率変更について

改正前			改正後	
課税所得		税率	課税所得	税率
～	200万円	5%	一 律	10%
200万円超	～ 700万円	10%		
700万円超	～	13%		

第 15 章 地方消費税交付金特例加算額

地方消費税交付金特例加算額は、平成 26 年 4 月の地方消費税率引上げに伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 3 において、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に 100%算入することと規定している。

これを受け、都区財政調整制度においても、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を基準財政収入額に 100%算入するため、地方消費税交付金特例加算額を算定する。

令和 7 年度は、地方消費税交付金増収分（社会保障財源分）を 154,176,888 千円と見込んだ（第 6 章参照）。これに 15%を乗じ、令和 7 年度の地方消費税交付金特例加算額を 23,126,533 千円と算定した。

第 16 章 主な税制改正の概要

各表における各欄の記載事項

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
①	②	③	④

- ① 税制改正により影響を受ける特別区の歳入の項目
②③ 税制改正の概要
④ 基準財政収入額算定時に、税制改正による影響額として算出したものののみ記載

第 1 節 特別区税に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正(平成 28 年 11 月 28 日法律第 86 号)による税制改正の内容

第21表 令和元年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額				
特 別 区 民 税	住宅借入金等特別税額控除 （消費税率の引上げ時期変更に伴う改正）	消費税率の引上げ時期の変更による所得税の住宅借入金等特別控除の延長に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限（令和元年6月30日）を令和3年12月31日まで2年6か月延長する。 なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。					
		<table><tr><th>居住年</th><th>控除限度額</th></tr><tr><td>平成26年4月～令和3年12月</td><td>所得税の課税総所得金額等 × 7 % (最高13.65万円)</td></tr></table>	居住年	控除限度額	平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 × 7 % (最高13.65万円)	
居住年	控除限度額						
平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 × 7 % (最高13.65万円)						

第22表 令和元年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
軽 自 動 車 税	環境性能割の導入 （消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正）	令和元年10月の消費税率10％への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。	
		環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として区市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うものとする。	
		これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、所要の措置を設ける。	
		※ 平成28年度税制改正により平成29年４月１日施行予定とされていたが、消費税引上げ時期の変更に伴い、実施時期が改正された。	

2 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 31 日法律第 2 号）による税制改正の内容

第 23 表 令和元年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額																																																												
特 別 区 民 税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	(1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。 なお、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできない。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">所得割の納税義務者の 合計所得金額</th><th colspan="2">控除額</th></tr><tr><th>控除対象配偶者</th><th>老人控除対象配偶者</th></tr></thead><tbody><tr><td>900万円以下</td><td>33万円</td><td>38万円</td></tr><tr><td>900万円超950万円以下</td><td>22万円</td><td>26万円</td></tr><tr><td>950万円超1,000万円以下</td><td>11万円</td><td>13万円</td></tr></tbody></table>	所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	千円 (令和元年度) △ 1,357,808 (平年度) △ 1,548,600																																														
	所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額																																																													
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																												
	900万円以下	33万円	38万円																																																												
	900万円超950万円以下	22万円	26万円																																																												
	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																																												
		(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とし、控除額を次のとおりとする。 なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできない。 ① 合計所得金額900万円以下の所得割の納税義務者 <table border="1"><thead><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>38万円超90万円以下</td><td>33万円</td><td>105万円超110万円以下</td><td>16万円</td></tr><tr><td>90万円超95万円以下</td><td>31万円</td><td>110万円超115万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td>26万円</td><td>115万円超120万円以下</td><td>6万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>21万円</td><td>120万円超123万円以下</td><td>3万円</td></tr></tbody></table> ② 合計所得金額900万円超950万円以下の所得割の納税義務者 <table border="1"><thead><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>38万円超90万円以下</td><td>22万円</td><td>105万円超110万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>90万円超95万円以下</td><td>21万円</td><td>110万円超115万円以下</td><td>8万円</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td>18万円</td><td>115万円超120万円以下</td><td>4万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>14万円</td><td>120万円超123万円以下</td><td>2万円</td></tr></tbody></table> ③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者 <table border="1"><thead><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>38万円超95万円以下</td><td>11万円</td><td>110万円超115万円以下</td><td>4万円</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td>9万円</td><td>115万円超120万円以下</td><td>2万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>7万円</td><td>120万円超123万円以下</td><td>1万円</td></tr><tr><td>105万円超110万円以下</td><td>6万円</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円	90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円	95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円	100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円	90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円	95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円	100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円	95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円	100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円	105万円超110万円以下	6万円			
	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																											
	38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円																																																											
	90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円																																																											
95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円																																																												
100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円																																																												
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																												
38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円																																																												
90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円																																																												
95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円																																																												
100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円																																																												
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																												
38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円																																																												
95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円																																																												
100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円																																																												
105万円超110万円以下	6万円																																																														
	(3) 配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる令和元年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。																																																														

3 地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年 3 月 31 日法律第 3 号)による税制改正の内容

第24表 平成30年10月1日以後適用分

特別区たばこ税

改正項目

税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直し

(1) 税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。

(税率は千本当たり)

実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税
現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円
平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円
令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円
令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円

(2) 「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数へ換算する方式とする（平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する。）。

	現行の換算方法	改正後の換算方法
現行	現行の換算本数×1.0	—
平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2
令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4
令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6
令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8
令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0

増減収見込額
千円

(1)
(平成30年度)
1,921,446

(2)
(平成30年度)
613,390

4 地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年3月 29 日法律第2号)による税制改正の内容

第26表 令和元年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
特別 区 民 税	住宅ローン控除の拡充	所得税における住宅借入金等特別控除の拡充に伴い、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合で消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長（現行10年→13年）し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円））の範囲内において、個人住民税額から控除する。	

第27表 令和3年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
特別 区 民 税	子どもの貧困に対応するための非課税措置	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。 ※ 令和2年度税制改正により見直し（第16章第1節5第30表(3)を参照）	

第28表 令和元年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額								
軽自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	(1) 非課税又は1％もしくは2％の税率の適用区分について見直しを行う。									
		(2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1％分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。									
		<table><tr><th>税率</th><th>臨時的軽減</th></tr><tr><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>1.0％</td><td>非課税</td></tr><tr><td>2.0％</td><td>1.0％</td></tr></table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0％	非課税	2.0％	1.0％	
税率	臨時的軽減										
非課税	非課税										
1.0％	非課税										
2.0％	1.0％										

第29表 令和4年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額																
軽自動車税種別割	グリーン化特例（軽課）の大幅見直し	令和3年度及び令和4年度に新規取得した自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。 【改正前】 <table><tr><th>区 分</th><th>軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)</td><td>75% 軽減</td></tr><tr><td>2020年度基準 +30%達成</td><td>50% 軽減</td></tr><tr><td>2020年度基準 +10%達成</td><td>25% 軽減</td></tr></table> 【改正後】 <table><tr><th>区 分</th><th>軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)</td><td>75% 軽減</td></tr><tr><td>2020年度基準 +30%達成</td><td>軽減 なし</td></tr><tr><td>2020年度基準 +10%達成</td><td>軽減 なし</td></tr></table> ※ 現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。（令和2年度新規取得分まで）	区 分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	区 分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減	2020年度基準 +30%達成	軽減 なし	2020年度基準 +10%達成	軽減 なし	
	区 分	軽減率																	
	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減																	
	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減																	
	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減																	
区 分	軽減率																		
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減																		
2020年度基準 +30%達成	軽減 なし																		
2020年度基準 +10%達成	軽減 なし																		

5 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第5号)による税制改正の内容

第30表 令和3年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
特 別 区 民 税	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し	(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置 現に婚姻をしていない者（寡婦又は寡夫である者を除く。）で生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有し、前年の合計所得金額が500万円以下である場合は、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用する。	千円 (平年度) △37,000
		(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し ① 扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加える。 ② 現行の寡婦控除の特別加算を廃止する。 ③ その者と生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する寡婦（寡夫）に係る寡婦（寡夫）控除の控除額を30万円に引き上げる。 (3) 個人住民税の人的非課税の見直し 現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税を見直し、上記見直し後のひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く）。 ※ (1)、(2)、(3)のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。	

第31表 令和2年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額								
特 別 区 た ば こ 税	軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し	軽量な葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から2段階で見直しを行う。									
		<table><tr><th>実施時期</th><th>課税方式</th></tr><tr><td>現行</td><td>葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算</td></tr><tr><td>令和2年10月1日</td><td>葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満） 1本を紙巻たばこ0.7本に換算</td></tr><tr><td>令和3年10月1日</td><td>葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満） 1本を紙巻たばこ1本に換算</td></tr></table>	実施時期	課税方式	現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算	令和2年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満） 1本を紙巻たばこ0.7本に換算	令和3年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満） 1本を紙巻たばこ1本に換算	
実施時期	課税方式										
現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算										
令和2年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満） 1本を紙巻たばこ0.7本に換算										
令和3年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満） 1本を紙巻たばこ1本に換算										

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第32表 令和2年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。	

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第33表 令和3年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の特例の延長等	所得税において以下の措置が講じられることに伴い、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7％（最高13.65万円））の範囲内で個人住民税額から控除する。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。 ※ 所得税における措置 控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する（50㎡以上→40㎡以上）。	

第34表 令和3年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。 (2) 軽自動車税環境性能割の税率を1％分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。	

第35表 令和4年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額			
軽自動車税種別割	グリーン化特例（軽課）の見直し	対象の重点化等を行った上で適用期限を2年間延長する。（令和3年度・令和4年度新規取得分）				
		(1) 営業用乗用車				
		【改正前】		【改正後】		
		区 分		軽減率	区 分	軽減率
		電気自動車		75%	電気自動車	75%
		天然ガス自動車		軽減	天然ガス自動車	軽減
		2020年度基準 ＋30%達成		50% 軽減	2030年度基準 90%達成	50% 軽減
		2020年度基準 ＋10%達成		25% 軽減	2030年度基準 70%達成	25% 軽減
		(2) 軽貨物自動車				
		【改正前】		【改正後】		
区 分	軽減率	区 分	軽減率			
電気自動車	75%	電気自動車	75%			
天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減			
2015年度基準 ＋35%達成	50% 軽減					
2015年度基準 ＋15%達成	25% 軽減					

8 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第36表 令和4年1月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容		増減収見込額
特 別 区 民 税	住宅ローン控除の延長・見直し	所得税における住宅借入金等特別控除の延長・見直しに伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限（令和３年12月31日）を令和７年12月31日まで４年延長する。 なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。		
		居住年	控除限度額	
		令和４年１月～令和７年12月	所得税の課税総所得金額等 × ５％(最高9.75万円)	

9 令和5年度の地方税法等の一部改正(令和5年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第37表 令和6年1月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容		増減収見込額		
軽自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し	軽自動車税環境性能割について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月31日まで据え置くとともに、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。				
		【自家用乗用車】				
		税率	現行	令和6年1月1日以後		令和7年4月1日以後
		非課税	電気自動車	電気自動車		電気自動車
			天然ガス自動車	天然ガス自動車		天然ガス自動車
		1.0%	2030年度基準 75%達成	2030年度基準 80%達成		2030年度基準 80%達成
			2030年度基準 60%達成	2030年度基準 70%達成		2030年度基準 75%達成
		2.0%	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外		2030年度基準 上記以外
		※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。				
		※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。				

第38表 令和6年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容			増減収見込額
軽自動車税種別割	グリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例（軽課）について、適用期限を3年間延長する。（令和5年度から令和7年度新規取得分まで）			
		区 分	軽減率	適用期限	
		電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減	令和7年度取得分まで	
		2030年度基準 90%達成	50% 軽減	令和7年度取得分まで （営業用乗用車のみ）	
		2030年度基準 70%達成	25% 軽減	令和6年度取得分まで （営業用乗用車のみ）	

10 令和6年度の地方税法等の一部改正(令和6年3月30日法律第4号)による税制改正の内容

第39表 令和6・7年度適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区民税	定額減税	令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する。また、令和7年度分の個人住民税所得割額から、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る減税(1人当たり1万円)を実施する。 なお、これらによる個人住民税所得割の減収額は、全額国費で補填する。 ※ 納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。	千円
			(6年度) △47,629,856
			(7年度) △492,062

11 令和7年度の地方税法等の一部改正(令和7年3月改正予定分)による税制改正の内容

第40表 令和8年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額																
特 別 区 民 税	物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	(1) 給与所得控除 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。																	
		(2) 特定親族特別控除（仮称） 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。 <table><tr><th>親族等の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>58万円超95万円以下</td><td>45万円</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td>41万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td></tr><tr><td>105万円超110万円以下</td><td>21万円</td></tr><tr><td>110万円超115万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>115万円超120万円以下</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超123万円以下</td><td>3万円</td></tr></table>		親族等の合計所得金額	控除額	58万円超95万円以下	45万円	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	105万円超110万円以下	21万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円
		親族等の合計所得金額		控除額															
		58万円超95万円以下		45万円															
95万円超100万円以下	41万円																		
100万円超105万円以下	31万円																		
105万円超110万円以下	21万円																		
110万円超115万円以下	11万円																		
115万円超120万円以下	6万円																		
120万円超123万円以下	3万円																		
(3) 扶養親族等に係る所得要件の引上げ 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる																			

第41表 令和7年1月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額														
特 別 区 民 税	子育て支援に関する政策税制（住宅ローン控除）	(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 ①特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」という。）をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。 <table><tr><th>住宅の区分</th><th>借入限度額</th></tr><tr><td>認定住宅</td><td>5,000万円</td></tr><tr><td>ZEH水準省エネ住宅</td><td>4,500万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>4,000万円</td></tr></table> ②認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとする。 （注1）「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。 （注2）「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。 （注3）「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。 （注4）上記について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。 (2) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 ① 特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。 <table><tr><th>住宅の区分</th><th>借入限度額</th></tr><tr><td>認定住宅</td><td rowspan="3">5,000万円</td></tr><tr><td>ZEH水準省エネ住宅</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅</td></tr></table> ② 上記（1）②と同様の措置を講ずる。 （注）上記について、その他の要件等は、現行の東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例と同様とする。 なお、(1)(2)ともに、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。	住宅の区分	借入限度額	認定住宅	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	省エネ基準適合住宅	4,000万円	住宅の区分	借入限度額	認定住宅	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅	
		住宅の区分	借入限度額														
認定住宅	5,000万円																
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円																
省エネ基準適合住宅	4,000万円																
住宅の区分	借入限度額																
認定住宅	5,000万円																
ZEH水準省エネ住宅																	
省エネ基準適合住宅																	

第42表 令和7年4月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
軽自動車税種別割	二輪車の車両区分の見直し	原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc 以下かつ最高出力が4.0kW 以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000 円とする。	

第43表 令和8年4月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容		増減収見込額												
特 別 区 た ば こ 税	加熱式たばこの課税方式の見直し	(1) 加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準について、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。 ① 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.35 g をもって紙巻たばこの1本に換算する方法 （注）1本当たりの重量が0.35 g 未満のものについては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとする。 ② 上記イ以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2 g をもって紙巻たばこの1本に換算する方法 （注1）品目ごとの1個当たりの重量が4 g 未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20 本に換算することとする。 （注2）製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で、上記イに掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されることが明らかなもの等については、（注1）を適用しない。														
		(2) 上記(1)の改正は、令和8年4月1日から実施するが、激変緩和等の観点から、その実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。 ① 第一段階 令和8年4月1日 ② 第二段階 令和8年10月1日														
		(3) 上記(1)の改正に係る上記(2)の実施時期における加熱式たばこの具体的な課税標準は、次のとおり、現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数（(3)において「現行の換算本数」という。）及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの数（(3)において「新換算本数」という。）のそれぞれに一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。														
		<table><tr><td colspan="2"></td><td>現行の換算方法</td><td>改正後の換算方法</td></tr><tr><td colspan="2">現行</td><td>現行の換算本数×1.0</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">改正案</td><td>第一段階</td><td>現行の換算本数×0.5</td><td>新換算本数×0.5</td></tr><tr><td>第二段階</td><td>—</td><td>新換算本数×1.0</td></tr></table>					現行の換算方法	改正後の換算方法	現行		現行の換算本数×1.0	—	改正案	第一段階	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5
		現行の換算方法	改正後の換算方法													
現行		現行の換算本数×1.0	—													
改正案	第一段階	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5													
	第二段階	—	新換算本数×1.0													
		(4) 加熱式たばこの課税標準の算定において、重量から除外されるものの範囲を明確化する。														

第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正

1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第69号。以下「税制抜本改革法（地方）」という。）等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第86号）による税制改正の内容

※ 地方消費税率の引上げ時期等は、「税制抜本改革法（地方）」の一部改正（平成27年3月31日法律第2号）により平成29年4月1日施行とされていたが、令和元年10月1日に変更された。

第44表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	地方消費税率の引上げ（時期の変更）	(1) 消費税率10%への引上げ時期を変更し、第45表のとおりとする。	
		(2) 引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む）については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てる。	
		(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する（各年度の交付基準は第45表のとおり）。	

第45表 消費税、地方消費税率と区市町村交付基準の推移

	平成9年4月～	平成26年4月～	平成27年4月～	令和元年 ～9月10月～	令和2年4月～	令和3年4月～
国・地方消費税率	5%	8%			10%	
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕			2.2% 〔消費税額の 78分の22〕	
うち 区市町村交付分	地方消費税納付額の2分の1					
地方消費税交付金 按分基準	2分の1を人口 2分の1を従業者数	(社会保障財源分) 12分の2を人口 (一般財源分) 12分の5を人口 12分の5を従業者数	(社会保障財源分) 17分の7を人口 (一般財源分) 17分の5を人口 17分の5を従業者数		(社会保障財源分) 21分の11を人口 (一般財源分) 21分の5を人口 21分の5を従業者数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者数

第46表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	消費税の軽減税率の導入（消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正）	(1) 令和元年10月から軽減税率制度を導入	
		(2) 対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料	
		(3) 軽減税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）	
		(4) 令和5年10月から適格請求書等保存方式を導入。それまでは簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。	

第47表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 都道府県は、自動車税環境性能割について、その税収から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の100分の65を区市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。	

第48表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方法人課税の偏在是正 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 消費税率10%段階において、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化 【法人住民税法人税割】 道府県民税 : 税率 3.2% → 1.0% (△2.2%) 市町村民税 : 税率 9.7% → 6.0% (△3.7%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。 【地方法人税】 税率 4.4% → 10.3% (+5.9%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。 (2) 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元するとともに、法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設 (特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる) 【法人事業税交付金の概要】 ・交付額 : 法人事業税額の5.4% (令和元、2年度は経過措置あり) ・交付基準 : 従業者数(令和2年度～4年度は経過措置あり)	

2 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)による税制改正の内容

第49表 令和元年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容			増減収見込額
環 境 性 能 割 交 付 金	自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	(1) 非課税又は１％もしくは２％の税率の適用区分について見直しを行う。			
	自動車税環境性能割交付金に係る交付率の見直し	(2) 令和元年10月１日から令和２年９月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を１％分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する（区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付）。 平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。			
			改正前	令和元～３年度	令和４年度～
		市町村への交付率	65%	47%	43%

3 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年3月 29 日法律第3号)による税制改正の内容

第50表 令和元年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額										
森 林 環 境 譲 与 税	森林環境税・譲与税の創設	森林環境税（国税、令和 6 年度から課税）の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に対して令和元年度から譲与する。 ※ 令和 5 年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。	千円 (令和元年度) 362,701										
		譲与基準											
		<table><tr><td>市町村</td><td>総額の 9 割に相当する額を私有林人口林面積 (5/10)、林業就業者数 (2/10)、人口 (3/10) で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正</td></tr><tr><td>都道府県</td><td>総額の 1 割に相当する額を市町村と同様の基準で按分</td></tr></table>	市町村	総額の 9 割に相当する額を私有林人口林面積 (5/10)、林業就業者数 (2/10)、人口 (3/10) で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正	都道府県	総額の 1 割に相当する額を市町村と同様の基準で按分							
		市町村	総額の 9 割に相当する額を私有林人口林面積 (5/10)、林業就業者数 (2/10)、人口 (3/10) で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正										
		都道府県	総額の 1 割に相当する額を市町村と同様の基準で按分										
		令和元年度から令和14年度までの間における森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。											
<table><tr><th>期 間</th><th>市町村</th><th>都道府県</th></tr><tr><td>令和元年度から令和 6 年度まで</td><td>100分の80</td><td>100分の20</td></tr><tr><td>令和 7 年度から令和10年度まで</td><td>100分の85</td><td>100分の15</td></tr><tr><td>令和11年度から令和14年度まで</td><td>100分の88</td><td>100分の12</td></tr></table>	期 間	市町村	都道府県	令和元年度から令和 6 年度まで	100分の80	100分の20	令和 7 年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15	令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12	
期 間	市町村	都道府県											
令和元年度から令和 6 年度まで	100分の80	100分の20											
令和 7 年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15											
令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12											

4 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成 31 年3月 29 日法律第4号)による税制改正の内容

第51表 令和元年10月 1 日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額																
特 別 区 財 政 調 整 交 付 金	地方法人課税における新たな偏在是正措置	(1) 消費税率10%段階において復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（国税）を創設する。 ・課税標準：法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分） ・主な税率区分 <table><tr><th>主な税率区分</th><th>法人事業税 （所得割・収入割） （復元後）</th><th>（改正後）</th><th>特別法人事業税 （創設）</th></tr><tr><td>資本金1億円超の 普通法人</td><td>3.6%</td><td>⇒ 1%</td><td>税額の260%</td></tr><tr><td>資本金1億円以下の 普通法人等</td><td>9.6%</td><td>⇒ 7%</td><td>税額の37%</td></tr><tr><td>収入金額 課税対象法人</td><td>1.3%</td><td>⇒ 1%</td><td>税額の30%</td></tr></table> ・賦課徴収：都道府県（法人事業税と併せて実施） ・国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み ・適用期日：令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用 (2) 特別法人事業税の収入額を、使途を限定しない一般財源として都道府県に譲与する特別法人事業譲与税を創設する。 ・譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限（※）の仕組みを設ける。 ※ 当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない(財源超過額を上限とする。) ・譲与開始時期：令和2年度 (3) 特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないよう、交付率を100分の7.7（現行（※）100分の5.4）に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。 ※ 「現行」とは、令和元年10月以降に適用することとされている交付率に関する規定	主な税率区分	法人事業税 （所得割・収入割） （復元後）	（改正後）	特別法人事業税 （創設）	資本金1億円超の 普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%	資本金1億円以下の 普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%	収入金額 課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%	
	主な税率区分	法人事業税 （所得割・収入割） （復元後）	（改正後）	特別法人事業税 （創設）															
	資本金1億円超の 普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%															
	資本金1億円以下の 普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%															
	収入金額 課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%															

5 所得税法等の一部を改正する法律(平成 31 年 3 月 29 日法律第 6 号)による税制改正の内容

第52表 令和元年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
自動車重量 譲与税	自動車重量税におけるエコカー減税の軽減割合等の見直し	エコカー減税について、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。	千円 (令和元年度) 175,657

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月 31 日法律第5号)による税制改正の内容

第53表 令和 2 年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額															
森 林 環 境 譲 与 税	森林環境譲与税の見直し	(1) 令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする。 <table><tr><th>年度</th><th colspan="2">譲与額</th></tr><tr><th></th><th>(改正前)</th><th>(改正後)</th></tr><tr><td>令和2年度・令和3年度</td><td>200億円</td><td>⇒ 400億円</td></tr><tr><td>令和4年度・令和5年度</td><td>300億円</td><td>⇒ 500億円</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>森林環境税の収入額に相当する額</td><td>⇒ 左の額に300億円を加算した額</td></tr></table>	年度	譲与額			(改正前)	(改正後)	令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円	令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円	令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に300億円を加算した額	千円 (令和2年度) 408,039 (令和4年度) 226,688
	年度	譲与額																
		(改正前)	(改正後)															
	令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円															
	令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円															
	令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に300億円を加算した額															
		(2) 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合を、次のとおりとする。 <table><tr><th>年度</th><th>区市町村</th><th>都道府県</th></tr><tr><td>令和2年度・令和3年度</td><td>20分の17</td><td>20分の3</td></tr><tr><td>令和4年度・令和5年度</td><td>25分の22</td><td>25分の3</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>10分の9</td><td>10分の1</td></tr></table>	年度	区市町村	都道府県	令和2年度・令和3年度	20分の17	20分の3	令和4年度・令和5年度	25分の22	25分の3	令和6年度	10分の9	10分の1				
	年度	区市町村	都道府県															
	令和2年度・令和3年度	20分の17	20分の3															
	令和4年度・令和5年度	25分の22	25分の3															
令和6年度	10分の9	10分の1																

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第54表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する（区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付）。	

第55表 令和3年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額				
特別区財政調整交付金	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとする。 ※ 令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、 <table><tr><td>30%以上50%未満減少している者</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>50%以上減少している者</td><td>ゼロ</td></tr></table>	30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ	
	30%以上50%未満減少している者	2分の1					
50%以上減少している者	ゼロ						
	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充	適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。 ※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により全額を補填し、同交付金のうち、「固定資産税減収補填特別交付金」については、特別区財政調整交付金の財源とする（令和3年度から令和6年度）。					

8 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第56表 令和3年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金	(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間（令和3年4月から令和5年3月まで）の激変緩和措置を講ずる。 (2) 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する（区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付）。	

第57表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区財政調整交付金	固定資産税（土地）の負担調整措置 令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までに取得した資産を対象とする。 なお、この措置に伴う減収については、「固定資産税減収補填特別交付金」により全額を補填し、特別区財政調整交付金の財源とする（令和3年度から令和8年度までに延長）。	

9 令和5年度の地方税法等の一部改正(令和5年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第58表 令和6年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車重量譲与税	エコカー減税について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行制度を令和5年12月31日まで据え置くとともに、各減免区分における燃費基準達成度を段階的に引き上げる。	

10 令和6年度の地方税法等の一部改正(令和6年3月改正予定分)による税制改正の内容

第59表 令和6年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額																
森林環境譲与税	森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し	森林環境譲与税について、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（現行：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（現行：3割）とする。																	
		【改正前】 <table><tr><th>区 分</th><th>譲与割合</th></tr><tr><td>私有林人工林面積</td><td>5 割</td></tr><tr><td>林業就業者数</td><td>2 割</td></tr><tr><td>人口</td><td>3 割</td></tr></table> 【改正後】 <table><tr><th>区 分</th><th>譲与割合</th></tr><tr><td>私有林人工林面積</td><td>5.5割</td></tr><tr><td>林業就業者数</td><td>2 割</td></tr><tr><td>人口</td><td>2.5割</td></tr></table>	区 分	譲与割合	私有林人工林面積	5 割	林業就業者数	2 割	人口	3 割	区 分	譲与割合	私有林人工林面積	5.5割	林業就業者数	2 割	人口	2.5割	
区 分	譲与割合																		
私有林人工林面積	5 割																		
林業就業者数	2 割																		
人口	3 割																		
区 分	譲与割合																		
私有林人工林面積	5.5割																		
林業就業者数	2 割																		
人口	2.5割																		

第 2 部

基 準 財 政 需 要 額

第1章 概要

令和7年度都区財政調整については、令和7年2月3日開催の都区協議会において、「令和7年度都区財政調整方針及び同見込」（第4部資料編参照）が決定された。

基準財政需要額については、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行うものとされた。

本年度の改正点は、次のとおりである。

1 経常的経費

(1) 次の経費等について、新たに算定した。

ア 議会総務費

震災予防対策（防災普及広報等経費）（家具転倒防止器具設置助成事業費）、感震ブレーカー設置助成事業費、参集・安否確認システム維持管理費、行政手続デジタル推進経費、公共施設LED灯切替事業費、テレワーク運営経費、安全安心まちづくり推進事業費（防犯カメラ維持管理費補助金）、能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費

イ 民生費

ひとり親家庭等生活向上事業費、高次脳機能障害者支援事業費、重層の支援体制整備事業費、高齢者補聴器購入費助成事業費、生活保護総務費（医療扶助オンライン資格確認等運営負担金）、放課後児童クラブ事業費及び区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援事業費）

ウ 衛生費

予防接種助成事業費（男性HPV）、予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）、予防接種費（新型コロナウイルス）、予防接種費（五種混合）、乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）

エ 土木費

地域公共交通会議運営費

オ 教育費

【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費、【小・中学校費】コミュニティスクール運営費、図書館管理費（電子書籍サービス事業費）、パラスポーツ推進事業費

(2) 次の経費等について、算定の充実を図った。

ア 議会総務費

区議会事務局運営費

イ 民生費

障害者就労支援事業費、子ども医療費助成事業費、放課後児童クラブ事業費、私立保育所施設型給付費等、指導検査事業費

ウ 衛生費

心身障害者（児）歯科診療事業費（歯科診療委託）、環境施策推進費（低炭素型社会推進費）

エ 経済労働費

労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）

オ 土木費

都市計画事務費（都市整備調査委託）

カ 教育費

【小・中学校費】学校運営費（教育用コンピューター整備費）、【小・中学校費】学校運営費（自動車借上等）、教育相談事業費（いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員報酬）、芸術鑑賞教室、スポーツ推進計画策定経費、指導検査事業費

(3) 次の経費等について、算定内容を見直した。

- ア 民生費
生活扶助費（中国残留邦人等生活支援給付金）
- イ 衛生費
結核予防費（一般患者医療費）、結核予防費（入院患者医療費）
- ウ 清掃費
総務管理費（補償補填及び賠償金）
- エ 土木費
排水場に要する維持管理費（態容補正）

(4) 次の経費等について、算定の改善等を行った。

- ア 議会総務費
会計管理費（預金利子）
- イ 民生費
重度障害者福祉増進事業費及び老人福祉増進事業費、生活困窮者自立支援事業費
- ウ 衛生費
予防接種費（子宮頸がん）、予防接種費（ロタウイルス）、環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託）（単位費用・態容補正Ⅳ）
- エ 清掃費
最終処分委託料
- オ 土木費
建築行政費、放置自転車等対策事業費、自転車駐車場維持管理費（態容補正）
- カ 教育費
要保護準要保護児童生徒就学援助費（単位費用・密度補正）

(5) その他

- ア 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- イ 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- ウ 物騰等による所要の単価改定を行った。

2 投資的経費

(1) 次の経費等について、新たに算定した。

- ア 民生費
放課後児童クラブ新設費
- イ 土木費
自転車走行空間整備事業費（態容補正）

(2) 次の経費等について、算定の改善等を行った。

投資的経費の見直し（建築工事）

(3) その他

令和7年度に限り、公共施設の臨時的改築工事費を算定した。

第2章 経常的経費に係る単価等

第1節 主な統一単価

1	給与費に係る標準給	7,935,709円						
2	時間外勤務手当	2,950円						
3	普通旅費	<table><tr><td>近接地内</td><td>530円</td></tr><tr><td>近接地外</td><td>38,200円</td></tr><tr><td>研修旅費</td><td>516円</td></tr></table>	近接地内	530円	近接地外	38,200円	研修旅費	516円
近接地内	530円							
近接地外	38,200円							
研修旅費	516円							

第2節 給与費に係る標準給の改定内容

第1項 本年度改定内容

給与費に係る標準給 (7,935,709円)

- (1) 定年引上げに伴い、60歳超職員について職層別区分に追加した。
- (2) 職員共済組合事業主負担金等の負担率を変更した。
- (3) 令和7年度給与改定経費は見込んでいない。

第2項 積算等

職層別区分	標準給料		職層別標準給	職員構成比	統合標準給
	級号給	月額			
部長級	行(一) 6-056	499,700円	15,758,387円	0.0078914615	7,935,709円
課長級	行(一) 5-068	436,000円	13,353,552円	0.0249690515	
職員A	行(一) 3-089	390,000円	10,054,437円	0.2043905222	
職員B	行(一) 2-057	308,700円	7,956,481円	0.2857843579	
職員C	行(一) 1-063	255,900円	6,531,275円	0.3337470928	
技能系	行(二) 2-053	289,300円	7,557,331円	0.0797020932	
60歳超職員	行(一) 4-070	282,100円	7,365,809円	0.0211384393	
フルタイム再任用	行(一) 2	235,400円	4,984,480円	0.0423769816	

注1) 職層別区分

部長級、課長級、職員A（係長級）、職員B（主任）、職員C（係員）、技能系、60歳超職員及びフルタイム再任用とした。

注2) 標準給料

行政職給料表（一）及び（二）による。なお、60歳超職員の標準給料月額は、行政職給料表（一）4級70号の7割水準で設定した。

注3) 統合標準給の積算

「職層別標準給×職層別職員構成比」の累計

第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧

経費の種類		測定単位	標準職員数			経費の種類		測定単位	標準職員数		
			計	比例人員	固定人員				計	比例人員	固定人員
議会総務費		人口	456.23	258.71	197.52	生活経済費	人口	人口	5.10	0.50	4.60
民生費	社会福祉費	人口	117.25	109.45	7.80	産業経済費	事業所数	事業所数	17.90	8.90	9.00
	老人福祉費	65歳以上人口	64.92	47.03	17.89	建築公害費	人口	人口	93.00	56.56	36.44
	生活保護費	被保護者数	39.05	27.24	11.81	都市整備費	人口	人口	41.00	35.32	5.68
	児童福祉費	18歳未満人口	123.05	84.30	38.75	道橋りょう費	道路面積	道路面積	49.00	42.93	6.07
		区立保育所入所児童数	457.00	457.00	—	公園費	公園面積	公園面積	18.35	3.79	14.56
	国民健康保険事業助成費	被保険者数	54.00	33.69	20.31	小学校費	学校数	学校数	87.00	87.00	—
衛生費	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	8.00	2.05	5.95	中学校費	学校数	学校数	33.00	33.00	—
	衛生費	人口	129.37	82.12	47.25	その他の教育費	児童生徒数	児童生徒数	82.17	45.72	36.45
	清掃総務費	人口	18.19	11.52	6.67		幼稚園数	幼稚園数	57.75	57.75	—
	収集作業費	人口	120.79	95.87	24.92		人口	人口	53.20	32.63	20.57
	収集車両費	人口	9.00	9.00	—	標準区職員数		標準区職員数	2,179.12	1,666.88	512.24
清掃費	処理処分費	人口	44.80	44.80	—						

第3章 投資的経費に係る単価等

第1節 各種単価の設定

1 単価設定

新設・改築・大規模改修単価の設定については、積算内容に必要な工種を加えて見直し、直近の東京都標準建物予算単価に基づき設定した。また、東京都標準建物予算単価における特別補正費10%及び週休2日対応費2%を反映した。

道路改良等の土木工事単価の設定については、3.3%の物騰率を見込んで設定した。

2 建築単価

区 分	単 価	内 容 説 明
工 事 単 価	新 設	・主体、主体設備、特殊付帯工事費等 561,900円/㎡ ・通常の基礎工事 26,800円/㎡ ・測量、設計、工事監理委託料等 59,600円/㎡
	改 築 (公衆便所)	683,600円/㎡ 1,448,600円/㎡ 新設工事費＋解体工事費
	大 規 模	9,900円/㎡
	改 修 (公衆便所)	14,900円/㎡

注1) 特殊付帯工事には、冷暖房設備、変電設備、昇降機、外構工事等を含む。

注2) 通常の基礎工事とは普通の支持力で支持層15mまで（全区に算入される）。

注3) 初度調弁費は、主体、主体設備、特殊付帯、通常の基礎工事費の50/1,000。

3 用地単価

519,000円/㎡ → 東京都基準地価格調査（令和6年7月1日）による区部住宅地の対前年変動率を乗じて設定

4 その他単価

(1) 道路改良・ガードパイプ取替及び橋りょう架替単価

ア 道路改良単価の決定

(ア) 幅員の設定基準

④ 4.5m未満は、表層AC4cm、上層路盤AS5cm、下層路盤M10cm、C15cm

⑤ 4.5m以上は、アスファルト・コンクリート舗装

・4.5m以上～6.5m未満 表層AC5cm、基層AC5cm、上層路盤M10cm、下層路盤C20cm

・6.5m以上～8.5m未満 表層AC5cm、基層AC10cm、上層路盤M10cm、下層路盤C30cm

・8.5m以上 表層AC5cm、基層AC20cm、上層路盤M15cm、下層路盤C20cm

AC アスファルト混合物層 M 粒度調整碎石層	AS アスファルト処理混合物層 C クラッシャーラン碎石層
---	---

⑥ CBR（舗装厚決定基準） 3%

(イ) 車道改良単価及び歩道込修正単価

幅 員		4.5m未満	4.5m以上6.5m未満 (平均5.5m)	6.5m以上8.5m未満 (平均7.5m)	8.5m以上 (平均14.0m)
単 価		19,900円/㎡	21,500円/㎡	29,300円/㎡	37,100円/㎡
歩 道 込 修 正 単 価	歩道の有無	無	無	片側 (1.5m)	両側 (1.5m × 2)
	修 正 単 価	19,900円/㎡	21,500円/㎡	24,300円/㎡	30,100円/㎡

注) 歩道込修正単価の算出方法

$$\text{歩道込修正単価} = \frac{\text{車道単価} \times \text{車道幅員} + \text{歩道単価} \times \text{歩道幅員}}{\text{道 路 平 均 幅 員}}$$

6.5m以上～8.5m未満の場合

$$\frac{29,300\text{円/㎡} \times 6.0\text{m} + 4,500\text{円/㎡} \times 1.5\text{m}}{7.5\text{m}} \div 24,300\text{円/㎡}$$

8.5m以上の場合

$$\frac{37,100\text{円/㎡} \times 11.0\text{m} + 4,500\text{円/㎡} \times 3.0\text{m}}{14.0\text{m}} \div 30,100\text{円/㎡}$$

イ ガードパイプ取替・橋りょう架替

区 分		単 価	備 考
ガ ー ド パ イ プ		21,100円/m	
橋 り よ う	鋼 橋	515,600円/㎡	設計委託料4%含む
	木橋・コンクリート橋	283,500円/㎡	〃

(2) 公園造成単価

<一般公園>

区 分	単 価
造 成 工 事	37,450円/㎡
設 計 委 託 料	550円/㎡
計	38,000円/㎡

注) 造成工事には、整地、芝張、植栽、外柵等を含む。

(3) 義務教育施設建設単価等

項 目	符 号	単 価	内 容 説 明	備 考
校 舎 建 設 単 価	小	B	508,600円/㎡	主体付帯工事費/基礎工事費/敷地測量/地盤調査/変電施設/太陽光発電設備/設計、工事監理委託料/校具費/その他工事費
		C		
基準面積	養	B		
小： 5,900㎡		C		
養： 3,080㎡	中	B		
中： 6,198㎡		C		
新 設 校 校 具 費	小	D	90,359,500円/校	
	養	D		
	中	D	115,544,600円/校	
給 食 室 設 置 経 費	小	E	322,535,600円/校	ドライ システ ム
	養	E	301,618,600円/校	
	中	E		
新設校活性汚泥槽経費	小	—	86,245,400円/校	下水道 未普及 地 域
	養	F		
	中	—		
鉄 筋 校 舎 取 壊 し 経 費	小	F	31,500円/㎡	
	中	F		
工 事 用 仮 設 校 舎 経 費	小	G	57,000円/㎡	
	中	G		
防 火 戸 設 置 経 費	小	H	2,037,400円/戸	
	養	G		
	中	H		
屋 内 運 動 場 建 設 単 価	小	J	519,000円/㎡	主体付帯工事費/基礎工事費/変電施設/設計、工事監理委託料/校具費
基準面積	養	I		
小： 1,215㎡				
養： 550㎡	中	J		
中： 1,138㎡				
屋 内 運 動 場 取 壊 し 経 費	小	—	25,700円/㎡	
	養	—		
	中	—		
寄 宿 舎 建 設 単 価	養	K	514,400円/㎡	

項 目		符 号	単 価	内 容 説 明		備 考
学 校 プール 建 設 単 価	小	L	701,500円/㎡	主体付帯工事費/基礎工事費/設計、工事監理委託料		
	養	M				
	中	L				
	中	L				
基準面積						
小： 250㎡						
養： 110㎡						
中： 300㎡						
学 校 プール 内 蔵 経 費	小	M	60,200円/㎡	※左記は、態容補正における単価であり、単位費用における同経費については内蔵プールの設置状況を考慮し、左記の単価の1/2で設定をしている。		
	養	N				
	中	M				
学 校 プール 取 壊 し 経 費	小	—	41,000円/㎡			
	養	—				
	中	—				
武 道 場 建 設 経 費	中	—	519,000円/㎡	建設単価	基準面積 柔剣道場:450㎡	
	中	—	25,700円/㎡	取壊し経費	剣道場 :300㎡	
	中	—	1,596,000円/校	大規模改修経費	柔道場 :250㎡	
大 規 模 改 修 経 費	小	—	34,963,900円/校	校舎	21,773,000円/校	
				給食室	2,015,800円/校	
				屋内運動場	4,641,000円/校	
				プール	1,080,700円/校	
				校庭	4,183,200円/校	
				フェンス	1,270,200円/校	
	養	—	21,413,900円/校	校舎	11,494,200円/校	
				給食室	1,885,100円/校	
				屋内運動場	2,100,900円/校	
				プール	480,300円/校	
				校庭	4,183,200円/校	
				フェンス	1,270,200円/校	
	中	—	36,612,400円/校	校舎	23,063,400円/校	
				給食室	1,885,100円/校	
				屋内運動場	4,347,000円/校	
				プール	1,200,800円/校	
				校庭	4,780,800円/校	
				フェンス	1,335,300円/校	

項 目	符 号	単 価	内 容 説 明	備 考
長 寿 命 化 改 修 経 費	小 ー	32,067,400円／校	校舎 29,350,000円／校	
			給食室 2,717,400円／校	
	養 ー	18,035,200円／校	校舎 15,494,100円／校	
			給食室 2,541,100円／校	
	中 ー	33,630,500円／校	校舎 31,089,400円／校	
			給食室 2,541,100円／校	

注) 項目欄中「小」とは小学校費を、「養」とは小学校費（特別支援学校及び養護学園・態容補正）を、

「中」とは中学校費をいう。

また、符号欄について、「小」は小学校費の態容補正（Ⅱ）、「養」は小学校費の態容補正（Ⅳ）、

「中」は中学校費の態容補正（Ⅱ）の、それぞれの算式における符号と一致する。

第2節 所要経費の積算の考え方

区 分		積 算 式
新 設 経 費	工 事 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 × 標 準 区 事 業 量 648,300円/㎡ a ㎡ b か所
	用 地 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 × 標 準 区 事 業 量 519,000円/㎡ a ㎡ b か所
改 築 経 費	工 事 費	単 価 × 耐 用 年 数 × 標 準 事 業 規 模 683,600円/㎡ 1/50 ㎡
大規模改修経費	工 事 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 9,900円/㎡ ㎡

注) 改築経費の考え方(参考)

改築経費については、減価償却方式(定額法)に準じ算定する。

$$(A \text{円}/\text{㎡} \times \text{㎡}) \times 1/50 \div \text{年間償却額} \times$$

↓

調 達 価 額

↓

耐用年数

$$\times \left[\begin{array}{l} \cdot \text{耐用年数を50年とする。} \\ \text{地方公営企業法施行規則別表の定め、事務用RC造り。} \end{array} \right]$$

- ・経費ごとに算定される改築経費(例えば50か所分)を全額投入すれば、当該年度に1か所の改築(既存施設の解体・新設)が可能となる。
- ・現況数の少ない経費は積み立てて投入され、一定の期間ごとに改築可能とする。

第3節 特定財源の積算の考え方

区 分		積 算 式	備 考
国 庫 支 出 金		補助単価 × 標準規模 × 補助率 × 国庫採択見込率 × 標準区事業量 x 円 y ㎡ 1/α Z/100 p 所	※ 国庫採択見込率 国庫採択実績見込量 標準区事業量
都 支 出 金		同 上	同 上
特 別 区 債	建 物	工事単価 × 標準規模 × 充当率 × 許可見込率 × 標準区事業量	※ 許可見込率 許可見込事業量 標準区事業量
	公 園 用 地	用地単価 × 標準区数量 × 充当率 × 許可見込率	同 上

第4節 物騰率の算出方法

土木工事関係

(1) 物価構成比の上昇率

区 分	令和 5年4月	令和5年5月		令和5年6月		令和5年7月		令和5年8月	
		4→5月 上 昇 率	構 成 比	5→6月 上 昇 率	構 成 比	6→7月 上 昇 率	構 成 比	7→8月 上 昇 率	構 成 比
資 材 費	45.05	1.010	45.50	1.011	46.01	1.007	46.35	1.004	46.55
労 務 費	41.56	0.951	39.53	1.005	39.72	1.012	40.20	0.982	39.48
共通経費	13.39	1.001	13.41	1.002	13.43	1.002	13.46	1.003	13.50
計	100.00	0.984	98.43	1.007	99.16	1.009	100.01	0.995	99.52
令和5年9月		令和5年10月		令和5年11月		令和5年12月		令和6年1月	
8→9月 上 昇 率	構 成 比	9→10月 上 昇 率	構 成 比	10→11月 上 昇 率	構 成 比	11→12月 上 昇 率	構 成 比	12→1月 上 昇 率	構 成 比
1.000	46.54	1.004	46.74	1.002	46.85	1.003	46.97	1.005	47.21
1.019	40.23	1.021	41.07	0.980	40.25	0.998	40.17	0.978	39.29
1.000	13.50	1.006	13.58	1.001	13.59	1.002	13.62	1.001	13.64
1.008	100.27	1.011	101.40	0.993	100.69	1.001	100.76	0.994	100.13
令和6年2月		令和6年3月		令和6年4月		令和6年5月		令和6年6月	
1→2月 上 昇 率	構 成 比	2→3月 上 昇 率	構 成 比	3→4月 上 昇 率	構 成 比	4→5月 上 昇 率	構 成 比	5→6月 上 昇 率	構 成 比
1.000	47.23	1.002	47.32	1.002	47.43	1.001	47.50	1.003	47.65
1.018	39.99	1.021	40.83	1.016	41.49	1.010	41.90	1.018	42.66
1.001	13.65	1.001	13.66	0.996	13.61	1.005	13.68	1.004	13.73
1.007	100.87	1.009	101.81	1.007	102.52	1.005	103.07	1.009	104.03

注1) 資材費の上昇率は、日銀企業物価指数及び総務省消費者物価指数による。

注2) 労務費の上昇率は、厚生労働省毎月勤労統計の建設業の給与による。

注3) 共通経費の上昇率は、総務省消費者物価指数による。

(2) 令和6年4月 → 令和7年4月上昇率推計

前頁建築工事関係の上昇率推計と同様の方法による。

令和7年4月（t=17）は、 $Y=0.30 \times 17 + 100.84 = 105.94$

よって、令和6年4月→令和7年4月の上昇率は、 $\left[\frac{105.94}{102.52} - 1 \right] \times 100 \approx 3.3\%$

第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧

経 費 の 種 類		測 定 単 位	施 設		標 準 事 業 規 模
					m ²
議 会 総 務 費		人 口	地 域 交 流 施 設		27,910
民 生 費	社 会 福 祉 費	人 口	心 身 障 害 者 福 祉 施 設		9,730
	老 人 福 祉 費	65歳以上人口	高 齢 者 福 祉 施 設		18,260
	児 童 福 祉 費	15歳未満人口	児 童 福 祉 施 設		35,902
衛 生 費		人 口	保 健 衛 生 施 設		7,100
清 掃 費	収 集 作 業 費	人 口	清 掃 事 務 所 ・ 事 業 所		4,200
		人 口	車 庫		1,200
経 済 費	生 活 経 済 費	人 口	消 費 者 及 び 商 工 振 興 施 設		3,200
土 木 費	建 築 公 害 費	人 口	区 営 住 宅		28,280
	道 路 橋 り ょ う 費	道 路 面 積	公 衆 便 所 （ 道 路 ）		432
	公 園 費	人 口	公 園 （ 新 設 工 事 費 ）		1,500
			公 園 （ 新 設 用 地 費 ）		400
			公 園 （ 改 修 工 事 費 ）		300,000
公 衆 便 所 （ 公 園 ）			1,404		
教 育 費	小 学 校 費	学 校 数	小 学 校 （1校あたり）	校 舎	5,900
				給 食 室	319
				屋 内 運 動 場	1,215
				プ ー ル	630
				校 庭	6,300
				フ ェ ン ス	780
	中 学 校 費	学 校 数	中 学 校 （1校あたり）	校 舎	6,198
				給 食 室	266
				屋 内 運 動 場	1,138
				プ ー ル	700
				校 庭	7,200
				フ ェ ン ス	820
	そ の 他 の 教 育 費	児 童 生 徒 数	校 外 施 設		8,800
		園 児 数	幼 稚 園	園 舎	10,875
				園 庭	6,000
				フ ェ ン ス	3,900
人 口		生 涯 学 習 関 連 施 設		41,450	
		各 種 運 動 施 設		124,916	

第4章 標準行政規模等一覧表

経 費 の 種 類		測 定 単 位		測 定 単 位 の 標 準 区 数 値	
		経 常 的 経 費	投 資 的 経 費		
議 会 総 務 費		人	口	人	口 350,000人
民 生 費	社 会 福 祉 費	人	口	人	口 350,000人
	老 人 福 祉 費	65 歳 以 上 人 口	65 歳 以 上 人 口	65 歳 以 上 人 口	63,000人
	生 活 保 護 費	被 保 護 者 数	—	被 保 護 者 数	7,600人
	児 童 福 祉 費	18 歳 未 満 人 口	—	18 歳 未 満 人 口	47,000人
		区立保育所入所児童数	—	区立保育所入所児童数	3,400人
		私立保育所入所児童数	—	私立保育所入所児童数	1,100人
	—	—	15 歳 未 満 人 口	15 歳 未 満 人 口	38,000人
費	国 民 健 康 保 険 費	被 保 険 者 数	—	被 保 険 者 数	113,780人
	事 業 助 成 費	被 保 険 者 数	—	被 保 険 者 数	34,000人
衛 生 費		人	口	人	口 350,000人
清 掃 費	清 掃 総 務 費	人	口	—	人 口 350,000人
	収 集 作 業 費	人	口	人	口 350,000人
	収 集 車 両 費	人	口	—	人 口 350,000人
	処 理 処 分 費	人	口	人	口 350,000人
経 済 費	生 活 経 済 費	人	口	人	口 350,000人
	産 業 経 済 費	事 業 所 数	—	事 業 所 数	12,000箇所
土 木 費	建 築 公 害 費	人	口	人	口 350,000人
	都 市 整 備 費	人	口	人	口 350,000人
	道 路 橋 り ょ う 費	道 路 面 積	道 路 面 積	道 路 面 積	2,322,000㎡
	公 園 費	公 園 面 積	—	公 園 面 積	300,000㎡
教 育 費	小 学 校 費	児 童 数	—	児 童 数	21,420人
		学 級 数	—	学 級 数	612学級
		学 校 数	学 校 数	学 校 数	34校
	中 学 校 費	生 徒 数	—	生 徒 数	10,800人
		学 級 数	—	学 級 数	270学級
		学 校 数	学 校 数	学 校 数	18校
	そ の 他 の 教 育 費	児 童 生 徒 数	児 童 生 徒 数	児 童 生 徒 数	32,220人
		幼 稚 園 数	—	幼 稚 園 数	15箇所
		—	園 児 数	園 児 数	1,800人
そ の 他 諸 費	公 債 費	元 利 償 還 金	—	元 利 償 還 金	
	財 産 費	年 度 支 払 額	—	年 度 支 払 額	
	そ の 他 行 政 費	人	口	人	口 350,000人

第5章 単位費用積算基礎

第1節 経常的経費

第1項 議会総務費

I 議会総務費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
 - ア 区議会議員の報酬、費用弁償等の区議会運営費及び区議会事務局運営に要する経費
 - イ 一般管理事務費、企画調査費、財産管理費、電子計算事務費、総合行政ネットワーク運営経費及び都・区市町村DX協働運営委員会経費等
 - ウ 人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国市長会負担金及び全国市議会議長会負担金
 - エ 広報広聴費、災害対策費、国民保護法関連事業経費及び安全安心まちづくり推進事業費等
 - オ 区長・副区長・教育長に係る給料・職員手当・共済費、職員研修費及び庁舎維持管理費等
 - カ 住民基本台帳整備費、住居表示管理費、出張所管理運営費、文化振興事業費及び男女共同参画事業費等
 - キ 都民税及び特別区税の賦課徴収に要する経費
 - ク 選挙管理委員会費、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙の執行費並びに区長及び区議会議員選挙の公営費
 - ケ 監査委員の給料、報酬その他監査事務局の事務に要する経費等
 - コ 特別区職員の退職手当に要する経費
 - サ 再任用（短時間）職員給与に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を15,411,959,229円、特定財源を1,114,940,500円と見込み、差引一般財源所要額を14,297,018,729円と算定した。

この結果、単位費用を40,849円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに家具転倒防止器具設置助成事業費について、算定した。
- (2) 新たに感震ブレーカー設置助成事業費について、算定した。
- (3) 新たに参集・安否確認システム維持管理費について、算定した。
- (4) 新たに行政手続デジタル推進経費について、算定した。
- (5) 新たに公共施設LED灯切替事業費について、令和7年度から令和12年度までに要する経費を算定した。
- (6) 新たにテレワーク運営経費について、算定した。
- (7) 新たに防犯カメラ維持管理費補助金について、算定した。
- (8) 新たに能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費について、算定した。
- (9) 区議会事務局運営費について、算定の充実を図った。
- (10) 会計管理費（預金利子）について、算定を改善した。
- (11) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (12) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。

- (13) その他、所要の単価改定等を行った。

Ⅱ 積算の内容

次頁より

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 礎 的 経 費	議会運営費	報酬 442,543,671円	特別職非常勤職員		
			議長 $920,300円 \times 12月 + 920,300円$		
			$\times \frac{145}{100} \times 3.70月 = 15,981,010円$		
			副議長 $789,300円 \times 12月 + 789,300円$		
			$\times \frac{145}{100} \times 3.70月 = 13,706,195円$		
			委員長 ($658,900円 \times 12月 + 658,900円$		
			$\times \frac{145}{100} \times 3.70月) \times 8人 = 91,534,392円$		
			委員長 (予算特別委員会・決算特別委員会)		
			{ ($658,900円 \times 2月 + 658,900円 \times \frac{145}{100}$		
			$\times 3.70月 \times 0.15) +$		
基 礎 的 経 費	議会運営費	報酬 442,543,671円	($610,200円 \times 10月 + 610,200円 \times \frac{145}{100}$		
			$\times 3.70月 \times 0.85) \} \times 2人 = 21,465,430円$		
			副委員長 ($632,100円 \times 12月 + 632,100円$		
			$\times \frac{145}{100} \times 3.70月) \times 8人 = 87,811,336円$		
			副委員長 (予算特別委員会・決算特別委員会)		
			{ ($632,100円 \times 2月 + 632,100円 \times \frac{145}{100}$		
			$\times 3.70月 \times 0.15) +$		
			($610,200円 \times 10月 + 610,200円 \times \frac{145}{100}$		
			$\times 3.70月 \times 0.85) \} \times 2人 = 21,315,094円$		
			議員 ($610,200円 \times 12月 + 610,200円$		
基 礎 的 経 費	議会運営費	報酬 442,543,671円	$\times \frac{145}{100} \times 3.70月) \times 18人 = 190,730,214円$		
			地方議会議員共済会給付費負担金		
			$610,000円 \times \frac{29.3}{100} \times 12月 \times 40人 = 85,790,400円$		
			地方議会議員共済会事務負担金		
			$13,000円 \times 40人 = 520,000円$		
			$442,543,671円 \times \frac{1.5}{1,000} = 663,816円$		
			費用弁償		
			{ 議長、副議長 $722,300円$		
			{ 議員 $@171,100円 \times 38人 = 6,501,800円$		
			議長交際費 $967,000円$		
基 礎 的 経 費	議会運営費	報酬 442,543,671円	議員人頭割		
			{ 消耗品費 $523,800円$		
			{ 印刷製本費 $448,700円$		
			{ 会議費 $523,800円$		
基 礎 的 経 費	議会運営費	報酬 442,543,671円	交際費 $967,000円$		
			需用費 $1,496,300円$		
基 礎 的 経 費	議会運営費	報酬 442,543,671円	災害補償費 $663,816円$		
			旅費 $7,224,100円$		
			交際費 $967,000円$		
			需用費 $1,496,300円$		
			災害補償費 $663,816円$		
			旅費 $7,224,100円$		
			交際費 $967,000円$		
			需用費 $1,496,300円$		
			災害補償費 $663,816円$		
			旅費 $7,224,100円$		

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	〔議会〕 運 営 費	使用料及び 賃借料 負担金補助 及び交付金	1,900,000	タブレット運用経費	@237,500円 × 40人 × $\frac{1}{5}$ = 1,900,000円
			980,000	議長会・委員長会等分担金	980,000円
		計	542,085,287		
	区 議 会 事 務 局 運 営 費	給 与 費	111,099,926		@7,935,709円 × 14.0人 = 111,099,926円
		職 員 手 当 等	1,767,050	時間外勤務手当	@2,950円 × 599時間 = 1,767,050円
		旅 費	267,280	普通旅費	
				〔近接地内	@530円 × 18回 × 12月 = 114,480円
				〔近接地外	@38,200円 × 4回 = 152,800円
		需 用 費	970,000	消耗品費	970,000円
		役 務 費	12,659,000	〔通信運搬費	210,000円
				〔新聞折込・配布委託	5,644,000円
				〔会議録作成委託	6,805,000円
		委 託 料	12,786,000	〔議会公開システム保守	6,715,000円
				〔区議会だより作成委託	6,071,000円
		使用料及び 賃借料	1,219,000	〔自動車借上料	207,000円
				〔システム機器リース料	1,012,000円
		備 品 購 入 費	306,000	図書購入及び一般事務用	306,000円
		計	141,074,256		
	小 計		683,159,543		
	一 般 管 理 事 務 費	報 酬	26,136,250	会計年度任用職員	@14,935円 × 1,750人 = 26,136,250円
		給 与 費	2,779,323,363		@7,935,709円 × 350.23人 = 2,779,323,363円
		職 員 手 当 等	29,395,650	宿日直手当	
				〔土・日・休日	@6,000円 × 234日
				〔平日	@6,000円 × 242日
				〔年末年始	@6,000円 × 12日
					2,928,000円 × 3人 = 8,784,000円
				時間外勤務手当	@2,950円 × 6,987時間 = 20,611,650円
		災 害 補 償 費	1,001,783	職員公務災害見舞金	1,001,783円
		報 償 費	1,621,500		1,621,500円
	旅 費		5,116,040	普通旅費	
				〔近接地内	@530円 × 414回 × 12月 = 2,633,040円
				〔近接地外	@38,200円 × 65回 = 2,483,000円
		交 際 費	2,450,000		2,450,000円

経 費 の 種 類			議 会 総 務 費		測 定 単 位		人 口			
事 業 区 分			節 名		経 費		内 容 説 明			
基 礎 的 経 費	総 務	〔 一 般 管 理 事 務 費 〕	需 用 費	34,237,200	円	{ 消耗品費 22,172,500円 印刷製本費 8,787,800円 会議費 1,084,200円 修繕料 2,192,700円				
			役 務 費	19,597,000		{ 郵便料 3,694,000円 電話料 15,903,000円				
			使 用 料 及 び 賃 借 料	36,359,100		{ ファクシミリ賃借料（含保守等） 26,777,700円 自動車、会場借上料 1,291,800円 職員情報システムリース料 8,289,600円				
			備 品 購 入 費	16,775,800		一般事務用 16,775,800円				
			負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	116,000		地方債協会負担金等分担金 116,000円				
			計	2,952,129,686						
			総 合 教 育 会 議	役 務 費	146,600		会議録作成経費 146,600円			
			管 理	企 画 調 査 費	職 員 手 当 等	2,852,650		時間外勤務手当 @2,950円 × 967時間 = 2,852,650円		
					報 償 費	279,000		279,000円		
					需 用 費	464,700		消耗品費、印刷製本費等（実施計画策定経費含む） 464,700円		
	役 務 費	30,500				郵便料等 30,500円				
	委 託 料	10,061,300				{ 基本構想策定経費 1,328,900円 基本計画策定経費 1,325,800円 公共施設等総合管理計画策定経費 704,000円 個別施設計画策定経費（公園、橋りょう） 3,494,200円 区民意識意向調査経費 3,208,400円				
	計	13,688,150								
	費 費	行 政 評 価 事 務 費	報 償 費	600,600		行政評価委員謝礼 600,600円				
			需 用 費	226,000		{ 消耗品費 24,000円 印刷製本費 202,000円				
			役 務 費	111,100		会議録作成経費 111,100円				
			計	937,700						
		財 政 管 理 費	職 員 手 当 等	1,872,000		{ 高所危険手当（検査） @300円 × 104回 = 31,200円 時間外勤務手当 @2,950円 × 624時間 = 1,840,800円				

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 礎 的 管 理 費	総 務	〔 財 政 管 理 費 〕 旅 費	369,040	普通旅費	
				〔 近接地内 @530円 × 34回 × 12月 = 216,240円	
				〔 近接地外 @38,200円 × 4回 = 152,800円	
		需 用 費	2,583,300	〔 消耗品費	821,200円
				〔 印刷製本費	1,762,100円
		役 務 費	33,300		33,300円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	52,600		52,600円
		備 品 購 入 費	473,500	一般事務用	473,500円
		計	5,383,740		
	管 理	電 子 計 算 需 用 費	10,151,000	電子計算機用消耗品	10,151,000円
		事 務 費 役 務 費	59,541,000	オンライン等回線使用料	59,541,000円
		委 託 料	208,037,000	情報システム保守委託	208,037,000円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	216,573,000	電子計算機レンタルリース料	216,573,000円
		計	494,302,000		
	費	テ レ ワ ー ク 役 務 費	7,018,000	テレワーク回線利用料等	7,018,000円
		運 営 経 費 委 託 料	3,273,000	テレワークシステム運用支援委託	3,273,000円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	9,060,000	テレワーク用端末リース料・ライセンス利用料等	9,060,000円
		計	19,351,000		
	費	行 政 手 続 デ ジ タ ル 推 進 経 費 委 託 料	1,464,000	行政手続各種システム運用保守委託等	1,464,000円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	1,920,000	サービス接続利用料等	1,920,000円
		計	3,384,000		
	費	施 設 予 約 役 務 費	3,606,000	回線使用料	3,606,000円
		シ ス テ ム 委 託 料	13,969,000	システム保守委託	13,969,000円
		経 費 使 用 料 及 び 賃 借 料	9,538,600	機器リース料	9,538,600円
		計	27,113,600		
	費	総 合 行 政 ネットワーク (LGWAN) 運 営 経 費 役 務 費	461,100	回線使用料	461,100円
		委 託 料	1,093,700	提供設備保守委託	1,093,700円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	1,597,700	提供設備等リース料	1,597,700円
		計	3,152,500		

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 礎 的 管 理 費 費	情 報 セキュリティ強化関連経費	役 務 費	円 1,620,500	回線使用料	1,620,500円
		委 託 料	13,721,400	運用保守委託	13,721,400円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	30,993,100	対応機器リース料	30,993,100円
		計	46,335,000		
	情 報 セキュリティクラウド運用経費	役 務 費	13,413,200	情報セキュリティクラウド運用経費	13,413,200円
	自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	6,684,000	運用経費負担金	6,684,000円
	都 市 区 市 村 協 働 委 員 会 運 営 費	委 託 料 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	12,969,300 927,000	電子申請・調達サービス提供委託料 共同事務処理分担金 GovTech東京負担金	12,969,300円 777,000円 150,000円
		計	13,896,300		
	人 事 委 員 会 費	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	19,870,000	共同事務処理分担金	19,870,000円
	特別区協議会分担金	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	5,244,826	共同事務処理分担金	5,244,826円
	特別区長会局事務分担金	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	11,761,586	共同事務処理分担金	11,761,586円
	特別区議会議長会事務局分担金	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,989,022	共同事務処理分担金	2,989,022円
	全国市長会負担金	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,326,000	共同事務処理分担金	1,326,000円
	全国市議会議長会負担金	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,295,000	共同事務処理分担金	1,295,000円
	軽自動車税申告受付業務負担金	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	700,000	負担金	700,000円
	軽自動車税環境性能割徴収取扱費負担金	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	315,000	負担金	315,000円
	法 務 管 理 費	報 酬	3,560,436	会計年度任用職員（顧問弁護士） @275,903円 × 12月 = 3,310,836円 特別職非常勤職員（行政不服審査会委員） @20,800円 × 3回 × 4人 = 249,600円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	総		円			
		〔法 務〕職員手当等	153,400	時間外勤務手当	@2,950円 × 52時間 =	153,400円
		〔管 理 費〕旅 費	21,200	普通旅費		
				近接地内	@530円 × 40回 =	21,200円
		需 用 費	3,731,000	消耗品費		3,731,000円
		役 務 費	94,410	通信運搬費		44,540円
				行政不服審査会反訳経費		49,870円
		委 託 料	4,693,100	例規データシステム保守委託		4,693,100円
		計	12,253,546			
準	務	指定管理者報 償 費	387,600	選定委員会委員謝礼	@66,800円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ =	253,840円
		選定等経費		評価委員会委員謝礼	@35,200円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ =	133,760円
		委 託 料	1,036,000	財務分析及び労働環境分析委託		1,036,000円
		計	1,423,600			
		広 報 広 聴 費				
		職員手当等	2,076,800	時間外勤務手当	@2,950円 × 704時間 =	2,076,800円
		報 償 費	962,400			962,400円
		旅 費	458,080	普通旅費		
				近接地内	@530円 × 48回 × 12月 =	305,280円
的	管			近接地外	@38,200円 × 4回 =	152,800円
		需 用 費	54,366,200	消耗品費		1,713,800円
				印刷製本費		52,349,200円
				会議費		181,000円
				修繕料		122,200円
		役 務 費	44,699,400	回線使用料		308,600円
				郵便料		336,800円
				区民便利帳配布経費		1,937,500円
				新聞折込料等		42,116,500円
		委 託 料	99,204,800	ホームページ運営		17,147,600円
経	理			区のお知らせ等デザイン委託		6,572,700円
				映像広報製作・放映委託		60,014,900円
				点字広報等経費		5,634,400円
				区報等編集事務委託		9,835,200円
		使用料及び賃借料	170,600			170,600円
		工事請負費	2,105,400			2,105,400円
費	費					

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 礎 的 管 理 費	〔 広 報 〕 〔 広 聴 費 〕	備 品 購 入 費	567,300	567,300円	
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	32,000	32,000円	
		計	204,642,980		
	情 報 公 開 ・ 報 酬 個 人 情 報 保 護 事 業 費	報 酬	624,960	特別職非常勤職員（情報公開・個人情報保護審議会委員） @13,020円 × 4回 × 12人 = 624,960円	
		報 償 費	491,750	情報公開・個人情報保護審査会 @19,670円 × 5回 × 5人 = 491,750円	
		需 用 費	167,100	消耗品費 167,100円	
		役 務 費	144,900	審議会・審査会テープ翻訳等 144,900円	
		計	1,428,710		
	災 害 対 策	報 酬	32,979,474	{ 特別職非常勤職員（防災会議委員） @9,580円 × 30人 × 2回 = 574,800円 会計年度任用職員（防災指導員） @5,400,779円 × 6人 = 32,404,674円	
		職 員 手 当 等	651,950	時間外勤務手当（地域防災計画作成等） @2,950円 × 221時間 = 651,950円	
		旅 費	120,310	普通旅費 @530円 × 227回 = 120,310円	
		需 用 費	1,121,600	{ 印刷製本費 1,031,000円 会議費 90,600円	
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	900,000	防火防災協会助成 @300,000円 × 3団体 = 900,000円	
		計	35,773,334		
		職 員 手 当 等	2,283,300	時間外勤務手当（災害時） @2,950円 × 774時間 = 2,283,300円	
	災 害 対 策	需 用 費	3,340,100	防災被服、クリーニング費用 3,340,100円	
		備 品 購 入 費	176,800	災害対策本部用 176,800円	
	策 費	計	5,800,200		

経 費 の 種 類				議 会 総 務 費		測 定 単 位		人 口				
事 業 区 分				節 名		経 費		内 容 説 明				
基 礎 的 経 費	総 務 課	災 害 救 助 法 適 用 外	災 害 報 酬	1,045,450	円	会計年度任用職員 @14,935円 × 70人 = 1,045,450円						
			救 助 費	2,283,300		時間外勤務手当 @2,950円 × 774時間 = 2,283,300円						
			〔 災 害 救 助 法 適 用 外 〕	旅 費	342,380		普通旅費 @530円 × 646回 = 342,380円					
				需 用 費	850,300		{ 救援物資等 802,000円 印刷製本費 48,300円					
			使 用 料 及 び 賃 借 料	202,800		{ 会場使用料 20,500円 自動車借上料 182,300円						
				負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	600,000		被災世帯見舞金 600,000円					
			計	5,324,230								
			準 務 害 的 管 対 経 理 策 費 費 費	消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 等 共 済 基 金 掛	共 済 費	630,000		{ 応急措置従事者 @0.3円 水防従事者 @1.5円 } @1.8円 × 350,000人 = 630,000円				
					負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,581,000		消防団員福祉共済掛金助成 @3,000円 × 527人 = 1,581,000円				
					計	2,211,000						
費 費 費	総 合 防 災 訓 練	災 害 救 助 法 適 用 外	職 員 手 当 等	5,430,950		時間外勤務手当 @2,950円 × 1,841時間 = 5,430,950円						
			報 償 費	437,700		医師等費用弁償 437,700円						
			需 用 費	8,255,700		{ 消耗品費 3,638,100円 印刷製本費 2,481,600円 軽可搬ポンプ維持管理費 @12,000円 × 178台 = 2,136,000円						
				委 託 料	4,601,200		会場設営等 4,601,200円					
			使 用 料 及 び 賃 借 料	673,400		自動車借上料等 673,400円						
			工 事 請 負 費	644,100		訓練会場整地費 644,100円						
			備 品 購 入 費	88,000		88,000円						
			計	20,131,050								
			費 費 費	水 害 対 策 経 費	災 害 救 助 法 適 用 外	需 用 費	1,599,600		{ 消耗品費 327,300円 ハザードマップ印刷製本費 625,900円 水害対策備蓄品 646,400円			
						委 託 料	2,018,700		{ 水防訓練会場設営等 468,100円 ハザードマップ作成・更新委託 1,550,600円			
計	3,618,300											

経 費 の 種 類				議 会 総 務 費		測 定 単 位		人 口	
事 業 区 分				節 名		経 費		内 容 説 明	
基 礎 的 経 費	総 務 課	災 害 対 策	震 災 予 防 対 策 〔 防 災 普 及 広 報 等 経 費 〕	職 員 手 当 等	604,750	時 間 外 勤 務 手 当	@2,950円 × 205時間 =	604,750円	
				報 償 費	81,500	防 災 教 育 講 師 謝 礼		81,500円	
				旅 費	120,310	普 通 旅 費	@530円 × 227回 =	120,310円	
				需 用 費	4,818,700	〔 印 刷 製 本 費 〕		3,628,100円	
						〔 消 耗 品 費 〕		1,190,600円	
				役 務 費	311,400	印 刷 物 配 布 経 費		311,400円	
				委 託 料	3,507,900	防 災 教 育 講 演 会 等 委 託		3,507,900円	
				使 用 料 及 び 賃 借 料 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	7,978,400	緊 急 地 震 通 報 シ ス テ ム 運 用 経 費		7,978,400円	
					1,580,000	家 具 転 倒 防 止 器 具 設 置 助 成 事 業 費	@20,000円 × 79件 =	1,580,000円	
				計	19,002,960				
的 管 理 策 費	総 務 課	災 害 対 策	震 災 予 防 対 策 〔 起 震 車 運 行 等 経 費 〕	需 用 費	303,500	〔 燃 料 費 〕		91,100円	
						〔 修 繕 費 〕		212,400円	
				役 務 費	26,300	保 険 料		26,300円	
				委 託 料	749,800	保 守 点 検 委 託 料		749,800円	
				備 品 購 入 費	4,760,100	起 震 車 購 入 費	@28,560,500円 × $\frac{1}{6}$ =	4,760,100円	
				公 課 費	25,000	自 動 車 重 量 税		25,000円	
				計	5,864,700				
				防 災 市 民 組 織 育 成 費	需 用 費	3,315,500	〔 消 耗 品 費 〕		2,889,500円
						〔 印 刷 製 本 費 〕		426,000円	
				工 事 請 負 費	416,100	防 災 倉 庫 補 修 等		416,100円	
備 品 購 入 費	19,359,400	防 災 用 資 器 材		19,359,400円					
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	10,964,000	〔 組 織 運 営 経 費 助 成 〕	@58,000円 × 183組織 =	10,614,000円					
		〔 防 火 防 災 訓 練 災 害 補 償 等 掛 金 〕		350,000円					
計	34,055,000								
費 費 費	総 務 課	災 害 対 策	感 震 プ レ ー カ ー 設 置 助 成 事 業 費	需 用 費	3,798,698	配 布 事 業	@5,550円 × 684.45件 =	3,798,698円	
				負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,964,800	補 助 事 業	@47,200円 × 84件 =	3,964,800円	
				計	7,763,498				

経 費 の 種 類				議 会 総 務 費		測 定 単 位		人 口		
事 業 区 分				節 名		経 費		内 容 説 明		
基 礎 的 経 営 費	災 害 防 災 費	基 礎 的 経 営 費	災 害 用 食 料 備 蓄 〔避難所用〕	需 用 費	69,148,798	円	{	クラッカー等	@149円 × 164,858食 = 24,563,842円	
								アルファ化米	@209円 × 149,264食 = 31,196,176円	
								調製粉乳	@2.33円 × 536,354g = 1,249,705円	
	準 務 害 的 管 対	災 害 防 災 費	基 礎 的 経 営 費	帰 宅 困 難 者 対 策 食 料 等 の 備 蓄	需 用 費	36,300,735	円	{	即席めん	@149円 × 743食 = 110,707円
									その他	@209円 × 57,552食 = 12,028,368円
									生活必需品の備蓄	毛布、敷布等の備蓄
	経 営 策 費	経 営 策 費	経 営 策 費	災 害 用 品 及 び 医 薬 資 器 材 等 の 備 蓄	需 用 費	9,145,430	円	{	職員及び児童福祉施設等利用者用（3日分）	33,658,623円
									職員・教職員、児童館・学童保育利用児童、保育所入所園児（2歳以上）、区立小・中学校児童生徒、幼稚園児用	
									食料（普通食）、水、簡易トイレ、毛布	@1,229円 × 26,035人 = 31,997,015円
	経 営 策 費	経 営 策 費	経 営 策 費	避 難 標 識 維 持 管 理 費	職 員 手 当 等	439,550	円	{	保育所入所園児（2歳未満）	
									食料（ミルク、携帯おかん器）、水、簡易トイレ、毛布	@2,458円 × 676人 = 1,661,608円
									一時滞在施設用（3日分）	2,642,112円
経 営 策 費	経 営 策 費	経 営 策 費	避 難 標 識 維 持 管 理 費	役 務 費	465,080	円	{	食料（普通食）、水、簡易トイレ、毛布	@1,251円 × 2,112人 = 2,642,112円	
								医薬品	3,400人 × $\frac{681,608円}{1,000人}$ = 2,317,470円	
								医療資器材等	3,400人 × $\frac{2,008,223円}{1,000人}$ = 6,827,960円	
経 営 策 費	経 営 策 費	経 営 策 費	工 事 請 負 費	旅 費	16,430	円	{	時間外勤務手当	@2,950円 × 149時間 = 439,550円	
								普通旅費	@530円 × 31回 = 16,430円	
								清掃費	@5,940円 × 65基 = 386,100円	
経 営 策 費	経 営 策 費	経 営 策 費	備 品 購 入 費	計	4,670,570	円	{	塗装費等	@3,590円 × 22基 = 78,980円	
								移設費	@87,700円 × 65基 × $\frac{3}{100}$ = 171,020円	
								撤去費	@159,660円 × 13基 = 2,075,580円	
経 営 策 費	経 営 策 費	経 営 策 費	避 難 道 路 標 識	計	4,670,570	円	{	避難場所標識	@186,100円 × 37基 × $\frac{1}{10}$ = 688,570円	
								{	@319,400円 × 22基 × $\frac{1}{10}$ = 702,680円	
									@186,100円 × 6基 × $\frac{1}{10}$ = 111,660円	

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 礎 的 管 理 費	総 務 課	災 害 防 衛 部 門 消 火 器 需 用 費 管 理 費	円		
			6,531,780	消火器更新	6,531,780円
				本体 @13,000円 × 3,230本 × $\frac{1}{9}$ =	4,665,560円
				収納箱 @5,200円 × 3,230個 × $\frac{1}{9}$ =	1,866,220円
		委 託 料	4,249,100	薬剤補填	4,249,100円
		計	10,780,880		
		防 災 行 政 需 用 費 無 シ ス テ ム 役 務 費 維 持 委 託 料 管 理 費	400,800	光熱水費	400,800円
			4,797,200	電波利用料	4,797,200円
			31,278,590	無線機器保守点検・総務省定期検査・免許更新手数料	
					31,278,590円
		計	36,476,590		
		水 位 雨 量 需 用 費 観 測 シ ス テ ム 役 務 費 維 持 委 託 料 管 理 費	71,900	光熱水費（電気料）	71,900円
			1,438,000	回線使用料	1,438,000円
			4,698,500	システム保守点検	4,698,500円
			3,440,100	システムリース料	3,440,100円
		計	9,648,500		
		被 災 者 委 託 料 生 活 支 援 シ ス テ ム 再 建 支 援 シ ス テ ム 運 用 経 費	3,671,900	システム運用委託料	3,671,900円
		参 集 ・ 安 否 確 認 シ ス テ ム 維 持 管 理 費	1,143,000	システム運用委託料等	1,143,000円
		災 害 防 衛 部 門 災 害 対 応 力 強 化 経 費	4,385,914,000	能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費	4,385,914,000円
		小 計	4,720,406,275		
		公 衆 無 線 委 託 料 L A N 経 費	14,608,000	運用及び保守管理委託料	@176,000円 × 83箇所 = 14,608,000円
		国 民 保 護 報 酬	215,460	特別職非常勤職員（国民保護協議会委員）	
		法 関 連		@10,260円 × 21人 × 1回 =	215,460円
		事 業 経 費 需 用 費	385,200	消耗品費	192,600円
				印刷製本費	192,600円
			35,500	通信運搬費	19,800円
				その他（速記料等）	15,700円
		計	636,160		

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 礎 的 管 理 費	安 全 安 心 報 酬	329,600	特別職非常勤職員（安全安心まちづくり推進協議会委員） @10,300円 × 8人 × 4回 = 329,600円		
	まちづくり推進事業費需用費	5,802,400	啓発・PR費 332,000円 防犯グッズ購入費 1,107,100円 消耗品費 221,300円 印刷製本費 332,000円 自動通話録音機購入費 @6,000円 × 635台 = 3,810,000円		
	委 託 料	63,022,176	防犯パトロール委託経費 @1,806円 × 18時間 × 312日 × 6人 = 60,854,976円 安全安心メールシステム保守費用 2,167,200円		
	備 品 購 入 費	221,300	一般事務用 221,300円		
	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	45,551,617	防犯協会助成 @589,000円 × 3団体 = 1,767,000円 防犯設備助成 38,917,000円 防犯カメラ維持管理費助成 4,867,617円		
			{ 特定財源（都支出金） 23,530,000円 $3,810,000円 \times \frac{1}{2} = 1,905,000円$ $34,521,000円 \times \frac{1}{2} = 17,261,000円$ $4,395,000円 \times \frac{1}{3} = 1,465,000円$ $5,585,703円 \times \frac{1}{2} = 2,793,000円$ $319,297円 \times \frac{1}{3} = 106,000円$		
	計	114,927,093			
	特 別 職 給 料	45,609,600	給料 45,609,600円		
	職 員 費		{ 区長 1,139,200円 × 1人 × 12月 = 13,670,400円 副区長 920,600円 × 2人 × 12月 = 22,094,400円 教育長 820,400円 × 1人 × 12月 = 9,844,800円 }		
	職 員 手 当 等	39,086,324	地域手当 { (1,139,200円 + 920,600円 × 2人 + 820,400円) × 0.12 } × 12月 = 5,473,152円 期末手当 20,448,684円 { 区長 $1,139,200円 \times 1人 \times \frac{147.4}{100} \times 3.65月 = 6,129,010円$ 副区長 $920,600円 \times 2人 \times \frac{147.4}{100} \times 3.65月 = 9,905,840円$ 教育長 $820,400円 \times 1人 \times \frac{147.4}{100} \times 3.65月 = 4,413,834円$		

経 費 の 種 類			議 会 総 務 費		測 定 単 位		人 口	
事 業 区 分			節 名		経 費		内 容 説 明	
基 礎 的 経 理 費	総 務 管 理 費	〔 特 別 職 員 費 〕	共 済 費	円 10,056,780	退職手当 13,164,488円			
					{	区長	1,139,200円 × 1人 × $\frac{451}{100}$ =	5,137,792円
						副区長	920,600円 × 2人 × $\frac{325}{100}$ =	5,983,900円
						教育長	820,400円 × 1人 × $\frac{249}{100}$ =	2,042,796円
					職員共済組合事業主負担金 9,973,088円			
					区長 2,654,508円			
					{	(1)	650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{152.295}{1,000}$ =	1,187,903円
						(2)	1,500,000円 × 2回 × 1人 × $\frac{138.695}{1,000}$ =	416,086円
						(3)	1,150,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{53.790}{1,000}$ =	742,302円
						(4)	5,730,000円 × 1人 × $\frac{53.790}{1,000}$ =	308,217円
					副区長 4,941,414円			
					{	(1)	650,000円 × 2人 × 12月 × $\frac{152.295}{1,000}$ =	2,375,806円
						(2)	1,500,000円 × 2回 × 2人 × $\frac{138.695}{1,000}$ =	832,172円
						(3)	930,000円 × 2人 × 12月 × $\frac{53.790}{1,000}$ =	1,200,592円
						(4)	4,953,000円 × 2人 × $\frac{53.790}{1,000}$ =	532,844円
					教育長 2,377,166円			
					{	(1)	650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{152.295}{1,000}$ =	1,187,903円
						(2)	1,500,000円 × 2回 × 1人 × $\frac{138.695}{1,000}$ =	416,086円
						(3)	830,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{53.790}{1,000}$ =	535,748円
						(4)	4,414,000円 × 1人 × $\frac{53.790}{1,000}$ =	237,429円
		公務災害補償基金掛金		71,531,436円 × $\frac{1.17}{1,000}$ =	83,692円			
		公務災害補償費附加給付		71,531,436円 × $\frac{20}{100}$ × $\frac{1.5}{1,000}$ =	21,459円			
		計		94,774,163				
費 費		非常勤職員 公務災害 補償費	負担金補助 及び交付金	3,649,000	全非常勤〔各款（議会費を除く）の報酬 × $\frac{1.5}{1,000}$ 〕 = 3,649,000円			
		職員共済 組合給与 負担金	負担金補助 及び交付金	21,685,742	共済組合事務従事職員給与費負担金 21,685,742円			
		職員共済 組合業務 経理負担金	負担金補助 及び交付金	33,330,540	共済組合運営費及び給付事業事務費負担金 33,330,540円			
		職員選考 試験費	需用費 委託料	155,300 343,900	消耗品費 155,300円 問題作成委託、健康診断料 343,900円			
		計		499,200				

経 費 の 種 類			議 会 総 務 費		測 定 単 位		人 口			
事 業 区 分			節 名		経 費		内 容 説 明			
基 準 的 管 理 費	総 務 的 管 理 費	職 員 昇 任 委 託 料 選 考 費	円	445,100	問題作成・採点委託 445,100円					
		職 員 健 康 報 酬 管 理 費	需 用 費 委 託 料	7,923,928 422,300 49,433,579	{	特別職非常勤職員（産業医非常勤報酬）	3,396,000円			
						会計年度任用職員（臨床心理士非常勤報酬）	4,527,928円			
						消耗品費	422,300円			
						職員健康管理委託料				
						標準職員分				
						@14,790円 × 2,179.12人 =	32,229,185円			
						再任用短時間職員分				
						@14,790円 × 200人 =	2,958,000円			
						非常勤職員分	@14,790円 × 656.07人 =	9,703,275円		
						ストレスチェック委託料				
						標準職員分				
						@1,260円 × 2,179.12人 =	2,745,691円			
						再任用短時間職員分				
						@1,260円 × 200人 =	252,000円			
						非常勤職員分	@1,260円 × 656.07人 =	826,648円		
						雇入時健診	@8,660円 × 83人 =	718,780円		
						備品購入費	226,600	一般事務用	226,600円	
						計	58,006,407			
						職 員 被 服 需 用 費 貸 与 費	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	11,872,800 14,350,000	{	貸与被服購入費
		事業運営助成金	12,530,000円							
		結婚貸付金交付金	1,820,000円							
		職 員 研 修 費	報 償 費	899,000	講師謝礼（外部講師） @15,500円 × 58時間 =					899,000円
		旅 費	215,760	受講旅費 @465円 × 464人 =	215,760円					
職 層 研 修 基 礎 研 修 実 務 研 修 専 門 研 修 共 同 研 修	需 用 費 委 託 料 使 用 料 及 び 貸 借 料 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	650,500 8,823,000 294,500 13,789,000 24,671,760	{	消耗品費	355,300円					
				印刷製本費	257,300円					
				会議費	37,900円					
				研修委託料	8,823,000円					
				会場、バス借上料	294,500円					
				共同研修分担金	12,741,000円					
				その他負担金	1,048,000円					
				計						

経 費 の 種 類			議 会 総 務 費		測 定 単 位		人 口				
事 業 区 分			節 名		内 容		説 明				
基 礎 的 管 理 費	総 務	財 産 管 理 費	報 酬	310,400	特別職非常勤職員（財産評価委員） @7,760円 × 40回 = 310,400円						
			職 員 手 当 等	1,840,800	時間外勤務手当 @2,950円 × 624時間 = 1,840,800円						
			旅 費	526,580	{ 普通旅費 { 近接地内 @530円 × 43回 × 12月 = 273,480円 { 近接地外 @38,200円 × 3回 = 114,600円 費用弁償 138,500円						
			需 用 費	266,800	{ 消耗品費 122,900円 印刷製本費 143,900円						
			役 務 費	748,000	{ 郵券等 14,000円 火災保険料 734,000円						
			委 託 料	1,442,700	土地建物測量委託等 1,442,700円						
			使 用 料 及 び 賃 借 料	4,411,300	施設保全・営繕積算システム使用料 4,411,300円						
			原 材 料 費	51,900	51,900円						
			備 品 購 入 費	67,100	67,100円						
					{ 特定財源（財産収入） 94,348,600円 土地建物等貸付 92,613,800円 物品他売払収入等 1,734,800円 }						
			計	9,665,580							
			経 費	理 費	車 両 維 持 管 理 費	職 員 手 当 等	224,200	時間外勤務手当 @2,950円 × 76時間 = 224,200円			
						旅 費	4,240	普通旅費 @530円 × 8回 = 4,240円			
					需 用 費	2,623,700	{ 燃料費 1,869,500円 消耗品費 407,500円 修繕料 346,700円				
						役 務 費	662,000	自動車損害保険料 662,000円			
委 託 料	34,699,500	車両管理委託 @3,855,500円 × 9人 = 34,699,500円									
使 用 料 及 び 賃 借 料	346,700	{ 有料道路、駐車場使用料 228,200円 自動車借上料 118,500円									
	備 品 購 入 費	3,964,800			自動車 @1,585,900円 × 15台 × $\frac{1}{6}$ = 3,964,800円						
公 課 費	283,500	自動車重量税 @37,800円 × 15台 × $\frac{1}{2}$ = 283,500円									
	計	42,808,640									

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 礎 的 管 理 費	総 務	庁 舎 維 持 需 用 費 管 理 費	133,615,000 円	{ 光熱水費 120,168,000円	
				{ 消耗品費 6,669,000円	
		役 務 費	31,378,000	{ 修繕費 6,778,000円	
				{ 通信運搬費 28,929,000円	
		委 託 料	259,172,500	{ 廃棄物処理手数料 2,449,000円	
				{ 管理委託 65,706,000円	
				{ 清掃委託 60,805,000円	
				{ 保守委託 77,327,000円	
				{ 庁中取締 @3,855,500円 × 5人 = 19,277,500円	
				{ 交換便 11,272,000円	
				{ 電話交換 24,785,000円	
		使用料及び 賃 借 料	25,692,000	25,692,000円	
		工 事 請 負 費	31,395,000	{ 庁舎維持修繕（建築） 13,740,000円	
		備 品 購 入 費	3,426,000	{ 庁舎維持修繕（土木） 17,655,000円	
				3,426,000円	
		計	484,678,500	{ 特定財源 18,139,000円	
				{ 使用料及び手数料	
				{ 土地及び建物使用料 17,146,000円	
				{ 財産収入 993,000円	
経 費	理 費	区 立 施 設 委 託 料 定 期 点 検 調 査 費	66,810,300	{ 建築物点検調査費	
				29,685,200円 × $\frac{1}{3}$ = 9,895,000円	
				{ 建築設備及び昇降機点検調査費 15,566,900円	
				{ 外壁点検調査費	
				145,025,600円 × $\frac{1}{10}$ = 14,503,000円	
費 費	費	自 治 体 総 合 賠 償 責 任 保 險 費	8,748,000	{ フロン排出点検調査費 4,011,000円	
				{ 防火設備点検調査費 22,834,400円	
		区 民 関 係 等 事 務 費	15,634,080	{ 自治体総合賠償責任保険料 8,748,000円	
費 費	費	報 酬	15,634,080	{ 会計年度任用職員（区民相談（法律・税務・交通事故相談）相談員報酬）	
				@29,610円 × 528回 = 15,634,080円	

経 費 の 種 類			議 会 総 務 費		測 定 単 位		人 口				
事 業 区 分			節 名		経 費		内 容 説 明				
基 礎	管 理	的	〔 区民関係等 事 務 費 〕	職 員 手 当 等	430,700	時間外勤務手当					
				報 償 費	558,000	相談業務関係	@2,950円 × 89時間 = 262,550円				
						地域活動関係	@2,950円 × 57時間 = 168,150円				
				旅 費	197,160	人権擁護員	@7,750円 × 6人 × 12月 = 558,000円				
						普通旅費					
				需 用 費	450,700	相談業務関係	@530円 × 248回 = 131,440円				
						地域活動関係	@530円 × 124回 = 65,720円				
				役 務 費	219,000	消耗品費	184,000円				
						印刷製本費	221,000円				
				委 託 料	443,700	修繕料	45,700円				
通信運搬費	219,000円										
準 務	的	管 理	〔 区民関係等 事 務 費 〕	使用料及び 賃 借 料	83,700	調査委託料	443,700円				
				備品購入費	48,300	相談会場等	83,700円				
				負担金補助 及び交付金	178,000		48,300円				
				計	18,243,340	人権擁護協会等負担金	178,000円				
				地 域	報 償 費	227,500	講師等謝礼	227,500円			
							コミューティ 活 動 支 援 費	委 託 料	9,287,500	NPO活動等支援事業	9,287,500円
										負担金補助 及び交付金	98,021,000
							自治会・町会会館の整備助成金	5,000,000円			
				計	107,536,000						
				費 費	的	管 理	〔 住民登録 事 務 費 〕	住 民 基 本	報 酬	38,831,000	会計年度任用職員
台帳整備費	職員手当等	9,354,450	時間外勤務手当					@2,950円 × 3,171時間 = 9,354,450円			
〔 住民登録 事 務 費 〕	需 用 費	7,678,000	消耗品費					3,016,300円			
			印刷製本費					4,562,700円			
戸 籍 費	役 務 費	1,211,100	修繕料					99,000円			
			通信運搬費					1,211,100円			
印鑑登録 事 務 費	委 託 料	151,354,665	戸籍業務補助委託	@3,855,500円 × 13.63人 = 52,550,465円							
			戸籍等システム保守委託料	89,443,600円							
			コンビニ交付証明書等発行委託料	2,200,700円							
			コンビニ交付システム保守運用委託料	7,159,900円							

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 礎 的 経 費	基 礎 的 管 理 費	〔 住 民 基 本 台 帳 整 備 費 〕 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 計	円 70,733,900	{ 複写機等借上料 658,700円 戸籍等システムリース料 61,865,900円 コンビニ交付機器等借上料 8,209,300円 印鑑登録事務用等 843,300円 { 分担金（戸籍事務協力会、外国人登録事務研究会） 32,000円 コンビニ交付証明書交付センター負担金 4,264,000円 { 特定財源（使用料及び手数料） 150,057,000円 戸籍関係手数料 55,655,000円 印鑑証明手数料 30,388,000円 住民登録証明手数料 61,979,000円 その他手数料 2,035,000円 }	
			843,300		
			4,296,000		
			284,302,415		
	住 民 基 本 台 帳 ネットワーク システム 運 営 費	需 用 費	153,100	消耗品費 153,100円	
		委 託 料	9,141,100	システム保守委託料 9,141,100円	
		使 用 料 及 び 賃 借 料	7,099,200	システム機器借上料 7,099,200円	
		計	16,393,400		
	住 居 表 示 管 理 費	職 員 手 当 等	380,550	時間外勤務手当 @2,950円 × 129時間 = 380,550円	
		旅 費	6,360	普通旅費（近接地内等） @530円 × 12回 = 6,360円	
		需 用 費	617,700	住居番号表示板及び街区表示板等の購入 617,700円	
		役 務 費	36,700	通信運搬費 36,700円	
		委 託 料	2,880,700	住居番号表示版及び街区表示版関連業務委託 2,880,700円	
		使 用 料 及 び 賃 借 料	85,200	85,200円	
		計	4,007,210		
	出 張 所 管 理 運 営 費	需 用 費	20,776,300	{ 光熱水費 15,326,100円 消耗品費 3,375,800円 印刷製本費 971,300円 修繕料 1,103,100円	
		役 務 費	4,315,100	{ 通信運搬費 2,813,900円 その他役務費 1,501,200円	

経 費 の 種 類			議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口			
事 業 区 分			節 名	経 費	内 容 説 明				
基 礎 的 経 費	総 務 的 管 理 費	〔 出 張 所 〕 〔 管理運営費 〕	委 託 料	59,985,100	{	保守委託	16,437,500円		
						出張所業務委託	19,645,100円		
						清掃委託等	14,595,700円		
						その他の委託料	9,306,800円		
			使用料及び賃借料	9,782,200		9,782,200円			
			工事請負費	19,087,300		19,087,300円			
		備品購入費	1,245,800		1,245,800円				
		計	115,191,800						
		基 礎 的 経 費	総 務 的 管 理 費	地 域 総 合 防 災 セ ン タ ー 及 び 災 害 対 策 要 員 住 宅 維 持 管 理 費	需 用 費	1,893,500	1	地域総合防災センター	7,552,860円
					役 務 費	1,513,090		光熱水費	1,893,500円
委 託 料	3,700,270				{	通信運搬費	1,144,520円		
						その他	368,570円		
工 事 請 負 費	446,000				{	庁舎管理委託			
						清掃	375,160円		
					設備等	3,325,110円			
					建物維持補修	446,000円			
2	災害対策要員住宅				5,837,220円				
	需 用 費				905,500	{	光熱水費	503,900円	
		消耗品費	40,900円						
		修繕費	360,700円						
	役 務 費	98,200	{	通信運搬費	68,600円				
				その他	29,600円				
委 託 料	2,831,820	{	住宅管理委託	1,102,520円					
			清掃委託	708,750円					
			機械設備保守委託	1,020,550円					
工 事 請 負 費	1,971,000	建物維持補修	1,971,000円						
備品購入費	30,700		30,700円						
			{	特定財源（使用料及び手数料）	13,356,000円	{			
			{	職員住宅収入					
計	13,390,080								

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 礎 的 経 費	地 域 総 合 防 災 センター 管 理 運 営 費	職 員 手 当 等	870,250	時間外勤務手当	@2,950円 × 295時間 = 870,250円
		旅 費	445,200	普通旅費（近接地内）	@530円 × 70回 × 12月 = 445,200円
		需 用 費	1,735,000	消耗品費	288,200円
				印刷製本費	397,900円
				会議費	473,800円
				修繕料	575,100円
		委 託 料	17,390,200	設備機器保守	2,153,900円
				防災情報システム保守	15,236,300円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	549,000	ファクシミリ等の賃借	549,000円
		原 材 料 費	806,600		806,600円
基 礎 的 経 費	地 域 センター 管 理 運 営 費	備 品 購 入 費	230,400		230,400円
		計	22,026,650		
	区 民 センター 管 理 運 営 費	委 託 料	123,158,700	指定管理者管理運営委託	123,158,700円
	地 域 センター 管 理 運 営 費	需 用 費	33,365,700	1 直営施設（3館分）	
				光熱水費	9,415,900円 × 3館 = 28,247,700円
				消耗品費	982,100円 × 3館 = 2,946,300円
				修繕料	723,900円 × 3館 = 2,171,700円
		役 務 費	4,444,200	通信運搬費	304,600円 × 3館 = 913,800円
				その他手数料	1,176,800円 × 3館 = 3,530,400円
		委 託 料	123,640,500	管理運営委託	32,477,300円 × 3館 = 97,431,900円
				清掃委託	3,816,200円 × 3館 = 11,448,600円
				機械設備保守委託	4,412,300円 × 3館 = 13,236,900円
				警備等委託	507,700円 × 3館 = 1,523,100円
基 礎 的 経 費	地 域 センター 管 理 運 営 費	使 用 料 及 び 賃 借 料	2,530,200	機器借上げ	843,400円 × 3館 = 2,530,200円
		工 事 請 負 費	8,313,000	建物維持補修	2,771,000円 × 3館 = 8,313,000円
		備 品 購 入 費	440,100		146,700円 × 3館 = 440,100円
				2 指定管理者導入施設（1館分）	
		委 託 料	26,036,300	指定管理者管理運営委託	26,036,300円 × 1館 = 26,036,300円
				特定財源（使用料及び手数料）	
				直営施設3館分	
				14,627,000円 × 3館 = 43,881,000円	
		計	198,770,000		

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 礎 的 経 営 費	男 女 共 同 セ ン タ ー 管 理 運 営 費	円			
		需 用 費	3,651,500	光熱水費	2,276,800円
				消耗品費	540,500円
				修繕料	834,200円
		役 務 費	923,700	通信運搬費	251,000円
				その他手数料	672,700円
		委 託 料	19,159,400	管理運営委託	17,020,100円
				清掃委託	712,000円
				機械設備保守委託	1,300,400円
				警備委託	126,900円
基 礎 的 経 営 費	男 女 共 同 セ ン タ ー 管 理 運 営 費	使用料及び賃借料	662,300	機器借上げ	662,300円
		工事請負費	195,000	建物維持補修	195,000円
		備品購入費	127,400		127,400円
				〔 特定財源（使用料及び手数料） 〕	2,205,000円
		計	24,719,300		
基 礎 的 経 営 費	外 国 人 生 活 支 援 等 事 業 費	旅 費	9,271,000	特別旅費（青少年等招致・派遣）	
				① 951,000円 × 15人 × $\frac{1}{2}$ =	7,132,500円
				② 611,000円 × 7人 × $\frac{1}{2}$ =	2,138,500円
		委 託 料	32,198,600	交流活動等	5,769,100円
				外国人向け冊子等作成	8,686,000円
				日本語教室等	6,343,100円
				外国人生活相談・支援・調査等	4,354,900円
				通訳タブレット運用経費 @1,409,100円 × 5台 =	7,045,500円
		計	41,469,600		
基 礎 的 経 営 費	文 化 振 興 事 業 費	委 託 料	59,433,000	芸術、文学、音楽等の文化振興事業	
				59,433,000円	
	平 和 普 及 活 動 事 業 費	委 託 料	3,431,800	イベント関係（平和展等）	
				3,431,800円	
	男 女 共 同 参 画 事 業 費	報 酬	539,500	特別職非常勤職員（男女共同参画推進会議委員報酬）	
				学識経験者 @20,550円 × 4人 × 5回 =	411,000円
				区民代表者 @2,570円 × 10人 × 5回 =	128,500円
		報 償 費	2,672,800	講師等謝礼	
				2,672,800円	
		需 用 費	1,980,700	消耗品費	742,100円
				印刷製本費	1,238,600円

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 礎 的 経 営 費	総 務	〔 男 女 共 同 〕 参画事業費	円		
		委 託 料	5,248,340	相談業務委託	5,098,500円
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	148,000	行動計画策定経費 @749,200円 × $\frac{1}{5}$ =	149,840円
				団体活動助成金等	148,000円
		計	10,589,340		
	人 権 啓 発 事 業 費	報 償 費	134,800	講師等謝礼	134,800円
		需 用 費	708,200	消耗品費	472,400円
				印刷製本費	235,800円
		役 務 費	25,500	郵送料等	25,500円
		委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料	197,400 74,100	講演会等委託料 講演会等会場使用料	197,400円 74,100円
		計	1,140,000		
	管 理	会 計 管 理 費			
		職 員 手 当 等	1,501,550	時間外勤務手当	@2,950円 × 509時間 = 1,501,550円
		旅 費	210,000	普通旅費	
				近接地内	@530円 × 15回 × 12月 = 95,400円
				近接地外	@38,200円 × 3回 = 114,600円
		需 用 費	3,097,100	消耗品費	175,700円
				印刷製本費	2,921,400円
		役 務 費	33,300		33,300円
		委 託 料	12,645,200	出納事務委託	12,645,200円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	149,600		149,600円
		備 品 購 入 費	328,100	一般事務用	328,100円
		計	17,964,850	特定財源（諸収入） 預金利子 257,000円	
費	新 地 方 公 会 計 制 度 運 用 経 費	委 託 料	4,511,700	財務書類作成委託	4,511,700円
	公 共 施 設 LED 灯 切 替 事 業 費	工 事 請 負 費	837,255,582	令和7年度から令和12年度分	837,255,582円
小 計			11,493,275,773		

経 費 の 種 類			議 会 総 務 費		測 定 単 位		人 口	
事 業 区 分			節 名	経 費	内 容 説 明			
基 徴	準	的 税	賦 課 徴 収 費 報 酬	67,423,405	円			
					{ 会計年度任用職員（徴収嘱託員） @6,174,491円 × 9.42人 = 58,163,705円			
					{ 会計年度任用職員 @14,935円 × 620人 = 9,259,700円			
					給 与 費 611,049,593 @7,935,709円 × 77人 = 611,049,593円			
					職 員 手 当 等 14,027,250 時間外勤務手当 @2,950円 × 4,755時間 = 14,027,250円			
					旅 費 3,264,680 普通旅費			
					{ 近接地内 @530円 × 480回 × 12月 = 3,052,800円			
					{ 近接地外 { @38,200円 × 4回 = 152,800円 @8,440円 × 7回 = 59,080円			
					需 用 費 16,024,500 { 消耗品費 1,310,300円			
					{ 印刷製本費 14,427,400円			
経 費	費 費	的 税	役 務 費	32,494,000	{ 会議費 224,000円			
					{ 修繕料 62,800円			
					{ 郵送料 6,198,000円			
					{ 電話料 26,296,000円			
					委 託 料 23,740,700 { 審査システム運用 9,484,400円			
					{ 徴税事務委託 13,207,200円			
					{ コンビニ交付証明書等発行委託料 316,600円			
					{ コンビニ交付システム保守運用委託料 732,500円			
					使 用 料 及 び 賃 借 料 189,300,400 { 電子計算機レンタルリース料 187,606,700円			
					{ 自動車、会場借上料等 853,500円			
{ コンビニ交付機器等借上料 840,200円								
経 費	費 費	的 税	備 品 購 入 費	336,800	一般事務用 336,800円			
					負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 8,913,400 { 納税貯蓄組合補助金 791,000円			
					{ 地方税共同機構負担金 7,517,000円			
					{ 東京税務協会分担金 169,400円			
					{ コンビニ交付証明書交付センター負担金 436,000円			

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 費 用 費	徴 税	〔 賦課徴収費 〕 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	126,397,000	還付金等	126,397,000円
				特定財源 使用料及び手数料 納課税証明手数料 都支出金 都民税徴収取扱費 諸収入 769,166,900円 21,747,000円 613,944,000円 133,475,900円 133,432,000円 43,900円	
		計	1,092,971,728		
	公 金 取 扱 手 数 料	役 務 費	78,965,022	指定金融機関業務経費 受託業務経費 郵便局窓口収納手数料 指定金融機関派出業務経費	40,913,191円 27,958,431円 193,400円 9,900,000円
		委 託 料	11,951,611	特別区民税・軽自動車税コンビニエンスストア収納委託料 @68円 × 142,692件 = 9,703,056円 月額基本料 @33,414円 × 12月 = 400,968円 特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料 月額基本料 @67,957円 × 12月 = 815,484円	 1,032,103円
		計	90,916,633		
	小 計		1,183,888,361		
	選 挙 費	選 挙 管 理 報 酬	12,043,200	特別職非常勤職員（委員報酬）	
		選 委 員 会 費		委員長 @292,000円 × 1人 委員 @237,200円 × 3人 1,003,600円 × 12月 = 12,043,200円	
		給 与 費	71,421,381	@7,935,709円 × 9.0人 =	71,421,381円
		職 員 手 当 等	643,100	時間外勤務手当 @2,950円 × 218時間 =	643,100円
		旅 費	797,340	普通旅費 近接地内 @530円 × 448回 = 237,440円 近接地外 @38,200円 × 1回 = 38,200円 費用弁償	 521,700円
		交 際 費	90,000		90,000円
		需 用 費	103,200	消耗品費 印刷製本費 会議費 後援会表示物	25,700円 26,300円 25,500円 25,700円

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	〔選挙管理委員会費〕	円			
		委託料	5,652,700	選挙システム保守点検委託	5,652,700円
		使用料及び賃借料	2,117,800	選挙システム機器賃借料	2,117,800円
		備品購入費	89,300	一般事務用	89,300円
		負担金補助及び交付金	103,000		103,000円
		計	93,061,021		
	選挙常時啓発普及費	報償費	827,200	推進委員講師謝礼	827,200円
		需用費	1,100,500	消耗品費	478,000円
				印刷製本費	526,500円
				会議費	96,000円
		役務費	231,000	通信運搬費	231,000円
		使用料及び賃借料	161,000	会場借上料等	161,000円
		計	2,319,700		
	区長及び区議会議員選挙執行費	報酬	1,533,921	特別職非常勤職員（投票管理者等）	
				$4,657,100円 \times \frac{1}{4} =$	1,164,280円
				会計年度任用職員	
				$@14,935円 \times 99人 \times \frac{1}{4} =$	369,641円
		職員手当等	3,150,600	時間外勤務手当	$@2,950円 \times 4,272時間 \times \frac{1}{4} =$ 3,150,600円
		報償費	5,065,700	投開票事務従事報償、点字判読	
				$20,262,800円 \times \frac{1}{4} =$	5,065,700円
		旅費	31,800	普通旅費	$@530円 \times 240回 \times \frac{1}{4} =$ 31,800円
		需用費	1,861,240	消耗品費	$4,537,500円 \times \frac{1}{4} =$ 1,134,380円
				印刷製本費	$2,629,300円 \times \frac{1}{4} =$ 657,330円
				修繕費	$278,100円 \times \frac{1}{4} =$ 69,530円
		役務費	5,527,500	投票所入場券郵送料	$13,400,000円 \times \frac{1}{4} =$ 3,350,000円
				電信料	$328,000円 \times \frac{1}{4} =$ 82,000円
				啓発宣伝費等	$8,382,000円 \times \frac{1}{4} =$ 2,095,500円
		委託料	6,071,680	投開票所設営撤去等委託	$24,286,700円 \times \frac{1}{4} =$ 6,071,680円
		使用料及び賃借料	883,380	自動車等借上料	$3,533,500円 \times \frac{1}{4} =$ 883,380円
		計	24,125,821		

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 費	選 挙 費	区 長 及 び 区 議 会 議 員 選 挙 公 営 費	職 員 手 当 等	円	時間外勤務手当	$@2,950円 \times 514時間 \times \frac{1}{4} = 379,080円$
			需 用 費	6,287,890	選挙公報	$2,507,200円 \times \frac{1}{4} = 626,800円$
					ビラ作成	424,780円
					区長	$341,900円 \times \frac{1}{4} = 85,480円$
					区議	$1,357,200円 \times \frac{1}{4} = 339,300円$
					ポスター印刷	5,236,310円
					区長	$1,862,300円 \times \frac{1}{4} = 465,580円$
					区議	$19,082,900円 \times \frac{1}{4} = 4,770,730円$
			役 務 費	2,142,030	選挙用はがき	
					区長	$1,352,400円 \times \frac{1}{4} = 338,100円$
経 費	監 査 委 員 費	報 酬			区議	$7,215,700円 \times \frac{1}{4} = 1,803,930円$
			委 託 料	8,097,910	選挙公報配布	$4,267,700円 \times \frac{1}{4} = 1,066,930円$
					ポスター掲示場設置	7,030,980円
					区長	$7,283,100円 \times \frac{1}{4} = 1,820,780円$
					区議	$20,840,800円 \times \frac{1}{4} = 5,210,200円$
			使 用 料 及 び 賃 借 料	1,662,310	自動車借上料	
					区長	$643,700円 \times \frac{1}{4} = 160,930円$
					区議	$6,005,500円 \times \frac{1}{4} = 1,501,380円$
			計	18,569,220		
			小 計	138,075,762		
経 費	監 査 委 員 費	報 酬			特別職非常勤職員（委員報酬）	
					識見を有する者	$@303,400円 \times 1人 \times 12月 = 3,640,800円$
					議員選出者	$@155,700円 \times 2人 \times 12月 = 3,736,800円$
			給 料	7,981,200	常勤委員給料	$@665,100円 \times 1人 \times 12月 = 7,981,200円$
			給 与 費	47,614,254		$@7,935,709円 \times 6.0人 = 47,614,254円$
			職 員 手 当 等	6,846,508	時間外勤務手当	$@2,950円 \times 312時間 = 920,400円$
					常勤委員手当	5,926,108円
					地域手当	$@665,100円 \times \frac{12}{100} \times 12月 = 957,744円$
					期末手当	$@665,100円 \times \frac{147.4}{100} \times 3.65月 = 3,578,305円$
					退職手当	$@665,100円 \times \frac{209}{100} = 1,390,059円$

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位		人 口	
事 業 区 分		節 名		内 容		説 明	
基 準 的	〔 監 査 委 員 費 〕	共 済 費	2,250,021	円			
				職員共済組合事業主負担金			
				2,235,376円			
				$\left\{ \begin{array}{l} (1) \quad 650,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{152.295}{1,000} = 1,187,903円 \\ (2) \quad 1,500,000円 \times 2回 \times 1人 \times \frac{138.695}{1,000} = 416,086円 \\ (3) \quad 680,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{53.790}{1,000} = 438,926円 \\ (4) \quad 3,578,000円 \times 1人 \times \frac{53.790}{1,000} = 192,461円 \end{array} \right.$			
				公務災害補償基金掛金			
				$12,517,249円 \times \frac{1.17}{1,000} = 14,645円$			
		災 害 補 償 費	3,755	公務災害補償費附加給付			
				$12,517,249円 \times \frac{20}{100} \times \frac{1.5}{1,000} = 3,755円$			
		旅 費	697,530	$\left\{ \begin{array}{l} \text{普通旅費} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{近接地内} \quad @530円 \times 521回 = 276,130円 \\ \text{近接地外} \quad @38,200円 \times 2回 = 76,400円 \end{array} \right. \\ \text{費用弁償} \end{array} \right.$			
				345,000円			
経 費	退 職 手 当 費	交 際 費	84,000	84,000円			
		需 用 費	226,600	$\left\{ \begin{array}{l} \text{消耗品費} \quad 39,500円 \\ \text{印刷製本費} \quad 160,100円 \\ \text{会議費} \quad 27,000円 \end{array} \right.$			
		使 用 料 及 び 賃 借 料	19,600	19,600円			
		備 品 購 入 費	31,600	一般事務用			
				31,600円			
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	100,000	分担金			
				100,000円			
		計	73,232,668				
再任用(短時間)職員経費	給 与 費	750,942,800	再任用(短時間)職員給与				
			$@3,754,714円 \times 200人 = 750,942,800円$				
合 計		15,411,959,229					

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位		人 口		
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明		
特 定 財 源			円					
	使 用 料 及 び 手 数 料		248,392,000	1	安全安心まちづくり推進事業費			
					都支出金		23,530,000円	
	都 支 出 金		637,474,000	2	財産管理費			
					財産収入		94,348,600円	
	財 産 収 入		95,341,600	3	庁舎維持管理費		18,139,000円	
				{	使用料及び手数料		17,146,000円	
	諸 収 入		133,732,900		財産収入		993,000円	
				4	住民基本台帳整備費			
					使用料及び手数料		150,057,000円	
				5	地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費			
					使用料及び手数料		13,356,000円	
				6	地域センター管理運営費			
					使用料及び手数料		43,881,000円	
				7	男女共同センター管理運営費			
					使用料及び手数料		2,205,000円	
				8	会計管理費			
					諸収入		257,000円	
				9	賦課徴収費		769,166,900円	
				{	使用料及び手数料		21,747,000円	
					都支出金		613,944,000円	
					諸収入		133,475,900円	
	合 計			1,114,940,500				
	差 引 一 般 財 源			14,297,018,729円				
数 値			350,000人					
単 位 費 用			40,849円					

第2項 民生費

I 民生費の概要

第1 社会福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、各社会福祉事業の一般管理事務費、心身障害者福祉施設管理運営費、各種援護事業費、障害者のための経費及び国民年金事務費等について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を11,292,489,399円、特定財源を5,592,491,460円と見込み、差引一般財源所要額を5,699,997,939円と算定した。

この結果、単位費用を16,286円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たにひとり親家庭等生活向上事業費について、算定した。
- (2) 新たに高次脳機能障害者支援事業費について、算定した。
- (3) 新たに重層的支援体制整備事業費について、算定した。
あわせて、関連する生活困窮者自立支援事業費、地域生活支援事業費、老人福祉費（介護保険事業助成費（地域支援事業交付金））、児童福祉費（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業）の算定を見直した。
- (4) 障害者就労支援事業費について、算定の充実を図った。
- (5) 指導検査事業費（社会福祉法人分）について、算定の充実を図った。
- (6) 生活困窮者自立支援事業費について、算定を改善した。
- (7) 重度障害者福祉増進事業費について、算定を改善した。
- (8) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (9) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (10) その他、所要の単価改定等を行った。

3 過年度改定内容

介護人材確保等対策事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。

第2 老人福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、老人福祉に要する事業経費について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、65歳以上人口63,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を5,058,429,019円、特定財源を388,107,000円と見込み、差引一般財源所要額を4,670,322,019円と算定した。

この結果、単位費用を74,132円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに高齢者補聴器購入費助成事業費について、算定した。
- (2) 老人福祉増進事業費について、算定を改善した。

- (3) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (4) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (5) その他、所要の単価改定を行った。

第3 生活保護費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活保護費は測定単位「被保護者数」により、生活保護の一般管理事務に要する経費、生活扶助費等について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保護者数7,600人とした。
- (3) 標準区の所要経費を4,512,097,321円、特定財源を3,086,040,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,426,057,321円と算定した。
この結果、単位費用を187,639円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに生活保護総務費（医療扶助オンライン資格確認等運営負担金）について、算定した。
- (2) 生活扶助費（中国残留邦人等生活支援給付金）について、算定内容を見直した。
- (3) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (4) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (5) その他、所要の単価改定を行った。

第4 児童福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 児童福祉費は測定単位「18歳未満人口」、「区立保育所入所児童数」及び「私立保育所入所児童数」により、次の経費を算定した。

ア 「18歳未満人口」を測定単位とするもの

各種児童福祉事業の一般管理事務に要する経費、児童手当、児童扶養手当、児童館管理運営費、地域子ども・子育て支援事業費及び区立母子生活支援施設管理運営費等

イ 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

区立保育所の運営に要する経費

ウ 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

私立保育所施設型給付費等

- (2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりである。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 d ÷ a
	人	円	円	円	円
18歳未満人口	47,000	16,889,347,009	9,168,541,000	7,720,806,009	164,272
区立保育所入所児童数	3,400	6,326,081,784	731,431,016	5,594,650,768	1,645,486
私立保育所入所児童数	1,100	1,846,486,950	1,045,780,384	800,706,566	727,915

2 本年度改定内容

- (1) 「18歳未満人口」を測定単位とするもの
 - ・新たに放課後児童クラブ事業費（医療的ケア児支援事業費）について、算定した。
 - ・新たに指導検査事業費（保育施設分）について、算定した。
 - ・乳幼児医療費助成事業費、義務教育就学児医療費助成事業費について、算定の充実を図った。
 - ・放課後児童クラブ事業費について、算定の充実を図った。
 - ・令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
 - ・定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
 - ・その他、所要の単価改定等を行った。
- (2) 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの
 - ・新たに区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援事業費）について、算定した。
 - ・令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
 - ・定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
 - ・その他、所要の単価改定等を行った。
- (3) 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの
 - ・私立保育所施設型給付費等について、算定の充実を図った。
 - ・その他、所要の単価改定等を行った。

3 過年度改定内容

- (1) 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。
- (2) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。
- (3) 保育所等賃借料補助事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。

第5 国民健康保険事業助成費

1 単位費用算定の概要

- (1) 国民健康保険事業助成費は測定単位「被保険者数」により、国民健康保険事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数113,780人とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,671,290,371円、特定財源を2,014,423,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,656,867,371円と算定した。
この結果、単位費用を14,562円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (2) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (3) その他、所要の単価改定等を行った。

第6 後期高齢者医療制度事業助成費

1 単位費用算定の概要

- (1) 後期高齢者医療制度事業助成費は測定単位「被保険者数」により、後期高齢者医療制度事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数34,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,120,444,414円、特定財源を412,859,000円と見込み、差引一般財源所要額を2,707,585,414円と算定した。
この結果、単位費用を79,635円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (2) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (3) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	社会福祉総務費	給与費	666,599,556	@7,935,709円 × 84人 = 666,599,556円		
		職員手当等	4,177,200	時間外勤務手当 @2,950円 × 118時間 × 12月 = 4,177,200円		
	〔福祉事務所運営費を含む〕	旅費	559,840	普通旅費		
				{ 近接地内 @530円 × 64回 × 12月 = 407,040円		
				{ 近接地外 @38,200円 × 4人 = 152,800円		
		需用費	1,900,920	{ 会議費 54,230円		
				{ 消耗品費 1,089,490円		
				{ 印刷製本費 757,200円		
		役務費	730,920	{ 通信運搬費 684,120円		
				{ 広告料その他 46,800円		
経		委託料	10,640,800	障害福祉システム保守委託		10,640,800円
		使用料及び賃借料	8,265,570	{ 会場使用料 56,080円		
				{ 自動車借上料 91,280円		
				{ 障害福祉システム機器リース料 8,118,210円		
		備品購入費	190,710	事務用備品		190,710円
		負担金補助及び交付金	10,000	全国手話言語市区長会負担金		10,000円
		計	693,075,516			
	地域福祉計画作成	報酬	191,910	特別職非常勤職員（委員報酬）		
				{ 委員長 @21,330円 × 1人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 17,060円		
				{ 委員 @13,660円 × 16人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 174,850円		
費		需用費	9,120	消耗品費等 @45,600円 × $\frac{1}{5}$ = 9,120円		
		委託料	1,342,950	計画作成業務委託等 @6,714,760円 × $\frac{1}{5}$ = 1,342,950円		
		計	1,543,980			
	女性福祉資金貸付金	職員手当等	126,850	時間外勤務手当 @2,950円 × 43時間 = 126,850円		
		旅費	10,070	普通旅費（近接地内） @530円 × 19回 = 10,070円		
		需用費	22,270	消耗品費等		22,270円
	〔令和10年度で時限算定〕	役務費	91,570	通信運搬費		91,570円
				{ 特定財源（諸収入）		17,528,000円 }
		計	250,760			

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	女性相談支援員 設置費	職員手当等	849,600	時間外勤務手当		
				@2,950円 × 12時間 × 12月 × 2人 =	849,600円	
		旅費	141,510	普通旅費（近接地内）	@530円 × 267回 =	141,510円
		需用費	129,400	消耗品費	@64,700円 × 2人 =	129,400円
		役務費	61,580	通信費	@18,220円 × 2人 =	36,440円
				移送費	@12,570円 × 2人 =	25,140円
		備品購入費	18,440	事務用備品	@9,220円 × 2人 =	18,440円
		負担金補助 及び交付金	12,000			12,000円
	計	1,212,530	特定財源（国庫支出金） $4,323,800円 \times \frac{1}{2} = 2,161,000円$			
的 経 費	母子自立 支援員設置費	報酬	6,086,448	会計年度任用職員	@253,602円 × 12月 × 2人 =	6,086,448円
		職員手当等	424,800	時間外勤務手当	@2,950円 × 6時間 × 12月 × 2人 =	424,800円
		旅費	224,210	普通旅費（近接地内）	@530円 × 267回 =	141,510円
				特別旅費	@41,349円 × 2人 =	82,700円
		需用費	582,940	消耗品費等		582,940円
		役務費	109,620	通信費		109,620円
		備品購入費	18,440	事務用備品	@9,220円 × 2人 =	18,440円
		負担金補助 及び交付金	8,000	分担金	@4,000円 × 2人 =	8,000円
	計	7,454,458				
	地域社会福祉 協議会育成費	負担金補助 及び交付金	169,470,000	活動費補助		
費	心身障害者福祉 施設管理運営費	報酬	5,032,365	一般運営費補助	6,800,000円	
				福祉活動専門員設置補助	6,870,000円	
				人件費補助	@7,790,000円 × 20人 =	155,800,000円
				特別職非常勤職員（嘱託医）	@41,890円 × 12月 × 1.5所 =	754,020円
費	心身障害者福祉 施設管理運営費	報酬	5,032,365	特別職非常勤職員（受託作業工賃）	@3,310円 × 12月 × 50人 × 1.5所 =	2,979,000円
				会計年度任用職員	@14,935円 × 58人 × 1.5所 =	1,299,345円

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口	
事業区分		節名	経費	内容説明			
基 準 的 經 費	〔心身障害者福祉施設管理運営費〕		円				
		給与費	184,505,234	@7,935,709円 × 15.5人 × 1.5所 =	184,505,234円		
		職員手当等	9,606,675	時間外勤務手当	@2,950円 × 2,171時間 × 1.5所 =	9,606,675円	
		報償費	247,670		@165,110円 × 1.5所 =	247,670円	
		旅費	260,025	普通旅費			
				近接地内	@530円 × 255回 × 1.5所 =	202,725円	
				近接地外	@38,200円 × 1回 × 1.5所 =	57,300円	
		需用費	7,410,735	光熱水費		4,681,275円	
				{電気料	@1,217,000円 × 1.5所 =	1,825,500円	
				ガス料	@716,870円 × 1.5所 =	1,075,305円	
				水道料	@1,143,490円 × 1.5所 =	1,715,235円	
				燃料費	@43,490円 × 1.5所 =	65,235円	
				一般需用費		1,659,840円	
				{消耗品費	@1,074,320円 × 1.5所 =	1,611,480円	
				印刷製本費	@32,240円 × 1.5所 =	48,360円	
				修繕料	@713,080円 × 1.5所 =	1,069,620円	
			役務費	1,192,575	電話代、調律代	@795,050円 × 1.5所 =	1,192,575円
			委託料	720,206,955	{管理運営委託	@12,557,450円 × 1.5所 =	18,836,175円
					清掃委託	@2,688,210円 × 1.5所 =	4,032,315円
					警備委託	@999,560円 × 1.5所 =	1,499,340円
			機械設備保守委託	@2,458,950円 × 1.5所 =	3,688,425円		
			指定管理委託料	@92,286,760円 × 7.5所 =	692,150,700円		
	使用料及び賃借料	1,823,010		@1,215,340円 × 1.5所 =	1,823,010円		
	工事請負費	1,299,060		@866,040円 × 1.5所 =	1,299,060円		
	原材料費	28,965		@19,310円 × 1.5所 =	28,965円		
	備品購入費	979,020		@652,680円 × 1.5所 =	979,020円		
	負担金補助及び交付金	1,716,900		@1,144,600円 × 1.5所 =	1,716,900円		
	扶助費	70,500		@47,000円 × 1.5所 =	70,500円		
	公課費	18,450		@12,300円 × 1.5所 =	18,450円		
			{特定財源（諸収入）受託事業収入 2,979,000円}				
	計	934,398,139					

経 費 の 種 類		社 会 福 祉 費		測 定 単 位	人 口				
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明					
基 準 的 経 費	宿 泊 所 等 管 理 運 営 費 〔 路 上 生 活 者 自 立 支 援 事 業 分 含 む 〕	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	81, 137, 590 円	特別区人事・厚生事務組合分担金					
				宿泊所運営費等分担金 56, 596, 090円					
				路上生活者自立支援事業等分担金 24, 541, 500円					
	生 活 困 窮 者 自 立 支 援 事 業 費	委 託 料	201, 525, 620	生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金対象事業					
				151, 842, 000円					
				生活困窮者就労準備支援事業費等補助金対象事業 49, 683, 620円 特定財源（国庫支出金） 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金 92, 886, 000円 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 37, 263, 000円					
	各 種 援 護 事 業 費	報 酬 職 員 手 当 等 報 償 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 計	2, 718, 170	1	肢体不自由児慰安会 404, 620円 時間外勤務手当 @2, 950円 × 41時間 = 120, 950円 医師、看護師謝礼 30, 280円 調査引率等旅費 40, 940円 参加者弁当等 @1, 220円 × 60人 = 73, 200円 消耗品費 12, 730円 通信費 15, 520円 バス借上料 @1, 190円 × 60人 = 71, 400円 入場料 @660円 × 60人 = 39, 600円				
					2 身体障害者協会、保護士会等福祉団体に対する助成事業				
					6, 353, 100円				
					会計年度任用職員 @14, 935円 × 182人 = 2, 718, 170円				
時間外勤務手当 @2, 950円 × 15時間 × 12月 = 531, 000円									
普通旅費（近接地内） @530円 × 22回 × 12月 = 139, 920円									
928, 630円									
272, 630円									
22, 770円									
243, 100円									
46, 590円									
108, 370円									
99, 080円									
42, 840円									
1, 200, 000円									
						6, 757, 720			

経 費 の 種 類		社 会 福 祉 費		測 定 単 位	人 口							
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明								
基 準	知的 障 害 者 福 祉 事 業 管 理 費	報 酬	円									
			209,090	会計年度任用職員 @14,935円 × 14人 = 209,090円								
		職 員 手 当 等	591,600	{	特殊勤務手当							
					@200円 × 20日 × 12月 × 2人 = 96,000円							
					時間外勤務手当							
		@2,950円 × 7時間 × 12月 × 2人 = 495,600円										
		報 償 費	304,320	知的障害者相談員活動費								
				報償費 @3,170円 × 8人 × 12月 = 304,320円								
		旅 費	141,510	普通旅費（近接地内） @530円 × 267日 = 141,510円								
		需 用 費	68,680	資料印刷費等								
		@540円 × （ 8人 + 2地区 × 2回 ） = 6,480円										
		消耗品費 62,200円										
役 務 費	63,330	通信費 63,330円										
	計	1,378,530										
的	障 害 者 自 立 支 援 協 議 会 運 営 費	報 酬	852,480	特別職非常勤職員（委員報酬）								
				{	会長等 @18,660円 × 1人 × 6回 = 111,960円							
					委員 @7,260円 × 17人 × 6回 = 740,520円							
		旅 費	55,728	費用弁償 @516円 × 18人 × 6回 = 55,728円								
		需 用 費	52,000	消耗品費 52,000円								
		役 務 費	177,450	郵送料等 177,450円								
	計	1,137,658										
経 費	障 害 者 自 立 支 援 給 付 等	委 託 料	3,641,965	支払代行業務委託費								
				2,483人 × 12月 × @122.23円 = 3,641,965円								
		扶 助 費	4,456,388,189	<table><tr><td>所 要 経 費</td><td>4,456,388,189円</td></tr><tr><td>特 定 財 源</td><td>3,349,168,460円</td></tr><tr><td>差 引 一 般 財 源</td><td>1,107,219,729円</td></tr></table>			所 要 経 費	4,456,388,189円	特 定 財 源	3,349,168,460円	差 引 一 般 財 源	1,107,219,729円
		所 要 経 費	4,456,388,189円									
特 定 財 源	3,349,168,460円											
差 引 一 般 財 源	1,107,219,729円											
		(積算説明（1）参照)										
	計	4,460,030,154										
	共 同 生 活 援 助 等 事 業 費	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	646,660,000	共同生活援助事業費 506,730,000円								
				運営費加算 139,930,000円								

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	〔共同生活援助等事業費〕		円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad 380,047,000\text{円} \\ \text{国庫支出金} \quad 506,730,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 253,365,000\text{円} \\ \text{都支出金} \quad 506,730,000\text{円} \times \frac{1}{4} = 126,682,000\text{円} \end{array} \right\}$		
	身体障害者福祉事業管理費	職員手当等	520,800	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特殊勤務手当} \\ \quad @200\text{円} \times 20\text{日} \times 12\text{月} \times 2\text{人} = 96,000\text{円} \\ \text{時間外勤務手当} \\ \quad @2,950\text{円} \times 6\text{時間} \times 12\text{月} \times 2\text{人} = 424,800\text{円} \end{array} \right\}$		
		報償費	494,520	身体障害者相談員活動費 報償費 $@3,170\text{円} \times 13\text{人} \times 12\text{月} = 494,520\text{円}$ 資料印刷費等 $@540\text{円} \times (13\text{人} + 2\text{地区} \times 2\text{回}) = 9,180\text{円}$		
		旅費	467,460	普通旅費（近接地内） $@530\text{円} \times 882\text{回} = 467,460\text{円}$		
		需用費	143,510	$\left\{ \begin{array}{l} \text{法施行諸用紙等} \quad 127,410\text{円} \\ \text{事務打合会} \quad 6,920\text{円} \end{array} \right\}$		
		役務費	84,670	通信費 84,670円		
		委託料	23,950	自立支援医療費（更生医療）支払委託料		
		使用料及び賃借料	33,080	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払基金} \quad @41.00\text{円} \times 299\text{件} = 12,260\text{円} \\ \text{国保連合会} \quad @36.77\text{円} \times 318\text{件} = 11,690\text{円} \end{array} \right\}$		
		備品購入費	13,520	33,080円 13,520円		
		計	1,781,510			
費	身体障害者福祉措置費	扶助費	628,578,930	自立支援医療費（更生医療）の給付		
				$@137,890\text{円} \times 4,111\text{件} = 566,865,790\text{円}$		
				自立支援医療費（育成医療）の給付		
				$@25,730\text{円} \times 27\text{件} = 694,710\text{円}$		
費				補装具の給付		
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{成人分} \quad @95,590\text{円} \times 453\text{件} = 43,302,270\text{円} \\ \text{児童分} \quad @158,180\text{円} \times 112\text{件} = 17,716,160\text{円} \end{array} \right\}$		
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad 471,433,000\text{円} \\ \text{国庫支出金} \quad 628,578,930\text{円} \times \frac{1}{2} = 314,289,000\text{円} \\ \text{都支出金} \quad 628,578,930\text{円} \times \frac{1}{4} = 157,144,000\text{円} \end{array} \right\}$		

経 費 の 種 類		社 会 福 祉 費		測 定 単 位		人 口		
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明		
基 準 的 経 費	障 害 者 （ 児 ） ホ ー ム ヘ ル プ サ ー ビ ス 等 事 業 費	職 員 手 当 等	円	3, 181, 200	1 ホームヘルプサービス事業 1, 061, 131, 434円			
			{		特殊勤務手当			
					@320円 × 20日 × 12月 × 11人 = 844, 800円			
			{		時間外勤務手当			
					@2, 950円 × 6時間 × 12月 × 11人 = 2, 336, 400円			
			報 償 費		116, 080	ホームヘルパー養成研修講師謝礼		116, 080円
			旅 費		814, 134	普通旅費		
			{		近接地内 @530円 × 11人 × 134回 = 781, 220円			
					訪問調査 32, 914円			
			需 用 費		1, 013, 940	消耗品費		1, 013, 940円
役 務 費	666, 400	通信運搬費		666, 400円				
扶 助 費	1, 056, 866, 680	ホームヘルパー		1, 055, 339, 680円				
				2 手話通訳者派遣事業				
				扶助費 @5, 090円 × 300回 = 1, 527, 000円				
				{				
				特定財源 650, 187, 000円				
				国庫基準 579, 529, 000円				
				国庫支出金 $772, 707, 390円 \times \frac{1}{2} = 386, 353, 000円$				
				都支出金 $772, 707, 390円 \times \frac{1}{4} = 193, 176, 000円$				
				国庫基準外				
				都支出金 $282, 632, 290円 \times \frac{1}{4} = 70, 658, 000円$				
				{				
				計 1, 062, 658, 434				
費	心身障害者緊急 一時保護事業費	扶 助 費	75, 270, 530	国庫基準分 @22, 488円 × 3, 211人 = 72, 208, 970円				
			都型ショートステイ @8, 680円 × 7人 = 60, 760円					
			家庭保護 @6, 050円 × 496人 = 3, 000, 800円					
			{					
			特定財源 54, 156, 000円					
			国庫支出金					
			@22, 488円 × 3, 211人 × $\frac{1}{2} = 36, 104, 000円$					
			都支出金					
			@22, 488円 × 3, 211人 × $\frac{1}{4} = 18, 052, 000円$					
			{					

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	身体障害者 福祉電話通話料 補助事業費	役務費 1,909,320	円 @2,273円 × 12月 × 70台 = 1,909,320円			
	心身障害者 福祉手当支給費	報酬 3,584,400	会計年度任用職員 @14,935円 × 20人 × 12月 = 3,584,400円			
		職員手当等 1,274,400	時間外勤務手当 @2,950円 × 36時間 × 12月 = 1,274,400円			
		旅費 28,620	普通旅費 (近接地内) @530円 × 54人 = 28,620円			
		需用費 317,650	{ 消耗品費 @17,640円 × 12月 = 211,680円 印刷製本費 (PR用等) 105,970円			
		役務費 199,440	通信運搬費 @16,620円 × 12月 = 199,440円			
		扶助費 903,216,000	{ 心身障害者福祉手当 @15,500円 × 12月 × 3,059人 = 568,974,000円 難病手当 @15,500円 × 12月 × 1,797人 = 334,242,000円			
		計 908,620,510				
	特別障害者手当 等支給事業費	報酬 1,512,150	{ 特別職非常勤職員 (嘱託医報酬) @14,000円 × 12回 = 168,000円 会計年度任用職員 @14,935円 × 90日 = 1,344,150円			
		職員手当等 97,350	時間外勤務手当 @2,950円 × 33時間 = 97,350円			
経 費		旅費 21,200	普通旅費 (近接地内) @530円 × 40回 = 21,200円			
		需用費 143,320	消耗品費等 143,320円			
		役務費 202,320	通信運搬費 202,320円			
		備品購入費 11,890	事務用備品 11,890円			
		扶助費 128,189,280	{ 特別障害者手当 @28,840円 × 12月 × 316人 = 109,361,280円 障害児福祉手当 @15,690円 × 12月 × 97人 = 18,263,160円 福祉手当 (経過措置) @15,690円 × 12月 × 3人 = 564,840円			

経 費 の 種 類		社 会 福 祉 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	〔 特 別 障 害 者 手 当 等 支 給 費 〕		円	{ 特定財源（国庫支出金） 128,189,280円 × $\frac{3}{4}$ = 96,141,000円 }		
		計	130,177,510			
	行 旅 死 亡 人 需 用 費 取 扱 費 役 務 費 委 託 料		104,000	需用費	104,000円	
			33,000	公告料	33,000円	
		2,560,000	葬祭料	@160,000円 × 16件 = 2,560,000円		
	計		2,697,000	{ 特定財源 2,697,000円 都支出金 1,329,000円 諸収入 1,368,000円 }		
	障 害 者 支 援 事 業 費	扶 助 費	110,250,000	福祉タクシー・自家用車燃料費助成事業費	110,250,000円	
		重 度 障 害 者 福 祉 増 進 事 業 費	扶 助 費	35,839,000	入浴サービス	1,057,000円
理髪サービス	1,667,000円					
寝具乾燥消毒	542,000円					
紙 お む つ	21,526,000円					
住宅設備改善費	11,047,000円					
障 害 者 就 労 支 援 事 業 費	委 託 料	37,535,000	事業委託費	37,535,000円		
	地 域 生 活 支 援 事 業 費	扶 助 費	428,206,430	地域生活支援事業費	428,206,430円	
{ 特定財源 192,066,000円 国庫支出金 256,089,233円 × $\frac{1}{2}$ = 128,044,000円 都支出金 256,089,233円 × $\frac{1}{4}$ = 64,022,000円 }						
費	障害認定審査会	報 酬	3,322,900	特別職非常勤職員（委員報酬）		
		旅 費	565,710	{ 会長 @20,620円 × 1人 × 35回 = 721,700円 委員 @18,580円 × 4人 × 35回 = 2,601,200円 }		
					費用弁償	565,710円

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	〔障害認定審査会〕	需用費	円			
		617,030	消耗品費等			617,030円
		役務費	2,857,560	通信運搬費		260,760円
			医師意見書作成	@5,410円 × 480件 =		2,596,800円
		使用料及び賃借料	316,500	機器借上		316,500円
		計	7,679,700			
準	障害福祉計画作成	報酬	552,370	特別職非常勤職員（委員報酬）		
				〔委員長 @20,580円 × 1人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ =		48,020円
				〔委員 @14,410円 × 15人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ =		504,350円
		旅費	19,260	費用弁償 @516円 × 16人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ =		19,260円
		需用費	84,560	消耗品費等 @253,680円 × $\frac{1}{3}$ =		84,560円
		役務費	111,160	通信運搬費 @333,470円 × $\frac{1}{3}$ =		111,160円
		委託料	1,801,100	計画作成業務委託等 @5,403,310円 × $\frac{1}{3}$ =		1,801,100円
		計	2,568,450			
的	地域活動支援センター運営費	負担金補助及び交付金	24,000,000	地域活動支援センター運営費補助		
				@6,000,000円 × 4所 =		24,000,000円
経	避難行動要	需用費	171,620	消耗品費、印刷製本費		171,620円
	支援者名簿	役務費	658,930	通信運搬費		658,930円
	作成等経費	委託料	78,110	同意書等発送委託等		78,110円
		計	908,660			
費	介護人材確保等	委託料	3,000,640	介護人材キャリアアップ研修実施委託等		3,000,640円
	対策事業費	負担金補助及び交付金	4,517,120	介護人材初任者研修等受講料補助		4,517,120円
	〔都補助金の ある間の 時限算定〕			特定財源（都支出金） $7,517,760円 \times \frac{3}{4} = 5,638,000円$		
		計	7,517,760			
	指導検査事業費	需用費	37,000	事務用消耗品・書籍等		37,000円
	（社会福祉法人分）	委託料	1,350,000	会計検査・財務分析委託		1,350,000円
		計	1,387,000			

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分		節名	経費	内容説明	
基 準 的 經 費	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費	委託料	円 7,636,860	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費 7,636,860円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 7,636,860円 \times \frac{1}{2} = 3,818,000円 \end{array} \right\}$	
	ひとり親家庭等生活向上事業費	委託料	9,231,880	子どもの生活・学習支援事業 9,231,880円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 9,231,880円 \times \frac{3}{4} = 6,923,000円 \end{array} \right\}$	
	高次脳機能障害者支援事業費	委託料	2,250,780	高次脳機能障害者支援事業費 2,250,780円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 2,250,780円 \times \frac{3}{4} = 1,688,000円 \end{array} \right\}$	
	重層的支援体制整備事業費	扶助費	209,823,327	重層的支援体制整備事業費 209,823,327円 ※金額は、国庫支出金、都支出金等を差し引いた一般財源分を記載	
	地域福祉推進包括補助事業費	扶助費	112,102,450	地域福祉推進包括補助事業費 112,102,450円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 112,102,450円 \times \frac{1}{2} = 56,051,000円 \end{array} \right\}$	
	障害者施策推進包括補助事業費	扶助費	163,251,960	障害者施策推進包括補助事業費 163,251,960円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 163,251,960円 \times \frac{1}{2} = 81,625,000円 \end{array} \right\}$	

経 費 の 種 類		社 会 福 祉 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	国民年金事務費	報酬	8,987,883	円 会計年度任用職員 $@14,935円 \times 50.15人 \times 12月 = 8,987,883円$		
		給与費	79,357,090	給与費 $@7,935,709円 \times 10人 = 79,357,090円$		
		職員手当等	1,770,000	時間外勤務手当 1,770,000円		
		需用費	1,742,800	$\left\{ \begin{array}{l} \text{内勤} \quad @2,950円 \times 30時間 \times 12月 = 1,062,000円 \\ \text{外勤} \quad @2,950円 \times 10時間 \times 12月 = 354,000円 \\ \text{出張所} \quad @2,950円 \times 10時間 \times 12月 = 354,000円 \end{array} \right.$		
				消耗品費 1,742,800円		
				通信運搬費 1,238,190円		
		委託料	15,627,650	国民年金システム保守委託料等 15,627,650円		
		使用料及び 賃借料補助 金及び交付金	5,847,130	国民年金システム機器リース料等 5,847,130円		
			3,000	国民年金協議会等負担金 3,000円		
				$\left\{ \text{特定財源（国庫支出金）} \quad 88,036,000円 \right\}$		
		計	114,573,743			
	合 計		11,292,489,399			
特 定 財 源	分担金及び負担金	国庫支出金	27,511,460	1 女性福祉資金貸付金 諸収入 17,528,000円		
		国庫支出金	3,649,080,000	2 女性相談支援員設置費 国庫支出金 2,161,000円		
		都支出金	1,894,025,000	3 心身障害者福祉施設管理運営費 諸収入 2,979,000円		
		諸収入	21,875,000	4 生活困窮者自立支援事業費 国庫支出金 130,149,000円		
				5 障害者自立支援給付等 $\left\{ \begin{array}{l} \text{分担金及び負担金} \quad 27,511,460円 \\ \text{国庫支出金} \quad 2,214,438,000円 \\ \text{都支出金} \quad 1,107,219,000円 \end{array} \right.$		
				6 共同生活援助等事業費 $\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \quad 253,365,000円 \\ \text{都支出金} \quad 126,682,000円 \end{array} \right.$		
				7 身体障害者福祉措置費 $\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \quad 314,289,000円 \\ \text{都支出金} \quad 157,144,000円 \end{array} \right.$		

経 費 の 種 類		社 会 福 祉 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
特 定 財 源			円		
			8	障害者（児）ホームヘルプサービス等事業費	650,187,000円
				国庫支出金	386,353,000円
				都支出金	263,834,000円
			9	心身障害者緊急一時保護事業費	54,156,000円
				国庫支出金	36,104,000円
				都支出金	18,052,000円
			10	特別障害者手当等支給事業費	
				国庫支出金	96,141,000円
			11	行旅死亡人取扱費	2,697,000円
				都支出金	1,329,000円
				諸収入	1,368,000円
			12	地域生活支援事業費	192,066,000円
				国庫支出金	128,044,000円
				都支出金	64,022,000円
			13	介護人材確保等対策事業費	
				都支出金	5,638,000円
			14	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費	
				都支出金	3,818,000円
			15	ひとり親家庭等生活向上事業費	
			都支出金	6,923,000円	
		16	高次脳機能障害者支援事業費		
			都支出金	1,688,000円	
		17	地域福祉推進包括補助事業費		
			都支出金	56,051,000円	
		18	障害者施策推進包括補助事業費		
			都支出金	81,625,000円	
		19	国民年金事務費		
			国庫支出金	88,036,000円	
合 計		5,592,491,460			
差 引 一 般 財 源		5,699,997,939円			
数 値		350,000人			
単 位 費 用		16,286円			

説明（１） 障 害 者 自 立 支 援 給 付 等 積 算 説 明

(単位：人、円)

事業種別	事業費					利用者負担額 E	所要額 F=D-E	国庫負担額 G=F/2	都負担額 H=F/4	差引一般財源 I=F-G-H
	規模	給付費 A	加算分 B	補足給付 C	計 D=A+B+C					
施設入所支援	206	269,687,910	77,036,506	29,570,592	376,295,008	693,449	375,601,559	187,801,000	93,900,000	93,900,559
生活介護	520	1,313,397,953	856,884,894	-	2,170,282,847	15,191,980	2,155,090,867	1,077,545,000	538,773,000	538,772,867
自立訓練	80	171,315,577		-	171,315,577	1,199,209	170,116,368	85,058,000	42,529,000	42,529,368
就労移行支援	182	449,983,193		-	449,983,193	3,149,882	446,833,311	223,416,000	111,708,000	111,709,311
就労継続支援 (A型)	50	93,130,265		-	93,130,265	651,912	92,478,353	46,239,000	23,120,000	23,119,353
就労継続支援 (B型)	567	915,590,370		-	915,590,370	6,409,133	909,181,237	454,591,000	227,295,000	227,295,237
就労定着支援	89	30,842,114		-	30,842,114	215,895	30,626,219	15,313,000	7,657,000	7,656,219
就労選択支援	-	-		-	8,173,308	-	8,173,308	4,087,000	2,044,000	2,042,308
計	1,694	3,243,947,382	933,921,400	29,570,592	4,215,612,682	27,511,460	4,188,101,222	2,094,050,000	1,047,026,000	1,047,025,222
療養介護	-	-	-	-	130,660,950	-	130,660,950	65,330,000	32,665,000	32,665,950
地域相談支援（地域 移行支援・地域定着 支援）	-	-	-	-	6,249,185	-	6,249,185	3,125,000	1,562,000	1,562,185
サービス利用計画 作成	-	-	-	-	103,865,372	-	103,865,372	51,933,000	25,966,000	25,966,372
計	-	-	-	-	240,775,507	-	240,775,507	120,388,000	60,193,000	60,194,507
合 計	1,694	3,243,947,382	933,921,400	29,570,592	4,456,388,189	27,511,460	4,428,876,729	2,214,438,000	1,107,219,000	1,107,219,729

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	老人福祉事業報酬	1,792,200	円		
	総務費給与費	515,186,228	会計年度任用職員 @14,935円 × 120人 = 1,792,200円		
	職員手当等	1,630,800	@7,935,709円 × 64.92人 = 515,186,228円		
			{ 特殊勤務手当 @200円 × 20日 × 12月 × 3人 = 144,000円		
			{ 時間外勤務手当 @2,950円 × 14時間 × 12月 × 3人 = 1,486,800円		
	報償費	293,640	入所判定委員会 @24,470円 × 12月 = 293,640円		
	旅費	544,960	普通旅費		
			{ 事務打合せ @530円 × 812回 = 430,360円		
			{ 近接地外 @38,200円 × 3人 = 114,600円		
	需用費	285,900	{ 消耗品費 247,880円		
的	役務費	176,940	{ 会議費 38,020円		
	使用料及び賃借料	121,300	通信費 176,940円		
			会議室借上げ 121,300円		
	計	520,031,968			
	老人福祉施設委託料	809,960	支払代行業務委託費		
	入所措置費		141人 × 12月 × @478.70円 = 809,960円		
	扶助費	312,491,849	312,491,849円		
	計	313,301,809	{ 特定財源（分担金及び負担金） 54,311,000円 }		
経 費	老人クラブ職員手当等	826,000	時間外勤務手当 @2,950円 × 280時間 = 826,000円		
	助成事業費旅費	162,710	普通旅費（近接地内） @530円 × 307回 = 162,710円		
	需用費	158,460	消耗品費等 158,460円		
	役務費	23,580	通信費 23,580円		
	負担金補助及び交付金	18,444,330	{ @22,800円 × 780クラブ = 17,784,000円		
			{ (65クラブ × 12月 = 780クラブ)		
			{ @180,420円 × 2回 + @67円 × 4,470人 = 660,330円		
			{ 特定財源（都支出金） 2,312,000円		
			{ @3,600円 × 780クラブ × $\frac{2}{3}$ = 1,872,000円		
	計	19,615,080	{ @660,330円 × $\frac{2}{3}$ = 440,000円 }		

経 費 の 種 類		老 人 福 祉 費		測 定 単 位	65 歳 以 上 人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 <						

経 費 の 種 類		老 人 福 祉 費		測 定 単 位		65 歳 以 上 人 口	
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明	
基 							

経 費 の 種 類		老 人 福 祉 費		測 定 単 位	65 歳 以 上 人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	高 齢 者 補 聴 器 扶 助 費 購 入 費 助 成 事 業 費		円 12, 046, 590	高 齢 者 補 聴 器 購 入 費 助 成 事 業 費 12, 046, 590 円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 12, 046, 590 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 6, 023, 000 \text{ 円} \end{array} \right\}$		
	高 齢 者 施 策 推 進 扶 助 費 包 括 補 助 事 業 費		179, 936, 090	高 齢 者 施 策 推 進 包 括 補 助 事 業 費 179, 936, 090 円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 179, 936, 090 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 89, 968, 000 \text{ 円} \end{array} \right\}$		
	合 計		5, 058, 429, 019			
特 定 財 源	分 担 金 及 び 負 担 金	54, 311, 000	1 老人福祉施設入所措置費	分 担 金 及 び 負 担 金 54, 311, 000 円		
	国 庫 支 出 金	140, 309, 000	2 老人クラブ助成事業費	都 支 出 金 2, 312, 000 円		
	都 支 出 金	169, 799, 000	3 介護保険事業助成費	191, 227, 000 円		
	諸 収 入	23, 688, 000	$\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right\}$	127, 485, 000 円		
				63, 742, 000 円		
			4 介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費	1, 966, 000 円		
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right\}$ 416, 000 円 1, 550, 000 円		
			5 高齢者民間アパート借上げ事業費	42, 300, 000 円		
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \\ \text{諸収入} \end{array} \right\}$ 12, 408, 000 円 6, 204, 000 円 23, 688, 000 円		
			6 高齢者補聴器購入費助成事業	6, 023, 000 円		
7 高齢者施策推進包括補助事業費						
			都 支 出 金 89, 968, 000 円			
合 計		388, 107, 000				
差 引 一 般 財 源		4, 670, 322, 019 円				
数 値		63, 000 人				
単 位 費 用		74, 132 円				

① 介護給付費負担金

区 分	標準給付費額 A	介護給付費負担金 $A \times 12.5\%$
令和7年度分	22,938,474,880円	2,867,309,360円

② 地域支援事業交付金

区 分	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業 12.5%、包括的支援事業・任意事業 19.25%)
令和7年度分	98,729,650円

③ 介護認定審査会及び一般管理費

事業区分	節 名	経 費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	介護認定審査会報酬	29,941,200円	特別職非常勤職員	
			- 委員長 @22,690円 × 1人 × 360回 = 8,168,400円 - 委員 @20,160円 × 3人 × 360回 = 21,772,800円	
	旅 費	489,190	訪問調査	@530円 × 923回 = 489,190円
	需用費	1,580,110	消耗品費等	1,580,110円
	役 務 費	1,841,110	- 通信運搬費 1,780,580円 - 回線使用料 @5,044円 × 12月 = 60,530円	
	委託料	109,604,200	- 訪問調査 @4,600円 × 10,224回 = 47,030,400円 - 医師意見書 @4,600円 × 13,603件 = 62,573,800円	
	計	143,455,810		
	運営協議会報酬	1,024,080	【介護保険運営協議会】	
	旅 費	61,920	特別職非常勤職員	
	需用費	32,180	- 委員長 @18,530円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 49,410円 - 委員 @7,820円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 291,950円	
	役 務 費	151,030	- 費用弁償 @516円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 20,640円 - 消耗品費等 11,750円 - 通信運搬費 45,440円	
			【地域包括支援センター運営協議会】	
			特別職非常勤職員	
			- 委員長 @18,530円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 49,410円 - 委員 @7,820円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 291,950円	
			費用弁償 @516円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 20,640円	
			消耗品費等 10,810円	
			通信運搬費 66,590円	
			【地域密着型サービス運営協議会】	
			特別職非常勤職員	
			- 委員長 @18,530円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 49,410円 - 委員 @7,820円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 291,950円	
			費用弁償 @516円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 20,640円	
			消耗品費等 9,620円	
			通信運搬費 39,000円	
	計	1,269,210		

事業区分		節 名	経 費	内 容 説 明
基 準 的 経 費	介護保険事業 計画・老人福祉 計 画 作 成	報 酬	円 794,200	特別職非常勤職員
		委 託 料	4,017,660	$\left\{ \begin{array}{l} \text{委員長} @22,260\text{円} \times 1\text{人} \times 10\text{回} \times \frac{1}{3} = 74,200\text{円} \\ \text{委員} @10,800\text{円} \times 20\text{人} \times 10\text{回} \times \frac{1}{3} = 720,000\text{円} \end{array} \right.$
				作成委託 @7,133,130円 $\times \frac{1}{3} = 2,377,710\text{円}$
				実態調査委託 @4,919,850円 $\times \frac{1}{3} = 1,639,950\text{円}$
		計	4,811,860	
	地域包括支援 センター 管理運営費	需 用 費	6,237,500	$\left\{ \begin{array}{l} \text{光熱水費} 2,087,700\text{円} \\ \text{電気料} @111,020\text{円} \times 10\text{所} = 1,110,200\text{円} \\ \text{水道料} @40,270\text{円} \times 10\text{所} = 402,700\text{円} \\ \text{ガス料} @57,480\text{円} \times 10\text{所} = 574,800\text{円} \\ \text{一般需用費} 4,149,800\text{円} \\ \text{消耗品費} @170,630\text{円} \times 10\text{所} = 1,706,300\text{円} \\ \text{印刷製本費} @244,350\text{円} \times 10\text{所} = 2,443,500\text{円} \end{array} \right.$
		役 務 費	2,195,700	通信運搬費 @219,570円 $\times 10\text{所} = 2,195,700\text{円}$
		委 託 料	1,091,700	機器保守点検等 @109,170円 $\times 10\text{所} = 1,091,700\text{円}$
		使用料及び 賃借料	164,890	機器借上等 164,890円
		備品購入費	7,932,200	備品購入費 @793,220円 $\times 10\text{所} = 7,932,200\text{円}$
		計	17,621,990	
	そ の 他 一 般 管 理 費	報 酬	19,017,432	会計年度任用職員（徴収嘱託員等） @6,174,491円 $\times 3.08\text{人} = 19,017,432\text{円}$
		職 員 手 当 等	10,053,600	時間外勤務手当 @2,950円 $\times 284\text{時間} \times 12\text{月} = 10,053,600\text{円}$
		需 用 費	7,966,460	消耗品費等 7,966,460円
		役 務 費	29,535,160	通信運搬費 29,535,160円
		委 託 料	50,170,950	納入通知書等発送業務委託等 13,790,670円
		使用料及び 賃借料 備品購入費 負担金補助 及び交付金	21,967,210	介護保険システム保守委託 36,380,280円
			120,010	介護保険システム機器リース料 21,967,210円
			410,000	事務用備品 120,010円
		計	139,240,822	連合会分担金等 410,000円
	計		306,399,692	

経費の種類		生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	生活保護総務費	円			
	報酬	16,446,660	1	給与費	@7,935,709円 × 39.05人 = 309,889,436円
	給与費	309,889,436	2	生活保護事業管理事務費	44,247,020円
	職員手当等	7,680,000	{	特別職非常勤職員（嘱託医報酬）	
	報償費	85,560		@22,210円 × 2人 × 108日 =	4,797,360円
	旅費	2,572,730		会計年度任用職員	
	需用費	3,600,640	{	@14,935円 × 65時間 × 12月 =	11,649,300円
	役務費	2,519,510		特殊勤務手当	1,449,600円
	委託料	6,698,420		指導員・担当員	
	使用料及び賃借料	4,485,770	{	@200円 × 20日 × 12月 × 27人 =	1,296,000円
	備品購入費	538,530		面接員 @320円 × 20日 × 12月 × 2人 =	153,600円
	負担金補助及び交付金	226,348		時間外勤務手当	
				@2,950円 × 176時間 × 12月 =	6,230,400円
				報償費	@7,130円 × 12月 = 85,560円
				旅費	2,572,730円
			{	近接地内	@530円 × 2,965回 = 1,571,450円
				管外医療機関調査	
				@1,490円 × 14人 × 4回 × 12月 =	1,001,280円
				需用費	3,542,350円
				通信運搬費	@480円 × 2,150件 = 1,032,000円
				口座振込手数料	
				@41.05円 × 25,800人 × 1.1 =	1,165,000円
				医療費支払事務委託	@34.90円 × 38,296件 = 1,336,530円
				生活保護システム保守委託	5,361,890円
				使用料及び賃借料	@29,470円 × 12月 = 353,640円
				生活保護システム機器リース料	4,132,130円
				備品購入費	538,530円
				医療扶助オンライン資格確認等運営負担金	226,348円
			3	入浴券支給事務費	380,800円
				需用費	58,290円
				役務費	322,510円
	計	354,743,604			

経費の種類		生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔生活扶助費〕	円	3 中国残留邦人等生活支援給付金 31,188,000円 4 就労自立給付金 1,600,000円 単身世帯 @69,000円 × 15人 = 1,035,000円 多人数世帯 @113,000円 × 5人 = 565,000円 5 進学準備給付金 800,000円 転居 @300,000円 × 1人 = 300,000円 その他 @100,000円 × 5人 = 500,000円		
	計	1,514,323,407	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 1,471,693,474円 \times \frac{3}{4} = 1,103,770,000円 \end{array} \right\}$		
	住宅扶助費	扶助費 876,384,000	@48,688円 × 1,500人 × 12月 = 876,384,000円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 876,384,000円 \times \frac{3}{4} = 657,288,000円 \end{array} \right\}$		
	教育扶助費	扶助費 13,678,200	@7,599円 × 150人 × 12月 = 13,678,200円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 13,678,200円 \times \frac{3}{4} = 10,258,000円 \end{array} \right\}$		
	医療扶助費 （入院）	扶助費 1,090,144,510	国庫基準 1,090,144,510円 （1）入院 @598,180円 × 150人 × 12月 = 1,076,724,000円 （2）施術、看護料等 @5,706円 × 196人 × 12月 = 13,420,510円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 1,090,144,510円 \times \frac{3}{4} = 817,608,000円 \end{array} \right\}$		
	医療扶助費 （入院外）	扶助費 594,578,400	@19,057円 × 2,600人 × 12月 = 594,578,400円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 594,578,400円 \times \frac{3}{4} = 445,933,000円 \end{array} \right\}$		

経 費 の 種 類		生 活 保 護 費		測 定 単 位	被 保 護 者 数	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	介 護 扶 助 費	扶 助 費	円 68,245,200	@18,957円 × 300人 × 12月 = 68,245,200円		
			特定財源（国庫支出金） $68,245,200円 \times \frac{3}{4} = 51,183,000円$			
合 計			4,512,097,321			
特 <						

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	児童福祉総務費 〔保育事業振興費を含む〕	報酬	11,828,520	円	
		給与費	976,488,992	円	会計年度任用職員 @14,935円 × 66人 × 12月 = 11,828,520円 @7,935,709円 × 123.05人 = 976,488,992円
		職員手当等	4,071,000	円	時間外勤務手当 @2,950円 × 115時間 × 12月 = 4,071,000円
		旅費	362,520	円	普通旅費（近接地内） @530円 × 57回 × 12月 = 362,520円
		需用費	1,498,670	円	消耗品費 979,720円 会議費 90,390円 印刷製本費 418,570円 修繕料 9,990円
		役務費	448,640	円	通信運搬費 448,640円
		委託料	11,579,870	円	芸能委託 338,680円 児童福祉システム保守委託 11,241,190円
		使用料及び賃借料	8,034,190	円	賃借料 108,480円 児童福祉システム機器リース料 7,925,710円
		備品購入費	81,810	円	事務用備品 81,810円
		負担金補助及び交付金	8,000	円	負担金 8,000円
		計	1,014,402,212	円	
経 費	児童手当 給付事業費	報酬	2,688,300	円	会計年度任用職員 @14,935円 × 180人 = 2,688,300円
		職員手当等	6,549,000	円	時間外勤務手当 @2,950円 × 185時間 × 12月 = 6,549,000円
		旅費	264,470	円	普通旅費 264,470円
		需用費	1,023,790	円	ケース訪問調査旅費 @530円 × 13,290件 × $\frac{1}{30}$ = 234,790円 会議出席旅費 @530円 × 56回 = 29,680円
					消耗器材 314,930円 印刷製本費 708,860円
		役務費	4,825,900	円	郵便料 4,825,900円
		委託料	5,807,280	円	封入封緘等 5,807,280円
		扶助費	6,865,800,000	円	児童手当等給付費（積算説明（3）参照） 国制度分 6,339,000,000円 区制度分 526,800,000円 特定財源 5,747,982,000円 国庫支出金 5,156,965,000円 都支出金 591,017,000円
		計	6,886,958,740	円	

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	児童扶養手当 給付事業費	報酬	10,783,800	特別職非常勤職員（嘱託医報酬） @20,480円 × 1人 × 54日 = 1,105,920円 会計年度任用職員 @14,935円 × 8人 × 81日 = 9,677,880円	
		職員手当等	8,858,850	時間外勤務手当 @2,950円 × 13人 × 3時間 × 77日 = 8,858,850円	
		旅費	140,330	ケース訪問調査費 @530円 × 5,093件 × $\frac{1}{30}$ = 89,980円 会議出席旅費 @530円 × 95回 = 50,350円	
		需用費	976,930	消耗器材 329,780円 印刷製本費 255,540円 PR用経費 391,610円	
		役務費	1,001,470	電話回線使用料 60,520円 × 12月 = 726,240円 郵券 @110円 × 2,027件 = 222,970円 その他通信費 52,260円	
		委託料	6,237,910	電算処理委託 6,237,910円	
		扶助費	1,096,729,849	全部支給（3月分） @45,500円 × 1,189人 = 54,099,500円 一部支給（3月分） @29,234円 × 919人 = 26,866,046円 全部支給（4月～2月分） @46,312円 × 12,445人 = 576,352,840円 一部支給（4月～2月分） @29,756円 × 9,435人 = 280,747,860円 第2子分 @10,942円 × 9,692人 = 106,049,864円 第3子以降分 @10,942円 × 2,831人 = 30,976,802円 所得制限緩和分 21,636,937円	
		計	1,124,729,139	特定財源（国庫支出金） $1,096,729,849円 \times \frac{1}{3} = 365,576,000円$	
	区立母子生活 支援施設管理 運営費	委託料	48,843,240	管理運営委託 48,843,240円	
				特定財源 31,739,000円 分担金及び負担金 166,000円 国庫支出金 42,099,240円 × $\frac{5}{10} = 21,049,000円$ 都支出金 42,099,240円 × $\frac{2.5}{10} = 10,524,000円$	

経 費 の 種 類		児 童 福 祉 費		測 定 単 位		18 歳 未 満 人 口				
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明						
基 										

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業費	扶 助 費	円	- ヘルパー @1,860円 × 3,160時間 = 5,877,600円 - 手当加算 @460円 × 1,480時間 = 680,800円 - 業務報告等 251,140円	
		計	7,798,650	- 特定財源（諸収入） 175,000円 Ⅱ階層 @250円 × 63時間 = 15,000円 @60円 × 30時間 = 1,000円 Ⅲ階層 @510円 × 95時間 = 48,000円 @120円 × 44時間 = 5,000円 Ⅳ階層 @770円 × 32時間 = 24,000円 @180円 × 15時間 = 2,000円 Ⅴ階層 @1,030円 × 32時間 = 32,000円 @240円 × 15時間 = 3,000円 Ⅵ階層 @1,290円 × 32時間 = 41,000円 @300円 × 15時間 = 4,000円	
的 経 費	ひとり親家庭医 療費助成事業費	報 酬 職 員 手 当 等 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料	687,010 1,233,100 51,410 229,730 274,630 2,393,750	会計年度任用職員 @14,935円 × 46人 = 687,010円 時間外勤務手当 @2,950円 × 418時間 = 1,233,100円 普通旅費（近接地内） @530円 × 97回 = 51,410円 消耗品費等 229,730円 通信運搬費 274,630円 審査支払委託料 2,393,750円	
		備品購入費 扶 助 費 計	44,350 94,830,269 99,744,249	- 医療費 2,318,277円 - 国保 @73.54円 × 17,153件 = 1,261,432円 - 社保 @55.90円 × 18,906件 = 1,056,845円 - 高額調整費 @4.40円 × 17,153件 = 75,473円 - 事務用備品 44,350円 - 国保 @2,773円 × 17,153件 = 47,565,269円 - 社保 @2,500円 × 18,906件 = 47,265,000円	
	乳幼児医療費	報 酬	298,700	会計年度任用職員 @14,935円 × 20人 = 298,700円	
	助成事業費	職 員 手 当 等	50,150	時間外勤務手当 @2,950円 × 17時間 = 50,150円	
		旅 費	2,120	普通旅費（近接地内） @530円 × 2人 × 2回 = 2,120円	
		需 用 費	199,680	印刷製本費 199,680円	

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分		節名	経費	内容説明	
基	乳幼児医療費 助成事業費	役務費	852,720	通信運搬費	852,720円
		委託料	19,443,338	審査支払委託料	19,443,338円
				医療費	19,284,819円
				国保	@73.54円 × 36,027件 = 2,649,426円
				社保	@55.90円 × 297,592件 = 16,635,393円
				高額調整費	@4.40円 × 36,027件 = 158,519円
		扶助費	644,459,625	国保	@1,979円 × 36,027件 = 71,297,433円
				社保	@1,926円 × 297,592件 = 573,162,192円
		計	665,306,333		
準	義務教育就学児 医療費助成 事業費	報酬	298,700	会計年度任用職員	@14,935円 × 20人 = 298,700円
		職員手当等	50,150	時間外勤務手当	@2,950円 × 17時間 = 50,150円
		旅費	2,120	普通旅費（近接地内）	@530円 × 2人 × 2回 = 2,120円
		需用費	192,070	印刷製本費	192,070円
		役務費	846,540	通信運搬費	846,540円
		委託料	19,609,696	審査支払委託料	19,609,696円
				医療費	19,431,201円
				国保	@73.54円 × 40,567件 = 2,983,297円
				社保	@55.90円 × 294,238件 = 16,447,904円
				高額調整費	@4.40円 × 40,567件 = 178,495円
的	小児慢性特定疾 病児童日常生活 用具給付事業費	扶助費	771,947,880	国保	@2,354円 × 40,567件 = 95,494,718円
				社保	@2,299円 × 294,238件 = 676,453,162円
		計	792,947,156		
	障害児通所支援 事業費	委託料	1,255,547	支払代行業務委託費	856人 × 12月 × @122.23円 = 1,255,547円
		扶助費	1,860,599,474	障害児通所支援事業費（積算説明（4）参照）	1,860,599,474円
				特定財源	1,395,448,000円
				国庫支出金	1,860,599,474円 × $\frac{1}{2}$ = 930,299,000円
				都支出金	1,860,599,474円 × $\frac{1}{4}$ = 465,149,000円
		計	1,861,855,021		

経 費 の 種 類		児 童 福 祉 費		測 定 単 位	18 歳 未 満 人 口		
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明			
基 							

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	子ども家庭支援 センター運営費 （先駆型）	報酬	23,271,096	円	
				{ 会計年度任用職員（相談員等） @298,318円 × 6人 × 12月 = 21,478,896円 会計年度任用職員 @14,935円 × 10日 × 12月 = 1,792,200円	
		報償費	1,500,000	児童虐待防止協議会関連経費、講習会講師謝礼等	
		需用費	2,215,080	光熱水費	
				{ 電気料	
				ガス料	
				水道料	
				一般需用費	
				{ 消耗品費	
				印刷製本費	
				修繕費	
		役務費	548,960	通信運搬費	
		委託料	8,347,950	{ 管理運営委託	
				清掃委託	
				警備委託	
経 費	子ども・子育て 支援事業計画 策定・推進経費 〔次世代育成 行動計画 策定費を含む〕	使用料及び 賃借料	330,050	機器賃借等	
		工事請負費	213,070		
		備品購入費	118,940		
		計	36,545,146		
		報償費	977,650	1 計画策定	
		需用費	205,660	報償費 @12,470円 × 13人 × 14回 × $\frac{1}{5}$ = 453,910円	
		役務費	147,180	需用費	
		委託料	1,549,970	印刷製本等 694,690円 × $\frac{1}{5}$ = 138,940円	
				役務費	
				{ 郵便 111,270円 × $\frac{1}{5}$ = 22,250円	
				テープ反訳 116,970円 × $\frac{1}{5}$ = 23,390円	
				委託料	
				計画策定支援委託等 7,749,840円 × $\frac{1}{5}$ = 1,549,970円	
				2 計画推進	
				報償費 @12,470円 × 14人 × 15回 × $\frac{1}{5}$ = 523,740円	
				需用費	
				印刷製本等 333,590円 × $\frac{1}{5}$ = 66,720円	

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分		節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	〔子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費〕 〔次世代育成行動計画策定費を含む〕	計	円 2,880,460	役務費 郵便 $76,840円 \times \frac{1}{5} = 15,370円$ テープ反訳 $430,840円 \times \frac{1}{5} = 86,170円$	
	地域型保育給付費	扶助費	662,978,965	地域型保育給付費 662,978,965円 （小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） 特定財源 524,515,000円 国庫支出金 $@662,978,965円 \times \frac{58.23}{100} = 386,052,000円$ 都支出金 $@662,978,965円 \times \frac{20.885}{100} = 138,463,000円$	
	乳児家庭全戸訪問事業	扶助費	13,655,140	乳児家庭全戸訪問事業 13,655,140円 特定財源 9,102,000円 国庫支出金 $@13,655,140円 \times \frac{1}{3} = 4,551,000円$ 都支出金 $@13,655,140円 \times \frac{1}{3} = 4,551,000円$	
費	・養育支援訪問事業	扶助費	8,541,310	養育支援訪問事業 8,541,310円 特定財源 5,694,000円 国庫支出金 $@8,541,310円 \times \frac{1}{3} = 2,847,000円$ 都支出金 $@8,541,310円 \times \frac{1}{3} = 2,847,000円$	
	子育て支援事業費				

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分		節名	経費	内容説明	
基 準 的 子 育 て 経 費	地 域 子 ど も	子どもを守る扶 助 費	円 5,025,966	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 5,025,966円	
		地域ネット ワーク機能 強化事業		特定財源 3,350,000円 国庫支出金 @5,025,966円 × $\frac{1}{3}$ = 1,675,000円 都支出金 @5,025,966円 × $\frac{1}{3}$ = 1,675,000円	
	子 育 て	子育て短期扶 助 費	26,257,311	子育て短期支援事業 26,257,311円	
		支 援 事 業		特定財源 5,166,000円 国庫支出金 @7,750,347円 × $\frac{1}{3}$ = 2,583,000円 都支出金 @7,750,347円 × $\frac{1}{3}$ = 2,583,000円	
	支 援 事 業	ファミリー・扶 助 費	20,067,736	ファミリー・サポート・センター事業 20,067,736円	
		サポーター・ セ ン タ ー 事 業		特定財源 9,318,000円 国庫支出金 @13,978,605円 × $\frac{1}{3}$ = 4,659,000円 都支出金 @13,978,605円 × $\frac{1}{3}$ = 4,659,000円	
費 事 業 費	業 費	一時預かり扶 助 費	279,616,907	一時預かり事業 279,616,907円	
		事 業		特定財源 80,116,000円 国庫支出金 @120,176,916円 × $\frac{1}{3}$ = 40,058,000円 都支出金 @120,176,916円 × $\frac{1}{3}$ = 40,058,000円	
業 費	業 費	延長保育事業扶 助 費	345,491,306	延長保育事業 345,491,306円	
				特定財源 32,484,000円 国庫支出金 @48,727,938円 × $\frac{1}{3}$ = 16,242,000円 都支出金 @48,727,938円 × $\frac{1}{3}$ = 16,242,000円	

経 費 の 種 類			児 童 福 祉 費		測 定 単 位		18 歳 未 満 人 口		
事 業 区 分			節 名		経 費		内 容 説 明		
基 地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費	放 課 後 児 童 ク ラ ブ 事 業 費	病 児 保 育 扶 助 費 事 業	扶 助 費	96,854,219	円	病児保育事業			95,687,052円
						病児保育事業（処遇改善）			1,167,167円
						特定財源			42,785,000円
				国庫支出金					
	@63,304,728円 × $\frac{1}{3}$ =			21,101,000円					
	都支出金			21,684,000円					
	@63,304,728円 × $\frac{1}{3}$ =			21,101,000円					
	@1,167,167円 × $\frac{1}{2}$ =			583,000円					
	実 費 徴 収 に 係 る 補 足 給 付 を 行 う 事 業	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	4,184,037	実費徴収に係る補足給付を行う事業	4,184,037円				
					特定財源			2,788,000円	
国庫支出金									
@4,184,037円 × $\frac{1}{3}$ =			1,394,000円						
都支出金									
@4,184,037円 × $\frac{1}{3}$ =			1,394,000円						
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	扶 助 費	1,709,495	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1,709,495円					
				特定財源			1,138,000円		
				国庫支出金					
@1,709,495円 × $\frac{1}{3}$ =			569,000円						
都支出金									
@1,709,495円 × $\frac{1}{3}$ =			569,000円						
放 課 後 児 童			報 酬 職 員 手 当 等 旅 費 需 用 費 役 務 費	189,073,610	1 クラブ当たり所要経費 A		クラブ 数 B	所要経費 A × B	
クラブ事業費					会計年度任用職員		所		
					@18,040円 × 79.4人 × 12月				
					= 17,188,510円		11	189,073,610円	
					時間外勤務手当				
					@2,950円 × 126時間 = 371,700円		11	4,088,700円	
					普通旅費（近接地内）				
			@530円 × 113回 = 59,890円		11	658,790円			
			光熱水費		1,030,820円	11	11,339,020円		
			一般需用費		1,221,550円	11	13,437,050円		
			役務費		324,090円	11	3,564,990円		

経 費 の 種 類			児 童 福 祉 費		測 定 単 位	18 歳 未 満 人 口			
事 業 区 分			節 名	経 費	内 容 説 明				
基 礎 的 経 費	地 域 子 ど も ・ 子 育 て の 支 援 事 業 費	〔 放課後児童 クラブ事業費 〕	委 託 料	円					
				795,376,560	管理運営委託（直営施設）	516,450円	11	5,680,950円	
					医療的ケア児支援経費（直営施設）				
						27,330円	11	300,630円	
				使用料及び 賃 借 料	5,676,000	賃借料	516,000円	11	5,676,000円
				工事請負費	3,060,970	工事費	278,270円	11	3,060,970円
				備品購入費	1,301,960	備品	118,360円	11	1,301,960円
				負担金補助 及び交付金	126,410,000				
						計（直営分）	21,652,970円	11	238,182,670円
						管理運営委託（委託施設） @23,893,730円 × 33所 = 788,493,090円 医療的ケア児支援経費（委託施設） @27,330円 × 33所 = 901,890円 民設学童運営費補助 @15,801,250円 × 8所 = 126,410,000円 〔特定財源 520,697,000円 分担金及び負担金 3,514,500円 × 44所 = 154,638,000円 国庫支出金 9,742,200円 × 52所 × $\frac{1}{3}$ = 168,864,000円 国庫支出金（医療的ケア児支援経費） 27,300円 × 44所 × $\frac{1}{3}$ = 400,000円 都支出金 9,742,200円 × 52所 × $\frac{1}{3}$ = 168,864,000円 都支出金（医療的ケア児支援経費） 27,300円 × 44所 × $\frac{1}{3}$ = 400,000円 都支出金（公設分） 711,500円 × 33所 = 23,479,000円 都支出金（民設分） 506,600円 × 8所 = 4,052,000円〕			
	計	1,153,987,650							
小 計			1,955,391,077						
地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業 （ 都 単 独 型 ）		扶 助 費	6,222,312	地域子育て支援拠点事業（都単独型）			6,222,312円		
養 育 費 確 保 支 援 事 業 費		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,376,350	養育費確保支援事業費			1,376,350円		

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔養育費確保 支援事業費〕	円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad 1,032,000\text{円} \\ \text{国庫支出金} \\ \quad @1,376,350\text{円} \times \frac{1}{2} = 688,000\text{円} \\ \text{都支出金} \\ \quad @1,376,350\text{円} \times \frac{1}{4} = 344,000\text{円} \end{array} \right\}$		
	認証保育所 運営費等事業費	負担金補助 及び交付金	617,419,920	運営費（A型） @57,862,200円 × 10所 = 578,622,000円 運営費（B型） @38,797,920円 × 1所 = 38,797,920円	
	定期利用保育 補助事業費	負担金補助 及び交付金	13,389,760	定期利用保育補助事業費 12,653,650円 定期利用保育補助事業費（処遇改善） 736,110円	
	保育士等 キャリアアップ 補助事業費	負担金補助 及び交付金	70,256,175	保育士等キャリアアップ補助事業 70,256,175円	
	子育てのための 施設等利用給付	負担金補助 及び交付金	171,310,530	子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等） 171,310,530円	
	〔認可外保育 施設等〕			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad 128,482,000\text{円} \\ \text{国庫支出金} \\ \quad 171,310,530\text{円} \times \frac{1}{2} = 85,655,000\text{円} \\ \text{都支出金} \\ \quad 171,310,530\text{円} \times \frac{1}{4} = 42,827,000\text{円} \end{array} \right\}$	
	認可外保育 施設等保護者 負担軽減事業費	負担金補助 及び交付金	142,132,030	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費 142,132,030円	
	〔都補助金の ある間の 時限算定〕			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ \quad 142,132,030\text{円} \times \frac{1}{2} = 71,066,000\text{円} \end{array} \right\}$	
	保育サービス 推進事業費	負担金補助 及び交付金	21,353,640	保育サービス推進事業費 21,353,640円	
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ \quad 21,353,640\text{円} \times \frac{1}{2} = 10,676,000\text{円} \end{array} \right\}$	

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分		節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	保育従事職員 宿舍借り上げ 支援事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金	95,561,691 円	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費 95,561,691円 ※金額は、国庫支出金、都支出金を差し引いた一般財源分を記載	
	保育所等賃借料 補助事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金	60,989,469	保育所等賃借料補助事業費 60,989,469円 ※金額は、国庫支出金、都支出金を差し引いた一般財源分を記載	
	学校等情報配信 システム運用 経費（保育所）	委託料	689,660	システム運用委託 689,660円	
	指導検査事業費 （保育施設分）	需用費 委託料	64,000 3,258,000	事務用消耗品・書籍等 64,000円 会計検査・財務分析委託 3,258,000円	
	計		3,322,000		
費	子供家庭支援 包括補助事業費	扶助費	182,278,100	子供家庭支援包括補助事業費 182,278,100円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 182,278,100円 \times \frac{1}{2} = 91,139,000円 \end{array} \right\}$	
	合 計		16,889,347,009		
特 定 財 源	分担金及び負担金		154,987,000	1 児童手当給付事業費 5,747,982,000円	
	国庫支出金		7,245,934,000	$\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right\}$ 5,156,965,000円 591,017,000円	
	都支出金		1,767,295,000	2 児童扶養手当給付事業費 国庫支出金 365,576,000円	
	諸収入		325,000	3 区立母子生活支援施設管理運営費 31,739,000円	
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{分担金及び負担金} \\ \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right\}$ 166,000円 21,049,000円 10,524,000円	
				4 民営母子生活支援施設保護委託費 33,652,000円	
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{分担金及び負担金} \\ \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right\}$ 183,000円 22,313,000円 11,156,000円	

経 費 の 種 類		児 童	福 祉 費	測 定 単 位	18 歳 未 満 人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
特 定 財 源			円	5	母子福祉応急小口資金貸付金 諸収入 150,000円
				6	母子家庭等自立支援給付金事業費 国庫支出金 12,394,000円
				7	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費 諸収入 175,000円
				8	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費 都支出金 55,000円
				9	障害児通所支援事業費 1,395,448,000円 ┌ 国庫支出金 930,299,000円 └ 都支出金 465,149,000円
				10	地域型保育給付費 524,515,000円 ┌ 国庫支出金 386,052,000円 └ 都支出金 138,463,000円
				11	地域子ども・子育て支援事業費 529,886,000円 ┌ 国庫支出金 264,943,000円 └ 都支出金 264,943,000円
				12	病児保育事業・定期利用保育事業等職員処遇改善事業 都支出金 951,000円
				13	放課後児童クラブ事業費 182,169,000円 ┌ 分担金及び負担金 154,638,000円 └ 都支出金 27,531,000円
				14	養育費確保支援事業費 1,032,000円 ┌ 国庫支出金 688,000円 └ 都支出金 344,000円
				15	定期利用保育補助事業費 都支出金 6,326,000円
				16	保育士等キャリアアップ補助事業費 都支出金 35,128,000円
				17	子育てのための施設等利用給付(認可外保育施設等) 128,482,000円 ┌ 国庫支出金 85,655,000円 └ 都支出金 42,827,000円
				18	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費 都支出金 71,066,000円

経 費 の 種 類		児 童 福 祉 費		測 定 単 位		18 歳 未 満 人 口	
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明	
特 定 財 源			円				
				19 保育サービス推進事業費			
				都支出金		10,676,000円	
				20 子供家庭支援包括補助事業費			
				都支出金		91,139,000円	
合 計		9,168,541,000					
差 引 一 般 財 源		7,720,806,009円					
数 値		47,000人					
単 位 費 用		164,272円					

説明（３） 児 童 手 当 等 給 付 費 積 算 説 明

区 分			対 象		1 人当たり手当額	所 要 額 A × B	財 源 内 訳		
			A				B	国庫支出金	都支出金
国 制 度 分	3 歳 未 満	被 用 者	第 1 子 第 2 子	人 4,475	(15,000円 × 12月)	円 805,500,000	円 (1 / 1) 805,500,000	円 - 0	円 - 0
			第 3 子 以降	422	(30,000円 × 12月)	151,920,000	(1 / 1) 151,920,000	- 0	- 0
			小 計		957,420,000	957,420,000	0	0	
		非 被 用 者	第 1 子 第 2 子	695	(15,000円 × 12月)	125,100,000	(13 / 15) 108,420,000	(1 / 15) 8,340,000	(1 / 15) 8,340,000
			第 3 子 以降	86	(30,000円 × 12月)	30,960,000	(13 / 15) 26,832,000	(1 / 15) 2,064,000	(1 / 15) 2,064,000
			小 計		156,060,000	135,252,000	10,404,000	10,404,000	
	3 歳 以 上	被 用 者	第 1 子 第 2 子	28,197	(10,000円 × 12月)	3,383,640,000	(7 / 9) 2,631,720,000	(1 / 9) 375,960,000	(1 / 9) 375,960,000
			第 3 子 以降	2,616	(30,000円 × 12月)	941,760,000	(7 / 9) 732,480,000	(1 / 9) 104,640,000	(1 / 9) 104,640,000
			小 計		4,325,400,000	3,364,200,000	480,600,000	480,600,000	
		非 被 用 者	第 1 子 第 2 子	5,485	(10,000円 × 12月)	658,200,000	(7 / 9) 511,933,000	(1 / 9) 73,133,000	(1 / 9) 73,134,000
			第 3 子 以降	672	(30,000円 × 12月)	241,920,000	(7 / 9) 188,160,000	(1 / 9) 26,880,000	(1 / 9) 26,880,000
			小 計		900,120,000	700,093,000	100,013,000	100,014,000	
	計					6,339,000,000	5,156,965,000	591,017,000	591,018,000
	区 制 度 分	育 成 手 当		2,850	(13,500円 × 12月)		461,700,000		
障 害 手 当		350	(15,500円 × 12月)		65,100,000				
計					526,800,000				
合 計						6,865,800,000	5,156,965,000	591,017,000	1,117,818,000

説明（４） 障 害 児 通 所 支 援 事 業 費 積 算 説 明

（単位：円）

事業種別	事業費	国庫負担額 B=A/2	都負担額 C=A/4	差引一般財源 D=A-B-C
	給付費 A			
児童発達支援事業	550,058,203	275,029,000	137,515,000	137,514,203
児童発達支援センター	168,842,574	84,421,000	42,211,000	42,210,574
放課後等デイサービス	1,038,238,415	519,119,000	259,559,000	259,560,415
保育所等訪問支援	64,766,970	32,383,000	16,191,000	16,192,970
障害児相談支援	38,693,312	19,347,000	9,673,000	9,673,312
計	1,860,599,474	930,299,000	465,149,000	465,151,474

経費の種類		児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	区立保育所 管理運営費	報酬 492,155,091 円	特別職非常勤職員（嘱託医報酬）		
			$@43,600円 \times 1人 \times 13月 \times 28所 = 15,870,400円$		
			臨時的任用職員		
			$@6,165円 \times 100日 \times 28所 = 17,262,000円$		
			会計年度任用職員（特例パート）		
			$@191,509円 \times 14月 \times 28所 = 75,071,528円$		
			会計年度任用職員（障害児保育）		
			$@193,305円 \times 12月 \times 28所 = 64,950,480円$		
			会計年度任用職員		
			$@14,935円 \times 25日 \times 12月 \times 28所 = 125,454,000円$		
			会計年度任用職員（延長保育）		
			$\left\{ \begin{array}{l} 1時間延長 \\ @15,459円 \times \frac{9}{8}時間 \times 313日 \times 20所 = 108,870,008円 \\ @15,459円 \times \frac{1}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 20所 \\ = 28,225,558円 \\ 2時間延長 \\ @15,459円 \times \frac{11}{8}時間 \times 313日 \times 4所 = 26,612,669円 \\ @15,459円 \times \frac{3}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 4所 \\ = 16,935,335円 \\ 3時間以上延長 \\ @15,459円 \times \frac{12}{8}時間 \times 313日 \times 1所 = 7,258,001円 \\ @15,459円 \times \frac{4}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 1所 \\ = 5,645,112円 \end{array} \right.$		
			$@7,935,709円 \times 457人 = 3,626,619,013円$		
		給与費			
		職員手当等	時間外勤務手当		
		報償費	講習会・講演会等講師謝礼		
			$@114,150円 \times 28所 = 3,196,200円$		
		旅費	普通旅費		
			$\left\{ \begin{array}{l} 近接地内 @530円 \times 1,854回 = 982,620円 \\ 近接地外 @38,200円 \times 2人 \times 28所 = 2,139,200円 \end{array} \right.$		
		需用費	光熱水費		
			$\left\{ \begin{array}{l} 電気料 @1,367,980円 \times 28所 = 38,303,440円 \\ ガス料 @645,080円 \times 28所 = 18,062,240円 \\ 水道料 @1,496,490円 \times 28所 = 41,901,720円 \\ 燃料費 @57,830円 \times 28所 = 1,619,240円 \end{array} \right.$		

経費の種類		児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔区立保育所 管理運営費〕	円	賄費		
			216,135,360円		
			3歳未満児		
			@7,680円 × 12月 × 34人 × 28所 = 87,736,320円		
			3歳以上児		
			@4,570円 × 12月 × 66人 × 28所 = 101,344,320円		
			3歳以上児給食費加算		
			@1,220円 × 12月 × 66人 × 28所 = 27,054,720円		
			一般需用費		
			66,402,840円		
			消耗器材		
			@1,741,430円 × 28所 = 48,760,040円		
			印刷製本費		
			@26,800円 × 28所 = 750,400円		
			修繕料		
			@603,300円 × 28所 = 16,892,400円		
			延長保育		
			23,114,200円		
			暖房費		
			1,118,200円		
			1時間延長		
			@7,710円 × 5月 × 20所 = 771,000円		
			2時間延長		
			@12,860円 × 5月 × 4所 = 257,200円		
			3時間以上延長		
			@18,000円 × 5月 × 1所 = 90,000円		
			その他		
			21,996,000円		
			1時間延長		
			@2,570円 × 20人 × 12月 × 20所 = 12,336,000円		
			2時間延長		
			@8,050円 × 20人 × 12月 × 4所 = 7,728,000円		
			3時間以上延長		
			@8,050円 × 20人 × 12月 × 1所 = 1,932,000円		
	役 務 費	23,181,760	郵便料等	@827,920円 × 28所 =	23,181,760円
	委 託 料	1,491,367,740	管理運営委託（直営施設）	@322,820円 × 28所 =	9,038,960円
			清掃委託	@594,210円 × 28所 =	16,637,880円
			警備委託	@144,160円 × 28所 =	4,036,480円
			機械設備保守委託	@353,270円 × 28所 =	9,891,560円
			おむつ回収事業費	@121,950円 × 28所 =	3,414,600円
			給食調理委託	@5,093,140円 × 2人 × 15所 =	152,794,200円
			用務委託	@3,855,500円 × 1人 × 17所 =	65,543,500円
			医療的ケア児支援経費		32,400,000円
				@5,400,000円 × 2人 × 1所 =	10,800,000円
				@5,400,000円 × 1人 × 4所 =	21,600,000円

経 費 の 種 類		児 童 福 祉 費		測 定 単 位	区 立 保 育 所 入 所 児 童 数		
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	〔 区立保育所 管理運営費 〕	使用料及び 賃借料 工事請負費 備品購入費 負担金補助 及び交付金	円	管理運営委託（委託施設）			
				@199,601,760円 × 6所 = 1,197,610,560円			
			20,467,440	自動車借上料、その他	@730,980円 × 28所 =	20,467,440円	
			26,790,400		@956,800円 × 28所 =	26,790,400円	
			46,847,730	備品		46,847,730円	
			{	ガスF F暖房器			
					@238,750円 × 8台 × 28所 × $\frac{1}{6}$ =	8,913,330円	
				冷房器	@668,940円 × 8台 × 28所 × $\frac{1}{6}$ =	24,973,760円	
				その他備品	@462,880円 × 28所 =	12,960,640円	
			3,220,000	保育士保育講習会等	@80,000円 × 28所 =	2,240,000円	
	日本スポーツ振興センター共済掛金	@350円 × 100人 × 28所 =	980,000円				
合 計			6,326,081,784				
特 定 財 源	分 担 金 及 び 負 担 金 都 支 出 金 諸 収 入	501,977,016	1	分担金及び負担金		501,977,016円	
		228,964,000	3歳未満児（保育料積算基準による）				
			@49,593円 × 34人 × 12月 × 34所 = 687,954,096円				
			3歳児以上副食費				
			@4,570円 × 57人 × 12月 × 34所 = 106,279,920円				
			多子世帯負担軽減分（区負担分） △ 107,555,000円				
		多子世帯負担軽減分（都負担分） △ 184,702,000円					
		490,000	2	都支出金		228,964,000円	
			臨時的任用職員都支出金 @17,262,000円 × $\frac{10}{10}$ = 17,262,000円				
			多子世帯負担軽減事業費補助金 184,702,000円				
医療的ケア児保育支援事業							
@32,400,000円 × $\frac{5}{6}$ = 27,000,000円							
3			日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分				
@175円 × 100人 × 28所 = 490,000円							
合 計			731,431,016				
差 引 一 般 財 源			5,594,650,768円				
数 値			3,400人				
単 位 費 用			1,645,486円				

経 費 の 種 類		児 童 福 祉 費				測 定 単 位		私 立 保 育 所 入 所 児 童 数					
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明							
基 <													

経費の種類		児童福祉費		測定単位	私立保育所入所児童数
事業区分		節名	経費	内容説明	
特 定 財 源			円		
	分担金及び負担金		109,251,384		
	国庫支出金		578,116,000		
	都支支出金		358,413,000		
合　　計			1,045,780,384		
差引一般財源			800,706,566円		
数　　　値			1,100人		
単　位　費　用			727,915円		

経 費 の 種 類		国 民 健 康 保 険 事 業 助 成 費		測 定 単 位	被 保 険 者 数	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 						

経 費 の 種 類		国 民 健 康 保 険 事 業 助 成 費		測 定 単 位		被 保 険 者 数	
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明	
基 準 的 経 費	〔 国民健康保険 事業助成費 〕		円	未就学児均等割保険料軽減措置繰出金		50,542,410円	
				{ 5割軽減		34,964,600円	
				{ 4割軽減		6,066,040円	
				{ 2.5割軽減		4,414,490円	
				{ 1.5割軽減		5,097,280円	
				産前産後保険料免除		17,200,940円	
				{ 軽減なし		10,288,630円	
				{ 7割軽減		3,967,480円	
				{ 5割軽減		1,603,490円	
				{ 2割軽減		1,341,340円	
合 計		3,671,290,371					
特 							

〈経〉 民生費 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

経 費 の 種 類		後期高齢者医療制度事業助成費		測 定 単 位		被 保 険 者 数		
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明		
基 準 的 経 費	後期高齢者医療 制度事業助成費	繰 出 金	円 3,120,444,414	後期高齢者医療制度事業総務費				120,978,614円
				職員費				63,485,672円
				一般管理費				57,492,942円
				報酬				5,707,232円
				会計年度任用職員（徴収嘱託員等）				4,371,275円
				会計年度任用職員				1,335,957円
				職員手当等				8,462,110円
				旅費				30,020円
				需用費				2,602,290円
				役務費				16,746,290円
				委託料				18,352,070円
				窓口業務委託				7,165,460円
				後期高齢者医療システム保守委託				11,186,610円
				使用料及び賃借料				
				後期高齢者医療システム機器リース料				5,592,930円
				基盤安定繰出金				550,479,800円
				低所得者に係る保険料軽減分				547,423,200円
				旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分				3,056,600円
				事務費拠出金				121,108,000円
				後期高齢者医療給付費負担金				2,327,878,000円
合 計		3,120,444,414						
特 定 財 源	都 支 出 金		412,859,000	基盤安定繰出金				412,859,000円
				低所得者に係る保険料軽減分				
				547,423,200円 × $\frac{3}{4}$				= 410,567,000円
				旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分				
3,056,600円 × $\frac{3}{4}$				= 2,292,000円				
合 計		412,859,000						
差 引 一 般 財 源				2,707,585,414円				
数 値				34,000人				
単 位 費 用				79,635円				

第3項 衛生費

I 衛生費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
- ア 衛生総務費、保健所管理運営費等の保健所等管理運営に要する経費
 - イ 感染症予防・医療費、結核予防費、成人保健対策費、母子保健費等の公衆衛生に要する経費
 - ウ 食品衛生費、環境衛生費等の環境衛生に要する経費
 - エ 医薬費、精神保健対策費等の医務及び薬務に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人、保健所1か所、保健センター3か所、リサイクルセンター1か所とした。
- (3) 標準区の所要経費を4,361,842,499円、特定財源を614,115,410円と見込み、差引一般財源所要額を3,747,727,089円と算定した。
- この結果、単位費用を10,708円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに予防接種助成事業費（男性HPV）に係る経費について、算定した。
- (2) 新たに予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）に係る経費について、算定した。
- (3) 新たに予防接種費（新型コロナウイルス）に係る経費について、算定した。
- (4) 新たに予防接種費（五種混合）に係る経費について、算定した。
- (5) 新たに乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）に係る経費について、算定した。
- (6) 心身障害者（児）歯科診療事業費（歯科診療委託）について、算定の充実を図った。
- (7) 環境施策推進費（低炭素型社会推進費）について、算定の充実を図った。
- (8) 結核予防費（一般患者医療費）について、算定内容を見直した。
- (9) 結核予防費（入院患者医療費）について、算定内容を見直した。
- (10) 予防接種費（子宮頸がん）について、算定を改善した。
- (11) 予防接種費（ロタウイルス）について、算定を改善した。
- (12) 環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託）（単位費用・態容補正IV）について、算定を改善した。
- (13) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (14) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (15) その他、所要の単価改定等を行った。

3 過年度改定内容（時限算定）

鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）について、算定した（都の防除実施計画終了年度の翌年度末までの時限算定）。

II 積算の内容

次頁より

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的	衛 生 総 務 費	給 与 費	1,026,642,673	@7,935,709円 × 129.37人 = 1,026,642,673円	
		職 員 手 当 等	4,492,850	時間外勤務手当	@2,950円 × 1,523時間 = 4,492,850円
		報 償 費	7,880	講師謝礼	7,880円
		旅 費	878,000	普通旅費	
		需 用 費	1,518,210	近接地内	@530円 × 1,080回 = 572,400円
				近接地外	@38,200円 × 8回 = 305,600円
				消耗品費	663,980円
				会 議 費	124,870円
		役 務 費	1,222,560	印刷製本費	729,360円
				通信運搬費	1,222,560円
				郵 券 等	714,840円
		委 託 料	6,031,820	健康管理システム用	507,720円
				夜間休日案内所運営費	1,505,000円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	11,882,960	健康管理システム保守委託	4,526,820円
				会場使用料及び自動車借上料	163,930円
				自動体外式除細動器（AED）	@53,230円 × 131個 = 6,973,130円
経 費	保 健 所 報 酬 管 理 運 営 費	備 品 購 入 費	437,540	健康管理システム機器リース料	4,745,900円
				事務用備品	437,540円
		計	1,053,114,493		
		職 員 手 当 等	1,680,930	特別職非常勤職員（保健所運営協議会）	459,000円
				会長	@22,200円 × 1人 × 1回 = 22,200円
				委員	@18,200円 × 24人 × 1回 = 436,800円
				特別職非常勤職員（感染症診査協議会）	2,191,200円
				会長	@24,700円 × 1人 × 24回 = 592,800円
				委員	@22,200円 × 3人 × 24回 = 1,598,400円
				臨時的任用職員（産休代替保健師）	
					@11,456円 × 90日 = 1,031,040円
				特殊勤務手当	905,080円
				防疫業務手当(1)	@720円 × 242日 × 1人 = 174,240円
				防疫業務手当(2)	@340円 × 242日 × 6人 = 493,680円
				有害毒物取扱手当(1)	@390円 × 242日 × 2人 = 188,760円
				有害毒物取扱手当(2)	@200円 × 242日 × 1人 = 48,400円
				時間外勤務手当	@2,950円 × 263時間 = 775,850円

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	〔 保 健 所 管 理 費 〕 〔 運 営 費 〕		円			
		報 償 費	104, 100	母子保健対策協議会委員謝礼 @10, 410円 × 10人 = 104, 100円		
		旅 費	2, 097, 698	普通旅費 2, 035, 258円		
				{ 近接地内 @530円 × 2, 610回 = 1, 383, 300円		
				調査旅費 @21, 590円 × 2人 = 43, 180円		
				研修旅費 @516円 × 3回 = 1, 548円		
				派遣研修旅費 @4, 520円 × 3人 = 13, 560円		
				研究旅費 513, 530円		
				{ 医師 @37, 810円 × 5人 = 189, 050円		
				{ 医療技術員等 @27, 040円 × 12人 = 324, 480円		
				{ 医師大学派遣旅費 @6, 480円 × 1人 = 6, 480円		
				保健師等共同研究旅費 @1, 050円 × 16人 = 16, 800円		
				保健技術者研修旅費 56, 860円		
				{ 医師 @30, 430円 × 1人 = 30, 430円		
				{ 保健師 @26, 430円 × 1人 = 26, 430円		
				特別旅費 62, 440円		
				{ 費用弁償		
				{ 保健所運営協議会 @516円 × 25人 × 1回 = 12, 900円		
				{ 感染症診査協議会 @516円 × 4人 × 24回 = 49, 540円		
				需 用 費	13, 539, 070	燃料費 145, 360円
				光熱水費 10, 528, 050円		
				{ 電気料 7, 507, 510円		
				{ ガス料 1, 465, 880円		
				{ 水道料 1, 554, 660円		
				消耗品費 1, 902, 840円		
				印刷製本費 213, 960円		
				修繕料 748, 860円		
		役 務 費	2, 594, 350	{ 洗濯代等 427, 270円		
				{ 電話料 1, 598, 840円		
				{ 通信運搬費 568, 240円		
		委 託 料	79, 853, 740	{ 検査業務委託 60, 691, 200円		
				{ 清掃、保守警備委託等 19, 162, 540円		
		使 用 料 及 び 賃 借 料	704, 460	自動車借上 704, 460円		
		工 事 請 負 費	2, 281, 400	庁舎維持補修費等 2, 281, 400円		
		備 品 購 入 費	21, 248, 860	{ 検査用機器 14, 532, 200円		
				{ X線装置等 6, 716, 660円		

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	〔保健所管理費〕 運 営 費	公 課 費	円 17,600	自動車重量税 $\left\{ \begin{array}{l} 13,200円 \times 1台 = 13,200円 \\ 8,800円 \times 1台 \times \frac{1}{2} = 4,400円 \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad \quad \quad 4,900,000円 \\ \text{使用料及び手数料} \quad \quad \quad 56,000円 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{証明} \quad \quad @400円 \times 134件 = 53,600円 \\ \text{閲覧} \quad \quad @300円 \times 8件 = 2,400円 \end{array} \right. \\ \text{国庫支出金} \\ 14,532,200円 \times \frac{1}{3} = 4,844,000円 \end{array} \right.$		
		計	127,803,448			
基 準 的 経 費	保健センター 管 理 運 営 費	職 員 手 当 等	1,475,070	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特殊勤務手当} \\ \text{防疫業務手当} \\ @340円 \times 242日 \times 3人 \times 3所 = 740,520円 \\ \text{時間外勤務手当} @2,950円 \times 83時間 \times 3所 = 734,550円 \end{array} \right.$		
		旅 費	820,440	普通旅費 近接地内 @530円 $\times$ 516回 $\times$ 3所 = 820,440円		
		需 用 費	12,141,660	$\left\{ \begin{array}{l} \text{光熱水費} \quad \quad \quad 9,065,400円 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{電気料} \quad \quad \quad 2,007,190円 \times 3所 = 6,021,570円 \\ \text{ガス料} \quad \quad \quad 542,120円 \times 3所 = 1,626,360円 \\ \text{水道料} \quad \quad \quad 472,490円 \times 3所 = 1,417,470円 \end{array} \right. \\ \text{消耗品費} \quad \quad \quad 603,190円 \times 3所 = 1,809,570円 \\ \text{印刷製本費} \quad \quad \quad 94,460円 \times 3所 = 283,380円 \\ \text{修繕料} \quad \quad \quad 327,770円 \times 3所 = 983,310円 \end{array} \right.$		
		役 務 費	4,823,730	$\left\{ \begin{array}{l} \text{洗濯代等} \quad \quad \quad 619,780円 \times 3所 = 1,859,340円 \\ \text{電話料} \quad \quad \quad 734,240円 \times 3所 = 2,202,720円 \\ \text{通信運搬費} \quad \quad \quad 253,890円 \times 3所 = 761,670円 \end{array} \right.$		
		委 託 料	16,614,180	清掃、保守警備委託等 5,538,060円 $\times$ 3所 = 16,614,180円		
		使用料及び 賃 借 料	351,660	自動車借上 117,220円 $\times$ 3所 = 351,660円		
		工 事 請 負 費	3,664,470	庁舎維持補修等 1,221,490円 $\times$ 3所 = 3,664,470円		
		備 品 購 入 費	9,093,480	事業用機器等 3,031,160円 $\times$ 3所 = 9,093,480円		
		公 課 費	13,200	自動車重量税 8,800円 $\times$ 1台 $\times$ $\frac{1}{2}$ $\times$ 3所 = 13,200円		
		計	48,997,890			

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準	リサイクルセンター管理運営費	需用費	1,880,240	円	
			光熱水費		1,543,350円
			電気料		1,103,410円
			ガス料		281,750円
			水道料		158,190円
			消耗品費		250,390円
			印刷製本費		86,500円
		役 務 費	981,540	庁舎清掃	713,920円
				通信運搬費	267,620円
		委 託 料	7,590,460	建物維持管理委託費	7,590,460円
的	健康増進計画・食育推進計画策定費	工事請負費	955,720	庁舎維持補修費	955,720円
		備品購入費	169,570		169,570円
		計	11,577,530		
		報 償 費	151,600	健康増進計画等策定委員会	151,600円
				会長 @19,900円 × 1人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ =	15,920円
				委員 @10,600円 × 16人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ =	135,680円
		需用費	4,420	消耗品費 @22,110円 × $\frac{1}{5}$ =	4,420円
		委 託 料	1,630,430	計画策定支援委託 @8,152,140円 × $\frac{1}{5}$ =	1,630,430円
		計	1,786,450		
経 費	健康相談事業費	職員手当等	451,350	時間外勤務手当 @2,950円 × 153時間 =	451,350円
		旅 費	146,810	普通旅費	
				近接地内 @530円 × 277回 =	146,810円
		需用費	423,010	消耗品費	423,010円
		役 務 費	494,430	通信運搬費	494,430円
		委 託 料	23,612,130	健康診査委託 @9,000円 × 2,600人 =	23,400,000円
				データ入力委託	212,130円
				特定財源（負担金及び分担金）	
				自己負担金 @500円 × 2,600人 =	1,300,000円
		計	25,127,730		

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口			
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明				
基 準 的	歯 科 衛 生 相 談 事 業 費	報 酬	円 12,795,120	{ 特別職非常勤職員（歯科医師） @28,953円 × 4人 × 52週 = 6,022,220円 会計年度任用職員（歯科衛生士） @21,708円 × 6人 × 52週 = 6,772,900円				
		旅 費	7,420	普通旅費 近接地内 @530円 × 14回 = 7,420円				
		需 用 費	935,030	{ 消耗品費 763,790円 印刷製本費 171,240円				
		役 務 費	54,910	通信運搬費 54,910円				
		備 品 購 入 費	529,820	診療用備品 529,820円				
				{ 特定財源（使用料及び手数料） 2,070,960円 弗素塗布 @480円 × 1,804件 = 865,920円 鍍銀法(3本まで) @480円 × 1,458件 = 699,840円 鍍銀法(4本以上) @600円 × 782件 = 469,200円 歯口清掃 @360円 × 100件 = 36,000円				
		計	14,322,300					
		経 費	休 日 ・ 準 夜 等 診 療 事 業 費	報 酬	298,700	会計年度任用職員（事務員） @14,935円 × 20時間 = 298,700円		
				職 員 手 当 等	144,550	時間外勤務手当 @2,950円 × 49時間 = 144,550円		
				報 償 費	228,480	運営協議会委員謝礼		
				{ 一般 @9,520円 × 3人 × 4回 = 114,240円 歯科 @9,520円 × 3人 × 4回 = 114,240円				
旅 費	28,090			普通旅費 近接地内 @530円 × 53回 = 28,090円				
需 用 費	706,220			{ 消耗品費 474,340円 会議費 17,680円 印刷製本費 214,200円				
役 務 費	117,310			通信運搬費 117,310円				

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位		人 口	
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明	
基 <							

経 費 の 種 類		衛	生	費	測 定 単 位	人		口	
事 業 区 分		節 名		経 費	内 容 説 明				
基 									

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口		
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	自 殺 防 止 報 償 費 対 策 事 業 費	円	433,030	講師等謝礼			301,310円
				自殺対策計画等策定委員会			131,720円
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{委員長} \quad @20,490円 \times 1人 \times 4回 \times \frac{1}{5} = 16,390円 \\ \text{委員} \quad @9,570円 \times 8人 \times 4回 \times \frac{1}{5} = 61,250円 \\ \text{有識者} \quad @16,900円 \times 4人 \times 4回 \times \frac{1}{5} = 54,080円 \end{array} \right.$			
				需用費			1,250,730
				役務費			199,080
				委託料			1,442,510
				使用料及び賃借料			41,960
				消耗品費等			1,250,730円
				通信運搬費			199,080円
				事務委託費			1,056,220円
計画策定支援委託			@1,931,470円 $\times \frac{1}{5} = 386,290円$				
機器賃借等			41,960円				
$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \quad 1,982,000円 \\ 1,573,130円 \times \frac{1}{2} = 786,000円 \\ 1,794,180円 \times \frac{2}{3} = 1,196,000円 \end{array} \right.$							
計		3,367,310					

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 礎 的 防 疫 ・ 医 療 費	感 染 症 予 防	防 疫 事 業 費 報 酬	2,643,495	円	会計年度任用職員（事務員） @14,935円 × 177時間 = 2,643,495円
		職 員 手 当 等	705,200		特殊勤務手当 防疫業務手当 @720円 × 150日 × 5人 = 540,000円 時間外勤務手当 @2,950円 × 56時間 = 165,200円
		旅 費	37,560		普通旅費 近接地内 @530円 × 66回 = 34,980円 研修旅費 @516円 × 5回 = 2,580円
		需 用 費	2,047,310		消耗品費 1,963,740円 会議費 4,500円 印刷製本費 52,700円 修繕料 26,370円
		役 務 費	619,060		通信運搬費 619,060円
		委 託 料	1,229,380		検査委託 970,420円 腸内病原細菌 患者関係者検便 @864円 × 1,048人 = 905,470円 薬剤耐性試験 @1,295円 × 14人 = 18,130円 菌型検査 @3,344円 × 14人 = 46,820円 海外旅行者健康診断 @4,316円 × 60人 = 258,960円
		使用料及び賃借料	449,380		自動車雇上 449,380円
		備品購入費	72,520		検査用備品等 72,520円
		計	7,803,905		特定財源（国庫支出金） 284,000円 防疫措置 117,700円 特殊勤務手当 @290円 × 5人 × 150日 × $\frac{1}{2}$ = 108,700円 事務費 18,000円 × $\frac{1}{2}$ = 9,000円 患者関係者検便 @72円 × 1,048人 × $\frac{1}{2}$ = 37,700円 海外旅行者健康診断 258,960円 × $\frac{1}{2}$ = 129,400円

経 費 の 種 類			衛 生 費		測 定 単 位		人 口			
事 業 区 分			節 名		経 費		内 容 説 明			
基 礎 的 防 疫 費	感 染 症 予 防	予 防 接 種 費	職 員 手 当 等 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料	円 1,123,950 7,420 920,350 15,687,740 811,206,300	時間外勤務手当 @2,950円 × 381時間 = 1,123,950円					
					普通旅費					
					近接地内 @530円 × 14回 = 7,420円					
					消耗品費 920,350円					
					予防接種通知送付用 15,687,740円					
		①予防接種 796,552,070円								
		区 分		一 般 分			予防接種不適当者分			
	単 価			対 象 者 数	経 費	単 価	対 象 者 数	経 費		
	予 防 的 経 費	症	ジフテリア・破 傷 風	Ⅱ 期	5,159円	1,706人	8,801,250円	3,289円	1人	3,290円
			四種混合（ジフテリア・百日ぜき・破傷風・急性灰白ずい炎）	I 期追加	13,134円	1,620人	21,277,080円	4,114円	2人	8,230円
			五種混合（ジフテリア・百日ぜき・破傷風・急性灰白ずい炎・ヒブ）	I 期 初 回	22,112円	7,987人	176,608,540円	4,114円	9人	37,030円
				I 期 追 加	13,827円	1,156人	15,984,010円	4,114円	2人	8,230円
			風 し ん ・ 麻 し ん	I 期	13,827円	2,594人	35,867,240円	4,114円	6人	24,680円
				Ⅱ 期	12,397円	2,648人	32,827,260円	4,114円	3人	12,340円
			日 本 脳 炎	I 期	9,559円	7,886人	75,382,270円	4,114円	9人	37,030円
				Ⅱ 期	7,304円	2,244人	16,390,180円	3,289円	1人	3,290円
			子 宮 頸 が ん		30,157円	496人	14,957,870円	3,289円	6人	19,730円
			ヒ ブ	Ⅱ 期	11,419円	1,602人	18,293,240円	4,114円	2人	8,230円
		療 費	小 児 用 肺 炎 球 菌	I 期	13,904円	7,674人	106,699,300円	4,114円	9人	37,030円
				Ⅱ 期	13,904円	2,583人	35,914,030円	4,114円	4人	16,460円
			水 痘		10,934円	5,250人	57,403,500円	4,114円	22人	90,510円
			B C G		13,266円	2,387人	31,665,940円	4,114円	27人	111,080円
	B 型 肝 炎			8,162円	7,473人	60,994,630円	4,114円	6人	24,680円	
	ロ タ ウ イ ル ス		ロタリックス	16,654円	3,494人	58,189,080円	4,114円	1人	4,110円	
			ロタテック	11,627円	2,481人	28,846,590円	4,114円	1人	4,110円	
	計				796,102,010円			450,060円		
	費		扶 助 費	580,500	②封入封緘委託 14,654,230円					
					予防接種被害者医療手当等 580,500円					
					特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 580,500円 × $\frac{3}{4}$ = 435,000円					
	計			829,526,260						

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 礎 的 経 費	感 染 症 予 防	予 防 接 種 費 〔インフルエンザ〕	円 114,831,156	予防接種 一般 @3,029円 × 34,269人 = 103,800,801円 減免 @5,529円 × 1,995人 = 11,030,355円	
		扶 助 費	54,000	予防接種被害者医療手当等 54,000円	
		計	114,885,156	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $54,000円 \times \frac{3}{4} = 40,000円$	
	予 防	予 防 接 種 費 〔高齢者肺炎球菌〕	20,497,400	予防接種 一般 @4,547円 × 3,850人 = 17,505,950円 減免 @8,547円 × 350人 = 2,991,450円	
		扶 助 費	54,000	予防接種被害者医療手当等 54,000円	
		計	20,551,400	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $54,000円 \times \frac{3}{4} = 40,000円$	
	医 療 費	予 防 接 種 費 〔新型コロナウイルス〕	523,881,370	予防接種 一般 @11,979円 × 40,729人 = 487,892,690円 減免 @15,479円 × 2,325人 = 35,988,680円	
		扶 助 費	54,000	予防接種被害者医療手当等 54,000円	
		計	523,935,370	特定財源 357,347,000円 国庫支出金 一般 @8,300円 × 40,729人 = 338,050,000円 減免 @8,300円 × 2,325人 = 19,297,000円 都支出金 予防接種被害者医療手当等 $54,000円 \times \frac{3}{4} = 40,000円$	

経 費 の 種 類			衛 生 費		測 定 単 位		人 口	
事 業 区 分			節 名		経 費		内 容 説 明	
基 準 的 防 病 費	感 染 症 予 防	予防接種助成事業費〔带状疱疹ワクチン〕	委託料	122,124,000	円	予防接種		
						生ワクチン	20,149,567円	
						不活化ワクチン（1回目）	50,987,216円	
						不活化ワクチン（2回目）	50,987,216円	
						特定財源（都支出金） 带状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金 $122,124,000円 \times \frac{1}{2} = 61,062,000円$		
	医 療 費	予防接種助成事業費〔男性HPVワクチン〕	委託料	19,043,950		予防接種	@17,666円 × 1,078人 = 19,043,950円	
						特定財源（都支出金） HPVワクチン男性接種補助事業補助金 $19,043,950円 \times \frac{1}{2} = 9,521,000円$		
		予防接種助成事業費〔小児インフルエンザワクチン〕	需用費 委託料	1,629,440 79,369,620		予診票の印刷等	1,629,440円	
						予防接種	@2,558円 × 31,028人 = 79,369,620円	
						特定財源（都支出金） 小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業補助金 @1,000円 × 31,028人 = 31,028,000円		
		計		80,999,060				
経 費	医 療 費	後天性免疫不全症候群対策費	報酬	1,217,856		特別職非常勤職員（医師） @28,953円 × 2回 × 12月 = 694,872円 会計年度任用職員（保健師） @21,791円 × 2回 × 12月 = 522,984円		
			旅費	7,420		普通旅費 近接地内 @530円 × 14回 = 7,420円		
			需用費 委託料	637,060 359,150		採血・検査用消耗品（通常・即日） 検査委託（通常） @1,010円 × 213件 = 215,130円 検査委託（精密） @2,240円 × 2件 = 4,480円 キャンペーン委託 139,540円		
					特定財源（国庫支出金） $2,221,486円 \times \frac{1}{2} = 1,110,000円$			
		計		2,221,486				

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 ・ 経 費	感 染 症 予 防 ・ 医 療 費	感 染 症 委 託 料	140,850	入院患者移送 @41,900円 × 2人 = 83,800円 医療費支払事務委託 @123.8円 × 2件 = 250円 建物等消毒委託 @28,400円 × 2件 = 56,800円	
		扶 助 費	147,480	感染症医療費 入院費公費負担 @63,600円 × 2件 = 127,200円 食事療養費 @780円 × 13日 × 2件 = 20,280円	
		計	288,330	特定財源（国庫支出金） 180,000円 入院患者移送 $83,800円 \times \frac{1}{2} = 41,900円$ 建物等消毒 $56,800円 \times \frac{1}{2} = 28,400円$ 感染症医療費 $147,480円 \times \frac{3}{4} = 110,610円$	
		性 感 染 症 報 酬	304,466	特別職非常勤職員（医師） @28,953円 × 1人 × 6回 = 173,720円 会計年度任用職員（保健師） @21,791円 × 1人 × 6回 = 130,746円	
		対 策 費			
		需 用 費	122,880	消耗品費 採血材料・採尿材料 111,830円 印刷製本費 11,050円	
		委 託 料	472,190	検査委託 梅毒（TPHA検査） @220円 × 111人 = 24,420円 梅毒（STS検査） @110円 × 235人 = 25,850円 クラミジア @1,290円 × 248人 = 319,920円 淋菌 @1,200円 × 85人 = 102,000円	
		計	899,536	特定財源（国庫支出金） 374,000円 梅毒（TPHA検査） @320円 × 111人 × $\frac{1}{2} = 17,700円$ 梅毒（STS検査） @150円 × 235人 × $\frac{1}{2} = 17,600円$ クラミジア @2,040円 × 248人 × $\frac{1}{2} = 252,900円$ 淋菌 @2,040円 × 85人 × $\frac{1}{2} = 86,700円$	

経 費 の 種 類			衛 生 費		測 定 単 位	人 口		
事 業 区 分			節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	感 染 症	発 生 動 向 調 査 事 業 費	需 用 費	74,520	円	消耗品費	65,880円	
			役 務 費	59,680		印刷製本費	8,640円	
						情報収集用郵券	48,470円	
						通信運搬費	11,210円	
						検査委託	50,600円	
	委 託 料	50,600	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 184,800円 \times \frac{1}{2} = 92,000円 \end{array} \right\}$					
	症	風 し ん 抗 体 検 査 事 業 費	計	184,800				
			委 託 料	4,949,910	検査委託	@6,790円 × 729人 = 4,949,910円		
	予	検 査 事 業 費						$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 4,949,910円 \times \frac{1}{2} = 2,474,000円 \end{array} \right\}$
	防 ・ 経 医 療 費							
小 計			1,727,413,163					

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 礎 的 経 費	結 核 健 康 診 断 等 事 業 費		円		
		報 酬	477,920	会計年度任用職員	@14,935円 × 32人 = 477,920円
		職 員 手 当 等	339,250	時間外勤務手当	@2,950円 × 115時間 = 339,250円
		旅 費	89,040	普通旅費	
				近接地内	@530円 × 168回 = 89,040円
		需 用 費	817,800	消耗品費等（結核健康診断）	704,380円
				消耗品費等（管理検診）	75,840円
				消耗品費等（その他）	37,580円
		役 務 費	149,630	通信運搬費等（結核健康診断）	123,800円
				通信運搬費等（管理検診）	25,830円
基 礎 的 経 費	委 託 料		60,557,366	結核健康診断	2,793,246円
				定期健康診断	@2,020円 × 28,534人 = 57,638,680円
				管理検診	@1,280円 × 98人 = 125,440円
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \quad 2,162,000\text{円} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{結核健康診断} \quad 4,099,346\text{円} \times \frac{1}{2} = 2,049,000\text{円} \\ \text{管理検診} \quad 227,110\text{円} \times \frac{1}{2} = 113,000\text{円} \end{array} \right\} \end{array} \right.$	
		計	62,431,006		
基 礎 的 経 費	一 般 患 者 医 療 費	職 員 手 当 等	32,450	時間外勤務手当	@2,950円 × 11時間 = 32,450円
		需 用 費	33,660	消耗品費	14,230円
				印刷製本費	19,430円
		役 務 費	251,740	通信運搬費	251,740円
		委 託 料	16,180	医療費支払事務委託	
				国保	@36.77円 × 243件 = 8,940円
				基金	@37.50円 × 193件 = 7,240円
		扶 助 費	1,529,860	医療費	@3,485円 × 436件 = 1,519,460円
				特例医療費	@10,400円 × 1件 = 10,400円
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ \text{医療費} \quad 1,519,460\text{円} \times \frac{1}{2} = 759,000\text{円} \end{array} \right.$	
基 礎 的 経 費	計		1,863,890		

経 費 の 種 類			衛 生 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分			節 名	経 費	内 容 説 明		
基 礎 的 経 費	結 核 予 防 費	入 院 患 者 報 酬 医 療 費	円				
			104,545	会計年度任用職員（事務員）	@14,935円 × 7人 =	104,545円	
				職員手当等	@2,950円 × 4時間 =	11,800円	
			7,420	普通旅費			
				近接地内	@530円 × 14回 =	7,420円	
			206,250	消耗品費		189,890円	
				法外援護見舞品	@5,360円 × 35人 =	187,600円	
				事務用消耗品		2,290円	
				印刷製本費		16,360円	
				役 務 費	54,410	通信運搬費	
基 礎 的 経 費	結 核 予 防 費	入 院 患 者 報 酬 医 療 費	2,040	医療費支払事務委託			
				国保	@36.77円 × 35件 =	1,290円	
				基金	@37.50円 × 20件 =	750円	
			8,584,100	医療費	@155,369円 × 55件 =	8,545,300円	
				特例医療費	@38,800円 × 1件 =	38,800円	
				特定財源（国庫支出金）			
				医療費	$8,545,300円 \times \frac{3}{4} =$	6,408,000円	
				計	8,970,565		
小 計			73,265,461				

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 健 費	成 人	健 康 教 育 報 償 費	990,000	講師謝礼	
				集团健康教育	
				医師等	@16,500円 × 60回 = 990,000円
		需 用 費	438,080	印刷製本費	438,080円
	保 健			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 1,428,080円 \times \frac{2}{3} = 952,000円 \end{array} \right\}$	
		計	1,428,080		
	対 策 費	健 康 相 談 報 償 費	1,908,000	講師謝礼	
				総合健康相談	
				医師等	@15,000円 × 88回 = 1,320,000円
				重点健康相談	
				医師等	@16,800円 × 35回 = 588,000円
	費	需 用 費	201,920	印刷製本費	201,920円
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 2,109,920円 \times \frac{2}{3} = 1,406,000円 \end{array} \right\}$	
		計	2,109,920		
	経 費	特 定 報 酬	251,755	特別職非常勤職員（医師）	@28,953円 × 1人 = 28,953円
		健 康 診 査		会計年度任用職員（看護師、検査技師）	@21,791円 × 1人 × 2回 = 43,582円
				会計年度任用職員（事務員）	@14,935円 × 6人 × 2回 = 179,220円
		職 員 手 当 等	185,850	時間外勤務手当	@2,950円 × 63時間 = 185,850円
		旅 費	76,850	普通旅費	
				近接地内	@530円 × 145回 = 76,850円
		需 用 費	918,360	消耗品費	670,890円
				印刷製本費	186,050円
				修繕料	61,420円
		役 務 費	14,181,560	通信運搬費	14,181,560円
		委 託 料	33,540,070	検診委託	
				特定健診	12,383,810円
				特定保健指導	0円

経 費 の 種 類			衛	生	費	測 定 単 位	人	口
事 業 区 分			節 名		経 費	内 容 説 明		
基 成 人 準 保 的 健 対 経 策 費 費		〔 特 定 健康診査 〕	使用料及び賃借料	176,800	円	訪問診査 @13,299円 × 35人 = 465,470円		
					{ 介護家族訪問健康診査 @13,057円 × 0人 = 0円			
						骨粗鬆症検診 @4,997円 × 998人 = 4,987,010円		
						歯周疾患検診 @5,320円 × 1,287人 = 6,846,840円		
						肝炎ウイルス検診（節目検診） @4,664円 × 1,899人 = 8,856,940円		
						会場借上 @2,600円 × 68会場 = 176,800円		
						{ 特定財源（都支出金） (32,615,600円 + 29,300円) × $\frac{2}{3}$ = 21,763,000円		
						{ 検診費 32,615,600円		
						{ 特定健診 12,383,600円		
						{ 特定保健指導 0円		
						{ 訪問診査 456,900円		
						{ 介護家族訪問健康診査 0円		
						{ 骨粗鬆症検診 4,987,010円 - 915,600円 = 4,071,400円		
						{ 歯周疾患検診 6,846,800円		
						{ 肝炎ウイルス検診（節目検診） 8,856,900円		
						事務費 29,300円		
						{ 実施通知 @52円 × 287人 = 14,900円		
						{ 結果連絡費 @158円 × 32人 = 5,000円		
						{ 記録簿作成費 @48円 × 197人 = 9,400円		
			計		49,331,245			
		健康診査報酬〔胃がん検診〕			1,486,990	{ 特別職非常勤職員（医師） @28,953円 × 17人 = 492,201円		
						{ 会計年度任用職員（看護師等） @21,791円 × 34人 = 740,894円		
						{ 会計年度任用職員（事務員） @14,935円 × 17人 = 253,895円		
			職員手当等		94,400	時間外勤務手当 @2,950円 × 32時間 = 94,400円		

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 健 対 策 費	成 人	健康診査 〔胃がん検診〕	需用費 519,470	印刷製本費	519,470円
			役務費 939,270	通信運搬費	939,270円
			委託料 84,890,058	胃部エックス線検査 @12,088円 × 1,987人 = 24,022,602円	
				胃内視鏡検査 @17,215円 × 3,483人 = 59,962,412円	
				健診データ入力	905,044円
		計	87,930,188		
	人	健康診査 〔子宮頸がん検診〕	報酬 3,136,350	会計年度任用職員（事務員）	@14,935円 × 210人 = 3,136,350円
			需用費 698,580	印刷製本費	698,580円
			役務費 4,399,150	通信運搬費	4,399,150円
			委託料 84,075,470	検診委託 @8,024円 × 10,478人 = 84,075,470円	
		計	92,309,550		
	保	健康診査 〔子宮体がん検診〕	委託料 13,835,380	検診委託 @8,255円 × 1,676人 = 13,835,380円	
		計			
	健	健康診査 〔乳がん検診〕	報酬 2,261,034	特別職非常勤職員（医師） @28,953円 × 15人 = 434,295円	
				会計年度任用職員（看護師等） @21,791円 × 29人 = 631,939円	
				会計年度任用職員（事務員） @14,935円 × 80人 = 1,194,800円	
			需用費 1,729,310	消耗品費	474,460円
				印刷製本費	1,254,850円
	対		役務費 2,034,650	通信運搬費	2,034,650円
			委託料 70,626,230	検診委託 @10,814円 × 6,531人 = 70,626,230円	
		計	76,651,224		
	策	健康診査 〔肺がん検診〕	報酬 8,022,884	特別職非常勤職員（医師） @28,953円 × 91人 = 2,634,723円	
				会計年度任用職員（看護師等）	@21,791円 × 91人 = 1,982,981円
				会計年度任用職員（事務員） @14,935円 × 228人 = 3,405,180円	
			報償費 137,790	委員会謝礼 @15,310円 × 18人 × $\frac{1}{2}$ = 137,790円	
			需用費 1,457,500	印刷製本費	1,457,500円
	費		役務費 7,887,450	通信運搬費	7,887,450円

経 費 の 種 類			衛 生 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分			節 名	経 費	内 容 説 明		
基 本 的 経 費	成 人	〔健康診査 肺がん 検診〕	委 託 料	円	{		
				61,791,510		検診委託	61,791,510円
	保 健	〔大腸がん 検診〕	報 酬	4,045,411	{	読影	@4,942円 × 8,164人 = 40,346,490円
						読影・喀痰細胞診	@8,609円 × 2,491人 = 21,445,020円
	対 策		計	79,297,134			
				健 康 診 査 報 酬	4,045,411	特別職非常勤職員（医師）	@28,953円 × 46人 = 1,331,838円
	費				{	会計年度任用職員（看護師等）	@21,791円 × 93人 = 2,026,563円
						会計年度任用職員（事務員）	@14,935円 × 46人 = 687,010円
			需 用 費	13,040	印刷製本費	13,040円	
				役 務 費	47,730	通信運搬費	47,730円
		委 託 料	48,645,380	検診委託	@2,333円 × 20,851人 = 48,645,380円		
			計	52,751,561			
小 計			455,644,282				
的 経 費	保 健	保 健 栄 養 費	報 酬	2,955,936	{	国民栄養調査	
				特別職非常勤職員（身体状況調査）		128,800円	
	康 づ く り 推 進 費				{	医師	@22,100円 × 1人 × 2地区 = 44,200円
						看護師	@14,100円 × 2人 × 2地区 = 56,400円
					{	臨床検査技師	@14,100円 × 1人 × 2地区 = 28,200円
						特別職非常勤職員（栄養摂取状況調査）	
					{	現場調査員	@14,100円 × 2人 × 9日 × 2地区 = 507,600円
						会計年度任用職員（集計員等）	@14,935円 × 62人 × 2地区 = 1,851,940円
					{	会計年度任用職員（栄養相談・栄養指導）	467,596円
						時間外勤務手当	@2,950円 × 40時間 = 118,000円
		職 員 手 当 等	118,000				

経 費 の 種 類			衛 生 費		測 定 単 位	人 口		
事 業 区 分			節 名	経 費	内 容 説 明			
基 づ く り 準 推 進 的	健 康	〔 保 健 栄 養 費 〕	報 償 費	253,360	講師等謝礼			
			旅 費	124,644	{ 給食施設指導		87,220円	
					{ 保健栄養講習会		166,140円	
					{ 普通旅費		103,444円	
			{ 近接地内	@530円 × 128回 =	67,840円			
				{ 研修旅費	@516円 × 69回 =	35,604円		
					{ 特別旅費	@530円 × 40回 =	21,200円	
			需 用 費	833,430	消耗品費			
			{ 栄養相談・栄養指導	159,650円				
				{ 給食施設指導	73,770円			
{ 保健栄養講習会	176,140円							
{ その他普及啓発等	423,870円							
役 務 費	85,390	通信運搬費						
			給食施設指導			85,390円		
			{ 特定財源（国庫支出金）			2,488,000円		
			{ 国民栄養調査（報酬）					
計			4,370,760					
経 費	母 子 保 健 費	母 子 保 健 指 導 費	報 酬	1,674,552	身体障害児療育指導			
			職 員 手 当 等	221,250	{ 特別職非常勤職員（医師）		@28,953円 × 33人 = 955,449円	
					{ 会計年度任用職員（看護師）		@21,791円 × 33人 = 719,103円	
					{ 時間外勤務手当		@2,950円 × 75時間 = 221,250円	
			報 償 費	1,193,560	両親学級講師謝礼（平日開催分）			562,300円
			{ 産科医師	@11,610円 × 11時間 =	127,710円			
				{ 歯科医師	@11,610円 × 10時間 =	116,100円		
				{ 助産師	@8,270円 × 9時間 =	74,430円		
				{ 栄養士	@8,270円 × 9時間 =	74,430円		
				{ 手話講師	@9,520円 × 10時間 =	95,200円		
{ 母親	@8,270円 × 9時間 =	74,430円						
			育児学級講師謝礼			631,260円		
{ 小児科医師	@11,610円 × 13時間 =	150,930円						
	{ 保育士	@8,270円 × 27時間 =	223,290円					
	{ 心理	@9,520円 × 27時間 =	257,040円					

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基	母	〔母子保健〕 〔指導費〕	旅費	4,714	普通旅費	
				近接地内	@530円 × 5回 =	2,650円
				研修旅費	@516円 × 4回 =	2,064円
			需用費	1,621,140	消耗品費	1,133,300円
					印刷製本費(母子健康手帳他)	487,840円
			役務費	496,120	通信運搬費	496,120円
			委託料	10,063,350	新生児・妊産婦訪問指導	@3,682円 × 976件 = 3,593,630円
					家族計画特別普及訪問指導	@3,666円 × 976件 = 3,578,020円
					身体障害児療育指導検診	@2,164円 × 2人 = 4,330円
					妊産婦・乳幼児保健指導検診	72,250円
準	子				一般	@2,125円 × 32人 = 68,000円
					歯科	@2,125円 × 2人 = 4,250円
					保育器保守(未熟児養育指導)	48,200円
					ポスター原画委託	120,530円
					両親学級委託(休日開催分)	2,646,390円
			備品購入費	45,860	教材用備品等	45,860円
			負担金補助及び交付金	208,240	思春期セミナー受講料等	208,240円
			計	15,528,786		
			産後ケア委託料	13,710,000	産後ケア委託(訪問、通所、宿泊)	13,710,000円
			事業費		特定財源 国庫支出金 @13,710,000円 × $\frac{1}{2}$ = 6,855,000円 都支出金 @13,710,000円 × $\frac{1}{4}$ = 3,427,500円	
的	保		妊婦職員手当等	126,850	時間外勤務手当	@2,950円 × 43時間 = 126,850円
			健康診査費		普通旅費	
			旅費	32,860	近接地内	@530円 × 62回 = 32,860円
					消耗品費	131,220円
			需用費	701,710	印刷製本費	570,490円
			役務費	698,050	通信運搬費	698,050円
			委託料	168,684,740	妊婦健康診査	
					診査委託	163,942,510円
					第1回	@10,880円 × 2,372人 = 25,807,360円
					第2回～第14回	@5,090円 × 1,845人 × 13回 = 122,083,650円
費	費					

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基	母	〔妊婦健康 診査費〕	円	{	超音波	@5,300円 × 1,845人 = 9,778,500円
					子宮頸がん	@3,400円 × 1,845人 = 6,273,000円
					事務手数料	@83円 × 30,047人 × $\frac{78}{100}$ = 1,945,240円
					支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 30,047人 = 2,509,530円
基	母	扶 助 費	14,396,240	{	リーフレット原画委託	@95,820円 × 3種 = 287,460円
					里帰り出産等妊婦健康診査費助成	14,396,240円
					第1回	@10,880円 × 57人 = 620,160円
					第2回～第14回	@5,090円 × 184人 × 13回 = 12,175,280円
準	子	計	184,640,450	{	超音波	@5,300円 × 184人 = 975,200円
					子宮頸がん	@3,400円 × 184人 = 625,600円
的	保	新生児聴覚 検査費	6,013,220	{	新生児聴覚検査	
					検査委託	@3,000円 × 1,899人 = 5,697,000円
					事務手数料	@83円 × 1,899人 = 157,620円
					支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 1,899人 = 158,600円
的	保	扶 助 費	630,000	{	里帰り出産等新生児聴覚検査費助成	
						@3,000円 × 210人 = 630,000円
経	健	乳幼児健康 診査費	16,700,197	{	3～4か月児、3歳児健康診査、乳幼児発達健康診査、 3歳児視・聴覚検診	16,700,197円
					特別職非常勤職員（医師）	@28,672円 × 169人 = 4,845,568円
					会計年度任用職員（心理判定員）	@29,700円 × 87人 = 2,583,900円
					会計年度任用職員（看護師）	@21,791円 × 165人 = 3,595,515円
費	費	報 酬	16,700,197	{	会計年度任用職員（保健師）	@21,791円 × 166人 = 3,617,306円
					会計年度任用職員（検査技師）	@21,708円 × 26人 = 564,408円
					会計年度任用職員（事務員）	@14,935円 × 100人 = 1,493,500円

経 費 の 種 類			衛 生 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分			節 名	経 費	内 容 説 明		
基 母	乳 幼 児 健 診 査 費	円	職 員 手 当 等	292,050	時間外勤務手当	@2,950円 × 99時間 =	292,050円
			報 償 費	1,705,930	3歳児視力屈折検査看護師謝礼	@9,638円 × 59日 × 3人 =	1,705,930円
準 子			旅 費	41,870	普通旅費（近接地内）	@530円 × 79回 =	41,870円
			需 用 費	1,743,830	消耗品費		167,450円
的 保			役 務 費	1,066,820	印刷製本費		1,576,380円
			委 託 料	45,541,980	通信運搬費		1,066,820円
経 健					6・9か月児健康診査		30,157,720円
					一般	@6,670円 × 4,372人 =	29,161,240円
					精密	@3,255円 × 107人 =	348,290円
					事務手数料	@83円 × 4,372人 × $\frac{78}{100}$ =	283,040円
					支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 4,372人 =	365,150円
					1歳6か月児健康診査		14,883,100円
					一般	@6,230円 × 2,361人 =	14,709,030円
					精密	@1,768円 × 12人 =	21,220円
					事務手数料	@83円 × 2,361人 × $\frac{78}{100}$ =	152,850円
					3歳児健康診査		501,160円
					精密	@1,870円 × 66人 =	123,420円
					精密(視力)	@1,870円 × 158人 =	295,460円
					精密(聴力)	@1,870円 × 44人 =	82,280円
					備品購入費		732,790円
					診査用器材		80,770円
					SVS	@1,199,125円 × 4台 × $\frac{1}{8}$ =	599,560円
					専用プリンター	@65,571円 × 4台 × $\frac{1}{5}$ =	52,460円
					特定財源（国庫支出金）		326,000円
					SVS	599,560円 × $\frac{1}{2}$ =	299,780円
					専用プリンター	52,460円 × $\frac{1}{2}$ =	26,230円
費 費	母 子 歯 科 健 康 診 査 費		計	67,825,467			
			報 酬	26,379,864	1歳6か月児、3歳児、乳幼児		
					特別職非常勤職員（歯科医師）		13,094,568円
					乳幼児	@28,953円 × 9人 × 12月 =	3,126,924円
					1歳6か月児	@60,123円 × 9人 × 12月 =	6,493,284円
					3歳児	@28,953円 × 10人 × 12月 =	3,474,360円
					会計年度任用職員（歯科衛生士）		13,285,296円
					乳幼児	@21,708円 × 18人 × 12月 =	4,688,928円

経 費 の 種 類			衛 生 費		測 定 単 位		人 口	
事 業 区 分			節 名		経 費		内 容 説 明	
基 健 費	母 子 保 健 費	〔 母 子 歯 科 健 診 査 費 〕		円	{	1歳6か月児 @21,708円 × 19人 × 12月 = 4,949,424円		
						3歳児 @21,708円 × 14人 × 12月 = 3,646,944円		
			職 員 手 当 等	29,500		時間外勤務手当	@2,950円 × 10時間 = 29,500円	
			旅 費	1,060		普通旅費		
						近接地内	@530円 × 2回 = 1,060円	
			需 用 費	1,386,130		消耗品費・印刷製本費	1,386,130円	
			役 務 費	532,780		通信運搬費	532,780円	
			委 託 料	6,240,920		妊婦歯科健診	6,240,920円	
			備 品 購 入 費	30,630		診査用備品	30,630円	
				計		34,600,884		
準 小 計			322,948,807					
的 経 費	児 童 福 祉 措 置 費		職 員 手 当 等	61,950	時間外勤務手当	@2,950円 × 21時間 = 61,950円		
			旅 費	8,480	普通旅費			
					近接地内	@530円 × 16回 = 8,480円		
			需 用 費	80,090	印刷製本費	80,090円		
			役 務 費	71,100	通信運搬費	71,100円		
			委 託 料	200,490	{	未熟児等養育医療費支払事務委託	8,850円	
						国保 @36.77円 × 95人 = 3,490円		
						基金 @37.50円 × 143人 = 5,360円		
						ポスター原画委託 @95,820円 × 2種 = 191,640円		
			扶 助 費	42,834,370	未熟児等養育医療費等	(積算説明参照)		
		{	特定財源	29,922,400円				
			分担金及び負担金	3,041,400円				
			未熟児等養育医療	3,030,000円				
			入院助産措置	11,400円				
			国庫支出金	17,921,000円				
			未熟児等養育医療 措置費 (26,893,460円 - 3,627,120円) × $\frac{1}{2}$ = 11,633,100円					
			入院助産措置 医療費・分娩介助料 (13,174,620円 - 598,067円) × $\frac{1}{2}$ = 6,288,200円					

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	〔児童福祉措置費〕	円				
			都支出金 8,960,000円 未熟児等養育医療措置費（26,893,460円－3,627,120円） $\times \frac{1}{4} = 5,816,500$ 円 入院助産措置医療費・分娩介助料 （13,174,620円－598,067円） $\times \frac{1}{4} = 3,144,100$ 円			
	計	43,256,480				
準	公害保健対策費報酬	2,174,812	公害検診等			
			特別職非常勤職員（医師） @28,953円 × 16人 = 463,248円 会計年度任用職員（看護師） @21,791円 × 16人 = 348,656円 会計年度任用職員（検査技師） @21,708円 × 16人 = 347,328円 会計年度任用職員（事務員） @14,935円 × 48人 = 716,880円 会計年度任用職員（広報配付員） @14,935円 × 20人 = 298,700円			
的	職員手当等旅費	489,700	時間外勤務手当 @2,950円 × 166時間 = 489,700円			
		92,958	普通旅費			
経	需用費	969,990	近接地内 @530円 × 153回 = 81,090円 研修旅費 @516円 × 23回 = 11,868円 消耗品費 281,820円 会議費 46,820円 印刷製本費 300,650円 修繕料 340,700円			
			通信運搬費 252,010円			
費	役務費委託料	252,010	公害検診精密検査 783,870円			
		4,785,820	二次検診 @15,910円 × 42件 = 668,220円 肺がん検診 @38,550円 × 3件 = 115,650円 大気汚染測定器点検 483,700円 自動車騒音・振動・交通量調査委託 2,700,700円 ダイオキシン類測定委託 @163,510円 × 5回 = 817,550円			
	使用料及び賃借料	86,600	簡易採集装置等 86,600円			
	備品購入費	1,563,560	大気汚染測定器、公害検診用備品等 1,563,560円			
	計	10,415,450				

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基	在 宅 難 病 患 者 報 酬 訪 問 相 談 ・ 指 導 事 業		円			
			1,568,952	会計年度任用職員（保健師等） @21,791円 × 6人 × 12月 = 1,568,952円		
		職 員 手 当 等	20,650	時間外勤務手当 @2,950円 × 7時間 = 20,650円		
		旅 費	15,370	普通旅費 近接地内 @530円 × 29回 = 15,370円		
		需 用 費	39,840	患者相談用消耗品 39,840円		
		役 務 費	6,860	通信運搬費 6,860円		
		計	1,651,672			
準	在 宅 療 養 推 進 事 業 費	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	7,214,140	7,214,140円		
				{ 特定財源（都支出金） 7,214,140円 × $\frac{1}{2}$ = 3,607,000円 }		
的	食 品 衛 生 費 〔衛生監視、 営業許可、 収去品検査、 食中毒対策〕	職 員 手 当 等	3,103,400	時間外勤務手当 @2,950円 × 1,052時間 = 3,103,400円		
		報 償 費	208,200	業者教育指導講師謝礼 208,200円		
		旅 費	369,142	普通旅費 { 近接地内 @530円 × 641回 = 339,730円 研修旅費 @516円 × 57回 = 29,412円		
				{ 消耗品費 4,262,580円 印刷製本費 633,450円		
		需 用 費	4,896,030	{ 通信運搬費 216,390円 白衣洗濯費 11,310円		
		役 務 費	227,700	{ 収去品検査 2,758,300円 { 化学検査 @10,100円 × 211件 = 2,131,100円 細菌検査 @4,900円 × 128件 = 627,200円 食中毒検査 @9,100円 × 386調査 = 3,512,600円		
		委 託 料	6,270,900	{ 使用料及び賃借料 23,320 自動車借上 23,320円		
			213,230	213,230円		
			238,500	食品衛生講習会受講料等 238,500円		
				{ 特定財源（使用料及び手数料） 15,182,000円 { 食品衛生営業許可等 15,176,000円 { 新規 @18,000円 × 764件 = 13,752,000円 更新 @8,900円 × 160件 = 1,424,000円 化製場関係許可等 新規 @6,000円 × 1件 = 6,000円		
費		計	15,550,422			

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	環 境 衛 生 費 （衛生監視、 営業許可、 井水等水質検査、 簡易専用 水道監視等）	報 酬	871,360	特別職非常勤職員（三法運営協議会） { 会長 @23,600円 × 1人 × 2回 = 47,200円 委員 @20,900円 × 14人 × 2回 = 585,200円 会計年度任用職員(事務員) @14,935円 × 16人 = 238,960円		
		職 員 手 当 等	1,601,850	時間外勤務手当 @2,950円 × 543時間 = 1,601,850円		
		報 償 費	70,000	指導講習会講師謝礼 @14,000円 × 5人 = 70,000円		
		旅 費	519,578	{ 普通旅費 { 近接地内 @530円 × 919回 = 487,070円 研修旅費 @516円 × 33回 = 17,028円 特別旅費 三法運営協議会費用弁償 @516円 × 15人 × 2回 = 15,480円		
		需 用 費	593,380	{ 消耗品費 442,330円 会議費 13,670円 印刷製本費 122,450円 修繕料 14,930円		
		役 務 費	94,550	通信運搬費 94,550円		
		委 託 料	455,220	{ おしぼり検査 @2,610円 × 10件 = 26,100円 水質検査 @5,960円 × 72件 = 429,120円		
		使 用 料 及 び 賃 借 料	145,970	{ 自動車借上 105,690円 講習会会場借上 40,280円		
		備 品 購 入 費	230,910			
				{ 特定財源（使用料及び手数料） 環境衛生営業許可等 @11,000円～22,000円 × 95件 = 1,317,000円		
	計	4,582,818				
	住 宅 宿 泊 需 用 費	185,400	印刷製本費 185,400円			
	事 業 費 役 務 費	66,810	通信運搬費 66,810円			
	計	252,210				

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的	狂 犬 病 予 防 費	報 酬	円		
			448,050	会計年度任用職員（事務員）	@14,935円 × 30人 = 448,050円
	〔畜犬登録、 予防注射、 違反犬摘発、 動物保護 管理事務等〕	職 員 手 当 等	2,430,800	時間外勤務手当	@2,950円 × 824時間 = 2,430,800円
		旅 費	111,788	普通旅費	
				近接地内	@530円 × 208回 = 110,240円
				研修旅費	@516円 × 3回 = 1,548円
		需 用 費	1,023,740	消耗品費	55,490円
				印刷製本費	618,720円
				犬鑑札費	@366円 × 955頭 = 349,530円
		役 務 費	1,461,830	通信運搬費	1,461,830円
		委 託 料	95,820	ポスター原画委託	@95,820円 × 1種 = 95,820円
経 費				{ 特定財源（使用料及び手数料） 6,218,950円 } { 注射済票交付 } @550円 × 6,620頭 × 1回 × $\frac{95}{100}$ = 3,458,950円 { 登録 @3,000円 × 880頭 = 2,640,000円 } { 鑑札再交付 @1,600円 × 75頭 = 120,000円 }	
		計	5,572,028		
	そ 族 昆 虫 駆 除 費	需 用 費	1,228,430	燃料費	7,000円
	〔アメリカシロ ヒトリ防除費 を 含 む〕			消耗品費	1,164,220円
				印刷製本費	34,850円
				修繕料	22,360円
		役 務 費	474,610	作業衣洗濯代等	474,610円
		委 託 料	3,636,760		3,636,760円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	12,270	自動車借上等	12,270円
		計	5,352,070		

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	医 薬 費 〔医療監視、 献血対策等〕	職員手当等	円	時間外勤務手当	@2,950円 × 200時間 =	590,000円
		報 償 費	955,360	献血推進協議会委員謝礼	@17,060円 × 56人 =	955,360円
		旅 費	307,202	普通旅費		
		需 用 費	907,500	近接地内	@530円 × 529回 =	280,370円
				研修旅費	@516円 × 52回 =	26,832円
				消耗品費		235,850円
				会議費		47,680円
				印刷製本費		623,970円
		役 務 費	739,350	通信運搬費		739,350円
		委 託 料	95,820	ポスター原画委託		95,820円
費	医 薬 費 〔薬事監視等〕	備品購入費	56,040	検査用機器等		56,040円
		計	3,651,272	特定財源（使用料及び手数料） 277,000円 医療監視事務 開設許可 @19,000円 × 5件 = 95,000円 使用許可 @26,000円 × 7件 = 182,000円		
				時間外勤務手当	@2,950円 × 24時間 =	70,800円
				普通旅費		
				近接地内	@530円 × 60回 =	31,800円
				研修旅費	@516円 × 5回 =	2,580円
		需 用 費	426,010	消耗品費		162,870円
				印刷製本費		263,140円
		役 務 費	74,720	通信運搬費		74,720円
		委 託 料	1,005,660	収去品検査		
費	医 薬 費 〔薬事監視等〕	負担金補助 及び交付金	17,000	医薬品等		495,900円
				薬局開設者等	@3,540円 × 144件 =	509,760円
				合同薬事講習会負担金		17,000円
				特定財源（使用料及び手数料） 2,671,300円 医薬品販売業許可 421,200円 新規 @34,100円 × 9件 = 306,900円 更新 @12,700円 × 9件 = 114,300円		

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準	医 薬 費 〔薬事監視等〕	円	許可証書換 @2,500円 × 4件 = 10,000円 薬局開設許可 727,400円 新規 @34,100円 × 15件 = 511,500円 更新 @12,700円 × 17件 = 215,900円 製造販売業許可 11,600円 新規 @7,200円 × 1件 = 7,200円 更新 @4,400円 × 1件 = 4,400円 製造業許可 21,400円 新規 @13,800円 × 1件 = 13,800円 更新 @7,600円 × 1件 = 7,600円 高度管理機器許可 1,472,500円 新規 @34,100円 × 37件 = 1,261,700円 更新 @12,400円 × 17件 = 210,800円 許可証書換 @2,400円 × 3件 = 7,200円		
	計	1,628,570			
的 経	医 薬 費 〔衛生試験所登録等〕	旅 費 47,700	普通旅費		
		需用費 22,490	近接地内 @530円 × 90回 = 47,700円		
費		役 務 費 2,750	消耗品費 22,490円		
		計 72,940	通信運搬費 2,750円		
費	医 薬 費 〔家庭用品〕	職員手当等 32,450	特定財源（使用料及び手数料） 開設許可 @80,000円 × 1件 = 80,000円		
		旅 費 6,820	時間外勤務手当 @2,950円 × 11時間 = 32,450円		
費		需用費 722,690	普通旅費		
		備品購入費 551,050	近接地内 @530円 × 8回 = 4,240円 研修旅費 @516円 × 5回 = 2,580円		
費		計 1,313,010	光熱水費 37,100円 消耗品費 654,210円 印刷製本費 31,380円		
			検査用備品 551,050円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	医 薬 費 〔毒物・劇物視 監〕	職員手当等	179,950	時間外勤務手当	@2,950円 × 61時間 =	179,950円
		旅 費	31,800	普通旅費		
				近接地内	@530円 × 60回 =	31,800円
		需 用 費	113,440	消耗品費		32,400円
				印刷製本費		81,040円
		役 務 費	21,120	通信運搬費		21,120円
		委 託 料	142,200	収去品検査等	@23,700円 × 6件 =	142,200円
				特定財源（使用料及び手数料） 691,300円 毒物及び劇物販売業者登録等		
				登録 @16,900円 × 23件 = 388,700円		
				更新 @7,400円 × 39件 = 288,600円		
				書換 @2,800円 × 5件 = 14,000円		
		計	488,510			
的	精神保健対策費	報 酬	3,268,608	特別職非常勤職員（精神保健相談医）		
					@28,672円 × 114回 =	3,268,608円
		報 償 費	347,620	患者家族講演会講師謝礼	@13,370円 × 26人 =	347,620円
		需 用 費	168,030	消耗品費		168,030円
		計	3,784,258			
経 費	精 神 保 健 ダイケア事業費	報 酬	3,411,744	会計年度任用職員（グループワーカー（グループワーク）） @29,633円 × 7人 × 12月 = 2,489,172円		
				会計年度任用職員（グループワーカー（事例検討会）） @29,633円 × 1人 × 7回 = 207,431円		
				特別職非常勤職員（医師（グループワーク）） @37,639円 × 1人 × 12月 = 451,668円		
				特別職非常勤職員（医師（事例検討会）） @37,639円 × 1人 × 7回 = 263,473円		
		職員手当等	153,400	時間外勤務手当	@2,950円 × 52時間 =	153,400円
		報 償 費	24,500	講演会講師謝礼等		24,500円
		旅 費	75,330	普通旅費		33,010円
				近接地内	@530円 × 53回 =	28,090円
				戸外グループワーク	@1,230円 × 2人 × 2回 =	4,920円
				特別旅費	@5,290円 × 4人 × 2回 =	42,320円

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	〔精神保健費〕 〔デ事業〕	需用費	円	消耗品費		163,990円
		役務費	163,990	通信運搬費		26,460円
準		使用材料及び賃借料	64,926	ダイケア保険料		38,466円
		計	8,050	施設入園料等		8,050円
的	心身障害者（児） 歯科診療 事業費	旅費	7,420	普通旅費		
		需用費	228,080	近接地内 @530円 × 14回 =		7,420円
費		役務費	17,300	会議費 @630円 × 78回 =		49,140円
		委託料	19,044,000	印刷製本費		178,940円
進		計	19,296,800	通信運搬費		17,300円
				歯科診療委託		19,044,000円
費				歯科医師・歯科衛生士・事務員		
				@39,000円 × 414日 =		16,146,000円
費				事務費等 @7,000円 × 414月 =		2,898,000円
費	環境計画推進費	報酬	2,100,000	特別職非常勤職員（環境保全審議会）		2,100,000円
		職員手当等	306,800	会長 @25,000円 × 1人 × 4回 =		100,000円
費		報償費	1,231,200	委員 @20,000円 × 25人 × 4回 =		2,000,000円
		旅費	10,070	時間外勤務手当 @2,950円 × 104時間 =		306,800円
費		需用費	4,992,790	行動計画等運営委員会		
		役務費	147,740	委員 @10,260円 × 20人 × 6回 =		1,231,200円
費		計	8,788,600	普通旅費		
				近接地内 @530円 × 19回 =		10,070円
費				消耗品費		343,460円
				印刷製本費		4,649,330円
費				通信運搬費		147,740円

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 準 的 策 費 経 費	環 境 施 策	環境啓発費	円			
		職員手当等	427,750	時間外勤務手当	@2,950円 × 145時間 =	427,750円
		報償費	1,541,000	講座講師謝礼	@30,820円 × 10講座 × 5回 =	1,541,000円
		旅費	60,420	普通旅費		
				近接地内	@530円 × 114回 =	60,420円
		需用費	17,123,610	講座運営費		110,000円
				報告書作成		2,750,000円
				環境PRチラシ		1,650,000円
				環境PRパンフレット		6,600,000円
				環境PRポスター		165,000円
				環境学習センター等維持経費		5,500,000円
				消耗品費		348,610円
		役務費	109,790	通信運搬費		109,790円
		委託料	19,209,610	環境情報システム運営委託		3,389,930円
				各種調査委託		6,779,870円
				環境学習センター等運営委託		9,039,810円
	推 進 費	使用料及び 賃借料	697,410	会場使用料		697,410円
		備品購入費	357,560	備品購入費		357,560円
		計	39,527,150			
		環境事業	職員手当等	855,500	時間外勤務手当	@2,950円 × 290時間 = 855,500円
		推進費	報償費	1,540,500	キャンペーン謝礼	@51,350円 × 3人 × 8回 = 1,232,400円
				コンクール審査謝礼	@51,350円 × 3人 × 2回 =	308,100円
		旅費	40,810	普通旅費		
				近接地内	@530円 × 77回 =	40,810円
		需用費	27,580,020	キャンペーン配布記念品		2,200,000円
				チラシ		1,100,000円
				キャンペーン事業経費		22,000,000円
				絵画コンクール等の開催		1,100,000円
				その他消耗品		1,180,020円
	費	役務費	548,960	通信運搬費		548,960円
		委託料	55,653,395	催物事業一部委託		3,389,930円
				環境マネジメント委託		3,389,930円
				路上喫煙等巡回指導委託		41,272,335円
				公衆喫煙所維持管理費		7,601,200円
	費	使用料及び 賃借料 負担金補助 及び交付金	1,743,490	会場使用料		1,743,490円
			630,000	キャンペーン協力団体活動費		630,000円

経費の種類			衛生費		測定単位	人	口	
事業区分			節名	経費	内容説明			
基 境 施 策 推 進 費	環 境	〔環境事業推進費〕	備品購入費	円 482,570	備品購入費			482,570円
			計	89,075,245				
	低炭素型社会推進費	負担金補助及び交付金	55,035,000	太陽光発電システム導入補助 @300,000円 × 76件 = 22,800,000円 省エネ設備導入補助 @151,000円 × 85件 = 12,835,000円 蓄電システム @100,000円 × 113件 = 11,300,000円 LED照明 @300,000円 × 27件 = 8,100,000円 { 特定財源（都支出金） 8,516,000円 省エネ設備導入補助（遮熱性・断熱性塗装） 154,000円 × 58件 × $\frac{1}{2}$ = 4,466,000円 LED照明 300,000円 × 27件 × $\frac{1}{2}$ = 4,050,000円 }				
的 経 費	小計			192,425,995				
	鳥獣被害対策事業費	〔アライグマ・ハクビシン対策〕 〔都の防除実施計画終了年度末までの時限算定〕	需用費	60,760	消耗品費（アライグマ・ハクビシン対策）			60,760円
			委託料	2,116,570	カラス対策 906,070円 { 巣の撤去 @25,520円 × 28件 = 714,560円 捕獲・処分 @8,050円 × 9件 = 72,450円 高所作業車 @30,130円 × 2件 = 60,260円 現場調査等 @8,400円 × 7件 = 58,800円 アライグマ・ハクビシン対策 1,210,500円 { 現場調査等 @9,270円 × 25件 = 231,750円 罠設置・回収（捕獲なし） @6,870円 × 105件 = 721,350円 罠設置・回収・処分（捕獲あり） @18,120円 × 12件 = 217,440円 処分のみ @9,990円 × 4件 = 39,960円 { 特定財源（諸収入） 1,271,260円 × $\frac{1}{2}$ = 635,000円 }			
			計	2,177,330				
			使用済注射針回収支援事業費	435,000	使用済み注射針廃棄容器購入・回収・処分費補助			435,000円

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
特 定 財 源			円	14	感染症医療費 国庫支出金 180,000円
				15	性感染症対策費 国庫支出金 374,000円
				16	感染症発生动向調査事業費 国庫支出金 92,000円
				17	風しん抗体検査事業費 国庫支出金 2,474,000円
				18	結核健康診断等事業費 国庫支出金 2,162,000円
				19	一般患者医療費 国庫支出金 759,000円
				20	入院患者医療費 国庫支出金 6,408,000円
				21	健康教育 都支出金 952,000円
				22	健康相談 都支出金 1,406,000円
				23	特定健康診査 都支出金 21,763,000円
				24	保健栄養費 国庫支出金 2,488,000円
				25	産後ケア事業費 国庫支出金 6,855,000円 都支出金 3,427,500円
				26	乳幼児健康診査費 国庫支出金 326,000円
				27	児童福祉措置費 分担金及び負担金 3,041,400円 国庫支出金 17,921,000円 都支出金 8,960,000円
				28	在宅療養推進事業費 都支出金 3,607,000円
				29	食品衛生費 使用料及び手数料 15,182,000円

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
特 定 財 源			円		
			30	環境衛生費	
				使用料及び手数料	1,317,000円
			31	狂犬病予防費	
				使用料及び手数料	6,218,950円
			32	医薬費(医療監視、献血対策等)	
				使用料及び手数料	277,000円
			33	医薬費(薬事監視等)	
				使用料及び手数料	2,671,300円
			34	医薬費(衛生試験所登録等)	
				使用料及び手数料	80,000円
			35	医薬費(毒物・劇物監視)	
				使用料及び手数料	691,300円
			36	低炭素型社会推進費	
				都支出金	8,516,000円
			37	鳥獣被害対策事業費	
	諸収入	635,000円			
	38	医療保健政策包括補助事業費			
		都支出金	24,171,000円		
合 計		614,115,410			
差 引 一 般 財 源		3,747,727,089円			
数 値		350,000人			
単 位 費 用		10,708円			

説明 未熟児等養育医療費等扶助費積算説明

区 分			単 価	月(日)数	人 数	経 費
未熟児等養育医療	国 基 準 分	医 療 費	113,185円	2.2月	108人	26,892,760円
		移 送 費	700円		1人	700円
	計					26,893,460円
妊娠高血圧症候群医療	単 独 分	医 療 費 (D 2 ～ D15 階 層)	64,605円	2月	9人	1,162,890円
		診 断 書 料	1,400円		9人	12,600円
		証 明 書 料	800円		1人	800円
	計					1,176,290円
入 院 助 産 措 置	国 基 準 分	医 療 費	46,779円	9日	20人	8,420,220円
		分 娩 介 助 料	237,720円		20人	4,754,400円
		新 生 児 介 補 料	3,810円	9日	20人	685,800円
		産科医療補償制度加算料	12,000円		20人	240,000円
		小 計				14,100,420円
	単 独 分	新 生 児 介 補 料	3,190円	9日	20人	574,200円
		新 生 児 用 品 貸 与 料	500円	9日	20人	90,000円
		小 計				664,200円
	計					14,764,620円
合 計						42,834,370円

第4項 清掃費

I 清掃費の概要

第1 清掃総務費

1 単位費用算定の概要

- (1) 総務管理費は、測定単位「人口」により総務管理費、普及啓発費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を166,188,632円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を166,188,632円と算定した。

この結果、単位費用を475円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 総務管理費（補償補填及び賠償金）について、算定を廃止した。
- (2) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (3) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (4) その他、所要の単価改定等を行った。

第2 収集作業費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により管理運営費、作業運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を2,648,775,304円、特定財源を632,422,560円と見込み、差引一般財源所要額を2,016,352,744円と算定した。

この結果、単位費用を5,761円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (2) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (3) その他、所要の単価改定等を行った。

第3 収集車両費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集車両費は、測定単位「人口」により車両維持運営費、車両雇上費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を556,717,215円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を556,717,215円と算定した。

この結果、単位費用を1,591円とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

第4 処理処分費

1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により可燃ごみ処理作業費、建物・車両維持管理費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を2,029,835,027円、特定財源を1,015,225,432円と見込み、差引一般財源所要額を1,014,609,595円と算定した。

この結果、単位費用を2,899円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (2) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (3) 最終処分委託料について、算定内容を見直した。
- (4) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		清掃総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	総務管理費報酬	1,602,155	円 { 会計年度任用職員 @14,935円 × 13人 = 194,155円 産業医報酬 @444,800円 × 2所 = 889,600円 廃棄物減量等審議会委員報酬 @172,800円 × 3回 = 518,400円 給与費 @7,935,709円 × 18.19人 = 144,350,547円 職員手当等 1,118,050 時間外勤務手当 @2,950円 × 379時間 = 1,118,050円 旅費 159,530 普通旅費 @530円 × 301人 = 159,530円 需用費 2,219,200 消耗品費 2,219,200円 役務費 796,500 { 通信運搬費 483,400円 電信料 313,100円 委託料 2,481,700 { 一般廃棄物処理基本計画策定委託 1,633,900円 災害廃棄物処理計画策定委託 617,300円 廃棄物情報管理システム更新 126,600円 その他委託 103,900円 使用料及び賃借料 1,721,700 { 廃棄物情報管理システム機器 906,000円 その他使用料 815,700円 負担金補助及び交付金 744,000 東京二十三区清掃協議会負担金 400,000円 (公社) 全国都市清掃会議等分担金 344,000円 計 155,193,382			
	普及啓発費	87,500	講演会講師謝礼 87,500円			
	需用費	4,430,300	消耗品費 681,300円 印刷製本費 3,749,000円			
	役務費	630,100	通信運搬費 630,100円			
	委託料	3,739,000	{ イベント会場運営委託 2,176,100円 印刷物配布委託 809,700円 ゴミ分別アプリ 753,200円			
	使用料及び賃借料	352,900	見学用バス借上料 352,900円			
	負担金補助及び交付金	837,000	生ごみ処理機購入助成等 837,000円			
	計	10,076,800				
	経費					
	計					

経 費 の 種 類		清 掃 総 務 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	不 法 投 棄 対 策 事 業 費	役 務 費	円			
			918,450	不法投棄物処理経費		918,450円
				エアコン	@990円 × 1件 =	990円
				テレビ	@2,970円 × 104件 =	308,880円
				冷蔵庫・冷凍庫	@4,730円 × 24件 =	113,520円
				洗濯機・衣類乾燥機	@2,530円 × 12件 =	30,360円
				パソコン	@3,300円 × 6件 =	19,800円
				その他		444,900円
		計	918,450			
合 計			166,188,632			
特 定 財 源						
合 計			0			
差 引 一 般 財 源				166,188,632円		
数 値				350,000人		
単 位 費 用				475円		

経費の種類		収 集 作 業 費		測 定 単 位	人	口			
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明						
基 準 的	管 理 運 営 費	給 与 費	958,554,290	円 @7,935,709円 × 120.79人 = 958,554,290円					
		職 員 手 当 等	41,017,150	{ 特殊勤務手当 18,522,000円					
				{ 時間外勤務手当 @2,950円 × 457時間 = 1,348,150円					
				{ 休日給 @3,180円 × 6,650時間 = 21,147,000円					
		旅 費	136,210	{ 普通旅費 @530円 × 172人 = 91,160円					
				{ 特別旅費 @530円 × 85人 = 45,050円					
		需 用 費	41,597,950	{ 電気料 10,504,000円					
				{ ガス料 5,149,000円					
				{ 水道料 14,534,600円					
				{ 被服・保護具購入費 6,597,550円					
				{ 消耗品費等 3,149,000円					
				{ 建物修繕料 1,663,800円					
		役 務 費	4,127,284	{ 被服クリーニング 1,205,484円					
				{ 電話料等 2,921,800円					
	委 託 料	20,382,500	建物維持管理委託 20,382,500円						
	使 用 料 及 び 賃 借 料	1,763,000	1,763,000円						
	工 事 請 負 費	4,168,900	庁舎維持補修費等 4,168,900円						
	備 品 購 入 費	679,400	一般作業用 679,400円						
	計	1,072,426,684							
経 費	作 業 運 営 費	報 酬	9,236,160	会計年度任用職員 @19,242円 × 480人 = 9,236,160円					
		旅 費	5,300	普通旅費（大規模事業者指導） @530円 × 10人 = 5,300円					
		需 用 費	14,975,600	消耗品費 5,745,700円					
				{ 一般作業用 5,499,400円					
				{ 有料ごみ処理券事務 46,200円					
				{ 粗大ごみ受付業務システム 158,000円					
				{ 大規模事業者指導 42,100円					
				印刷製本費 9,229,900円					
				{ 一般作業用 1,273,300円					
				{ 有料ごみ処理券事務 7,747,300円					
	役 務 費			{ 大規模事業者指導 209,300円					
		1,084,700	通信運搬費 279,100円						
			{ 有料ごみ処理券事務 115,300円						
			{ 大規模事業者指導 163,800円						

経費の種類		収集作業費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	〔作業運営費〕	円				
			電信料			805,600円
			一般作業用			503,000円
			有料ごみ処理券管理システム			192,600円
			粗大ごみ受付業務システム			110,000円
		委託料	309,062,300	廃棄物処理手数料徴収事務		13,549,600円
				有料ごみ処理券保管配送		725,400円
				粗大ごみ収集運搬委託		293,436,300円
				有料ごみ処理券事務（データ作成）		70,000円
				有料ごみ処理券管理システム保守		508,300円
基 準 的	使用料及び賃借料	951,100		粗大ごみ受付業務システム保守		487,700円
				粗大ごみ受付業務システム更新		285,000円
				高速道路・駐車場利用料		685,400円
				有料ごみ処理券管理システム機器		122,100円
				粗大ごみ受付業務システム機器		143,600円
		償還金等	81,000	有料ごみ処理券事務過年度還付金		81,000円
				特定財源（使用料及び手数料）		362,677,000円
				廃棄物処理手数料		194,183,000円
				粗大ごみ処理手数料		168,494,000円
		計	335,396,160			
経 費	動物死体処理費	需用費	59,500	消耗品費	@100円 × 595頭 =	59,500円
		役務費	3,808,000	火葬処分料	@6,400円 × 595頭 =	3,808,000円
		備品購入費	23,600	保管用		23,600円
				特定財源		1,113,560円
				使用料及び手数料		
				動物死体処理手数料	@2,800円 × 264頭 =	739,200円
				諸収入		
				受託事業収入	@7,640円 × 49頭 =	374,360円
		計	3,891,100			
費	資源回収事業費	報酬	149,350	会計年度任用職員	@14,935円 × 10人 =	149,350円
		職員手当等	430,700	時間外勤務手当	@2,950円 × 146時間 =	430,700円
		旅費	36,040	普通旅費	@530円 × 68人 =	36,040円
		需用費	8,532,600	コンテナ等購入費		176,900円
				資源持去対策用品購入		8,355,700円
		委託料	1,179,777,000	資源持去対策		4,422,300円
				収集運搬委託		815,760,300円

経 費 の 種 類		収 集 作 業 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準	〔 資 源 回 収 事 業 費 〕		円	{ 資源化委託 345,981,000円 コンテナ洗浄等委託料 4,548,100円 処理困難物処理委託 9,065,300円 { 特定財源（諸収入） 266,132,000円 資源売払収入 186,680,000円 有償入札抛 outcomes 79,452,000円 }		
		計	1,188,925,690			
的 事 業 費	集 団 回 収 報 酬 事 業 費 報 償 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料	報酬	328,570	会計年度任用職員	@14,935円 × 22人 =	328,570円
		報償費	46,697,000	集団回収報償費	@6円 × 5,754,000kg =	34,524,000円
				集団回収業者支援金		12,173,000円
		需用費	779,800	消耗品費		714,100円
				印刷製本費		65,700円
		役務費	111,400	通信運搬費		111,400円
		委託料	124,500	集団回収支援システム保守		124,500円
		使用料及び賃借料	94,400	集団回収支援システム機器		94,400円
				{ 特定財源（都支出金）		2,500,000円 }
		計	48,135,670			
合 計			2,648,775,304			
特 定 財 源	使 用 料 及 び 手 数 料 都 支 出 金 諸 収 入	使用料及び手数料	363,416,200	{ 廃棄物処理手数料 194,183,000円 粗大ごみ処理手数料 168,494,000円 動物死体処理手数料 739,200円 集団回収業者支援金 2,500,000円 { 受託事業収入 374,360円 資源売払収入 186,680,000円 有償入札抛 outcomes 79,452,000円 }		
		都支出金	2,500,000			
		諸収入	266,506,360			
合 計			632,422,560			
差 引 一 般 財 源		2,016,352,744円				
数 値		350,000人				
単 位 費 用		5,761円				

経費の種類		収 集 車 両 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的	車両維持運営費	給 与 費	71,421,381	@7,935,709円 × 9人 = 71,421,381円		
		職 員 手 当 等	2,408,840	{ 特殊勤務手当 1,587,600円 { 時間外勤務手当 @2,950円 × 38時間 = 112,100円 { 休日給 @3,180円 × 223時間 = 709,140円		
		需 用 費	4,127,538	{ 燃料費 3,014,400円 { 小型車 @591,300円 × 4台 = 2,365,200円 { 軽小型車 @324,600円 × 2台 = 649,200円 { 自動車修繕料 927,718円 { 消耗品費 185,420円		
		役 務 費	254,190	{ 自賠責保険料 67,490円 { 任意保険料 186,700円		
		原 材 料 費	642,280	{ 収集車両用タイヤ 245,900円 { 整備用部品 396,380円		
		備 品 購 入 費	543,001	自動車整備用備品 543,001円		
		公 課 費	207,700	自動車重量税 207,700円		
		計	79,604,930			
	車 両 雇 上 費	役 務 費	471,290,985	平日作業 407,729,850円		
				休日割増 211,046円		
				祝日特別作業 30,723,209円		
				清掃工場等対策 32,626,880円		
費	車 両 購 入 費	備 品 購 入 費	5,821,300	{ 小型車 @6,588,800円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 5,490,700円 { 軽小型車 @1,157,200円 × 2台 × $\frac{1}{7}$ = 330,600円		
合 計			556,717,215			
特 定 財 源						
合 計			0			
差 引 一 般 財 源				556,717,215円		
数 値				350,000人		
単 位 費 用				1,591円		

経 費 の 種 類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基	可 燃 ご み 処 理 作 業 費	報 酬	29, 870	会計年度任用職員 @14, 935円 × 2人 = 29, 870円		
		給 与 費	355, 519, 763	@7, 935, 709円 × 44. 8人 = 355, 519, 763円		
		職 員 手 当 等	27, 534, 660	特殊勤務手当	5, 952, 200円	
				時間外勤務手当	@2, 950円 × 2, 296時間 = 6, 773, 200円	
				休日給	@3, 180円 × 4, 657時間 = 14, 809, 260円	
		報 償 費	33, 100	研修講師謝礼	8, 300円	
				弁護士費用	24, 800円	
		旅 費	427, 910	普通旅費	@530円 × 807人 = 427, 710円	
				特別旅費	200円	
		準	需 用 費	258, 008, 700	燃料費	438, 300円
電気料	82, 489, 400円					
ガス料	27, 550, 400円					
上下水道料	45, 251, 900円					
消耗品費	98, 119, 100円					
印刷製本費	147, 400円					
修繕料	4, 012, 200円					
役 務 費	83, 400, 600				通信運搬費	4, 302, 800円
					運搬車両雇上費等	79, 097, 800円
的	委 託 料				465, 586, 700	清掃工場運転管理等業務委託
		灰溶融炉運転管理委託	21, 931, 300円			
		焼却設備保守委託等	230, 652, 400円			
	使 用 料 及 び 賃 借 料	22, 914, 800	○ A機器賃借料等	22, 914, 800円		
	工 事 請 負 費	390, 883, 800	焼却設備定期補修工事等	390, 883, 800円		
	原 材 料 費	30, 583, 400	焼却設備用等	30, 583, 400円		
	備 品 購 入 費	3, 156, 900	作業用備品等	3, 156, 900円		
	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	8, 777, 700	汚染負荷量賦課金等	8, 777, 700円		
	費			{ 特定財源 1, 015, 225, 432円 使用料及び手数料 廃棄物処理手数料 530, 868, 032円 諸収入 エネルギー売払収入 470, 420, 500円 有価物売払収入 13, 936, 900円 }		
				計	1, 646, 857, 903	

経 費 の 種 類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準	不 燃 ご み 処 理 作 業 費	需 用 費	円			
			5,448,800	燃料費		1,626,700円
				電気料		701,700円
				ガス料		1,054,600円
				上下水道料		666,000円
				消耗品費		96,200円
				修繕料		1,303,600円
		役 務 費	8,649,300	運搬車両雇上費等		8,635,900円
				プラント運転設備検査手数料		13,400円
		委 託 料	58,747,800	環境対策測定委託等		58,747,800円
的 経 費	粗 大 ご み 処 理 作 業 費	需 用 費	1,389,000	燃料費		82,200円
				電気料		33,200円
				上下水道料		1,119,200円
				修繕料		154,400円
		役 務 費	33,191,200	運搬車両雇上費等		33,191,200円
				プラント運転設備管理委託		34,914,500円
		委 託 料	56,221,700	環境対策測定委託等		21,307,200円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	43,200	プラント関連賃借料		43,200円
		工 事 請 負 費	10,955,900	設備補修工事等		10,955,900円
		原 材 料 費	5,923,800	処理作業用等		5,923,800円
費	し 尿 処 理 作 業 費	需 用 費	822,300	上下水道料		822,300円
			7,399,500	作業所運転管理委託		7,399,500円
			409,800	作業所設備補修工事		409,800円
		計	8,631,600			

経 費 の 種 類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人	口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	建 物 ・ 車 両 維 持 管 理 費	需 用 費	円 3,753,400	{ 燃料費 51,200円 消耗品費 110,200円 修繕料 3,592,000円			
		役 務 費	18,800	自賠責保険料等 18,800円			
		委 託 料	19,211,300	建物設備保守点検委託等 19,211,300円			
		使 用 料 及 び 賃 借 料	303,300	車両賃借料等 303,300円			
		工 事 請 負 費	19,401,600	建物補修工事等 19,401,600円			
		備 品 購 入 費	429,800	車両 429,800円			
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,180,500	分担金 2,180,500円			
		公 課 費	500	自動車重量税 500円			
		計	45,299,200				
		最 終 処 分 委 託 料	委 託 料	100,857,424	最終処分委託料 100,857,424円		
		合 計		2,029,835,027			
	特 定 財 源	使 用 料 及 び 手 数 料	530,868,032	廃棄物処理手数料 530,868,032円			
諸 収 入		484,357,400	{ エネルギー売払収入 470,420,500円 有価物売払収入 13,936,900円				
合 計		1,015,225,432					
差 引 一 般 財 源		1,014,609,595円					
数 値		350,000人					
単 位 費 用		2,899円					

第5項 経済労働費

I 経済労働費の概要

第1 生活経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者対策事業諸費、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費及び労働総務費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を165,817,871円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を165,817,871円と算定した。
この結果、単位費用を474円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）に係る経費について、算定の充実を図った。
- (2) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (3) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (4) その他、所要の単価改定等を行った。

第2 産業経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 産業経済費は、測定単位「事業所数」により、商工振興費、商工振興センター管理運営費及び観光振興費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、事業所数12,000箇所とした。
- (3) 標準区の所要経費を711,767,526円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を711,767,526円と算定した。
この結果、単位費用を59,314円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (2) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (3) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		生活経済費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	消費者対策報酬	911,035	円 会計年度任用職員 @14,935円 × 61人 = 911,035円			
	事業諸費給与費	23,013,556	@7,935,709円 × 2.9人 = 23,013,556円			
	職員手当等	566,400	時間外勤務手当 @2,950円 × 192時間 = 566,400円			
	（消費者相談、 消費者教育、 情報提供、 消費生活展、 組織育成等）	報償費	14,568,420	講師・相談員等謝礼		
				教育講座	@31,890円 × 20回 = 637,800円	
				講師派遣	@28,620円 × 8回 = 228,960円	
				消費者相談	@14,140円 × 969日 = 13,701,660円	
		旅費	53,000	普通旅費 @530円 × 100人 = 53,000円		
		需用費	1,273,250	消耗品費	157,300円	
				印刷製本費	1,115,950円	
費		役務費	457,990	消費者情報システム回線使用料	212,130円	
				その他通信運搬費	245,860円	
		委託料	168,310	消費生活展		
		使用料及び賃借料	1,165,600	消費者情報システム端末借上料	861,220円	
				バス借上料（2台）	80,970円	
				会場使用料	223,410円	
		備品購入費	34,030	一般事務用		
		計	42,211,591			
	消費者センター	給与費	10,316,422	@7,935,709円 × 1.3人 = 10,316,422円		
	管理運営費	需用費	1,583,610	電気料	588,080円	
費				ガス料	93,100円	
				水道料	257,430円	
				消耗品費	258,220円	
				印刷製本費	266,120円	
				修繕費	120,660円	
		役務費	247,490	通信運搬費		
		委託料	2,665,990	建物維持管理委託費		
		使用料及び賃借料	93,590			
		工事請負費	203,650	庁舎維持補修費		
		計	15,110,752			
	公衆浴場 助成事業費	負担金補助金及び交付金	26,400,000	@1,320,000円 × 20所 = 26,400,000円		

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口		
事業区分		節名	経費	内容説明			
基準的経費	労働総務費		円				
		給与費	7,142,138	@7,935,709円 × 0.9人 =	7,142,138円		
		職員手当等	50,150	時間外勤務手当 @2,950円 × 17時間 =	50,150円		
		需用費	294,700	消耗品費	294,700円		
		役務費	152,040	通信運搬費	152,040円		
		委託料	12,952,500	{ 就労支援窓口等運営委託	10,417,800円		
				{ セミナー・合同面接会等委託	2,534,700円		
		負担金補助及び交付金	61,504,000	{ 高齢者就労対策事業助成金	56,104,000円		
				{ 勤労者福祉サービスセンター等助成金	5,400,000円		
		計	82,095,528				
合		計	165,817,871				
特定財源							
合		計	0				
差引一般財源		165,817,871円					
数		値	350,000人				
単		位	費用	474円			

経費の種類		産業経済費		測定単位	事業所数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	商工振興費	報酬	円	会計年度任用職員	@14,935円 × 97人 = 1,448,695円
		給与費	142,049,191		@7,935,709円 × 17.9人 = 142,049,191円
	〔商工業振興 助成、商工 業経営診断 産業表彰 計量検査事 務、商店街 組合組織化 対策等〕	職員手当等	2,159,400	時間外勤務手当	@2,950円 × 732時間 = 2,159,400円
		報償費	10,436,850	企業診断員謝礼	
				商工相談員・企業診断士	@19,630円 × 486回 = 9,540,180円
				講習・講座講師	@11,070円 × 81時間 = 896,670円
		旅費	273,480	普通旅費	@530円 × 516人 = 273,480円
		需用費	2,248,380	消耗品費	1,104,460円
				印刷製本費	911,500円
				会議費	40,950円
				修繕料	191,470円
		役務費	476,640	通信運搬費	225,600円
				広告料	251,040円
		委託料	1,428,350	景況調査	1,428,350円
		使用料及び賃借料	105,000	会場借上料及び自動車賃借料	105,000円
		備品購入費	27,320	一般事務用	27,320円
		負担金補助及び交付金	471,319,680	商店街振興費助成	85,254,480円
				イベント助成	40,717,000円
				商店街活性化事業費助成	11,116,000円
				電灯料補助	21,913,480円
				環境整備費助成	11,508,000円
				中小企業関連資金融資あっせん事業 同（緊急対策分（令和6年度から令和12年度分利子補給））	364,484,200円
				商工団体運営費助成	4,070,000円
				工業振興費助成	9,470,000円
				産業展運営費助成	8,041,000円
		計	631,972,986		
	商工振興 センター 管理運営費	委託料	52,510,320	指定管理者管理運営委託	52,510,320円

経 費 の 種 類		産 業 経 済 費		測 定 単 位	事 業 所 数
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	観 光 振 興 費	需 用 費 委 託 料 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	円		
			7,279,350	印刷製本費	7,279,350円
			7,298,870	観光調査・宣伝等委託料等	7,298,870円
			12,706,000	観光振興・物産関係等	12,706,000円
		計	27,284,220		
合 計			711,767,526		
特 定 財 源					
合 計			0		
差 引 一 般 財 源				711,767,526円	
数 値				12,000箇所	
単 位 費 用				59,314円	

第6項 土木費

I 土木費の概要

第1 建築公害費

1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、土木総務費、建築行政費、建築紛争予防調整事務費、放置自転車等対策事業費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,147,714,751円、特定財源を210,289,000円と見込み、差引一般財源所要額を937,425,751円と算定した。

この結果、単位費用を2,678円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 建築行政費について、算定を改善した。
- (2) 放置自転車等対策事業費について、算定を改善した。
- (3) 【態容補正】自転車駐車場維持管理費について、算定を改善した。
- (4) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (5) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (6) その他、所要の単価改定等を行った。

第2 都市整備費

1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、都市整備総務費、都市計画事務費、公有地拡大推進法施行事務費、都市計画審議会運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を438,475,728円、特定財源を30,289,000円と見込み、差引一般財源所要額を408,186,728円と算定した。

この結果、単位費用を1,166円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに地域公共交通会議運営費について、算定した。
- (2) 都市計画事務費（都市整備調査委託）について、算定の充実を図った。
- (3) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (4) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (5) その他、所要の単価改定等を行った。

第3 道路橋りょう費

1 単位費用算定の概要

- (1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路橋りょう総務費、道路維持補修費、交通災害対策費、街路灯維持補修費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、道路面積2,322,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,638,000,075円、特定財源を1,457,565,716円と見込み、差引一般財源所要額を180,434,359円と算定した。
この結果、単位費用を78円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 【態容補正】排水場に要する維持管理費について、算定内容を見直した。
- (2) 令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- (3) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (4) その他、所要の単価改定等を行った。

第4 公園費

1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「公園面積」により、公園維持管理費及び公衆便所維持管理費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、公園面積300,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を514,474,480円、特定財源を31,949,000円と見込み、差引一般財源所要額を482,525,480円と算定した。
この結果、単位費用を1,608円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		建築公害費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	土木総務費	円				
	報酬	4,480,500	会計年度任用職員	@14,935円 × 300人	=	4,480,500円
	給与費	738,020,937		@7,935,709円 × 93人	=	738,020,937円
	職員手当等	15,230,160	時間外勤務手当	@2,950円 × 4,212時間	=	12,425,400円
			休日給夜勤手当	@3,180円 × 882時間	=	2,804,760円
	旅費	1,371,800	普通旅費			
			近接地内	@530円 × 2,300回	=	1,219,000円
			近接地外	@38,200円 × 4回	=	152,800円
	需用費	4,765,000	燃料費			634,000円
			光熱水費			576,000円
			電気料			269,000円
			水道料			122,000円
			ガス代			185,000円
			消耗品費			2,321,000円
			印刷製本費			966,000円
			会議費			19,000円
			修繕料			249,000円
	役務費	625,400	通信運搬費			625,400円
	委託料	47,522,800	営繕委託、土木管理業務委託、地理情報システム等			47,522,800円
	使用料及び賃借料	6,184,000	建築確認、地理情報システムリース料等			6,184,000円
	工事請負費	1,681,000	土木詰所維持補修			1,681,000円
	備品購入費	921,000	事務用品			921,000円
	負担金補助及び交付金	250,000				250,000円
	計	821,052,597				

経費の種類		建築公害費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	建築行政費	報酬	2,598,690	会計年度任用職員	@14,935円 × 174人 =	2,598,690円
		職員手当等	2,735,650	{ 昇降機検査業務手当		1,000円
				{ 時間外勤務手当	@2,950円 × 927時間 =	2,734,650円
		旅費	59,000	普通旅費		59,000円
		需用費	1,223,000	{ 燃料費		20,000円
				{ 消耗品費		1,020,000円
				{ 印刷製本費		147,000円
				{ 修繕料		36,000円
		役務費	166,000	{ 通信運搬費		68,000円
				{ 保険料		98,000円
		委託料	11,860,000	建物設備等定期点検報告業務委託等		10,833,000円
				防火設備定期検査報告に係る予備審査等業務委託		1,027,000円
		使用料及び賃借料	127,000	データベース使用料等		127,000円
		備品購入費	57,000	各種機器等		57,000円
経 費	建築紛争予防調整事務費	負担金補助及び交付金	231,000	日本建築行政会議負担金		100,000円
				講習会負担金		131,000円
				{ 特定財源（建築確認申請手数料等）	9,178,000円 }	
		計	19,057,340			
		報酬	316,800	特別職非常勤職員（紛争調停委員）		
					@19,800円 × 4人 × 4回 =	316,800円
		旅費	5,064	費用弁償	@1,266円 × 2人 × 2回 =	5,064円
		需用費	95,600	一般需用費		95,600円
		計	417,464			

経費の種類		建築公害費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	建築審査会報酬 運営費	円				
		893,200	特別職非常勤職員			
			{ 会長 @23,800円 × 7回 = 166,600円			
			{ 委員 @20,900円 × 4人 × 7回 = 585,200円			
			{ 専門調査員 @20,200円 × 7回 = 141,400円			
		職員手当等	時間外勤務手当 @2,950円 × 60時間 = 177,000円			
		旅費	{ 費用弁償 @1,100円 × 6人 × 7回 = 46,200円			
			{ 普通旅費 @530円 × 30回 = 15,900円			
		需用費	一般需用費 65,800円			
		役務費	速記料 24,700円			
的	放置自転車等 対策事業費	負担金補助 及び交付金	全国建築審査会協議会分担金 48,000円			
			特別区建築審査会分担金 50,000円			
		計	1,320,800			
		需用費	{ 消耗品費 1,197,000円			
			{ 印刷製本費 587,000円			
		役務費	通信運搬費 384,000円			
		委託料	放置自転車撤去等委託費、システム保守委託費 147,207,000円			
		使用料及び 賃借料	システム機器リース料 2,105,000円			
		計	151,480,000			
			{ 特定財源（使用料及び手数料） 17,214,000円			
経 費	住宅対策費	報償費	分譲マンション管理セミナー 84,500円			
		需用費	窓口相談 55,000円			
		委託料	住宅基本計画策定委託 11,319,000円 × $\frac{1}{5}$ = 2,264,000円			
			分譲マンション計画修繕調査費補助委託 1,548,000円			
		計	3,951,500			
			{ 特定財源 1,666,000円			
			{ 国庫支出金 1,213,000円			
			{ 都支出金 453,000円			
		計	3,951,500			

経 費 の 種 類		建 築 公 害 費		測 定 単 位	人 口		
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準	区 営 住 宅 維 持 管 理 費 (404 戸)	報 償 費	円				
			959,000	連絡員管理謝礼等	959,000円		
		需 用 費	2,326,000	一般需用費等	2,326,000円		
		役 務 費	415,000	通信運搬費	415,000円		
		委 託 料	129,920,000	管理業務委託費等	129,920,000円		
		使用料及び 賃 借 料	379,000	システムリース料等	379,000円		
		工 事 請 負 費	14,190,000	維持補修費	14,190,000円		
			特定財源 181,731,000円 使用料及び手数料 152,797,000円 区営住宅使用料 146,876,000円 区営住宅共益費・雑収入等 5,921,000円 国庫支出金 20,266,000円 都支出金 8,668,000円				
		計	148,189,000				
	的 経 費	空 き 家 対 策 等 事 業 費	報 酬	424,800	特別職非常勤職員	@11,800円 × 3人 × 12回 =	424,800円
			報 償 費	328,250		@13,130円 × 25回 =	328,250円
需 用 費			193,000	会議費	193,000円		
役 務 費			25,000	速記料	25,000円		
委 託 料			1,275,000	空き家相談事業委託	1,275,000円		
				特定財源（都支出金） 500,000円			
		計	2,246,050				
合 計		1,147,714,751					

経 費 の 種 類		建 築 公 害 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
特 定 財 源			円		
		使 用 料 及 び 手 数 料	179,189,000	建築確認申請手数料等	9,178,000円
				放置自転車等撤去・保管手数料	17,214,000円
				区営住宅使用料	146,876,000円
				区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円
		国 庫 支 出 金	21,479,000	公営住宅建設事業等推進事業費補助	453,000円
				地域住宅交付金	760,000円
				公的賃貸住宅家賃低廉化事業補助金	20,266,000円
		都 支 出 金	9,621,000	区市町村住宅マスタープラン策定補助	453,000円
				公営住宅家賃対策補助金	8,668,000円
				空き家利活用等区市町村支援事業補助金	500,000円
合 計		210,289,000			
差 引 一 般 財 源		937,425,751円			
数 値		350,000人			
単 位 費 用		2,678円			

経 費 の 種 類		都 市 整 備 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準	都市整備総務費	報 酬	円			
		746,750	会計年度任用職員	@14,935円 × 50人 =	746,750円	
		給 与 費	325,364,069		@7,935,709円 × 41人 =	325,364,069円
		職 員 手 当 等	1,734,600	時間外勤務手当	@2,950円 × 588時間 =	1,734,600円
		旅 費	59,890	普通旅費	@530円 × 113回 =	59,890円
		需 用 費	122,000			122,000円
		委 託 料	1,115,100	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定		
				11,151,000円 × $\frac{1}{10}$ =	1,115,100円	
		備 品 購 入 費	189,000			189,000円
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	15,000,000	緑化助成経費		15,000,000円
		計	344,331,409			
的 的	都市計画事務費	報 酬	537,660	会計年度任用職員	@14,935円 × 36人 =	537,660円
		職 員 手 当 等	389,400	時間外勤務手当	@2,950円 × 132時間 =	389,400円
		報 償 費	420,000		@28,000円 × 15人 =	420,000円
		旅 費	143,140	{ 費用弁償 普通旅費	@2,610円 × 52回 =	135,720円
					@530円 × 14回 =	7,420円
		需 用 費	2,973,000			2,973,000円
		役 務 費	3,000	通信運搬費		3,000円
		委 託 料	43,527,000	{ 都市整備調査委託 地区計画策定調査委託		29,168,000円
						14,359,000円
		計	47,993,200	{ 特定財源（都支出金） 1,076,000円 }		
費	公有地拡大 推進法 施行事務費	報 酬	238,960	会計年度任用職員	@14,935円 × 16人 =	238,960円
		職 員 手 当 等	174,050	時間外勤務手当	@2,950円 × 59時間 =	174,050円
		旅 費	19,610	普通旅費	@530円 × 37回 =	19,610円
		需 用 費	47,000			47,000円
		役 務 費	22,000	通信運搬費		22,000円
		計	501,620			

経費の種類		都市整備費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	都市計画審議会報酬	708,000	特別職非常勤職員 @11,800円 × 20人 × 3回 = 708,000円			
	運営費職員手当等	952,850	時間外勤務手当 @2,950円 × 323時間 = 952,850円			
	旅費	12,040	{ 費用弁償 @2,600円 × 3回 = 7,800円			
			{ 普通旅費 @530円 × 8回 = 4,240円			
	需用費	22,790	{ 会議費 17,090円			
			{ 印刷製本費 5,700円			
準	役務費	148,219	148,219円			
	計	1,843,899				
的	都市景観づくり報酬	405,900	特別職非常勤職員 @12,300円 × 11人 × 3回 = 405,900円			
	事業費報償費	1,004,000	@25,100円 × 40回 = 1,004,000円			
	需用費	30,000	会議費 30,000円			
	役務費	102,000	速記料 102,000円			
	委託料	3,228,500	{ 景観計画策定委託 3,025,000円 × $\frac{1}{10}$ = 302,500円			
			{ 景観教育・普及啓発関係業務委託 2,926,000円			
経	計	4,770,400				
	地籍調査事業費	2,209,000	2,209,000円			
	需用費	36,741,000	測量委託 36,741,000円			
	委託料					
			{ 特定財源 29,213,000円			
			{ 国庫支出金 19,475,000円			
費			{ 都支出金 9,738,000円			
	計	38,950,000				
費	地域公共交通	85,200	委員長 @15,400円 × 1人 × 2回 = 30,800円			
	会議運営費		委員 @6,800円 × 4人 × 2回 = 54,400円			
合 計		438,475,728				

経費の種類		道路橋りょう費		測定単位	道路面積			
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準 的	道路橋りょう報酬	6,720,750	円					
	総務費給与費	388,849,741	会計年度任用職員 @14,935円 × 450人 = 6,720,750円 @7,935,709円 × 49人 = 388,849,741円					
	職員手当等	9,330,850	時間外勤務手当 @2,950円 × 3,163時間 = 9,330,850円					
	旅費	1,181,900	普通旅費 @530円 × 2,230回 = 1,181,900円					
	需用費	7,731,000	燃料費 2,171,000円 消耗品費 928,000円 会議費 116,000円 印刷製本費 3,409,000円 修繕料 1,107,000円					
	役務費	1,439,140	通信運搬費 1,439,140円					
	委託料	6,009,000	道路管理システム保守委託 6,009,000円					
	使用料及び賃借料	5,558,000	道路管理センター端末機リース料 2,932,000円 道路管理システム使用料 2,626,000円					
	工事請負費	11,103,000	詰所経費 11,103,000円					
	備品購入費	2,124,000	一般事務用等 2,124,000円					
	負担金補助及び交付金	5,507,000	道路管理センター運営費負担金等 5,507,000円					
	計	445,554,381						
	道路維持補修費	19,911,000	燃料費 7,138,000円 光熱水費 6,438,000円 電気料 3,995,000円 水道料 2,443,000円 消耗品費 1,789,000円 印刷製本費 992,000円 修繕料 3,554,000円					
	委託料	289,523,000	道路維持補修、街路樹・植樹帯管理、排水ポンプ委託 289,523,000円					
	使用料及び賃借料	14,767,000	自動車借上 10,780,000円 土木機器賃借料 3,987,000円					
	工事請負費	171,770,000	道路維持工事 97,357,000円 土留その他雑工事 31,089,000円 側溝しゅんせつ工事 11,898,000円 側溝修繕工事 31,426,000円					
	原材料費	39,992,000	砕石、砂利、洗砂類、セメント、乳剤類、U字溝、ターミックス、木材、その他 39,992,000円					
	備品購入費	2,000,000	原付自転車、ベルトコンベアー、天幕その他工事用備品 2,000,000円					
費	計	537,963,000	特定財源（使用料及び手数料） 道路占用料 1,438,932,000円					

経 費 の 種 類		道 路 橋 り よ う 費		測 定 単 位	道 路 面 積						
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明							
基	公 衆 便 所 維 持 管 理 費	需 用 費	円								
			5,843,000	{	光熱水費	5,636,000円					
			電気料		242,000円						
			水道料		5,394,000円						
			消耗品費		173,000円						
修繕料	34,000円										
	役 務 費	20,145,000	清掃委託	20,145,000円							
	工 事 請 負 費	2,825,000		2,825,000円							
	計	28,813,000									
準	細 街 路 拡 幅 事 業 費	需 用 費	577,000	一般需用費 577,000円							
			工 事 請 負 費	160,176,582	標準的総所要額						
					(1㎡当たり単価)	(後退延長)	(標準工事幅)				
					@98,420円	×	1,769m	×	0.92	=	160,176,582円
				負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	5,142,000	塀設置・撤去助成等 5,142,000円					
	計	165,895,582									
的	私道整備助成金	工 事 請 負 費	37,454,400	路面舗装工事助成							
				標準的総所要額							
				(1㎡当たり単価)	(助成面積)	(補助率)					
				@15,600円	×	1,300㎡	×	0.9	=	18,252,000円	
				排水設備工事助成							
経				標準的総所要額							
				(1㎡当たり単価)	(助成面積)	(補助率)					
				@76,200円	×	300㎡	×	0.84	=	19,202,400円	
費	交 通 安 全 施 設 維 持 補 修 費	需 用 費	275,000	修繕料 275,000円							
			工 事 請 負 費	12,581,000	{	交通障害街路樹剪定	2,452,000円				
						ガードパイプ維持工事	10,129,000円				
				備 品 購 入 費		1,010,000	{	道路標識	505,000円		
								規則標識	505,000円		
	計	13,866,000									

経 費 の 種 類		道 路 橋 り よ う 費		測 定 単 位	道 路 面 積			
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明				
基	交通災害対策費	需用費 委 託 料 使用料及び賃借料 負担金補助及び交付金 計	円 4,570,000	{ 消耗品費 3,957,000円 印刷製本費 613,000円				
			1,638,500	{ 交通安全教室の実施 @287,100円 × 5回 = 1,435,500円 交通安全区民のつどい会場運営等委託 203,000円				
			107,000	会場借上 107,000円				
			3,302,700	交通安全協会補助金 @1,100,900円 × 3団体 = 3,302,700円				
			9,618,200					
準	道路清掃費	委 託 料	129,010,000	道路清掃 129,010,000円				
	街 路 灯 維 持 補 修 費	需用費 工事請負費 原 材 料 費 備 品 購 入 費 計	51,340,000	{ 光熱水費 35,956,000円 L E D 灯 @2,473円 × 12,148基 = 30,042,000円 蛍光灯 @2,473円 × 779基 = 1,926,000円 ナトリウム灯 @20,879円 × 191基 = 3,988,000円 消耗品費 13,278,000円 修繕料 2,106,000円				
209,030,000			{ 街路灯改築費 @202,000円 × 970基 = 195,940,000円 防犯灯設置助成 @129,000円 × 10基 = 1,290,000円 防犯灯維持費助成 @5,900円 × 2,000基 = 11,800,000円					
947,000			工事用材料 947,000円					
280,000			脚立、その他工具 280,000円					
261,597,000								
費			道路占用許可	報 酬	716,880	会計年度任用職員 @14,935円 × 48人 = 716,880円		
			取締事務費	需用費	39,000	一般需用費 39,000円		
				役 務 費	15,315	通信運搬費 15,315円		
	委 託 料	2,082,000		測量委託 2,082,000円				
	備 品 購 入 費	19,000		19,000円				
		計	2,872,195	{ 特定財源（使用料及び手数料） 道路占用料 17,520,000円 }				

経 費 の 種 類		道 路 橋 り よ う 費		測 定 単 位	道 路 面 積		
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	道路認定事務費		円				
		需用費	68,000	一般需用費	68,000円		
		役務費	1,045,217	通信運搬費	1,045,217円		
		委託料	2,547,000	測量委託	2,547,000円		
		計	3,660,217				
	バリアフリー 計画策定経費	報償費	102,100	委員	$1,021,000円 \times \frac{1}{10}$	=	102,100円
		委託料	1,594,000	基本構想策定委託	$15,940,000円 \times \frac{1}{10}$	=	1,594,000円
			⎧ 特定財源 1,113,716円 国庫支出金 582,383円 都支出金 531,333円 ⎫				
	計	1,696,100					
合 計			1,638,000,075				
特 定 財 源	使 用 料 及 び 手 数 料		1,456,452,000	道路占用料			1,456,452,000円
	国 庫 支 出 金		582,383	地域公共交通確保維持改善事業費補助金			51,050円
				社会資本整備総合交付金			531,333円
	都 支 出 金		531,333	東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金			531,333円
合 計			1,457,565,716				
差 引 一 般 財 源			180,434,359円				
数 値			2,322,000㎡				
単 位 費 用			78円				

経 費 の 種 類		公 園 費		測 定 単 位	公 園 面 積		
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	公園維持管理費		円				
		給 与 費	145,620,260	@7,935,709円 ×	18.35人 =	145,620,260円	
		職 員 手 当 等	1,345,200	時間外勤務手当	@2,950円 ×	456時間 =	1,345,200円
		旅 費	465,340	普通旅費	@530円 ×	878回 =	465,340円
		需 用 費	14,026,000	{	消耗品費	870,000円	
			光熱水費		12,986,000円		
			電気料		6,744,000円		
			水道料		6,242,000円		
			修繕料		170,000円		
		役 務 費	51,845,940	{	園内芝生管理等	50,613,090円	
			通信運搬費		1,232,850円		
	委 託 料	138,515,740	{	清掃関係委託	134,430,740円		
		遊具点検委託		4,085,000円			
	使用料及び賃借料	1,128,000	貨物自動車借上料		1,128,000円		
	工事請負費	121,705,000	{	改良工事	113,153,000円		
		詰所経費		8,552,000円			
原 材 料 費	1,623,000	砂利、セメント、木材、洗砂等		1,623,000円			
備 品 購 入 費	1,731,000			1,731,000円			
	計	478,005,480	{	特定財源（使用料及び手数料）	31,949,000円		
				公園使用料	13,556,000円		
				公園占用料	18,393,000円		
費	公 衆 便 所 維 持 管 理 費	需 用 費	4,888,000	{	光熱水費	2,857,000円	
					電気料	119,000円	
					水道料	2,738,000円	
					消耗品費	2,031,000円	
	役 務 費	30,734,000	公衆便所清掃		30,734,000円		
工事請負費	847,000			847,000円			
	計	36,469,000					
合 計			514,474,480				
特 定 財 源	使 用 料 及 び 手 数 料	31,949,000	{	公園使用料	13,556,000円		
				公園占用料	18,393,000円		
合 計			31,949,000				
差 引 一 般 財 源			482,525,480円				
数 値			300,000㎡				
単 位 費 用			1,608円				

第7項 教育費

I 教育費の概要

第1 小学校費

1 単位費用算定の概要

- (1) 小学校費は、測定単位「児童数」、「学級数」及び「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。

ア 「児童数」を測定単位とするもの

児童数と関連度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、児童検診費、就学援助費等

イ 「学級数」を測定単位とするもの

学級数と関連度の高い学校運営費（教材費、修繕費等）、特別支援学級等運営費、
外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費

ウ 「学校数」を測定単位とするもの

学校数と関連度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、ICT機器リース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等

- (2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童数	21,420人	2,058,629,964	561,565,543	1,497,064,421	69,891
学級数	612学級	743,316,103	0	743,316,103	1,214,569
学校数	34校	3,965,150,076	4,201,000	3,960,949,076	116,498,502

2 本年度改定内容

- (1) 「児童数」を測定単位とするもの

- ・新たに学校給食費保護者負担軽減事業に係る経費について、算定した。
- ・教育用コンピュータ整備に係る経費について、算定の充実を図った。
- ・要保護準要保護児童就学援助費について、算定を改善した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

- (2) 「学級数」を測定単位とするもの

- ・令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- ・所要の単価改定等を行った。

- (3) 「学校数」を測定単位とするもの

- ・新たにコミュニティスクール運営に係る経費について、算定した。
- ・学校運営費の自動車借上等について、算定の充実を図った。
- ・令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- ・定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

第2 中学校費

1 単位費用算定の概要

- (1) 中学校費は、測定単位「生徒数」、「学級数」及び「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。

ア 「生徒数」を測定単位とするもの

生徒数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、生徒検診費、就学援助費等

イ 「学級数」を測定単位とするもの

学級数と相関度の高い学校運営費（教材費、修繕費等）、特別支援学級等運営費、外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費

ウ 「学校数」を測定単位とするもの

学校数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、ICT機器リース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等

- (2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
生徒数	10,800人	1,111,608,440	306,115,671	805,492,769	74,583
学級数	270学級	477,168,958	0	477,168,958	1,767,292
学校数	18校	2,180,214,128	5,702,000	2,174,512,128	120,806,229

2 本年度改定内容

- (1) 「生徒数」を測定単位とするもの
- ・新たに学校給食費保護者負担軽減事業に係る経費について、算定した。
 - ・教育用コンピュータ整備に係る経費について、算定の充実を図った。
 - ・要保護準要保護生徒就学援助費について、算定を改善した。
 - ・その他、所要の単価改定等を行った。
- (2) 「学級数」を測定単位とするもの
- ・令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
 - ・所要の単価改定等を行った。
- (3) 「学校数」を測定単位とするもの
- ・新たにコミュニティスクール運営に係る経費について、算定した。
 - ・学校運営費の自動車借上等について、算定の充実を図った。
 - ・令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
 - ・定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
 - ・その他、所要の単価改定等を行った。

第3 その他の教育費

1 単位費用算定の概要

- (1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「幼稚園数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

教育委員会運営費、事務局運営費、教育研究所管理運営費等

イ 「幼稚園数」を測定単位とするもの

区立幼稚園管理運営費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

社会教育事業及び社会体育事業に要する経費

- (2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	32,220人	1,086,369,296	44,241,000	1,042,128,296	32,344
幼稚園数	15箇所	892,122,145	288,000	891,834,145	59,455,610
人口	350,000人	2,976,563,290	633,235,200	2,343,328,090	6,695

2 本年度改定内容

- (1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員に係る経費について、算定の充実を図った。
- ・音楽鑑賞教室に係る経費について、算定の充実を図るとともに、事業名を「芸術鑑賞教室」に変更した。
- ・令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- ・定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

- (2) 「幼稚園数」を測定単位とするもの

- ・令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- ・定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- ・所要の単価改定等を行った。

- (3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・図書館管理費について、新たに電子書籍サービス事業に係る経費を算定した。
- ・新たにパラスポーツ推進事業に係る経費について、算定した。
- ・新たに指導検査事業に係る経費について、算定した。
- ・スポーツ推進計画策定に係る経費について、算定の充実を図った。
- ・令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、会計年度任用職員の単価について、算定を改善した。
- ・定年引上げに伴い、標準給について、算定を改善した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経 費 の 種 類		小 学 校 費		測 定 単 位	児 童 数		
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的	学 校 運 営 費	需 用 費	円 348,351,587	{ 電気料 25,615,900円 ガス料 55,883,700円 水道料 104,365,500円 消耗品費 120,019,487円 印刷製本費 40,485,200円 防犯ブザー 1,981,800円			
		役 務 費	2,095,400	洗濯代等 2,095,400円			
		委 託 料	153,323,400	{ 学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費 5,762,000円 教育用コンピュータ運用保守経費 147,561,400円			
		使 用 料 及 び 賃 借 料	241,403,400	教育用コンピュータ整備費（21,420人分＋予備機分15%、5年リース） @49,000円 × 24,633人 × $\frac{1}{5}$ = 241,403,400円			
		備 品 購 入 費	1,018,300	1,018,300円			
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,807,574	授業目的公衆送信補償金 2,807,574円			
				{ 特定財源 国庫支出金 6,347,300円 都支出金 6,347,300円 }			
		計	748,999,661				
		結 核 健 康 診 断 費	報 償 費	109,600	結核対策委員会委員謝礼 @27,400円 × 4回 = 109,600円		
			需 用 費	128,520	結核検診問診票 @6円 × 21,420人 = 128,520円		
	委 託 料	504,000	精密検査（直接撮影・喀痰・断層撮影） @7,875円 × 64人 = 504,000円				
	計	742,120					
経 費	児 童 検 診 費	委 託 料	27,075,660	{ 心臓検診 11,274,214円 アンケート調査 @6円 × 21,420人 = 128,520円 一次検診(心音・心電図) @2,636円 × 3,384人 = 8,920,224円 二次検診(精密検査) @11,713円 × 190人 = 2,225,470円 腎臓検診 8,789,871円 一次検診 @356円 × 21,420人 = 7,625,520円 二次検診 @357円 × 793人 = 283,101円 三次検診 @7,050円 × 125人 = 881,250円 脊柱側彎検診 4,289,575円 一次検診 @1,052円 × 3,659人 = 3,849,268円 二次検診 @6,989円 × 63人 = 440,307円 検診器具滅菌委託 2,722,000円			

経費の種類		小学校費		測定単位	児童数
事業区分		節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	要保護準要保護児童就学援助費	扶 助 費	円 183,961,987	説明（１）参照 { 特定財源（国庫支出金） 90,760円 }	
	特別支援学級就学奨励費	扶 助 費	6,822,606	説明（２）参照 { 特定財源（国庫支出金） 3,411,303円 }	
	日本スポーツ振興センター共済掛金	負担金補助及び交付金	18,024,930	一般児童分 @935円 × 21,420人 × $\frac{9}{10}$ = 18,024,930円 { 特定財源（諸収入） 8,867,880円 }	
	学校給食費	負担金補助及び交付金	1,073,003,000	学校給食費保護者負担軽減事業費 1,073,003,000円 { 特定財源（都支出金） 536,501,000円 }	
	保護者負担軽減事業費				
合 計			2,058,629,964		
特 定 財 源	国庫支出金		9,849,363	{ 要保護準要保護児童就学援助費 90,760円 特別支援学級就学奨励費 3,411,303円 GIGAスクール運営支援センター整備事業 6,347,300円	
	都 支 出 金		542,848,300	{ GIGAスクール運営支援センター整備事業 6,347,300円 公立学校給食費負担軽減事業 536,501,000円	
	諸 収 入		8,867,880	日本スポーツ振興センター共済掛金（保護者負担分） @460円 × 21,420人 × $\frac{9}{10}$ = 8,867,880円	
合 計			561,565,543		
差 引 一 般 財 源				1,497,064,421円	
数 値				21,420人	
単 位 費 用				69,891円	

説明(1) 要保護標準要保護児童就学援助費積算

項 目		歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)
		国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
		円	円 人	円	円 人	円
学 用 品 費		_____	_____	31,646,730	@15,690 × 2,017	31,646,730
新入学学用品費等		_____	_____	19,172,160	@57,060 × 336	19,172,160
通 学 用 品 費		_____	_____	5,362,390	@3,190 × 1,681	5,362,390
通 学 費		_____	_____	243,120	@40,520 × 6	243,120
修 学 旅 行 費		90,760	@22,690 × $\frac{1}{2}$ × 8	9,503,340	@26,620 × 357	9,412,580
校宿 外泊 を 活伴 わ 動 な 費い	遠 足	_____	_____	3,872,640	@1,920 × 2,017	6,933,600
	移 動 教 室			1,958,880	@5,830 × 336	
	校 外 授 業			947,520	@1,410 × 672	
	音楽鑑賞教室			154,560	@460 × 336	
校宿 外泊 を 活伴 動 な 費い	夏 期 施 設 (林 間)	_____	_____	2,242,200	@7,400 × 303	4,778,310
	夏 期 施 設 (臨 海)			2,536,110	@8,370 × 303	
部 活 動 費		_____	_____	257,040	@240 × 1,071	257,040
卒 業 記 念 ア ル バ ム		_____	_____	3,927,000	@11,000 × 357	3,927,000
小 計		90,760		81,823,690		81,732,930
給 食 費		_____	_____	100,710,687	(低学年) @46,046 × 672 (中学年) @49,918 × 672 (高学年) @53,823 × 673	100,710,687
保 健 医 療 費		0	(要)@12,000 × $\frac{1}{2}$ × 0	0	(要)@25,927 × 0 (準)@43,669 × 0	0
日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー 共 済 掛 金		_____	_____	1,427,610	(要)@45 × 125 (準)@705 × 2,017	1,427,610
小 計		0		102,138,297		102,138,297
合 計		90,760		183,961,987		183,871,227

説明(2) 特別支援学級就学奨励費積算

項 目	歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
	円	円	円	円 人	円
学 校 給 食 費	1,600,478	$@3,200,956 \times \frac{1}{2}$	3,200,956	(低学年) $@51,196 \times \frac{1}{2} \times 37$ (中学年) $@55,690 \times \frac{1}{2} \times 39$ (高学年) $@59,891 \times \frac{1}{2} \times 39$	1,600,478
通 学 費	1,104,670	$@2,209,340 \times \frac{1}{2}$	2,209,340	$@51,380 \times 33$ $@51,380 \times \frac{1}{2} \times 20$	1,104,670
交 流 学 習 交 通 費	5,775	$@11,550 \times \frac{1}{2}$	11,550	$@1,050 \times 9$ $@1,050 \times \frac{1}{2} \times 4$	5,775
修 学 旅 行 費	21,580	$@43,160 \times \frac{1}{2}$	43,160	$@21,580 \times \frac{1}{2} \times 4$	21,580
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	34,800	$@69,600 \times \frac{1}{2}$	69,600	$@1,600 \times \frac{1}{2} \times 87$	34,800
校 外 活 動 費 (宿泊を伴うもの)	16,605	$@33,210 \times \frac{1}{2}$	33,210	$@3,690 \times \frac{1}{2} \times 18$	16,605
学 用 品 費	346,290	$@692,580 \times \frac{1}{2}$	692,580	$@11,640 \times \frac{1}{2} \times 119$	346,290
新 入 学 用 品 費	281,105	$@562,210 \times \frac{1}{2}$	562,210	$@51,110 \times \frac{1}{2} \times 22$	281,105
合 計	3,411,303		6,822,606		3,411,303

経 費 の 種 類		小 学 校 費		測 定 単 位	学 級 数	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的	学 校 運 営 費	報 酬	円			
		需 用 費	49,563,043	会計年度任用職員（事務補助等）		49,563,043円
			{	消耗品費	223,229,500円	
				印刷製本費	1,161,800円	
				修繕料	5,924,400円	
		役 務 費	12,783,900	洗濯代等		12,783,900円
		委 託 料	3,441,800	ピアノ調律等		3,441,800円
		使用料及び賃借料	204,408,000	{	普通教室冷房設備	135,190,800円
					電源キャビネット @44,400円 × 612学級 =	27,172,800円
					大型提示装置 @47,500円 × 612学級 =	29,070,000円
備 品 購 入 費	122,824,900	{	実物投影機 @21,200円 × 612学級 =	12,974,400円		
			一般備品	122,824,900円		
	計	623,337,343				
経 費	特別支援学級等	需 用 費	6,497,820	特別支援教室消耗品費等		6,497,820円
	運 営 費	備 品 購 入 費	1,508,500	{	特別支援学級の新增設	1,115,600円
					日本語学級運営	392,900円
		計	8,006,320			
費	外 国 人 報 酬	英 語 指 導 員 報 酬	107,724,240	会計年度任用職員（外国人英語指導員報酬）		
				@8,124円 × 40時間 × 6学級 × 34校 = 66,291,840円 (5、6年)		
				@8,124円 × 25時間 × 6学級 × 34校 = 41,432,400円 (3、4年)		
	「 総 合 的 な 学 習 の 時 間 」 推 進 経 費	報 償 費	4,248,200	講師等謝礼 @6,372,300 × 4/6学年 = 4,248,200円		
合 計			743,316,103			
特定財源						
合 計			0			
差 引 一 般 財 源			743,316,103円			
数 値			612学級			
単 位 費 用			1,214,569円			

経費の種類		小学校費		測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	学校運営費	円			
	共済費	4,234,400	雇用保険料等		4,234,400円
	報償費	2,088,000	教職員研修等		2,088,000円
	交際費	2,448,000	渉外費等		2,448,000円
	需用費	419,702,600	電気料		37,200,500円
			ガス料		51,871,100円
			水道料		166,148,600円
			消耗品費		151,312,100円
			会議費		5,282,200円
			印刷製本費		7,436,600円
			防犯器具購入費		451,500円
	役務費	49,391,200	通信運搬費		13,566,600円
			インターネット接続経費		12,186,900円
			その他		23,637,700円
	委託料	1,280,178,600	消防安全等設備保守点検		15,115,800円
			学童擁護委託（34校）		85,720,800円
			給食調理委託（29校）		738,508,200円
			警備委託（33校）		43,847,100円
			用務委託（14校）		195,507,200円
			その他		34,932,900円
			非常通報装置保守委託		1,201,200円
			防犯カメラ保守委託（通学路）		2,927,400円
			校務システム等整備費（運用経費）		132,975,000円
			調理従事者ノロウイルス検査委託		135,000円
			I C T支援委託（34校/4校）		29,308,000円
	使用料及び賃借料	512,306,260	教員用コンピュータ整備費（714台分）		52,407,600円
			自動車借上等		75,381,400円
			インターホン整備費		7,527,500円
			屋内運動場空調設備整備費（34校分 保守経費含む）		111,860,000円
			特別教室等空調設備整備費（34校分 保守経費含む）		245,582,000円
			大型提示装置（特別教室） @47,500円 × 204台 =		9,690,000円
			実物投影機（特別教室） @21,200円 × 204台 =		4,324,800円
			学校図書館システム経費（保守経費含む）		5,532,960円
	工事請負費	217,768,900	維持補修費		217,768,900円
	備品購入費	185,731,400	備品等		185,731,400円

経 費 の 種 類		小 学 校 費		測 定 単 位	学 校 数
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	〔 学 校 運 営 費 〕	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	円 4,250,100	4,250,100円	
		計	2,678,099,460		
	学 校 職 員 費	報 酬	395,393,295	会計年度任用職員	
				調理補助 @14,808円 × 29.8日 × 5校 = 2,206,390円	
				心身障害児介助員 @15,756円 × 延9,360人 = 147,476,160円	
				スクールカウンセラー @10,132円 × 280時間 × 17校 = 48,228,320円	
				少人数指導 @4,985円 × 1,155時間 × 25校 = 143,941,875円	
				学校司書 @2,217円 × 1,050時間 × 23校 = 53,540,550円	
				@7,935,709円 × 87人 = 690,406,683円	
		給 与 費 職 員 手 当 等	690,406,683 8,078,900	時間外勤務手当 7,923,700円	
				一般事務・調理・用務 @2,950円 × 77時間 × 34校 = 7,723,100円	
				警備員 @2,950円 × 2時間 × 34校 = 200,600円	
				休日給手当 警備 155,200円	
		旅 費	1,279,420	普通旅費（近接地内） 1,279,420円	
				一般事務・用務 @530円 × 59回 × 34校 = 1,063,180円	
				調理・警備 @530円 × 12回 × 34校 = 216,240円	
		計	1,095,158,298		
	学 校 医 報 酬	報 酬	81,637,200	特別職非常勤職員（学校医）	
				@198,600円 × 12月 × 34校 = 81,028,800円	
				内科医（月額） 43,600円	
				眼科医（月額） 43,600円	
				歯科医（月額） 43,600円	
				耳鼻咽喉科医（月額） 43,600円	
				薬剤師（月額） 24,200円	
				精神科医報酬 @50,700円 × 1人 × 12月 = 608,400円	
	就 学 時 健 康 診 断 費	報 酬	597,400	会計年度任用職員（事務補助）	
				@14,935円 × 4人 × 10日 = 597,400円	
		報 償 費	3,937,608	医師謝礼 @28,953円 × 136人 = 3,937,608円	
		需 用 費	153,000	印刷製本費 153,000円	
		役 務 費	420,400	通信運搬費 420,400円	
		計	5,108,408		

経 費 の 種 類		小 学 校 費		測 定 単 位	学 校 数	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	夏 休 み 期 間 プ ー ル 指 導 員	報 償 費	円 4,147,200	プール指導員謝礼 @5,120円 × 延27人 × 30校 = 4,147,200円		
		特 別 支 援 教 育 経 費	報 酬 66,065,230	会計年度任用職員（巡回指導） @5,047円 × 385時間 × 34校 = 66,065,230円		
		報 償 費 2,720,000	巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 34校 = 2,720,000円			
		計 68,785,230				
	学 校 評 価	需 用 費 405,960	消耗品費 @11,940円 × 34校 = 405,960円			
	事 業 費	役 務 費 298,520	通信運搬費 @8,780円 × 34校 = 298,520円			
		計 704,480				
	医 療 的 ケ ア 児 支 援 経 費	委 託 料 12,603,900	医療的ケア児支援委託 @4,201,300円 × 3校 = 12,603,900円 { 特定財源（国庫支出金） 4,201,000円 }			
	学 校 法 律 相 談 事 業 費	委 託 料 394,800	スクールロイヤー委託 @19,740円 × 20回 = 394,800円			
	教 員 用 デ ジ タ ル 教 科 書 経 費	需 用 費 15,558,300	消耗品費 15,558,300円			
	費	コ ミ ュ ニ テ ィ ス ク ー ル 運 営 費	報 酬 2,359,800	特別職非常勤職員（学校運営協議会委員） @2,300円 × 9人 × 6回 × 19校 = 2,359,800円		
需 用 費 593,000			消耗品費 593,000円			
		計 2,952,800				
合 計			3,965,150,076			
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	4,201,000	教育支援体制整備事業補助金（医療的ケア看護職員配置事業） $12,603,900円 \times \frac{1}{3} = 4,201,000円$			
合 計			4,201,000			
差 引 一 般 財 源			3,960,949,076円			
数 値			34校			
単 位 費 用			116,498,502円			

経費の種類		中学校費		測定単位	生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	学校運営費	円			
	需用費	125,289,500	電気料	4,793,400円	
			ガス料	33,884,900円	
			水道料	3,227,800円	
			消耗品費	69,544,800円	
基 準	委託料	75,615,500	印刷製本費	13,838,600円	
			学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費	2,905,200円	
			教育用コンピュータ運用保守経費	72,710,300円	
	使用料及び賃借料	121,716,000	教育用コンピュータ整備費（10,800人分＋予備機分15%、5年リース）		
			$@49,000円 \times 12,420人 \times \frac{1}{5} = 121,716,000円$		
基 準	備品購入費	46,200		46,200円	
	負担金補助及び交付金	2,116,224	授業目的公衆送信補償金	2,116,224円	
			特定財源 国庫支出金 都支出金	3,127,900円 3,127,900円	
	計	324,783,424			
的	結核健康診断費	64,800	結核検診問診票	@6円 × 10,800人 =	64,800円
	委託料	173,250	精密検査（直接撮影・喀痰・断層撮影）	@7,875円 × 22人 =	173,250円
	計	238,050			
経 費	生徒検診費	22,459,795	心臓検診	11,405,925円	
	委託料		アンケート調査	@6円 × 10,800人 =	64,800円
			一次検診（心音・心電図）	@2,636円 × 3,587人 =	9,455,332円
			二次検診	@11,713円 × 161人 =	1,885,793円
			腎臓検診	4,431,750円	
			一次検診	@356円 × 10,800人 =	3,844,800円
			二次検診	@357円 × 400人 =	142,800円
			三次検診	@7,050円 × 63人 =	444,150円
			脊柱側彎検診	5,511,120円	
			一次検診	@1,052円 × 3,910人 =	4,113,320円
			二次検診	@6,989円 × 200人 =	1,397,800円
			検診器具滅菌委託	1,111,000円	

経費の種類		中学校費		測定単位	生徒数			
事業区分		節名	経費	内容説明				
基準的経費	基 準	要保護準要保護 生徒就学援助費	円 159,146,636	説明(3) 参照 { 特定財源（国庫支出金） 335,005円 }				
		特別支援学級 就学奨励費	6,949,335	説明(4) 参照 { 特定財源（国庫支出金） 3,474,666円 }				
	的	日本スポーツ 振興センター 共済掛金	9,088,200	一般生徒分 @935円 × 10,800人 × $\frac{9}{10}$ = 9,088,200円 { 特定財源（諸収入） 4,471,200円 }				
		部活動大会参加 費等助成経費	5,784,000	部活動助成 5,784,000円				
	費	学校給食費 保護者負担 軽減事業費	583,159,000	学校給食費保護者負担軽減事業費 583,159,000円 { 特定財源（諸収入） 291,579,000円 }				
合 計			1,111,608,440					
特定財源	特 定	国庫支出金	6,937,571	{ 要保護準要保護生徒就学援助費 335,005円 特別支援学級就学奨励費 3,474,666円 GIGAスクール運営支援センター整備事業 3,127,900円				
		都 支 出 金	294,706,900	{ GIGAスクール運営支援センター整備事業 3,127,900円 公立学校給食費負担軽減事業 291,579,000円				
	財 源	諸 収 入	4,471,200	日本スポーツ振興センター共済掛金（保護者負担分） @460円 × 10,800人 × $\frac{9}{10}$ = 4,471,200円				
合 計			306,115,671					
差引一般財源			805,492,769円					
数 値			10,800人					
単 位 費 用			74,583円					

説明(3) 要保護標準要保護生徒就学援助費積算

項 目	歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
学 用 品 費	円	円 人	円	円 人	円
	_____	_____	30,663,150	@30,450 × 1,000 (夜)@30,450 × 7	30,663,150
体 育 実 技 用 具 費	_____	_____	282,960	@7,860 × 36	282,960
新入学学用品費等	_____	_____	20,979,000	@63,000 × 333	20,979,000
通 学 用 品 費	_____	_____	2,661,120	@3,960 × 667 (夜)@3,960 × 5	2,661,120
通 学 費	_____	_____	1,064,050	@81,850 × 6 (夜)@81,850 × 7	1,064,050
修 学 旅 行 費	335,005	@60,910 × $\frac{1}{2}$ × 11	26,614,240	@73,520 × 360 (夜)@73,520 × 2	26,279,235
校宿 外泊 を 活伴 わ 動 な 費い	遠 足	_____	3,111,630	@3,090 × 1,000 (夜)@3,090 × 7	6,562,130
	移 動 教 室		2,428,750	@7,250 × 333 (夜)@7,250 × 2	
	校 外 授 業		834,150	@2,490 × 333 (夜)@2,490 × 2	
	音 楽 鑑 賞 教 室		187,600	@560 × 333 (夜)@560 × 2	
校宿 外泊 を 動伴 費う	夏 期 施 設 (林 間)	_____	2,397,570	@10,290 × 233	4,173,570
	夏 期 施 設 (臨 海)		1,776,000	@11,840 × 150	
部 活 動 費	_____	_____	1,337,010	@1,230 × 1,080 (夜)@1,230 × 7	1,337,010
卒 業 記 念 ア ル バ ム	_____	_____	3,185,600	@8,800 × 360 (夜)@8,800 × 2	3,185,600
小 計	335,005		97,522,830		97,187,825
給 食 費	_____	_____	60,915,206	@60,478 × 1,000 (夜)@62,458 × 7	60,915,206
保 健 医 療 費	_____	_____	0	(要)@25,927 × 0 (準)@43,669 × 0	0
日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー 共 済 掛 金	_____	_____	708,600	(要)@45 × 80 (準)@705 × 1,000	708,600
小 計	0		61,623,806		61,623,806
合 計	335,005		159,146,636		158,811,631

説明（４） 特 別 支 援 学 級 就 学 奨 励 費 積 算

項 目	歳 入		歳 出		差 引 一 般 財 源 (b-a)
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
	円	円	円	円 人	円
学 校 給 食 費	1,172,552	$@2,345,105 \times \frac{1}{2}$	2,345,105	$@67,003 \times \frac{1}{2} \times 70$	1,172,553
通 学 費	1,142,875	$@2,285,750 \times \frac{1}{2}$	2,285,750	$@91,430 \times 21$ $@91,430 \times \frac{1}{2} \times 8$	1,142,875
職 場 実 習 交 通 費	5,590	$@11,180 \times \frac{1}{2}$	11,180	$@1,720 \times 6$ $@1,720 \times \frac{1}{2} \times 1$	5,590
交 流 学 習 交 通 費	10,990	$@21,980 \times \frac{1}{2}$	21,980	$@1,570 \times 13$ $@1,570 \times \frac{1}{2} \times 2$	10,990
修 学 旅 行 費	274,170	$@548,340 \times \frac{1}{2}$	548,340	$@57,720 \times \frac{1}{2} \times 19$	274,170
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	34,072	$@68,145 \times \frac{1}{2}$	68,145	$@2,310 \times \frac{1}{2} \times 59$	34,073
校 外 活 動 費 （宿泊を伴うもの）	32,602	$@65,205 \times \frac{1}{2}$	65,205	$@6,210 \times \frac{1}{2} \times 21$	32,603
学 用 品 費	420,690	$@841,380 \times \frac{1}{2}$	841,380	$@22,740 \times \frac{1}{2} \times 74$	420,690
新 入 学 用 品 費	381,125	$@762,250 \times \frac{1}{2}$	762,250	$@60,980 \times \frac{1}{2} \times 25$	381,125
合 計	3,474,666		6,949,335		3,474,669

経 費 の 種 類		中 学 校 費		測 定 単 位	学 級 数		
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的	学 校 運 営 費	報 酬	円				
		需 用 費	39,857,858	事務補助等	39,857,858円		
			189,204,100	{	水道料	55,967,200円	
					消耗品費	128,825,600円	
					印刷製本費	336,400円	
					修繕料	4,074,900円	
		役 務 費	5,591,500	洗濯代等	5,591,500円		
		委 託 料	3,406,900	ピアノ 調律等	3,406,900円		
		使用料及び 賃 借 料	84,456,000	{	普通教室冷房設備	59,643,000円	
					電源キャビネット @44,400円 × 270学級 =	11,988,000円	
大型提示装置 @47,500円 × 270学級 =	12,825,000円						
備 品 購 入 費	83,497,600	一般備品	83,497,600円				
	計	406,013,958					
経 費	特別支援学級等 運 営 費	需 用 費	4,384,220	特別支援教室消耗品費等	4,384,220円		
		備 品 購 入 費	1,629,000	{	特別支援学級の新增設	641,100円	
					日本語学級運営	392,900円	
					夜間学級運営	595,000円	
	計	6,013,220					
費	外 国 人 英語指導員報酬	報 酬	61,104,780	会計年度任用職員（外国人英語指導員報酬） 年間 226,314円 × 15学級 × 18校 = 61,104,780円			
		「 総 合 的 な 学 習 の 時 間 」 推 進 経 費	報 償 費	4,037,000	講師等謝礼	4,037,000円	
	合 計		477,168,958				
特 定 財 源							
合 計		0					
差 引 一 般 財 源		477,168,958円					
数 値		270学級					
単 位 費 用		1,767,292円					

経費の種類		中学校費		測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	学校運営費報酬	41,595,966	円 会計年度任用職員（事務専門員） $\text{@}4,621,774\text{円} \times 9\text{人} = 41,595,966\text{円}$		
	共済費	2,241,900	雇用保険料等 2,241,900円		
	報償費	20,424,800	部活動講師謝礼等 20,424,800円		
	交際費	1,512,000	渉外費等 1,512,000円		
	需用費	317,312,900	電気料 43,802,100円 ガス料 37,509,600円 水道料 136,283,300円 消耗品費 92,475,700円 会議費 2,712,200円 印刷製本費 4,290,800円 防犯器具購入費 239,200円		
	役務費	26,623,500	通信運搬費 6,772,200円 インターネット接続経費 6,415,100円 その他 13,436,200円		
	委託料	671,837,500	消防安全等設備保守点検 7,736,400円 給食調理委託（17校） 432,918,600円 警備委託（17校） 22,587,900円 用務委託（7校） 97,753,600円 その他 24,047,000円 非常通報装置保守委託 744,800円 校務システム等整備費（運用経費） 70,507,000円 調理従事者ノロウイルス検査委託 26,200円 ICT支援委託（18校/4校） 15,516,000円		
	使用料及び賃借料	299,518,620	教員用コンピュータ整備費（378台分） 27,745,200円 自動車借上等 31,507,200円 インターホン整備費 3,985,000円 屋内運動場空調設備整備費（18校分 保守経費含む） 55,494,000円 特別教室等空調設備整備費（18校分 保守経費含む） 172,728,000円 大型提示装置（特別教室） $\text{@}47,500\text{円} \times 108\text{台} = 5,130,000\text{円}$ 学校図書館システム経費（保守経費含む） 2,929,220円		
	工事請負費	127,979,700	維持補修費 127,979,700円		
	備品購入費	156,140,100	備品等 156,140,100円		
	負担金補助及び交付金	3,196,500	3,196,500円		
	計	1,668,383,486			

経 費 の 種 類		中 学 校 費		測 定 単 位	学 校 数
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的	学 校 職 員 費 報 酬	円			
		157,122,075	会計年度任用職員 { 調理補助 @14,808円 × 27.5日 × 1校 = 407,220円 心身障害児介助員 @15,756円 × 延2,880人 = 45,377,280円 少人数指導 @4,985円 × 1,155時間 × 13校 = 74,849,775円 学校司書 @2,217円 × 1,050時間 × 12校 = 27,934,200円 部活動指導員 @1,600円 × 297時間 × 18校 = 8,553,600円 @7,935,709円 × 33人 = 261,878,397円		
		261,878,397			
		2,823,300	時間外勤務手当 2,708,100円 { 一般事務・調理・用務 @2,950円 × 47時間 × 18校 = 2,495,700円 警備員 @2,950円 × 4時間 × 18校 = 212,400円 休日給手当 警備 115,200円		
		515,160	普通旅費（近接地内） 515,160円 { 一般事務・用務 @530円 × 48回 × 18校 = 457,920円 調理・警備 @530円 × 6回 × 18校 = 57,240円		
			{ 特定財源（都支出金） 5,702,000円 }		
		計	422,338,932		
	学 校 医 報 酬 報 酬	43,506,000	特別職非常勤職員（学校医） @198,600円 × 12月 × 18校 = 42,897,600円 { 内科医（月額） 43,600円 眼科医（月額） 43,600円 歯科医（月額） 43,600円 耳鼻咽喉科医（月額） 43,600円 薬剤師（月額） 24,200円 精神科医報酬 @50,700円 × 1人 × 12月 = 608,400円		
		324,480	夏休み期間 報酬費 プール指導員謝礼 @5,070円 × 延8人 × 8校 = 324,480円		
		34,975,710	特別支援 報酬 教育経費 報酬費 会計年度任用職員（巡回指導） @5,047円 × 385時間 × 18校 = 34,975,710円 巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 18校 = 1,440,000円		
		1,440,000			
		計	36,415,710		

経 費 の 種 類		中 学 校 費		測 定 単 位	学 校 数
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	学 校 評 価 事 業 費	需 用 費	円		
		214,920	消耗品費	@11,940円 × 18校 =	214,920円
		158,040	通信運搬費	@8,780円 × 18校 =	158,040円
		計	372,960		
	学 校 法 律 相 談 事 業 費	委 託 料	177,660	スクールロイヤー委託	@19,740円 × 9回 = 177,660円
経 費	教員用デジタル 教 科 書 経 費	需 用 費	7,350,300	消耗品費	7,350,300円
	コ ミ ュ ニ テ ィ ス ク ー ル 運 営 費	報 酬	1,062,600	特別職非常勤職員（学校運営協議会委員）	
				@2,300円 × 7人 × 6回 × 11校 =	1,062,600円
		需 用 費	282,000	消耗品費	282,000円
		計	1,344,600		
合 計			2,180,214,128		
特 定 財 源	都 支 出 金		5,702,000	部活動指導員配置経費補助	
				$8,553,600円 \times \frac{2}{3} = 5,702,000円$	
合 計			5,702,000		
差 引 一 般 財 源				2,174,512,128円	
数 値				18校	
単 位 費 用				120,806,229円	

経 費 の 種 類		そ の 他 の 教 育 費		測 定 単 位	児 童 生 徒 数			
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明				
基	教 育 委 員 会 運 営 費	報 酬	円 11,601,600	特別職非常勤職員（委員） @241,700円 × 4人 × 12月 = 11,601,600円				
		旅 費	1,107,900	費用弁償 1,107,900円				
		交 際 費	396,800	委員交際費 396,800円				
		需 用 費	492,000	{ 消耗品費 187,100円 会議費 108,400円 印刷製本費 196,500円				
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	84,000	委員会関係分担金 84,000円				
		計	13,682,300					
		準	事 務 局 運 営 費	報 酬	3,629,205	会計年度任用職員（事務補助） @14,935円 × 243人 = 3,629,205円		
給 与 費	608,430,809			@7,935,709円 × 76.67人 = 608,430,809円				
職 員 手 当 等	4,380,750			時間外勤務手当 @2,950円 × 1,485時間 = 4,380,750円				
報 償 費	140,350			学識経験者 @28,070円 × 5人 = 140,350円				
旅 費	1,712,170			{ 近接地内 @530円 × 1,789回 = 948,170円 近接地外 @38,200円 × 20人 = 764,000円				
需 用 費	2,218,934			{ 消耗品費 850,834円 会議費 176,100円 印刷製本費 972,600円 修繕料 219,400円				
役 務 費	439,200			通信運搬費 439,200円				
使 用 料 及 び 賃 借 料	120,400			自動車、会場、器材使用料 120,400円				
備 品 購 入 費	403,000			{ 図書費 221,700円 事務用備品 181,300円				
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	76,800			事務局関係分担金 76,800円				
計	621,551,618							
費	教 科 書 無 償 給 与 事 務 費			報 酬	164,285	会計年度任用職員（事務補助） @14,935円 × 11人 = 164,285円		
				職 員 手 当 等	191,750	時間外勤務手当 @2,950円 × 65時間 = 191,750円		
		旅 費	4,770	近接地内 @530円 × 9回 = 4,770円				
		需 用 費	48,800	印刷製本費 48,800円				
		役 務 費	51,200	通信費 51,200円				
		計	460,805					

経費の種類		その他の教育費		測定単位	児童生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	教育相談事業費	報酬	162,413,112	円 会計年度任用職員（いじめ・教育相談員） $@332,775円 \times 22人 \times 12月 = 87,852,600円$ 会計年度任用職員（適応指導教室指導員） $@306,216円 \times 9人 \times 12月 = 33,071,328円$ 会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー） $@432,179円 \times 8人 \times 12月 = 41,489,184円$	
		報償費	973,440	いじめ・教育相談員関係謝礼 $@6,240円 \times 13人 \times 12月 = 973,440円$	
		需用費	3,516,900	消耗品費 90,200円 印刷製本費 316,900円 適応指導教室関係需用費 3,109,800円 電気料 424,900円 ガス料 197,700円 水道料 148,500円 教材費 1,178,700円 消耗品費 348,000円 印刷製本費 812,000円	
		委託料	7,745,200	教育心理検査 7,745,200円	
		備品購入費	482,800	図書費 37,300円 教育相談備品 51,900円 適応指導教室備品 393,600円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 41,489,184 \times \frac{1}{2} = 20,744,000円 \end{array} \right\}$	
		計	175,131,452		
	就学支援委員会 活動費	報酬	9,534,888	特別職非常勤職員	
				委員 $@11,260円 \times 延33人 = 371,580円$ 相談員 $@194,964円 \times 延47人 = 9,163,308円$	
		報償費	630,000	医師等 $@22,500円 \times 延28人 = 630,000円$	
		需用費	295,000	消耗品費 295,000円	
		計	10,459,888		
費	奨学資金貸付 事業費	報酬	99,840	特別職非常勤職員（奨学資金運営委員） $@6,240円 \times 4人 \times 4回 = 99,840円$	
		需用費	72,500	消耗品費 72,500円	

経 費 の 種 類		そ の 他 の 教 育 費		測 定 単 位	児 童 生 徒 数	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 						

経 費 の 種 類		そ の 他 の 教 育 費		測 定 単 位	児 童 生 徒 数		
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明			
基	芸 術 鑑 賞 教 室		円				
		役 務 費	241,000	児童・生徒交通費等	@60,250円 × 4回 =	241,000円	
		需 用 費	55,000	プログラム印刷等	@13,750円 × 4回 =	55,000円	
		委 託 料	9,394,000	公演料	@2,348,500円 × 4回 =	9,394,000円	
		使 用 料 及 び 賃 借 料	763,000	会場使用料等	@190,750円 × 4回 =	763,000円	
	計	10,453,000					
準	教 育 研 究 所	給 与 費	30,949,265	@7,935,709円 × 3.9人 = 30,949,265円			
	管 理 運 営 費	職 員 手 当 等	253,700	時間外勤務手当	@2,950円 × 86時間 =	253,700円	
		旅 費	94,910	近接地内	@530円 × 107回 =	56,710円	
				近接地外	@38,200円 × 1人 =	38,200円	
		需 用 費	3,575,700	燃料費	488,200円		
				電気料	784,400円		
				ガス料	1,010,900円		
				水道料	607,200円		
				消耗品費	294,900円		
				印刷製本費	390,100円		
				役 務 費	646,400	通信運搬費	565,700円
		保険料	80,700円				
		委 託 料	7,132,700	清掃委託	4,439,200円		
				機械設備保守委託	154,000円		
				その他	2,539,500円		
		工 事 請 負 費	1,753,800	維持補修費	1,753,800円		
		備 品 購 入 費	426,900	研究用備品	426,900円		
	計	44,833,375					
費	教 育 研 究 奨 励 費	旅 費	1,260,600	近接地外	@38,200円 × 33人 =	1,260,600円	
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,430,000	調査研究活動奨励補助	@27,500円 × 52校 =	1,430,000円	
		計	2,690,600				
	教 職 員 研 修 費	報 償 費	3,005,800	校長・教頭研修講師謝礼	@26,600円 × 5回 =	133,000円	
					教員研修講師謝礼	@26,600円 × 107回 =	2,846,200円
学校職員研修講師謝礼					@26,600円 × 1回 =	26,600円	
旅 費		160,992	研修受講旅費	@516円 × 延312人 =	160,992円		

経費の種類		その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	〔教職員研修費〕	需用費	円	消耗品費		308,400円
		計	3,475,192			
	教育指導費	報償費	885,600	指導研究員謝礼		885,600円
		旅費	538,880	日額旅費 @530円 × 4人 × 74日 =		156,880円
				近接地外 @38,200円 × 4人 =		152,800円
				近接地外(修学旅行・移動教室) @38,200円 × 6人 =		229,200円
		需用費	978,200	消耗品費		263,800円
				印刷製本費(研究誌・手引き)		714,400円
		役務費	61,400	通信運搬費		61,400円
		備品購入費	187,900	図書費		70,400円
		計	2,651,980	指導用備品		117,500円
的	教職員健康管理費	報酬	1,452,000	特別職非常勤職員(産業医 3人分)		
				@121,000円 × 12月 =		1,452,000円
		委託料	36,910,056	検診委託料 @17,771円 × 1,941人 =		34,493,511円
経		計	38,362,056	ストレスチェック調査 @1,245円 × 1,941人 =		2,416,545円
	幼稚園教職員 人事事務	職員手当等	174,050	時間外勤務手当 @2,950円 × 59時間 =		174,050円
		需用費	21,500			21,500円
		旅費	1,590	近接地内 @530円 × 3回 =		1,590円
		計	197,140			
	特別区人事・ 厚生事務組合 分担金	負担金補助 及び交付金	1,992,000	組合教育委員会共同処理分担金		1,992,000円
	教育課程及び 教科書採択事務	報酬	5,809,715	会計年度任用職員(事務補助) @14,935円 × 389人 =		5,809,715円
		給与費	7,935,709	@7,935,709円 × 1人 =		7,935,709円
		報償費	259,650	教科書選定委員会委員・調査員謝礼		
				@519,300円 × 1/2 =		259,650円
		需用費	96,300	教科書調査用図書費		24,700円
費		計	14,101,374	教科書採択・教育課程届出用紙印刷費		71,600円
	特別支援 教育経費	報償費	800,000	専門チーム委員謝礼 @20,000円 × 4人 × 10回 =		800,000円

経 費 の 種 類		そ の 他 の 教 育 費		測 定 単 位	児 童 生 徒 数	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準	日 本 語 適 応 指 導 事 業 費	報 償 費	円			
		需 用 費	12,137,870	指導員謝礼	@2,830円 × 延4,289時間 =	12,137,870円
			167,000	教材費		167,000円
		計	12,304,870			
的	校 庭 芝 生 管 理 費	委 託 料	9,106,160	専門的維持管理作業経費 @2,276,540円 × 4校 = 9,106,160円		
				{ 特定財源（都支出金）		
				@2,276,540円 × $\frac{1}{2}$ × 2校 = 2,276,000円 }		
経	いじめ問題対策 委 員 会 等 経 費	報 酬	485,170	委員	@16,730円 × 延29人 =	485,170円
		需 用 費	3,310	消耗品費		3,310円
		役 務 費	165,000	通信運搬費		165,000円
		計	653,480			
費	地 域 学 校 協 働 活 動 推 進 事 業 費	報 償 費	24,004,000	統括・地域コーディネーター等謝礼 24,004,000円		
		需 用 費	3,601,000	消耗品費 3,601,000円		
		役 務 費	2,400,000	通信運搬費 2,400,000円		
		計	30,005,000	{ 特定財源（都支出金） 20,003,000円 }		
合 計			1,086,369,296			
特 定 財 源	都 支 出 金 諸 収 入		43,023,000	スクールソーシャルワーカー活用事業補助金 20,744,000円		
				公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金 2,276,000円		
				地域学校協働活動推進事業費補助金 20,003,000円		
			1,218,000	奨学資金貸付金返還金 1,218,000円		
合 計			44,241,000			
差 引 一 般 財 源			1,042,128,296円			
数 値			32,220人			
単 位 費 用			32,344円			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	幼稚園数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	区立幼稚園 管理運営費	報酬 276,703,708 円	特別職非常勤職員（園医） @112,500円 × 12月 × 15箇所 = 20,250,000円 内科医 月額 24,700円 眼科医 月額 24,700円 歯科医 月額 24,700円 耳鼻咽喉科医 月額 24,700円 薬剤師 月額 13,700円 臨時的任用職員 @8,936円 × 100日 × 5人 = 4,468,000円 会計年度任用職員（心身障害幼児介助員） @15,756円 × 延15,993人 = 251,985,708円 @7,935,709円 × 57.75人 = 458,287,195円		
	給与費	458,287,195			
	職員手当等	16,780,392	教職調整額等 14,770,692円 教員 @285,424円 × 51.75人 = 14,770,692円 義務教育等教員特別手当 @2,900円 × 57.75人 × 12月 = 2,009,700円		
	旅費	876,450	近接地内 @530円 × 15箇所 × 67日 = 532,650円 近接地外 @38,200円 × 9人 = 343,800円		
	需用費	46,274,400	燃料費 488,400円 電気料 8,977,500円 ガス料 2,835,000円 水道料 7,735,700円 消耗品費（防犯器具購入費含む） 8,614,000円 教材費 10,829,300円 印刷製本費 1,188,100円 修繕料 5,606,400円		
	役務費	9,764,400	通信運搬費 3,567,100円 洗濯代等 6,197,300円		
	委託料	64,601,600	機械設備保守委託 5,007,700円 清掃委託 1,415,600円 教員健康管理委託 342,800円 用務委託 57,835,500円		
	使用料及び 賃借料	3,321,000	インターホン整備費 3,321,000円		
	工事請負費	10,111,300	維持補修費 10,111,300円		
	備品購入費	4,888,700	教材備品 4,888,700円		

経 費 の 種 類		そ の 他 の 教 育 費		測 定 単 位	幼 稚 園 数			
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明				
基 準 的 経 費	〔区立幼稚園 管理運営費〕	負担金補助 及び交付金	円 513,000	日本スポーツ振興センター共済掛金 @285円 × 120人 × 15箇所 = 513,000円				
		計	892,122,145					
		合 計	892,122,145					
特 定 財 源	諸 収 入		288,000	日本スポーツ振興センター共済掛金(保護者負担分) @160円 × 120人 × 15箇所 = 288,000円				
		合 計	288,000					
差 引 一 般 財 源			891,834,145円					
数 値			15箇所					
単 位 費 用			59,455,610円					

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	社会教育総務費	報酬	円	特別職非常勤職員（社会教育委員）		
			440,000	@11,000円 × 8人 × 5回 = 440,000円		
		給与費	222,199,852	@7,935,709円 × 28人 = 222,199,852円		
		職員手当等	5,513,550	時間外勤務手当	@2,950円 × 1,869時間	5,513,550円
		旅費	802,240	普通旅費		755,940円
				近接地内	@530円 × 1,138回	603,140円
				近接地外	@38,200円 × 4回	152,800円
				費用弁償		46,300円
		需用費	2,436,800	消耗品費		1,307,100円
				会議費		99,100円
的 準	社会教育総務費			印刷製本費		878,200円
				修繕料		152,400円
		役務費	191,000	通信運搬費		191,000円
		備品購入費	179,900	事務用備品等		179,900円
		負担金補助及び交付金	920,000	社会教育関係団体育成補助		920,000円
		計	232,683,342			
費	子育てのための施設等利用給付（私立幼稚園（未移行園））	職員手当等	1,165,250	時間外勤務手当	@2,950円 × 395時間	1,165,250円
		旅費	30,210	近接地内	@530円 × 3回 × 19箇所	30,210円
		需用費	130,300	印刷製本費		130,300円
		使用料及び賃借料	6,200	会場借上料		6,200円
		負担金補助及び交付金	487,272,000		@308,400円 × 1,580人	487,272,000円
				特定財源		365,454,000円
				国庫支出金	$487,272,000 \times \frac{1}{2} =$	243,636,000円
				都支出金	$487,272,000 \times \frac{1}{4} =$	121,818,000円
		計	488,603,960			

経 費 の 種 類		そ の 他 の 教 育 費		測 定 単 位		人					口	
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明						
基 <												

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	〔青少年対策費〕	報償費	円	青少年講座・講師等謝礼		361,100円
		旅費	361,100	普通旅費		135,760円
			553,060	近接地内	@530円 × 112回 =	59,360円
				近接地外	@38,200円 × 2回 =	76,400円
				費用弁償		417,300円
				青少年委員	@9,300円 × 34人 =	316,200円
				その他		101,100円
		需用費	938,600	消耗品費		380,000円
				印刷製本費		558,600円
		役務費	312,200	通信運搬費		312,200円
的	社会教育指導員活動費	委託料	225,000	原画作成等		225,000円
		使用料及び賃借料	115,600	会場借上料		115,600円
		負担金補助金及び交付金	3,600,000	地区活動推進費	@250,000円 × 14地区 =	3,500,000円
				分担金		100,000円
		計	11,308,745			
		報 酬	17,880,624	会計年度任用職員（指導員）		
					@372,513円 × 4人 × 12月 =	17,880,624円
		旅 費	34,320	費用弁償	@8,580円 × 4人 =	34,320円
		需用費	38,400	消耗品費	@9,600円 × 4人 =	38,400円
		計	17,953,344			
費	学 校 施 設 開 放 事 業 費	報 償 費	38,188,800	指導員謝礼	@5,440円 × 135日 × 52校 =	38,188,800円
		需用費	1,554,200	消耗品費		779,500円
				修繕料		774,700円
		工事請負費	19,260,800	施設補修費	@370,400円 × 52校 =	19,260,800円
		備品購入費	918,700	開放用備品		918,700円
		計	59,922,500			
	放 課 後 子 ども 教室推進事業費	報 酬	776,000	特別職非常勤職員（運営委員会謝礼）		776,000円
		報 償 費	140,465,982	コーディネーター		
					@4,765円 × 249日 × $\frac{34}{3}$ 校（12人） =	14,237,820円
				協働活動サポーター	@3,162,033円 × 34校 =	107,509,122円
				（平日）	@1,113円 × 3人 × 4時間 × 200日 =	2,671,200円
				（土日）	@1,113円 × 3人 × 3時間 × 49日 =	490,833円

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	〔放課後子ども教室推進事業費〕	円				
			協働活動リーダー @550,560円 × 34校 = 18,719,040円 { (平日) @1,480円 × 2人 × 1時間 × 149日 = 441,040円 (土日) @1,480円 × 1人 × 2時間 × 37日 = 109,520円 } 消耗品等 @100,000円 × 34校 = 3,400,000円			
		需用費	3,400,000	{ 特定財源 国庫支出金1/3 } @144,621,820円 × $\frac{2}{3}$ = 96,414,000円 } 都支出金1/3		
		計	144,641,982			
準	学級・講座 運営費	職員手当等	415,950	時間外勤務手当 @2,950円 × 141時間 = 415,950円		
		報償費	13,058,420	成人・高齢者・一般対象 @23,110円 × 56学級 × 7回 = 9,059,120円 婦人・家庭教育 @11,410円 × 44学級 × 3回 = 1,506,120円 青少年対象 @30,780円 × 9学級 × 9回 = 2,493,180円		
		旅費	269,920	近接地内 @530円 × 74回 = 39,220円		
		需用費	2,086,800	費用弁償 230,700円 消耗品費 936,600円 印刷製本費 1,150,200円		
		役務費	210,500	通信運搬費 210,500円		
		使用料及び賃借料	744,300	自動車借上料 744,300円		
		備品購入費	278,900	278,900円		
		計	17,064,790			
	社会教育指導者 講習会費	職員手当等	103,250	時間外勤務手当 @2,950円 × 35時間 = 103,250円		
		報償費	452,800	講師謝礼 @28,300円 × 16回 = 452,800円		
		旅費	37,260	近接地内 @530円 × 12回 = 6,360円 費用弁償 30,900円		
		需用費	454,900	消耗品費 224,700円 印刷製本費 230,200円		
		役務費	52,500	通信運搬費 52,500円		
費	文化財保護 普及事業費	使用料及び賃借料	185,900	自動車借上料 185,900円		
		計	1,286,610			
費	文化財保護 普及事業費	報酬	483,000	特別職非常勤職員（文化財保護審議会委員）		
				@16,100円 × 10人 × 3回 = 483,000円		

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	文化財保護 普及事業費	円				
		職員手当等	203,550	時間外勤務手当	@2,950円 × 69時間 =	203,550円
		報償費	821,200	文化財調査及び文化財講座講師謝礼		821,200円
		旅費	151,330	近接地内	@530円 × 111回 =	58,830円
				費用弁償		92,500円
		需用費	1,581,600	消耗品費		374,800円
				会議費		56,600円
				印刷製本費		1,150,200円
		役務費	210,400	通信運搬費		210,400円
		委託料	1,724,600	文化財調査委託		1,724,600円
的 経 費	成人式運営費	使用料及び賃借料	111,700	自動車借上料		111,700円
		備品購入費	185,900	事務用備品等		185,900円
		負担金補助及び交付金	1,500,000	文化財保存助成等		1,500,000円
		計	6,973,280			
		報償費	150,500	講演者謝礼		150,500円
		需用費	1,448,400	記念品		1,211,600円
				消耗品費		29,100円
				印刷製本費		207,700円
		役務費	458,500	案内状郵送		458,500円
		委託料	616,900	装飾委託		184,800円
費	スポーツ推進 委員活動費			会場警備委託		432,100円
		使用料及び賃借料	43,200	会場使用料		21,600円
				器材使用料		21,600円
		計	2,717,500			
		報酬	2,672,160	特別職非常勤職員（スポーツ推進委員）		
				@5,860円 × 38人 × 12月 =		2,672,160円
		旅費	2,508,000	費用弁償	@5,500円 × 38人 × 12月 =	2,508,000円
		需用費	106,300	消耗品費		106,300円
		負担金補助及び交付金	114,000	東京都スポーツ推進委員協議会分担金		114,000円
		計	5,400,460			
	スポーツ推進 計画策定経費	報償費	100,240	特別職非常勤職員（委員報酬）	@12,530円 × 10人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ =	100,240円
		委託料	1,294,600	策定支援委託	@6,473,000円 × $\frac{1}{5}$ =	1,294,600円
		計	1,394,840			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	スポーツ教室 運営費	職員手当等	203,550	時間外勤務手当	@2,950円 × 69時間 =	203,550円
		報償費	5,160,000	指導員謝礼	@21,500円 × 延30種目 × 8日 =	5,160,000円
		旅費	205,640	近接地内	@530円 × 74回 =	39,220円
		需用費	643,300	費用弁償		166,420円
				消耗品費		336,500円
				印刷製本費		306,800円
		役務費	105,100	通信運搬費		105,100円
		使用料及び 賃借料	744,300	自動車借上料		744,300円
		備品購入費	186,300			186,300円
		計	7,248,190			
準	区民体育大会 運営費	報償費	857,600	審判・役員謝礼		857,600円
		需用費	2,153,200	参加賞・記念品		1,159,600円
				消耗器材		440,300円
				印刷製本費		553,300円
		役務費	538,800	通信運搬費		404,800円
				筆耕翻訳料		134,000円
		委託料	376,100	装飾委託		376,100円
		使用料及び 賃借料	349,800	自動車借上料		277,100円
		備品購入費	200,300	会場使用料		72,700円
				競技用器材		200,300円
的	図書館管理費 (7館)	報酬	200,724,010	説明(5)参照	@6,151,149円 × 30人 =	184,534,470円
		給与費	179,347,024	会計年度任用職員(図書整理)		16,189,540円
					@7,935,709円 × 22.6人 =	179,347,024円
		職員手当等	12,071,400	時間外勤務手当		12,071,400円
		報償費	366,600			366,600円
		旅費	736,410	近接地内		507,210円
				近接地外		229,200円
		需用費	127,764,500	燃料費		1,818,800円
				電気料		19,397,900円
				ガス料		3,279,800円
				水道料		4,910,300円
				消耗品費		10,968,900円
費						

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 準	〔図書館管理費 （7館）〕		円			
				印刷製本費		1,829,900円
				図書資料費		83,299,500円
				修繕料		2,259,400円
		役 務 費	8,281,500	通信運搬費		8,010,100円
				保険料		271,400円
		委 託 料	351,976,900	清掃委託等		351,976,900円
		使用料及び 賃借料	51,846,017	自動車借上料等		51,846,017円
		工事請負費	26,961,100	維持補修費		26,961,100円
		備品購入費	2,384,200	書架・机等		2,384,200円
的	社会教育施設 管 理 費 （2施設）	負担金補助 及び交付金	76,000	図書館関係分担金		76,000円
		計	962,535,661			
		報 酬	18,453,447	説明（6）参照	@6,151,149円 × 3人 =	18,453,447円
		給 与 費	20,632,843		@7,935,709円 × 2.6人 =	20,632,843円
		職 員 手 当 等	2,265,600			2,265,600円
		報 償 費	469,950			469,950円
		旅 費	193,530	近接地内		117,130円
				近接地外		76,400円
		需 用 費	7,258,950	燃料費		13,140円
				電気料		3,946,020円
経 費				ガス料		1,033,800円
				水道料		1,429,160円
				消耗品費		594,640円
				印刷製本費		36,760円
				修繕料		205,430円
		役 務 費	193,060	通信運搬費		185,120円
				保険料		7,940円
		委 託 料	126,755,050			126,755,050円
		使用料及び 賃借料	406,530			406,530円
		工事請負費	1,378,100			1,378,100円
費		備品購入費	108,120			108,120円
				{ 特定財源（使用料及び手数料） 4,936,200円 }		
		計	178,115,180			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	社会体育施設 管理費	委託料	584,584,320	円 説明(7)参照 584,584,320円		
	都民体育大会 選手派遣費	負担金補助 及び交付金	1,158,400	選手派遣費 @3,200円 × 362人 = 1,158,400円		
	学校等情報配信 システム運用 経費(小/中/幼)	委託料	1,745,050	システム運用委託 1,745,050円		
	教育振興基本 計画策定経費	報酬	80,733	委員報酬 @15,830円 × 51人 × $\frac{1}{10}$ = 80,733円		
		委託料	394,303	策定支援委託 @3,943,030円 × $\frac{1}{10}$ = 394,303円		
		計	475,036			
	子どもの読書 活動推進事業費	報償費 需用費	153,300 2,376,200	読み聞かせ講師謝礼 153,300円 ブックスタート図書購入 2,376,200円		
		計	2,529,500			
	パラスポーツ 推進事業費	委託料	3,008,000	パラスポーツ推進事業費 3,008,000円 { 特定財源（都支出金） $3,008,000円 \times \frac{1}{2} = 1,504,000円$		
	指導検査事業費 (教育施設分)	需用費 委託料	14,000 740,000	事務用消耗品・書籍等 14,000円 会計検査・財務分析委託 740,000円		
		計	754,000			
合		計	2,976,563,290			

経 費 の 種 類		そ の 他 の 教 育 費		測 定 単 位		人		口	
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容		説 明	
特 定 財 源	使 用 料 及 び 手 数 料		円 4,936,200		社会教育会館使用料 4,936,200円				
	国 庫 ・ 都 支 出 金		628,299,000		子育てのための施設等利用給付 365,454,000円				
					{ 国庫支出金 487,272,000 × $\frac{1}{2}$ = 243,636,000円				
					{ 都支出金 487,272,000 × $\frac{1}{4}$ = 121,818,000円				
					施設型給付費 164,927,000円				
					{ 国庫支出金 （全国統一費用分） @237,134円 × 379人 = 89,873,000円				
					{ 都支出金 〔全国統一費用分〕 @198,034円 × 379人 = 75,054,000円				
					{ 〔地方単独費用分〕				
					放課後子ども教室推進事業費（国1/3 都1/3）				
					144,621,820円 × $\frac{2}{3}$ = 96,414,000円				
				スポーツ実施促進事業費補助金（都1/2）					
				3,008,000円 × $\frac{1}{2}$ = 1,504,000円					
合 計		633,235,200							
差 引 一 般 財 源		2,343,328,090円							
数 値		350,000人							
単 位 費 用		6,695円							

説明（５） 図 書 館 管 理 費 積 算

事業区分		節 名	経 費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	図 書 館 管 理 運 営 費 (中 央 館 分)		円		
		報 酬	40,147,789	会計年度任用職員	
				{ 管理運営補助員 @6,151,149円 × 6人 × 1館 =	36,906,894円
				{ 図書整理 @14,935円 × 217人 =	3,240,895円
		給 与 費	41,265,687	@7,935,709円 × 5.2人 × 1館 =	41,265,687円
		職 員 手 当 等	2,761,200	時間外勤務手当 @2,950円 × 78時間 × 12月 =	2,761,200円
		報 償 費	366,600		366,600円
		旅 費	193,000	{ 近接地内 @530円 × 220回 =	116,600円
				{ 近接地外 @38,200円 × 2回 =	76,400円
		需 用 費	72,146,300	{ 燃料費	1,818,800円
				{ 電気料	11,147,000円
				{ ガス料	1,667,000円
				{ 水道料	2,798,300円
				{ 消耗品費	8,751,900円
				{ 印刷製本費	1,625,100円
				{ 図書資料費	43,157,600円
				{ 修繕料	1,180,600円
		役 務 費	6,757,800	{ 通信運搬費	6,703,500円
				{ 保険料	54,300円
		委 託 料	73,699,200	{ 清掃委託	12,837,100円
				{ 機械設備保守委託	4,520,500円
				{ 警備委託	2,599,500円
				{ 管理運営委託	16,839,400円
				{ 窓口業務委託	21,620,900円
				{ コンピュータ保守委託	15,281,800円
		使用料及び 賃借料	35,701,717	{ 自動車借上料	6,882,900円
				{ コンピュータリース料	15,889,400円
				{ フィルムライブラリー機器リース料	7,828,200円
				{ 電子書籍システム運用経費	1,044,000円
				{ 電子書籍コンテンツ経費	4,057,217円
		工 事 請 負 費	24,989,700	維持補修費	24,989,700円
		備 品 購 入 費	1,692,200	書架・机等	1,692,200円
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	76,000	図書館関係分担金	76,000円
		計	299,797,193		

事業区分		節名	経費	内容説明	明
基 					

説明（６） 社 会 教 育 施 設 管 理 費 積 算

事業区分		節 名	経 費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	社会教育会館 管理運営費	報酬	18,453,447	円 会計年度任用職員（管理運営補助員） @6,151,149円 × 3人 × 1館 = 18,453,447円	
		給与費	20,632,843	@7,935,709円 × 2.6人 × 1館 = 20,632,843円	
		職員手当等	2,265,600	時間外勤務手当 @2,950円 × 64時間 × 1館 × 12月 = 2,265,600円	
		報償費	469,950	講師謝礼金等	469,950円
		旅費	193,530	近接地内 @530円 × 221回 = 117,130円 近接地外 @38,200円 × 2回 = 76,400円	
		需用費	7,258,950	燃料費 13,140円 電気料 3,946,020円 ガス料 1,033,800円 水道料 1,429,160円 消耗品費 594,640円 印刷製本費 36,760円 修繕料 205,430円	
		役務費	193,060	通信運搬費 185,120円 保険料 7,940円	
		委託料	74,647,730	清掃委託 4,523,450円 警備委託 715,530円 機械設備保守委託 6,699,090円 管理運営委託（1館） 52,783,400円 指定管理委託（1館） 9,926,260円	
		使用料及び賃借料	406,530		406,530円
		工事請負費	1,378,100	維持補修費	1,378,100円
		備品購入費	108,120		108,120円
		計	126,007,860	{ 特定財源（使用料及び手数料） 4,936,200円 }	
	郷土資料館 管理運営費	委託料	52,107,320	指定管理委託	52,107,320円
合 計			178,115,180		
特 定 財 源			4,936,200		
差 引 一 般 財 源			173,178,980		

説明（７） 社 会 体 育 施 設 管 理 費 積 算

事 業 区 分		節 名	経 費	内 容		説 明	
基 準 的 経 費	体育館管理運営 費（プール有館）	委 託 料	円 306,034,050	指定管理委託（2館）		306,034,050円	
	体育館管理運営 費（プール無館）	委 託 料	56,108,770	指定管理委託（1館）		56,108,770円	
	各 種 運 動 施 設 管 理 運 営 費	委 託 料	222,441,500	指定管理委託		222,441,500円	
				{	野球場	@1,570円 × 78,000㎡ =	122,460,000円
運動場					@1,570円 × 38,800㎡ =	60,916,000円	
テニスコート					@1,570円 × 9,750㎡ =	15,307,500円	
				{	屋外プール	@16,970円 × 1,400㎡ =	23,758,000円
合 計			584,584,320				

第8項 その他諸費

I その他諸費の概要

第1 公債費

- (1) 公債費は、昭和50年度以降に自治大臣又は都知事の許可（同意）を受け、令和7年5月31日までに発行した義務教育施設整備事業のうち用地取得造成事業に係る地方債（但し、統廃合のため新たに校地を取得する場合を除く）についての令和7年度における元利償還金を算定した。
- (2) 測定単位は「元利償還金」で、単位費用は1円とした。

第2 財産費

- (1) 財産費は、次の経費について算定した。
 - ア 次の特別区都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、知事が定める額
 - ・ 令和5年度及び令和6年度交付金に係る地方債収入相当額のうち令和7年度算定分
 - ・ 前年度以前に、国庫補助において国庫債務負担行為が認められた用地取得事業で、特別会計等で取得したものについては、令和7年度に一般会計が再取得する分に係る地方債収入相当額
 - イ 令和6年度以前に締結した小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）敷地に係る令和7年度の借地料として知事が定める額
- (2) 測定単位は「年度支払額」で、単位費用は1円とした。

第3 その他行政費

- (1) 測定単位は「人口」で、単位費用は16,287円とした。
- (2) 昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正を行った。

II 積算の内容

次頁より

経 費 の 種 類		公 債 費		測 定 単 位	元 利 償 還 金	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	公債元利償還金	償還金利子 及び割引料	円 172,900,000	起債元金及び利子の償還 元利償還金 172,900,000円		
	合 計		172,900,000			
特 定 財 源						
	合 計		0			
差 引 一 般 財 源			172,900,000円			
数 値			172,900,000円			
単 位 費 用			1円			

経 費 の 種 類		財 産 費		測 定 単 位	年 度 支 払 額	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	財 産 取 得 等 費 事 業	使用料及び 賃 借 料 公有財産購入費	円			
			59,200,000	借 地 料	59,200,000円	
			1,462,900,000	年賦支払額	1,462,900,000円	
合 計			1,522,100,000			
特 定 財 源						
合 計			0			
差 引 一 般 財 源			1,522,100,000円			
数 値			1,522,100,000円			
単 位 費 用			1円			

経 費 の 種 類		そ の 他 行 政 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	そ の 他 行 政 費		円 5,700,450,000	その他行政費 5,700,450,000円		
合 計			5,700,450,000			
特 定 財 源						
合 計			0			
差 引 一 般 財 源				5,700,450,000円		
数 値				350,000人		
単 位 費 用				16,287円		

第2節 投資的経費

第1項 議会総務費

I 議会総務費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、地域交流施設の改築・大規模改修経費について、測定単位「人口」により算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,039,480,040円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を1,039,480,040円と算定した。

この結果、単位費用を2,970円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設		標準事業規模(m ²)
議 会 総 務 費	地 域 交 流 施 設		27,910
	内 訳	区民センター 1施設	15,900
		地域センター 4施設	9,240
		地域総合防災センター 1施設	370
		災害対策要員住宅 1施設	1,500
		男女共同センター 1施設	900

3 本年度改定内容

- (1) 地域交流施設の改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- (2) 令和7年度に限り、地域交流施設の臨時的改築工事費を算定した。

II 積算の内容

次頁より

経 費 の 種 類		議 会 総 務 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	地 域 交 流 施 設		円 1, 039, 480, 040	(改築)	
				工事費	@683, 600円 × 27, 910㎡ × $\frac{1}{50}$ = 381, 585, 520円
				臨時的改築工事費	381, 585, 520円
				(大規模改修)	
				工事費	@9, 900円 × 27, 910㎡ = 276, 309, 000円
合 計			1, 039, 480, 040		
特 					

第2項 民生費

I 民生費の概要

第1 社会福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、心身障害者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を362,384,120円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を362,384,120円と算定した。

この結果、単位費用を1,035円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
社会福祉費	心身障害者福祉施設 7施設	9,730

3 本年度改定内容

- (1) 心身障害者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- (2) 令和7年度に限り、心身障害者福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。

第2 老人福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、高齢者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は63,000人で、その所要経費を655,595,440円、特定財源を24,480,000円と見込み、差引一般財源所要額を631,115,440円と算定した。

この結果、単位費用を10,018円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
老人福祉費	高齢者福祉施設	18,260
	老人福祉施設 6施設	2,970
	老人福祉センター 1施設	800
	高齢者在宅サービスセンター 7施設	3,990
	特別養護老人ホーム 2施設	10,000
	地域包括支援センター 5施設	500

3 本年度改定内容

- (1) 高齢者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- (2) 新たに地域包括支援センターの改築・大規模改修に要する経費について、算定した。
- (3) 令和7年度に限り、高齢者福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (4) その他、所要の単価改定を行った。

第3 児童福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 児童福祉費は測定単位「15歳未満人口」により、児童福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は38,000人で、その所要経費を1,329,891,088円、特定財源を23,117,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,306,774,088円と算定した。
- この結果、単位費用を34,389円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施 設		標準事業規模(m ²)
児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 施 設		35,902
	内 訳	児童館 20施設	10,800
		母子生活支援施設 1施設	900
		放課後児童クラブ 19施設	2,622
		子ども家庭支援センター 1施設	500
		保育所 34施設	21,080

3 本年度改定内容

- (1) 児童福祉施設の改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- (2) 新たに区立認定こども園（2・3号認定）の改築・大規模改修に要する経費について、算定した（態容補正）。
- (3) 令和7年度に限り、放課後児童クラブ新設費を臨時的に算定した。
- (4) 令和7年度に限り、児童福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (5) その他、所要の単価改定を行った。

II 積算の内容

次頁より

経 費 の 種 類		社 会 福 祉 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	心 身 障 害 者 福 祉 施 設		円 362,384,120	(改築)	
				工事費 @683,600円 × 9,730㎡ × $\frac{1}{50}$ = 133,028,560円	
				臨時的改築工事費 133,028,560円	
				(大規模改修)	
				工事費 @9,900円 × 9,730㎡ = 96,327,000円	
合 計			362,384,120		
特 					

経 費 の 種 類		老 人 福 祉 費		測 定 単 位	65 歳 以 上 人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	高 齢 者 福 祉 施 設		円	(改築) 工事費 @683,600円 × 18,260㎡ × $\frac{1}{50}$ = 249,650,720円 臨時的改築工事費 225,170,720円 (大規模改修) 工事費 @9,900円 × 18,260㎡ = 180,774,000円		
			655,595,440			
合 計			655,595,440			
特 						

経 費 の 種 類		児 童 福 祉 費		測 定 単 位	15 歳 未 満 人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	児 童 福 祉 施 設		円	(改築) 工事費 @683,600円 × 35,902㎡ × $\frac{1}{50}$ = 490,852,144円 臨時的改築工事費 467,735,144円 (大規模改修) 工事費 @9,900円 × 35,902㎡ = 355,429,800円 (新設) 放課後児童クラブ新設費（臨時的算定） 15,874,000円		
			1,329,891,088			
合 計		1,329,891,088				
特 						

第3項 衛生費

I 衛生費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により保健衛生施設の改築等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を264,432,400円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を264,432,400円と算定した。
- この結果、単位費用を756円とした。

2 標準団体行政規模

経費の種類	施設		標準事業規模(㎡)
衛生費	保健衛生施設		7,100
	内訳	保健所（衛生検査センター含む） 1施設	2,800
		保健センター 3施設	3,600
		リサイクルセンター 1施設	700

3 本年度改定内容

- (1) 保健衛生施設の改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- (2) 令和7年度に限り、保健衛生施設の臨時的改築工事費を算定した。

II 積算の内容

次頁より

経 費 の 種 類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	保 健 衛 生 施 設		円 264,432,400	(改築)	
				工事費 @683,600円 × 7,100㎡ × $\frac{1}{50}$ = 97,071,200円	
				臨時的改築工事費	

第4項 清掃費

I 清掃費の概要

第1 収集作業費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により清掃事務所及び清掃事業所の改築・大規模改修に要する経費と清掃車庫の大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を216,055,200円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を216,055,200円と算定した。
この結果、単位費用を617円とした。

2 標準事業規模

経 費 の 種 類	施 設	標準事業規模(m ²)
収 集 作 業 費	清掃事務所及び清掃事業所	4,200
	車 庫	1,200

3 本年度改定内容

- (1) 清掃事務所及び清掃事業所の改築に要する経費について、算定を改善した。
- (2) 清掃事務所及び清掃事業所並びに車庫の大規模改修に要する経費について、算定内容を見直した。
- (3) 令和7年度に限り、清掃事務所及び清掃事業所の臨時的改築工事費を算定した。
- (4) その他、所要の単価改定を行った。

第2 処理処分費

1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により清掃工場の改築等に要する経費、元利償還金に要する経費を算定した。
なお、大規模改修には、保安施設整備、公害監視設備整備、建築等設備整備、粗大ごみ破碎整備等に要する経費を計上している。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,959,645,780円、特定財源を873,492,660円と見込み、差引一般財源所要額を1,086,153,120円と算定した。
この結果、単位費用を3,103円とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		収 集 作 業 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	清掃事務所及び 清 掃 事 業 所		円 213,847,200	(改築) 工事費 $@683,600円 \times 4,200m^2 \times \frac{1}{50} = 57,422,400円$ 臨時的改築工事費 (大規模改修) 工事費 $@9,900円 \times 4,200m^2 = 41,580,000円$		
	車 庫		2,208,000	(大規模改修) 工事費 $@36,800円 \times 1,200m^2 \times \frac{1}{20} = 2,208,000円$		
合 計			216,055,200			
特 定 財 源						
合 計			0			
差 引 一 般 財 源				216,055,200円		
数 値				350,000人		
単 位 費 用				617円		

経 費 の 種 類		処 理	処 分 費	測 定 単 位	人	口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	清 掃 工 場 そ の 他 施 設		円 1, 276, 815, 580	(改築) 工事費 @ 54, 903, 429, 000円 × $\frac{1}{50}$ = 1, 098, 068, 580円 (不燃プラント更新) 工事費 @ 2, 575, 759, 000円 × $\frac{1}{50}$ = 51, 515, 180円 (大規模改修) 127, 231, 820円			
			元 利 償 還 金		682, 830, 200	(元利償還金) 682, 830, 200円	
			合 計		1, 959, 645, 780		
	特 定 財 源	国 庫 支 出 金		265, 826, 220	(改築) 251, 573, 580円 (不燃プラント更新) 14, 252, 640円		
特 別 区 債				607, 666, 440	(改築) 577, 482, 860円 (不燃プラント更新) 30, 183, 580円		
合 計				873, 492, 660			
差 引 一 般 財 源		1, 086, 153, 120円					
数 値		350, 000人					
単 位 費 用		3, 103円					

第5項 経済労働費

I 経済労働費の概要

第1 生活経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者及び商工振興施設の改築・大規模改修経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人で、その所要経費を162,931,200円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を162,931,200円と算定した。
- この結果、単位費用を466円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設		標準事業規模(m ²)
生活経済費	消費者及び商工振興施設		3,200
	内訳	商工振興センター 1施設	2,900
		消費者センター 1施設	300

3 本年度改定内容

- (1) 消費者及び商工振興施設に要する経費について、算定を改善した。
- (2) 令和7年度に限り、消費者及び商工振興施設の臨時的改築工事費を算定した。

II 積算の内容

次頁より

経 費 の 種 類		生 活 経 済 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	消 費 者 及 び 商 工 振 興 施 設		円			
			162, 931, 200	(改築)		
			工事費	@683, 600円 × 3, 200㎡ × $\frac{1}{50}$ =	43, 750, 400円	
			臨時的改築工事費		87, 500, 800円	
			(大規模改修)			
工事費	@9, 900円 × 3, 200㎡ =	31, 680, 000円				
合 計			162, 931, 200			
特 						

第6項 土木費

I 土木費の概要

第1 建築公害費

1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、区営住宅の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を782,610,320円、特定財源を270,650,000円と見込み、差引一般財源所要額を511,960,320円と算定した。
この結果、単位費用を1,463円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(㎡)
建築公害費	区営住宅(404戸)	28,280

3 本年度改定内容

- (1) 区営住宅の改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- (2) 令和7年度に限り、区営住宅の臨時的改築工事費を算定した。

第2 都市整備費

1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、まちづくりに要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を172,214,000円、特定財源を93,222,000円と見込み、差引一般財源所要額を78,992,000円と算定した。
この結果、単位費用を226円とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

第3 道路橋りょう費

1 単位費用算定の概要

- (1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路改良、交通安全施設整備、ガードパイプ取替等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区道路面積は2,322,000㎡で、その所要経費を405,337,608円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を405,337,608円と算定した。
この結果、単位費用を175円とした。

2 標準事業規模

経 費 の 種 類	施 設	標準事業規模(㎡)
道路橋りょう費	道 路 改 良	2,322,000
	道 路 緑 化	
	橋 り ょ う 架 替	
	交 通 安 全 施 設	
	ガ ー ド パ イ プ	
	公衆便所（24箇所）	432

3 本年度改定内容

- (1) 新たに自転車走行空間整備事業について、態容補正にて算定した。
- (2) 公衆便所改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- (3) 令和7年度に限り、公衆便所の臨時的改築工事費を算定した。
- (4) その他、所要の単価改定を行った。

第4 公園費

1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「人口」により、公園の造成等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を817,997,691円、特定財源を165,634,000円と見込み、差引一般財源所要額を652,363,691円と算定した。

この結果、単位費用を1,864円とした。

2 標準事業規模

経 費 の 種 類	施 設	標準事業規模 (㎡)
公 園 費	公 園 (新 設 工 事 費)	1,500
	公 園 (新 設 用 地 費)	400
	公 園 (改 修 工 事 費)	300,000
	公 衆 便 所 (78 箇 所)	1,404

3 本年度改定内容

- (1) 公衆便所改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- (2) 令和7年度に限り、公衆便所の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

II 積算の内容

次頁より

経 費 の 種 類		建 築 公 害 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	区 営 住 宅		円			
			782,610,320	(改築)		
				工事費		
				$@683,600円 \times 70m^2 \times \frac{1}{50} \times 404戸 = 386,644,160円$		
				臨時的改築工事費 115,994,160円		
			(大規模改修)			
			工事費	@9,900円	$\times 70m^2 \times 404戸$	= 279,972,000円
合 計			782,610,320			
特 <						

経 費 の 種 類		都 市 整 備 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	ま ち づ く り 事 業 費		円 172, 214, 000	住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型） の一部（用地取得経費を除く） 都市防災不燃化促進事業（都・国制度分） 市街地再開発事業（基本計画作成費）	
	合 計		172, 214, 000		
特 定 財 源	国庫支出金・都支出金		93, 222, 000	93, 222, 000円	
合 計			93, 222, 000		
差 引 一 般 財 源				78, 992, 000円	
数 値				350, 000人	
単 位 費 用				226円	

経 費 の 種 類		道 路 橋 り よ う 費		測 定 単 位	道 路 面 積	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	道 路 改 良		円 277,350,000	工事費 (改良単価) (実施率) $@21,500円 \times 2,322,000m^2 \times \frac{1}{180} = 277,350,000円$		
	道 路 緑 化		22,207,000	街路樹、植樹帯等整備 22,207,000円		
	交 通 安 全 施 設 整 備		46,448,000	交通安全施設整備 46,448,000円		
	ガ ー ド パ イ プ 取 替		27,864,000	工事費 (取替単価) (実施面積) $@12円 \times 2,322,000m^2 = 27,864,000円$		
	公 衆 便 所		31,468,608	(改築) 工事費 $@1,448,600円 \times 18m^2 \times \frac{1}{50} \times 24箇所 = 12,515,904円$ 臨時的改築工事費 12,515,904円 (大規模改修) 工事費 $@14,900円 \times 18m^2 \times 24箇所 = 6,436,800円$		
合 計			405,337,608			
特 定 財 源						
合 計			0			
差 引 一 般 財 源				405,337,608円		
数 値				2,322,000m ²		
単 位 費 用				175円		

経 費 の 種 類		公	園	費	測 定 単 位	人	口
事 業 区 分		節 名		経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	公 園		円 549,600,000	(新設)			
				工事費	@38,000円 × 1,500㎡ =	57,000,000円	
				用地費	@519,000円 × 400㎡ =	207,600,000円	
				(改修)			
			工事費	@38,000円 × 300,000㎡ × $\frac{1}{40}$ =	285,000,000円		
	公 衆 便 所		102,272,976	(改築)			
				工事費	@1,448,600円 × 18㎡ × $\frac{1}{50}$ × 78箇所 =	40,676,688円	
				臨時的改築工事費	40,676,688円		
				(大規模改修)			
			工事費	@14,900円 × 18㎡ × 78箇所 =	20,919,600円		
元 利 償 還 金			166,124,715	元利償還需要額		166,124,715円	
合 計			817,997,691				
特 定 財 源	国 庫 支 出 金		14,086,000	公園事業費国庫補助金			
				新設工事費	$\left[\begin{array}{c} \text{国 庫} \\ \text{補 助 率} \end{array} \right] \left[\begin{array}{c} \text{国庫採択} \\ \text{見 込 率} \end{array} \right]$		
				@38,000円 × 1,500㎡ × $\frac{1}{2}$ × 0.05 =	1,425,000円		
				新設用地費	@519,000円 × 400㎡ × $\frac{1}{3}$ × 0.08 =	5,536,000円	
			改修工事費	@38,000円 × 300,000㎡ × $\frac{1}{2}$ × 0.05 × $\frac{1}{40}$ =	7,125,000円		
	特 別 区 債		151,548,000	用地費	202,064,000円 × 0.75 =	151,548,000円	
合 計			165,634,000				
差 引 一 般 財 源			652,363,691円				
数 値			350,000人				
単 位 費 用			1,864円				

第7項 教育費

I 教育費の概要

第1 小学校費

1 単位費用算定の概要

- (1) 小学校費は、測定単位「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。
小学校及び義務教育学校（前期課程）の義務教育施設の改築（雨水有効利用設備を含む）・大規模改修
・長寿命化改修及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、小学校数34校とした。
- (3) 標準区の所要経費を9,161,765,300円、特定財源を944,487,000円と見込み、差引一般財源所要額を8,217,278,300円と算定した。この結果、単位費用を241,684,656円とした。

2 標準事業規模

次頁「耐用年数及び標準事業規模」参照

3 本年度改定内容

- (1) 義務教育施設のうち、校舎・給食室・雨水有効利用設備について、新たに長寿命化に要する経費を算定した。
それに伴い、改築の年度事業量及び大規模改修の経費設定方法を見直した。
- (2) 元利償還金について、算定を改善した。
- (3) 義務教育施設の改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- (4) 令和7年度に限り、義務教育施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (5) その他、所要の単価改定を行った。

第2 中学校費

1 単位費用算定の概要

- (1) 中学校費は、測定単位「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。
中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の義務教育施設の改築（雨水有効利用設備を含む）・大規模改修・長寿命化改修及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、中学校数18校とした。
- (3) 標準区の所要経費を5,059,540,000円、特定財源を517,141,000円と見込み、差引一般財源所要額を4,542,399,000円と算定した。この結果、単位費用を252,355,500円とした。

2 標準事業規模

次頁「耐用年数及び標準事業規模」参照

3 本年度改定内容

- (1) 義務教育施設のうち、校舎・給食室・雨水有効利用設備について、新たに長寿命化に要する経費を算定した。
それに伴い、改築の年度事業量及び大規模改修の経費設定方法を見直した。
- (2) 元利償還金について、算定を改善した。
- (3) 義務教育施設の改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- (4) 令和7年度に限り、義務教育施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (5) その他、所要の単価改定を行った。

耐用年数及び標準事業規模

区 分	耐用年数	標 準 事 業 規 模			備 考
		小 学 校	中 学 校	特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園	
	年	m ²	m ²	m ²	
校 舎	80	5,900	6,198	3,080	国庫補助基準面積
給 食 室	80	319	266	266	国庫補助基準面積
屋内運動場	44	1,215	1,138	550	財調算定面積
プ ー ル	30	630	700	280	財調算定面積を基準とし、モデル設定
校 庭	40	6,300	7,200	6,300	設置基準面積
フ ェ ン ス (金網面積)	50	780	820	780	標準事業規模からモデル設定

参 考

義務教育施設大規模改修経費積算内訳

区 分	小 学 校	中 学 校	特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園
	1 校当たり所要額	1 校当たり所要額	1 施設当たり所要額
	千円	千円	千円
校 舎	21,773	23,063	11,494
給 食 室	2,016	1,885	1,885
屋内運動場	4,641	4,347	2,101
プ ー ル	1,081	1,201	480
校 庭	4,183	4,781	4,183
フ ェ ン ス	1,270	1,335	1,270
計	34,964	36,612	21,414

義務教育施設長寿命化改修経費積算内訳

区 分	小 学 校	中 学 校	特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園
	1 校当たり所要額	1 校当たり所要額	1 施設当たり所要額
	千円	千円	千円
校 舎	29,350	31,089	15,494
給 食 室	2,717	2,541	2,541
計	32,067	33,631	18,035

第3 その他の教育費

1 単位費用算定の概要

(1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「園児数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

小中学校の校外施設の改築・大規模改修に要する経費

イ 「園児数」を測定単位とするもの

区立幼稚園の改築・大規模改修に要する経費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

生涯学習関連施設及び各種運動施設の改築及び大規模改修に要する経費

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	32,220人	327,747,200	0	327,747,200	10,172
園児数	1,800人	394,469,500	20,894,000	373,575,500	207,542
人口	350,000人	1,710,756,520	29,106,000	1,681,650,520	4,805

2 標準事業規模

次頁参照

3 本年度改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・校外施設の改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- ・令和7年度に限り、校外施設の臨時的改築工事費を算定した。

(2) 「園児数」を測定単位とするもの

- ・幼稚園について、新たに園庭・フェンスの大規模改修に要する経費を算定した。
- ・幼稚園の改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- ・令和7年度に限り、幼稚園の臨時的改築工事費を算定した。
- ・その他、所要の単価改定を行った。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・区立認定こども園（1号認定）について、新たに園庭・フェンスの大規模改修に要する経費を算定した（態容補正）。
- ・生涯学習施設及び各種運動施設の改築・大規模改修に要する経費について、算定を改善した。
- ・令和7年度に限り、生涯学習関連施設及び各種運動施設の臨時的改築工事費を算定した。
- ・その他、所要の単価改定を行った。

標準事業規模

- (1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

経費の種類	施 設	標準事業規模 (㎡)
そ の 他 の 教 育 費	校 外 施 設	8,800

- (2) 「園児数」を測定単位とするもの

経費の種類	施 設	標準事業規模 (㎡)
その他の教育費	幼 稚 園 (園 舎)	10,875
	幼 稚 園 (園 庭)	6,000
	幼稚園 (フェンス)	3,900

- (3) 「人口」を測定単位とするもの

経費の種類	施 設		標準事業規模 (㎡)
そ の 他 の 教 育 費	生 涯 学 習 関 連 施 設		41,450
	内	図 書 館 (中央館) 1 施設	4,710
		図 書 館 (地区館) 6 施設	7,560
		社会教育会館 3 施設	5,250
		体育館 (プール有) 2 施設	14,260
		体育館 (プール無) 2 施設	5,140
		郷土資料室 3 施設	4,530
	各 種 運 動 施 設		124,916
	内	野球場 10.8面	68,796
		運動場 6.6面	41,580
		テニスコート 15面	10,500
		屋外プール 3 面	1,140
		管理棟等 1 施設	2,900
	訳		

Ⅱ 積算の内容

次頁より

経 費 の 種 類		小	学	校	費	測 定 単 位	学	校	数
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明			
基 <									

経 費 の 種 類		小	学	校	費	測 定 単 位	学	校	数
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明			
基 準 的 経 費	長 寿 命 化 改 修		円 1,090,291,600	校 舎		29,350,000円			
				給 食 室		2,717,400円			
				計		32,067,400円			
	@32,067,400円 × 34校 = 1,090,291,600円								
元 利 償 還 金		1,325,934,000	(元利償還金)		441,978,000円				
			(臨時的改築工事費に伴う元利償還金)		883,956,000円				
合 計			9,161,765,300						
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	583,157,000	校舎建設費		@288,200円 × 5,900㎡ × $\frac{1}{3}$ = 566,793,333円				
					@566,793,333円 × $\frac{1}{80}$ × 34校 = 240,887,000円				
			給食室設置経費		@338,500円 × 319㎡ × $\frac{1}{3}$ = 35,993,833円				
					@35,993,833円 × $\frac{1}{80}$ × 34校 = 15,297,000円				
			屋内運動場建設費		@330,300円 × 1,215㎡ × $\frac{1}{3}$ = 133,771,500円				
					@133,771,500円 × $\frac{1}{44}$ × 34校 = 103,368,000円				
			プール建設費		@239,800円 × 250㎡ × $\frac{1}{3}$ = 19,983,333円				
					@19,983,333円 × $\frac{1}{30}$ × 34校 = 22,647,000円				
			校舎長寿命化		@194,200円 × 5,900㎡ × $\frac{1}{3}$ = 381,926,667円				
					@381,926,667円 × $\frac{1}{80}$ × 34校 = 162,318,000円				
			給食室長寿命化		@228,100円 × 319㎡ × $\frac{1}{3}$ = 24,254,633円				
					@24,254,633円 × $\frac{1}{80}$ × 34校 = 10,308,000円				

経 費 の 種 類		小 学 校 費		測 定 単 位	学 校 数	
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
特 定 財 源	〔 国 庫 支 出 金 〕	特 別 区 債	円 <			

経費の種類		中学校費		測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明			明
基 準 的 経 費	義務教育施設 改 築	円 3,057,746,800	(校舎)			
			建設費	@508,600円 × 6,198㎡ =	3,152,302,800円	
			取壊し経費	@31,500円 × 6,198㎡ =	195,237,000円	
			仮設校舎建設費	@57,000円 × 5,609㎡ =	319,713,000円	
			給食室設置経費	@301,618,600円 × 1校 =	301,618,600円	
			空調除外経費	@△36,200円 × 1,080㎡ =	△39,096,000円	
			計		3,929,775,400円	
				@3,929,775,400円 × $\frac{1}{80}$ × 18校 =	884,199,500円	
			(屋内運動場)			
			建設費	@519,000円 × 1,138㎡ =	590,622,000円	
	大規模改修	659,023,200	取壊し経費	@25,700円 × 1,138㎡ =	29,246,600円	
			計		619,868,600円	
				@619,868,600円 × $\frac{1}{44}$ × 18校 =	253,582,600円	
			(プール)			
			建設費	@701,500円 × 300㎡ =	210,450,000円	
			取壊し経費	@41,000円 × 300㎡ =	12,300,000円	
			内蔵経費	@30,100円 × 300㎡ =	9,030,000円	
			計		231,780,000円	
				@231,780,000円 × $\frac{1}{30}$ × 18校 =	139,068,000円	
			(雨水有効利用設備)			
				@10,000円 × 6,198㎡ × $\frac{1}{80}$ × 18校 =	13,945,500円	
			(臨時的改築工事費)			
					1,766,951,200円	
			校 舎		23,063,400円	
			給 食 室		1,885,100円	
			屋内運動場		4,347,000円	
			プ ー ル		1,200,800円	
			校 庭		4,780,800円	
			フェンス		1,335,300円	
			計		36,612,400円	
				@36,612,400円 × 18校 =	659,023,200円	

経 費 の 種 類		中	学	校	費	測 定 単 位	学	校	数
事 業 区 分		節 名		経 費		内 容 説 明			
基 準 的 経 費	長 寿 命 化 改 修		円 605,349,000	校 舎		31,089,400円			
				給 食 室		2,541,100円			
				計		33,630,500円			
	@33,630,500円 × 18校 =		605,349,000円						
	元 利 償 還 金		737,421,000	(元利償還金)		245,807,000円			
(臨時的改築工事費に伴う元利償還金)				491,614,000円					
合 計			5,059,540,000						
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	316,187,000	校舎建設費						
			@288,200円 × 6,198㎡ × $\frac{1}{3}$ = 595,421,200円						
			@595,421,200円 × $\frac{1}{80}$ × 18校 = 133,969,000円						
			給食室設置経費						
			@338,500円 × 266㎡ × $\frac{1}{3}$ = 30,013,667円						
			@30,013,667円 × $\frac{1}{80}$ × 18校 = 6,753,000円						
			屋内運動場建設費						
			@330,300円 × 1,138㎡ × $\frac{1}{3}$ = 125,293,800円						
			@125,293,800円 × $\frac{1}{44}$ × 18校 = 51,256,000円						
			プール建設費						
			@239,800円 × 300㎡ × $\frac{1}{3}$ = 23,980,000円						
			@23,980,000円 × $\frac{1}{30}$ × 18校 = 14,388,000円						
			校舎長寿命化						
			@194,200円 × 6,198㎡ × $\frac{1}{3}$ = 401,217,200円						
			@401,217,200円 × $\frac{1}{80}$ × 18校 = 90,273,000円						
			給食室長寿命化						
			@228,100円 × 266㎡ × $\frac{1}{3}$ = 20,224,867円						
			@20,224,867円 × $\frac{1}{80}$ × 18校 = 4,550,000円						

経費の種類		中学校	校費	測定単位	学校数
事業区分		節名	経費	内容説明	
特定財源	国庫支出金		円	校舎大規模改修 @3,628,156,800円 × 0.25 = 907,039,000円 @907,039,000円 × $\frac{1}{3}$ = 33,333,000円 @33,333,000円 × $\frac{1}{80}$ × 18校 = 7,499,000円 @7,499,000円 × 2回 = 14,998,000円	
			200,954,000	校舎建設債 @288,200円 × 6,198㎡ × $\frac{2}{3}$ × 0.75 = 893,131,800円 @893,131,800円 × $\frac{1}{80}$ × 18校 = 200,954,000円	
合 計			517,141,000		
差 引 一 般 財 源			4,542,399,000円		
数 値			18校		
単 位 費 用			252,355,500円		

〈投〉 教育費 その他の教育費（児童生徒数）

[illegible]

経 費 の 種 類		そ の 他 の 教 育 費		測 定 単 位	園 児 数
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	幼 稚 園		円		
			276,472,000	(改築)	
				工事費 @683,600円 × 10,875㎡ × $\frac{1}{50}$ = 148,683,000円	
				臨時的改築工事費 127,789,000円	
			117,997,500	(大規模改修)	
				園舎 @9,900円 × 10,875㎡ = 107,662,500円	
				園庭 3,984,000円	
				フェンス 6,351,000円	
合 計			394,469,500		
特 					

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	生涯学習 関連施設		円 1,104,302,800	(改築) 工事費 @683,600円 × 41,450㎡ × $\frac{1}{50}$ = 566,704,400円 臨時的改築工事費 537,598,400円 410,355,000 (大規模改修) 工事費 @9,900円 × 41,450㎡ = 410,355,000円		
	各種運動施設		135,727,600	(改築) 工事費 { 屋外プール (建設費) @701,500円 × 1,140㎡ × $\frac{1}{30}$ = 26,657,000円 屋外プール (取壊し経費) @41,000円 × 1,140㎡ × $\frac{1}{30}$ = 1,558,000円 管理棟等 @683,600円 × 2,900㎡ × $\frac{1}{50}$ = 39,648,800円 臨時的改築工事費 67,863,800円 60,371,120 (大規模改修) 工事費 { 野球場 @6,100円 × 68,796㎡ × $\frac{1}{30}$ = 13,988,520円 運動場 @6,100円 × 41,580㎡ × $\frac{1}{30}$ = 8,454,600円 テニスコート @20,800円 × 10,500㎡ × $\frac{1}{30}$ = 7,280,000円 屋外プール @1,700円 × 1,140㎡ = 1,938,000円 管理棟等 @9,900円 × 2,900㎡ = 28,710,000円		
合 計			1,710,756,520			
特 定 財 源	国庫支出金		29,106,000	体育館建設費 @267,700円 × 13,140㎡ × $\frac{1}{3}$ = 1,172,526,000円 @1,172,526,000円 × $\frac{1}{50}$ = 23,450,000円 プール建設費 @1,060,600円 × 800㎡ × $\frac{1}{3}$ = 282,826,667円 @282,826,667円 × $\frac{1}{50}$ = 5,656,000円		
	合 計		29,106,000			
差引一般財源				1,681,650,520円		
数 値				350,000人		
単 位 費 用				4,805円		

第 3 部

補 正 係 数

第1章 概要

基準財政需要額は、単位費用に測定単位の補正後の数値を乗ずるという形で算定される。単位費用は標準的団体について算定されているが、各特別区における単位当たりの費用は、各特別区の社会的、経済的、地理的諸条件の相違等によって差異がある。このように各種の要素によって当該特別区と標準的団体との間に、質的量的差異があるとき、この差異を基準財政需要額に反映させるために、測定単位の数値に一定の係数を乗じて補正する方法が補正である。そして、この係数が補正係数である。

したがって、基準財政需要額は、測定単位の数値を補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該特別区について、合算して算定することとなる。この場合、測定単位の数値を補正する事項として、「種別補正」、「段階補正」、「密度補正」、「態容補正」の4つの種類が考えられている。

このうち、二以上の補正を合わせて行う場合には、事項ごとに算定した率を連乗又は加算して得た率による（費目別適用方法については第3章を参照）。

以下、各補正について概略を述べることとするが、個々の行政費目ごとに適用される補正係数の算出基礎については、第5章で詳述する。

第2章 補正係数の種類

第1節 種別補正

1 目 的

測定単位に種別があり、その種別ごとの単位当たり経費に差があるものについて、その差の割合により補正する。

2 補正係数の一般的算式

種 別	単位当たり経費	補正係数	
A	a 円	1.00	基準となる種別 A に係る単位当たり経費 a 円を単位費用とし、単
B	b 円	$\frac{b}{a}$	位費用に対する他の種別に係る単位当たり経費の率をもって種別
C	c 円	$\frac{c}{a}$	補正係数とする。

第2節 段階補正

1 目 的

測定単位の数値の多少により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、超過累進又は超過累退の方法により補正する。

2 補正係数の一般的算式

段階補正係数（ α ）は、次の算式で求められる。

$$\alpha = \frac{X \pm \sum \Delta x_n d_n}{X \pm \sum \Delta x_n}$$

$X \pm \sum \Delta x_n = x$ ……測定単位の数値
 X ……標準区の数値
 Δx_n …… n 段階目の数値の増減差
 d_n …… n 段階目の補正率
符号：+ …… $X < x$ ；- …… $X > x$ のとき

補正率（ d_n ）は、次の算式で求められる。

i 標準区の数値を超える段階（数値の増加により逓減するもの）

$$d_n = \frac{\sum \Delta x_n A - (X + \sum \Delta x_n) \Delta b_n - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

A ……単位費用
 Δb_n …… n 段階目の減少する単位費用の額

ii 標準区の数値に満たない段階（数値の減少により逓増するもの）

$$d_n = \frac{(X + \sum \Delta x_n) \Delta b_n - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

Δb_n …… n 段階目の増加する単位費用の額

段階ごとに補正する方法は次のとおりである。

ア 測定単位の数値が標準区の数値以上のとき、

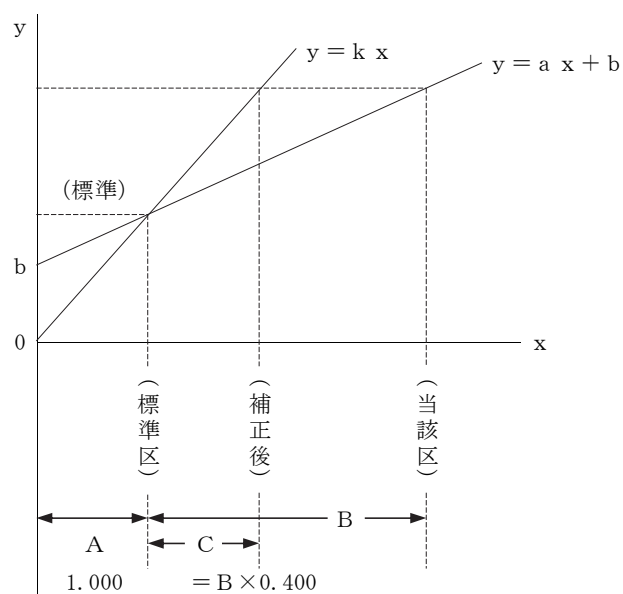
(図例) 補正率を0.400 として

当該区の数値

$$A + B$$

当該区の段階ごとに補正した数値

$$A + C = A + B \times 0.400$$



イ 測定単位の数値が標準区の数値未満のとき、

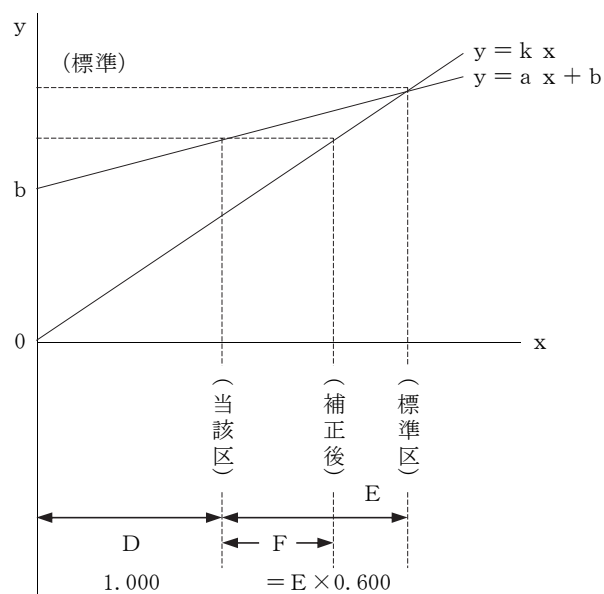
(図例) 補正率を0.600 として

当該区の数値

$$D$$

当該区の段階ごとに補正した数値

$$D + F = D + E \times 0.600$$



第3節 密度補正

1 目 的

密度の大小により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについては、超過累進又は超過累退等の方法により補正する。なお、密度補正は、次の3種類に類別できる。

- (1) 標準区の密度と各特別区の密度との差異により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、逓減又は逓増の補正を行うもの
- (2) 標準経費に算入された事業量に係る数値を基準として、各特別区の当該事業量に係る数値の増減により割増又は割減の補正を行うもの
- (3) 測定単位の数値に対する算入しようとする経費の事業量に係る数値の割合により割増の補正を行うもの

2 補正係数の一般的算式

$$\beta \text{ I} = 1 + \left(\frac{m}{M} k - 1 \right) S$$

M…………標準密度

m…………密度

k…………乗率

S…………単位費用に占める影響する経費の割合

$$\beta \text{ II} = 1 + \left(\frac{n}{x} k - \frac{N}{X} \right) \frac{B}{A}$$

X…………標準区の数値

x…………当該区の数値

N…………標準区の仕事量数値

n…………当該区の仕事量数値

k…………乗率

A…………単位費用

B…………仕事量数値1単位当たり経費

$$\beta \text{ III} = 1 + \frac{n \cdot B \cdot \frac{1}{A} \cdot k}{x}$$

符号 $\beta \text{ II}$ に同じ

第4節 態容補正

1 目 的

各特別区の法律的、地域的、その他の態容による行政の質的量的差異により単位当たり経費が割高又は割安となるものについて、割増又は割減の方法により補正する。

2 補正係数の一般的算式

$$r = 1 + \frac{b}{A \times x}$$

A ……単位費用

x ……当該区の数值

b ……当該区の付加すべき事業費

第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び連乗加算の方法

1 経常的経費

経 費 の 種 類		測 定 単 位	種別	段階	密度	態容	補 正 係 数 の 連 乗 加 算 の 方 法	
議 会 総 務 費		人	口		○	○	○	段階補正係数＋（密度補正係数－1）＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正Ⅲ係数－1）
民 生 費	社 会 福 祉 費	人	口		○	○	○	段階補正係数＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正係数－1）
	老 人 福 祉 費	65歳以上人口			○	○	○	段階補正係数＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）
	生 活 保 護 費	被 保 護 者 数			○	○	○	段階補正係数＋（密度補正係数－1）＋（態容補正係数－1）
	児 童 福 祉 費	18歳未満人口			○	○	○	段階補正係数＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（密度補正Ⅳ係数－1）＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正Ⅲ係数－1）＋（態容補正Ⅳ係数－1）
		区 立 保 育 所 入 所 児 童 数				○	○	密度補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正係数－1）
		私 立 保 育 所 入 所 児 童 数				○		
	国 民 健 康 保 険 事 業 助 成 費	被 保 険 者 数			○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）
	後 期 高 齢 者 医 療 制 度 事 業 助 成 費	被 保 険 者 数			○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）
衛 生 費		人	口		○	○	○	段階補正係数＋（密度補正係数－1）＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正Ⅲ係数－1）＋（態容補正Ⅳ係数－1）
清 掃 費	清 掃 総 務 費	人	口		○			
	収 集 作 業 費	人	口		○	○	○	段階補正係数×密度補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）
	収 集 車 両 費	人	口		○	○	○	段階補正係数×密度補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－1）
	処 理 処 分 費	人	口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－1）
経 済 労 働 費	生 活 経 済 費	人	口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－1）
	産 業 経 済 費	事 業 所 数			○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）
土 木 費	建 築 公 害 費	人	口		○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）
	都 市 整 備 費	人	口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－1）
	道 路 橋 り ょ う 費	道 路 面 積	○	○	○	○	段階補正係数×密度補正係数＋（態容補正係数－1）	
	公 園 費	公 園 面 積	○	○				
教 育 費	小 学 校 費	児 童 数				○		
		学 級 数						
		学 校 数		○			○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正Ⅲ係数－1）
	中 学 校 費	生 徒 数		○	○			段階補正係数＋（密度補正係数－1）

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
教 育 費	〔中学校費〕	学級数					
		学校数		○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－１）＋（態容補正Ⅱ係数－１）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		幼稚園数				○	
		人口		○	○	○	段階補正係数＋（密度補正Ⅰ係数－１）＋（密度補正Ⅱ係数－１） ＋（態容補正Ⅰ係数－１）＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）
その他諸費	公債費	元利償還金					
	財産費	年度支払額					
	その他行政費	人口				○	

2 投資的経費

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
議会総務費		人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
民 生 費	社会福祉費	人口				○	
	老人福祉費	65歳以上人口		○	○	○	{段階補正係数＋（密度補正係数－１）}×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）
	児童福祉費	15歳未満人口		○	○	○	{段階補正係数＋（密度補正係数－１）}×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）＋（態容補正Ⅳ係数－１）
衛生費		人口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）
清掃費	収集作業費	人口		○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－１）＋（態容補正Ⅱ係数－１）
	処理処分費	人口					
経 済 費	生活経済費	人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
土 木 費	建築公害費	人口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－１）
	都市整備費	人口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－１）
	道路橋りょう費	道路面積	○	○	○	○	段階補正係数＋（密度補正係数－１）＋（態容補正Ⅰ係数－１） ＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）
	公園費	人口				○	態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）
教 育 費	小学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）＋（態容補正Ⅳ係数－１）
	中学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		園児数				○	
費		人口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）

第4章 行政費目ごとの固定費一覧

1 経常的経費

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
議会 総務 費	議会総務費 (人 口)	議会運営費、区議会事務局運営費の一部（事業費の一部及び給与費11.29人分）、一般管理事務費の一部（事業費の一部、給与費145.68人分）、総合教育会議、企画調査費、行政評価事務費、財政管理費、電子計算事務費の一部、テレワーク運営経費の一部、行政手続デジタル推進経費、施設予約システム経費の一部、総合行政ネットワーク（LGWAN）運営経費、情報セキュリティクラウド運用経費の一部、自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費の一部、都・区市町村DX協働運営委員会経費の一部、人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国市長会負担金の一部、全国市議会議長会負担金の一部、法務管理費の一部、指定管理者選定等経費の一部、広報広聴費の一部、情報公開・個人情報保護事業費の一部、災害対策費の一部（防災対策、災害応急対策の一部、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の一部、総合防災訓練の一部、水害対策経費、震災予防対策（防災普及広報等経費）の一部、震災予防対策（起震車運行等経費）の一部、感震ブレーカー設置助成事業費の一部、帰宅困難者対策用食料等の備蓄の一部、防災行政無線システム維持管理費の一部、水位雨量観測システム維持管理費の一部、被災者生活再建支援システム運用経費の一部、参集・安否確認システム維持管理費）、公衆無線LAN経費の一部、国民保護法関連事業経費、安全安心まちづくり推進事業費の一部、特別職職員費、非常勤職員公務災害補償費の一部、職員共済組合給与費負担金の一部、職員共済組合業務経理負担金の一部、職員選考試験費の一部、職員昇任選考費、職員健康管理費の一部、職員被服貸与費の一部、職員互助組合等交付金の一部、職員研修費の一部、財産管理費、車両維持管理費の一部、庁舎維持管理費の一部、区立施設定期点検調査費の一部、自治体総合賠償責任保険費の一部、区民関係等事務費の一部、地域コミュニティ活動支援費、住民基本台帳整備費の一部、住居表示管理費の一部、出張所管理運営費、地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費、地域総合防災センター管理運営費、区民センター管理運営費、地域センター管理運営費の一部、男女共同センター管理運営費、外国人生活支援等事業費、平和普及活動事業費、男女共同参画事業費、人権啓発事業費、会計管理費、新地方公会計制度運用経費、賦課徴収費の一部（事業費の一部及び給与費の31.44人分）、公金取扱手数料の一部、選挙管理委員会費の一部（事業費及び給与費4.64人分）、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙執行費の一部、区長及び区議会議員選挙公営費の一部、監査委員費の一部（事業費の一部及び給与費4.47人分）、退職手当費の一部（26人分）、再任用（短時間）職員経費の一部（再任用64.37人分）	円	円	
			4,788,873,154	14,297,018,729	0.335
民生費	社会福祉費 (人 口)	社会福祉総務費の一部（事業費及び給与費4.40人分）、地域福祉計画作成、女性相談支援員設置費、地域社会福祉協議会育成費、宿泊所等管理運営費、知的障害者福祉事業管理費の一部、障害者自立支援協議会運営費、身体障害者福祉事業管理費の一部、障害者就労支援事業費、障害認定審査会の一部、障害福祉計画作成、地域活動支援センター運営費の一部、避難行動要支援者名簿作成等経費の一部、指導検査事業費（社会福祉法人分）、ひとり親家庭等生活上事業費、高次脳機能障害者支援事業費、国民年金事務費の一部（事業費の一部、給与費3.40人分）	385,537,606	5,699,997,939	0.068

経 費 の 種 類 (測 定 単 位)		事 業 区 分	固 定 費 A	総 経 費 B	固定費割合 A/B
民 生 費	老 人 福 祉 費 (65 歳 以 上 人 口)	老人福祉事業総務費の一部（事業費及び給与費17.89人分）、老人クラブ助成事業費の一部、老人福祉施設管理運営費の一部（2所分）、老人福祉センター管理運営費の一部（0.125所分）、介護保険事業助成費の一部	円 238,575,938	円 4,670,322,019	0.051
	生 活 保 護 費 (被 保 護 者 数)	給与費11.81人分	93,720,723	1,426,057,321	0.066
	児 童 福 祉 費 (18 歳 未 満 人 口)	児童福祉総務費の一部（事業費及び給与費38.75人分）、区立母子生活支援施設管理運営費、児童館管理運営費の一部（6所分）、子ども家庭支援センター運営費（先駆型）、子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費、地域型保育給付費の一部、地域子ども・子育て支援事業費の一部、地域子育て支援拠点事業（都単独型）、養育費確保支援事業費、保育士等キャリアアップ補助事業費の一部、学校等情報配信システム運用経費（保育所）の一部、保育所等賃借料補助事業費、指導検査事業費（保育施設分）	1,025,701,198	7,720,806,009	0.133
	国 民 健 康 保 険 事 業 助 成 費 (被 保 険 者 数)	国民健康保険総務費の一部（事業費の一部及び給与費20.31人分）	164,841,130	1,656,857,371	0.099
	後 期 高 齢 者 医 療 制 度 事 業 助 成 費 (被 保 険 者 数)	後期高齢者医療制度事業総務費の一部（事業費の一部及び給与費5.95人分）	63,997,009	2,707,585,414	0.024
衛 生 費	衛 生 費 (人 口)	衛生総務費の一部（事業費の一部及び給与費47.25人分）、保健所管理運営費、リサイクルセンター管理運営費、健康増進計画・食育推進計画策定費、休日・準夜等診療事業費の一部（委託料のうち休日診療事業委託費6単位、準夜診療事業委託費2単位、休日歯科診療事業委託費を除く）、自殺防止対策事業費、予防接種費の一部、後天性免疫不全症候群対策費の一部（キャンペーン委託費）、風しん抗体検査事業費の一部、結核健康診断等事業費の一部、保健栄養費、産後ケア事業費、公害保健対策費、食品衛生費の一部（事業費の85.1%分）、住宅宿泊事業費、医薬費（医療監視・献血対策等）、医薬費（薬事監視等）の一部、医薬費（衛生試験所登録等）、環境施策推進費の一部（環境計画推進費等）、使用済注射針回収支援事業費の一部	652,915,145	3,747,727,089	0.174
清 掃 費	清 掃 総 務 費 (人 口)	総務管理費の一部（事業費の一部及び給与費6.67人分）、普及啓発費の一部	63,456,139	166,188,632	0.382
	収 集 作 業 費 (人 口)	管理運営費の一部（事業費の一部及び給与費24.92人分）、作業運営費の一部、資源回収事業費の一部、集団回収事業費の一部	333,383,864	2,016,352,744	0.165
	収 集 車 両 費 (人 口)	車両雇上費の一部	85,412,833	556,717,215	0.153
	処 理 処 分 費 (人 口)	最終処分委託料の一部	69,039,131	1,014,609,595	0.068
経 済 労 働 費	生 活 経 済 費 (人 口)	消費者対策事業諸費の一部（事業費の一部及び給与費2.80人分）、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費の一部、労働総務費の一部（事業費の一部及び給与費0.50人分）	92,023,950	165,817,871	0.555
	産 業 経 済 費 (事 業 所 数)	商工振興費の一部（給与費9.00人分）、商工振興センター管理運営費、観光振興費	151,215,921	711,767,526	0.212

経 費 の 種 類 (測 定 単 位)		事 業 区 分	固 定 費 A	総 経 費 B	固定費割合 A/B
土 木 費	建 築 公 害 費 (人 口)	土木総務費の一部（事業費の一部及び給与費36.44人分）、建築行政費の一部、建築紛争予防調整事務費、建築審査会運営費の一部、放置自転車等対策事業費の特定財源、住宅対策費の一部、区営住宅維持管理費の一部、空き家対策等事業費の一部	円 332,118,850	円 937,425,751	0.354
	都 市 整 備 費 (人 口)	都市整備総務費の一部（事業費及び給与費5.68人分）、都市計画事務費の一部、都市計画審議会運営費、都市景観づくり事業費の一部、地籍調査事業費、地域公共交通会議運営費	93,343,666	408,186,728	0.229
	道 路 橋 り ょ う 費 (道 路 面 積)	道路橋りょう総務費の一部（事業費の一部及び給与費6.07人分）、公衆便所維持管理費、交通災害対策費の一部、道路清掃費の一部、街路灯維持補修費の一部、バリアフリー計画策定経費	184,989,838	180,434,359	1.025
	公 園 費 (公 園 面 積)	公園維持管理費の一部（事業費の一部及び給与費14.56人分）、公衆便所維持管理費の一部	205,205,643	482,525,480	0.425
教 育 費	小 学 校 費 (学 校 数)	学校法律相談事業費	394,800	3,960,949,076	0.000
	中 学 校 費 (生 徒 数)	部活動大会参加費等助成経費の一部	112,000	805,492,769	0.000
	中 学 校 費 (学 校 数)	学校法律相談事業費	177,660	2,174,512,128	0.000
	そ の 他 の 教 育 費 (児 童 生 徒 数)	教育委員会運営費、事務局運営費の一部（給与費30.95人分及び事業費の一部）、教育相談事業費の一部、就学支援委員会活動費の一部、校外施設管理費、科学教育センター運営費、芸術鑑賞教室、教育研究所管理運営費、教職員健康管理費の一部、幼稚園教職員人事事務、特別区人事・厚生事務組合分担金、教育課程及び教科書採択事務、特別支援教育経費、日本語適応指導事業費の一部、校庭芝生管理費、いじめ問題対策委員会等経費	445,884,911	1,042,128,296	0.428
	そ の 他 の 教 育 費 (人 口)	社会教育総務費の一部（事業費及び給与費12.77人分）、社会教育指導員活動費、放課後子ども教室推進事業費の一部、スポーツ推進委員活動費の一部、スポーツ推進計画策定経費、図書館管理運営費（中央館分）、社会教育施設管理費の一部（社会教育会館管理運営費、郷土資料館管理運営費の一部）、社会体育施設管理費の一部（体育館管理運営費（プール無館）、各種運動施設管理運営費の一部）、都民体育大会選手派遣費、学校等情報配信システム運用経費の一部、教育振興基本計画策定経費、パラスポーツ推進事業費、指導検査事業費（教育施設分）	675,139,579	2,343,328,090	0.288

※ 小学校費（学校数）、中学校費（生徒数・学校数）の固定費割合は0.000以下

2 投資的経費

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
議会 総務費	議会総務費 (人 口)	地域交流施設の改築及び大規模改修経費の一部	円 781,688,990	円 1,039,480,040	0.752
	老人福祉費 (65歳以上人口)	高齢者福祉施設の改築及び大規模改修経費	631,115,440	631,115,440	1.000
民生 費	児童福祉費 (15歳未満人口)	児童福祉施設の改築、大規模改修経費の一部 (4,380㎡分)及び放課後児童クラブ新設費の一部	159,425,228	1,306,774,088	0.122
	衛生費 (人 口)	保健衛生施設の改築及び大規模改修経費の一部 (3,550㎡分)	132,216,200	264,432,400	0.500
清掃 費	収集作業費 (人 口)	清掃事務所及び清掃事業所の改築及び大規模改修 経費、車庫の大規模改修経費	216,055,200	216,055,200	1.000
経済 労働費	生活経済費 (人 口)	消費者及び商工振興施設の改築及び大規模改修 経費	162,931,200	162,931,200	1.000
土木 費	建築公害費 (人 口)	区営住宅の改築及び大規模改修経費の一部(97戸 分)	122,872,476	511,960,320	0.240
	都市整備費 (人 口)	まちづくり事業費の一部(調査・計画作成費分)	61,974,888	78,992,000	0.785
	道路橋りょう費 (道路面積)	公衆便所の改築及び大規模改修経費	31,468,608	405,337,608	0.078
教育 費	その他の教育費 (児童生徒数)	校外施設の改築及び大規模改修経費の一部(2,860㎡ 分)	106,517,840	327,747,200	0.325
	その他の教育費 (人 口)	生涯学習関連施設の改築及び大規模改修経費の一 部(28,750㎡分)、各種運動施設の改築及び大規 模改修経費の一部(運動場の一部(14,470㎡分)、 屋外プール)	1,092,209,230	1,681,650,520	0.649

第5章 行政費目ごとの補正係数説明

第1節 経常的経費

第1項 議会総務費

第1 議会総務費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区の戸籍人口比率に対する当該区の戸籍人口比率の割合により住民基本台帳整備費の割増又は割減の補正をするものである。

総務管理業務は、企画・電算・総務・区民・戸籍等の業務を含むが、戸籍業務の所要職員数は戸籍人口比率に応じて異なること、また、戸籍業務担当の職員数に対する戸籍人口比率の変動の影響する割合（影響度）が3/10であることから下記の算式により補正係数を求める。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区戸籍人口}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{戸籍人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区議会総務費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{371,700 \text{人}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{219,832,373 \text{円}}{14,297,018,729 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.014 + 0.985$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度4月1日現在における当該特別区の戸籍記載人口

(3) 積算内訳

$$\begin{aligned} \text{戸籍人口により影響を受ける経費} &= \text{戸籍関係人件費の比例分} \times \text{影響率} + \text{戸籍関係事業費} \\ &= 602,399,670 \text{円} \times 0.30 + 39,112,472 \text{円} = 219,832,373 \text{円} \end{aligned}$$

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

昼間人口比率により、災害対策費の一部を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{標準区災害対策費のうちBに掲げる事業費}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{93,323,828\text{円}}{350,000\text{人} \times 40,849\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.007$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼 間 人 口 比 率	率	昼 間 人 口 比 率	率
1.00未満	1.0	5.00以上 8.00未満	3.5
1.00以上 1.25未満	1.5	8.00以上 12.00未満	4.0
1.25以上 1.75未満	2.0	12.00以上 15.00未満	4.5
1.75以上 3.00未満	2.5	15.00以上	5.0
3.00以上 5.00未満	3.0		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼 間 人 口 比 率	補正係数	昼 間 人 口 比 率	補正係数
1.00未満	1.000	5.00以上 8.00未満	1.018
1.00以上 1.25未満	1.004	8.00以上 12.00未満	1.021
1.25以上 1.75未満	1.007	12.00以上 15.00未満	1.025
1.75以上 3.00未満	1.011	15.00以上	1.028
3.00以上 5.00未満	1.014		

B：総合防災訓練の一部・災害用食料の備蓄（避難所用）・生活必需品の備蓄・
災害用医薬品及び医療資器材等の備蓄

(注) 昼間人口比率とは、令和2年国勢調査の結果による昼間人口（常住人口に当該特別区の区域内で
就業又は就学する15歳以上の者の数を加えた数から当該特別区の区域外で就業又は就学する15歳以
上の者の数を控除した人口をいう。）を常住人口で除して得た率をいう。

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

退職手当について、各区の退職対象者の状況に応じて補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (B - 1) \times \frac{A \times \frac{\text{標準区退職手当費の比例費}}{\text{標準区人口}} + \text{標準区退職手当費の固定費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \frac{A \times \frac{697,545,992\text{円}}{350,000\text{人}} + 391,838,330\text{円}}{A \times 40,849\text{円}}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \left(0.049 + \frac{9,592}{A} \right)$$

($\frac{9,592}{A}$ 又は B に小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値（当該区の人口）

B : 次の算式により求められる数

$$B = \frac{\frac{b}{a}}{\frac{\Sigma b}{\Sigma a}} = \frac{b}{a} \times \frac{\Sigma a}{\Sigma b}$$

a : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における各区の全職員数

b : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における年齢が 48 歳～59 歳までの各区の職員数

Σa : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における各区の全職員数を合算した数

Σb : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における年齢が 48 歳～59 歳までの各区の職員数を合算した数

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

人口区分に応じた議員定数により、議会運営に係る経費の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B - \text{標準区議会運営費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B - 542,085,287\text{円}}{A \times 40,849\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：人口区分に対応する次の表に定める議会運営費

人口区分		議員定数	議会運営費
以上	以下		
50,000	99,999	25	347,972,129 円
100,000	199,999	31	425,617,392
200,000	299,999	34	464,440,023
300,000	499,999	40	542,085,287
500,000	899,999	47	632,671,427
900,000		50	671,494,058

第2項 民生費

第1 社会福祉費（人口）

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目的

心身障害者福祉手当支給件数及び難病手当支給件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(\text{標準区心身障害者福祉手当支給件数} + \text{標準区難病手当支給件数})}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区心身障害者福祉手当支給費}}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(36,708\text{件} + 21,564\text{件})}{350,000\text{人}}} \times 1.015 - 1 \right] \times \frac{908,620,510\text{円}}{5,699,997,939\text{円}}$$

$$= \frac{B+C}{A} \times 0.972 + 0.841$$

($\frac{B+C}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における心身障害者福祉手当の支給件数

C：当該区の前前年度における難病手当の支給件数

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区生活保護受給者のレセプト件数}}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区自立支援医療費（更生医療）} \times a}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400\text{件}}{350,000\text{人}}} \times 0.906 - 1 \right] \times \frac{141,717,790\text{円} \times 0.550}{5,699,997,939\text{円}} = \frac{B}{A} \times 3.097 + 0.986$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の人口）
- B：当該区の前前年度における更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数
- a：更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数の比率 0.550

3 態容補正

- (1) 目 的
- 児童発達支援センターの管理運営経費を加算するものである。
- (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{児童発達支援センター 1人当たり費用}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 3,706,091\text{円}}{A \times 16,286\text{円}}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の人口）
- B：当該区の4月1日現在の区立児童発達支援センターの通所定員数

(3) 算出内訳

児童発達支援センター

区 分		節 名		金 額
基 準 的 経 費	管 理 費	報 酬	8, 852, 156 円	
		給 与 費	119, 035, 635	
		職 員 手 当 等	5, 305, 700	
		報 償 費	47, 400	
		旅 費	123, 490	
		需 用 費	8, 049, 220	
		役 務 費	485, 570	
		委 託 料	1, 272, 910	
		使 用 料 及 び 賃 借 料	1, 693, 070	
		工 事 請 負 費	1, 394, 880	
		原 材 料 費	61, 810	
		備 品 購 入 費	265, 040	
		負担金補助及び交付金	20, 000	
		公 課 費	70, 000	
	計	146, 676, 881		
児 童 保 護 費	旅 費	77, 380		
	需 用 費	6, 707, 140		
	役 務 費	101, 260		
	委 託 料	56, 980		
	使 用 料 及 び 賃 借 料	242, 720		
	備 品 購 入 費	438, 570		
	負担金補助及び交付金	3, 000		
	計	7, 627, 050		
合 計			154, 303, 931	
特定財源	都 支 出 金	43, 121, 200		
差 引	一 般 財 源	111, 182, 731		
通 所 定 員			30 人	
通 所 定 員 1 人 当 た り 経 費			3, 706, 091	

第2 老人福祉費（65歳以上人口）

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目 的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,172,755,272\text{円}}{4,670,322,019\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.863 + 0.107$$

（ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目 的

老人福祉施設入所措置者数の多少により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置者数}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{141\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{258,990,809\text{円}}{4,670,322,019\text{円}} = \frac{B}{A} \times 24.778 + 0.945$$

（ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の１月１日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の
日本人人口）

B：当該区の４月１日現在における老人福祉法（昭和38年７月11日法律第133号）第11条第１項第１号
の規定による老人福祉施設入所措置者数

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 74,132 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の１月１日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の
日本人人口）

B：当該年度における区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費として知事が算定した額

4 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び軽費老人ホームの運営に係る経費を加算するもの
である。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 74,132 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の１月１日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の
日本人人口）

B：当該年度における区立高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び区立軽費老人ホーム
（A型、B型及びケアハウス）の運営に係る経費として知事が算定した額

第3 生活保護費（被保護者数）

1 密度補正

(1) 目 的

各種扶助件数の多少により、生活保護費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち生活扶助費うち比例費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{c}{a}} + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち住宅扶助費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{d}{a}} + \left[\frac{\frac{D}{A}}{\frac{d}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち教育扶助費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{e}{a}} \\
 & + \left[\frac{\frac{E}{A}}{\frac{e}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち医療扶助(入院)費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{f}{a}} + \left[\frac{\frac{F}{A}}{\frac{f}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち医療扶助(入院外)費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{g}{a}} + \left[\frac{\frac{G}{A}}{\frac{g}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち介護扶助費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{h}{a}} \\
 & + \left[\frac{\frac{H}{A}}{\frac{h}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち法} \S 73 \text{ ケース扶助費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{h}{a}} \\
 & = 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{516,591,891}{1,426,057,321} + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{1,500}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{261,710,757}{1,426,057,321} + \left[\frac{\frac{D}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \\
 & \times \frac{7,705,483}{1,426,057,321} + \left[\frac{\frac{E}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{276,821,793}{1,426,057,321} + \left[\frac{\frac{F}{A}}{\frac{2,600}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{222,606,208}{1,426,057,321} \\
 & + \left[\frac{\frac{G}{A}}{\frac{300}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{25,474,052}{1,426,057,321} + \left[\frac{\frac{H}{A}}{\frac{750}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{21,426,414}{1,426,057,321} \\
 & = \frac{B \times 1.281 + C \times 0.930 + D \times 0.274 + E \times 9.835 + F \times 0.456 + G \times 0.453 + H \times 0.152}{A} + 0.066
 \end{aligned}$$

(B × 1.281 、 C × 0.930 、 H × 0.152 は、小数点以下四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の被保護者数)

a : 標準区被保護者数

B : Aのうち、生活扶助件数

b : aのうち、生活扶助件数

C : " 住宅扶助件数

c : " 住宅扶助件数

D : " 教育扶助件数

d : " 教育扶助件数

E : " 医療扶助 (入院) 件数

e : " 医療扶助 (入院) 件数

F : " 医療扶助 (入院外) 件数

f : " 医療扶助 (入院外) 件数

G : " 介護扶助件数

g : " 介護扶助件数

H : " 法 § 73 ケース扶助件数

h : " 法 § 73 ケース扶助件数

(3) 算出内訳

区 分	所 要 経 費 A	特 定 財 源 B	差 引 一 般 財 源 A－B
生活扶助	給 与 費 (19.52人) 154,905,039	円 1,103,770,000	円 610,312,614
	そ の 他 1,559,177,575		
	計 1,714,082,614		
うち比例費	給 与 費 (7.71人) 61,184,316	1,103,770,000	516,591,891
	そ の 他 1,559,177,575		
	計 1,620,361,891		
住宅扶助	給 与 費 (5.37人) 42,614,757	657,288,000	261,710,757
	そ の 他 876,384,000		
	計 918,998,757		
教育扶助	給 与 費 (0.54人) 4,285,283	10,258,000	7,705,483
	そ の 他 13,678,200		
	計 17,963,483		
医療扶助 (入院)	給 与 費 (0.54人) 4,285,283	817,608,000	276,821,793
	そ の 他 1,090,144,510		
	計 1,094,429,793		
医療扶助 (入院外)	給 与 費 (9.32人) 73,960,808	445,933,000	222,606,208
	そ の 他 594,578,400		
	計 668,539,208		
介護扶助	給 与 費 (1.06人) 8,411,852	51,183,000	25,474,052
	そ の 他 68,245,200		
	計 76,657,052		
法第73条の規 定による扶助	給 与 費 (2.70人) 21,426,414	0	21,426,414
	そ の 他 0		
	計 21,426,414		
計	給 与 費 (39.05人) 309,889,436	3,086,040,000	(α) 1,426,057,321
	そ の 他 4,202,207,885		
	計 4,512,097,321		

2 態容補正

(1) 目 的

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第73条の規定による被保護者数（都負担ケース）の当該特別区人口に占める割合の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B \times C}{A} \right)$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保護者数）

B：Aのうち、生活保護法第73条の規定により都がその費用の一部を負担した被保護者の数

C：Bを当該年度の4月1日現在における人口で除して得た数

（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に対応する下表に定める率

人口1人当たり法第73条 ケース被保護者数	率
0.005人未満	0.000
0.005人以上	0.075

第4 児童福祉費（18歳未満人口、区立保育所入所児童数、私立保育所入所児童数）

「18歳未満人口」を測定単位とするもの

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{48,600 \text{人}}{47,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{5,293,387,774 \text{円}}{7,720,806,009 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.663 + 0.314$$

$\left(\frac{B}{A}\right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

児童育成手当支給件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童育成手当支給件数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童育成手当支給に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{38,400\text{件}}{47,000\text{人}}} \times 0.997 - 1 \right] \times \frac{534,883,940\text{円}}{7,720,806,009\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.085 + 0.931$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）
- B：当該区の令和4年度及び令和5年度における児童育成手当の1年当たり平均支給件数（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

3 密度補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童扶養手当受給世帯数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童扶養手当給付事業に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,037\text{世帯}}{47,000\text{人}}} \times 1.061 - 1 \right] \times \frac{759,153,139\text{円}}{7,720,806,009\text{円}} = \frac{B}{A} \times 2.407 + 0.902$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）
- B：当該区の令和4年度及び令和5年度各年度の3月31日現在の児童扶養手当受給世帯数の平均値（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

4 密度補正（Ⅳ）

(1) 目的

ひとり親家庭医療費助成件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区ひとり親家庭医療費助成に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400 \text{世帯}}{47,000 \text{人}}} \times 1.000 - 1 \right] \times \frac{107,679,958 \text{円}}{7,720,806,009 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.468 + 0.986$$

（ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の4月1日現在の児童扶養手当受給世帯数（生活保護受給世帯及び中国残留邦人等生活支援給付受給世帯を除く。）

5 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費（2・3号認定分）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$= 1 + \frac{B \times \left[\frac{2 \text{号認定の} 4 \text{歳以上児に係る1人当たり加算経費}}{A \times \text{単位費用}} \right] + C \times \left[\frac{2 \text{号認定の} 3 \text{歳児に係る1人当たり加算経費}}{A \times \text{単位費用}} \right] + D \times \left[\frac{3 \text{号認定の} 1 \cdot 2 \text{歳児に係る1人当たり加算経費}}{A \times \text{単位費用}} \right] + E \times \left[\frac{3 \text{号認定の} \text{零歳児に係る1人当たり加算経費}}{A \times \text{単位費用}} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 1,532,350 \text{円} + C \times 1,929,630 \text{円} + D \times 2,639,340 \text{円} + E \times 4,669,340 \text{円}}{A \times 164,272 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数

D：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数

E：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園管理運営費（1園当たり経費）

区 分	節 名	金 額	
		全 年 齢 対 象	3 歳 未 満 児 の み 対 象
基 準 的 経 費	区立認定こども園報 酬	52,512,489 円	0 円
	管 理 運 営 費 給 与 費	142,842,762	0
	職 員 手 当 等	5,081,524	0
	報 償 費	144,320	0
	旅 費	94,870	0
	需 用 費	17,361,900	0
	役 務 費	785,660	0
	委 託 料	33,678,200	132,720
	使 用 料 及 び 賃 借 料	896,170	0
	工 事 請 負 費	781,430	0
	備 品 購 入 費	535,060	0
	負担金補助及び交付金	34,200	0
	計	254,748,585	132,720
特 定 財 源	都 支 出 金	382,230	0
	諸 収 入	19,200	0
	計	401,430	0
差 引 一 般 財 源（1園当たり経費）		254,347,155	132,720
数 値（1園当たり定員）		120 人	37 人
数 値（1園当たり定員補正後）		233 人	123 人
1 人 当 た り 経 費		1,091,620	1,080

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認定区分	歳児別	補正率		1人当たり経費（円）		
		全体	3歳未満	経 費	利用者負担額	差引一般財源
2 号 認 定	4 歳 以 上 児	1.447	—	1,579,570	47,220	1,532,350
	3 歳 児	1.812	—	1,978,020	48,390	1,929,630
3 号 認 定	1・2 歳 児	2.962	—	3,234,460	595,120	2,639,340
	零 歳 児	4.821	1.628	5,264,460	595,120	4,669,340

6 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

私立認定こども園の施設型給付費等に係る経費（2・3号認定分）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & B \times \left[\begin{array}{l} 2 \text{ 号 認 定 の} \\ 4 \text{ 歳 以 上 児 に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{l} 2 \text{ 号 認 定 の} \\ 3 \text{ 歳 児 に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] + D \times \left[\begin{array}{l} 3 \text{ 号 認 定 の} \\ 1 \cdot 2 \text{ 歳 児 に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] + E \times \left[\begin{array}{l} 3 \text{ 号 認 定 の} \\ \text{零 歳 児 に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] \\
 & \qquad \qquad \qquad + F \times \left[\begin{array}{l} 2 \cdot 3 \text{ 号 認 定 の} \\ \text{児 童 に 係 る} \\ 1 \text{ 人 当 た り} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] \\
 & = 1 + \frac{\qquad \qquad \qquad A \times \text{単位費用} \qquad \qquad \qquad}{\qquad \qquad \qquad} \\
 & \qquad \qquad \qquad B \times \quad 225,410 \text{円} \quad + C \times \quad 282,410 \text{円} \quad + D \times \quad 255,990 \text{円} \quad + E \times \quad 493,030 \text{円} \\
 & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad + F \times \quad 468,820 \text{円} \\
 & = 1 + \frac{\qquad \qquad \qquad A \times 164,272 \text{円} \qquad \qquad \qquad}{\qquad \qquad \qquad}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数

D：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数

E：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数

F：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2・3号認定を受けた児童の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費等（1園当たり経費（2・3号認定分））

区 分				対象者数		公定価格/区加算額				利 用 者 負 担 額		国庫支出金 (3歳以上1/2、 3歳未満 59.08/100)	都支出金 (3歳以上1/4、 3歳未満 20.46/100)	差引一般財源
				定員	延人員	単価	加算率 加算額	金額	単価	金額	H (E-G) ×1/2 または59.08/100	I (E-G) ×1/4 または20.46/100	J E-G-H-I	
				A	B A×12	C	D	E B×C×D B×(C+D)	F	G B×F				
				人	人	円	%、円	円	円	円	円	円	円	円
基 国 本 分 制 的 度 加 算 1 加 算 2 費 分	基 本 分	標準時間	4歳以上児	29	348	54,310		18,899,880	0	0				
			3歳児	16	192	62,600		12,019,200	0	0				
			1・2歳児	23	276	129,220		35,664,720	49,593	13,687,668				
			零歳児	6	72	212,150		15,274,800	49,593	3,570,696				
		短時間	4歳以上児	3	36	47,370		1,705,320	0	0				
			3歳児	2	24	55,660		1,335,840	0	0				
			1・2歳児	1	12	122,280		1,467,360	49,593	595,116				
		処遇改善等加算Ⅰ	4歳以上児	29	348	520	16	2,895,360						
			3歳児	16	192	600	16	1,843,200						
			1・2歳児	23	276	1,170	16	5,166,720						
			零歳児	6	72	2,000	16	2,304,000						
		短時間	4歳以上児	3	36	450	16	259,200						
			3歳児	2	24	530	16	203,520						
			1・2歳児	1	12	1,100	16	211,200						
	加算1	三歳児配置改善加算		18	216	8,290	1,280	2,067,120						
		チーム保育加算		50	600	5,700	640	3,804,000						
		副食費徴収免除加算		7	84	4,800		403,200						
	加 算 2	療育支援加算		80	960	210	40	240,000						
		処遇改善等加算Ⅱ	①(7人)	80	960	2,200		2,112,000						
			②(4人)	80	960	150		144,000						
		処遇改善等加算Ⅲ	33人	80	960	11,320	1/2	2,236,800						
		冷暖房費加算				115,200		115,200						
		栄養管理加算		80	960	1,000	150	1,104,000						
		施設機能強化推進費加算				48,450		48,450						
	小 計						111,525,090		17,853,480	50,875,000	21,399,000	21,397,610		
	区 加 算 分	職 員 処 遇 等 加 算	施設維持管理・健康管理等加算		80	960	12,650		12,144,000				12,144,000	
			児童処遇等加算		80	960	3,454		3,315,840				3,315,840	
			特例保育加算		80	960	2,610		2,505,600				2,505,600	
			(零歳児、障害児、11時間保育)		80	960	20,354		19,539,840				19,539,840	
		小 計						37,505,280					37,505,280	
合 計						149,030,370		17,853,480	50,875,000	21,399,000	58,902,890			

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認 定 区 分	歳 児 別	1 人 当 た り 経 費 （ 円 ）			
		公 定 価 格 / 区 加 算 額	利 用 者 負 担 額	国 庫 支 出 金 都 支 出 金	差 引 一 般 財 源
2 号 認 定	4 歳 以 上 児	901,640	0	676,230	225,410
	3 歳 児	1,129,640	0	847,230	282,410
3 号 認 定	1 ・ 2 歳 児	1,846,260	595,120	995,150	255,990
	零 歳 児	3,004,810	595,120	1,916,660	493,030
2 ・ 3 号 認 定	全年齢（区加算）	468,820	-	-	468,820

7 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務（児童相談所、一時保護所及び児童相談所設置市事務）に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left(B \times \frac{\text{比 例 費}}{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left(B \times \frac{619,490,577\text{円}}{48,600\text{人}} + 315,530,558\text{円} \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 164,272\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left(B \times 12,747 + 315,530,558 \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 164,272\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：児童相談所関連経費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：児童相談所関連経費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

児童相談所運営費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基準的 経費	児童相談所運営費	給与費	388,849,741 円	119,035,635 円	269,814,106 円
		報酬	31,939,871	31,939,871	0
		職員手当等	38,937,820	11,349,897	27,587,923
		報償費	1,134,409	59,673	1,074,736
		旅費	2,276,880	94,870	2,182,010
		需用費	11,433,710	5,243,131	6,190,579
		役務費	5,319,870	2,077,748	3,242,122
		委託料	43,238,720	28,300,302	14,938,418
		使用料及び賃借料	280,230	0	280,230
		工事請負費	240,810	145,449	95,361
		備品購入費	328,338	0	328,338
		負担金補助及び交付金	1,587,202	150,423	1,436,779
		公課費	875	0	875
合 計			525,568,476	198,396,999	327,171,477
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	7,416,000	7,033,000	383,000
差 引 一 般 財 源			518,152,476	191,363,999	326,788,477

一時保護所運営費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基準 的 経 費	一時保護所運営費	給 与 費	158,714,180 円	60,311,388 円	98,402,792 円
		報 酬	36,244,915	20,825,371	15,419,544
		職 員 手 当 等	18,143,195	6,144,550	11,998,645
		需 用 費	3,818,240	1,195,109	2,623,131
		役 務 費	105,260	32,946	72,314
		委 託 料	41,101,480	13,080,482	28,020,998
		使 用 料 及 び 賃 借 料	1,300,960	407,201	893,759
		備 品 購 入 費	194,620	60,916	133,704
		扶 助 費	26,782,278	4,014,078	22,768,200
合 計			286,405,128	106,072,041	180,333,087
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	73,724,948	25,680,218	48,044,730
差 引 一 般 財 源			212,680,180	80,391,823	132,288,357

児童相談所設置市事務

区 分						節 名		経 費		固 定 費		比 例 費	
基 準 的 経 費	児 童 相 談 所 設 置 市 務					給 与 費	87,292,799 円	29,600,194 円	57,692,605 円				
						報 酬	3,739,620	3,739,620	0				
						旅 費	154,760	86,702	68,058				
						需 用 費	15,310	15,310	0				
						役 務 費	427,910	384,910	43,000				
						委 託 料	30,876,371	0	30,876,371				
						扶 助 費	139,271,651	0	139,271,651				
						負担金補助及び交付金	12,577,573	0	12,577,573				
合 計							274,355,994	33,826,736	240,529,258				
特 定 財 源						分 担 金 及 負 担 金	515	0	515				
						国 庫 支 出 金	91,847,000	576,000	91,271,000				
						都 支 出 金	△ 21,680,000	△ 10,524,000	△ 11,156,000				
						計	70,167,515	△ 9,948,000	80,115,515				
差 引 一 般 財 源							204,188,479	43,774,736	160,413,743				

差 引 一 般 財 源 合 計		935,021,135 円	315,530,558 円	619,490,577 円
-----------------	--	---------------	---------------	---------------

8 態容補正（Ⅳ）

(1) 目 的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別
区の児童相談所関連事務(措置費及び旧都単独補助事業)に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[B \times \frac{\text{比 例 費}}{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}} + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[B \times \frac{432,540,000\text{円}}{48,600\text{人}} + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 164,272\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[B \times 8,900 + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 164,272\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本
人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含
む。）

C：当該年度における措置費及び旧都単独補助事業に要する経費として知事が算定した額

比例費：児童相談所関連経費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

措置費（国基準分）

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経基 準 費 的	措置費（国基準分）	扶 助 費	593,892,000 円	0 円	593,892,000 円
	特 定 財 源	分 担 金 及 負 担 金	6,804,000	0	6,804,000
		国 庫 支 出 金	293,544,000	0	293,544,000
		計	300,348,000	0	300,348,000
	差 引 一 般 財 源		293,544,000	0	293,544,000

旧都単独補助事業

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経基 準 費 的	旧都単独補助事業	負担金補助及び交付金	96,228,000 円	0 円	96,228,000 円
		扶 助 費	42,768,000	0	42,768,000
	合 計		138,996,000	0	138,996,000
特 定 財 源		—	0	0	0
差 引 一 般 財 源			138,996,000	0	138,996,000

差 引 一 般 財 源 合 計		432,540,000 円	0 円	432,540,000 円
-----------------	--	---------------	-----	---------------

「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目 的

区立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の区立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の区立保育所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は削減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[\frac{\text{3歳未満児}}{\text{1人あたり経費}} \right] - \left[\frac{\text{3歳以上児}}{\text{1人あたり経費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{1,156\text{人}}{3,400\text{人}} \right) \times \frac{2,219,933\text{円} - 1,349,558\text{円}}{1,645,486\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.529 + 0.820$$

$\frac{B}{A}$ (— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：Aのうち3歳未満の者の数（ただし、障害児は3歳未満とみなす。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目 的

保育所1所当たりの固定的経費を算定するための補正を行うものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\text{保育所1所当たり固定的経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{34\text{所}}{3,400\text{人}} \right) \times \frac{7,935,709\text{円} \times 2.737\text{人}}{1,645,486\text{円}} = \frac{B}{A} \times 13.200 + 0.868$$

$\frac{B}{A}$ (— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：当該年度の4月1日現在における区立保育所（区立認定こども園を除く。）数

3 態容補正

(1) 目 的

零歳児保育に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times (\text{零歳児保育特別対策事業に係る1施設当たりの加算経費})}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 11,809,156 \text{円}}{A \times 1,645,486 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：当該年度の4月1日現在において零歳児保育事業を実施している区立保育所（区立認定こども園を除く。）数

(3) 算出内訳

区立保育所零歳児保育事業加算分

区 分		節 名	経 費	説 明
基 準 的 経 費	区立保育所管理運営費 (零歳児保育事業加算分)	報 酬	円 6,254,159	特別職非常勤職員（嘱託医手当加算） @43,600円 × 1人 × 12月 = 523,200円 会計年度任用職員（保健師） @5,491,332円 × 0.5人 = 2,745,666円 会計年度任用職員（調理員） @3,731,616円 × 0.8人 = 2,985,293円
		給与費	5,554,997	保健師の増配置 @7,935,709円 × 0.5人 = 3,967,855円 調理員の増配置 = @7,935,709円 × 0.2人 1,587,142円
		計	11,809,156	
		一 般 財 源	11,809,156	

「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目 的

私立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の私立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の私立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区私立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区私立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[\frac{3 \text{歳未満児}}{1 \text{人あたり経費}} \right] - \left[\frac{3 \text{歳以上児}}{1 \text{人あたり経費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{374 \text{人}}{1,100 \text{人}} \right) \times \frac{770,051 \text{円} - 706,217 \text{円}}{727,915 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.088 + 0.970$$

$\frac{B}{A}$ (—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の私立保育所（私立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：Aのうち3歳未満の者の数（ただし、障害児は3歳未満とみなす。）

第5 国民健康保険事業助成費（被保険者数）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

保険料軽減被保険者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{84,753\text{人}}{113,780\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{654,540,560\text{円}}{1,656,867,371\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.5304 + 0.6050$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3第1項の規定に基づく、前々年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた一般被保険者の数

a：標準区における医療分、後期高齢者支援金分、介護分の軽減対象者数（合計数）： 84,753 人

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

保険料軽減被保険者（未就学児）数の多少による未就学児均等割保険料軽減措置繰出金の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{未就学児均等割保険料軽減措置繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{3,268\text{人}}{113,780\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{12,636,410\text{円}}{1,656,867,371\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.2657 + 0.9924$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3の2第1項の規定に基づく、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料の減額対象となる一般被保険者（未就学児）の前々年度の数

a：標準区における未就学児（医療分、後期高齢者支援金分）の数： 3,268 人

第6 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

低所得者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（低所得者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{29,217\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{136,856,200\text{円}}{2,707,585,414\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0588 + 0.9495$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第99条第1項に基づく、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（低所得者分）： 29,217 人

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（旧被用者保険の被扶養者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{191\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{764,600\text{円}}{2,707,585,414\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0503 + 0.9997$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：法第99条第2項に基づく、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（旧被用者保険の被扶養者分）： 191 人

第3項 衛生費

第1 衛生費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

食品衛生監視施設数及び環境監視施設数の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区施設数}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区衛生総務費給与費} \times \text{変動費比率}}{\text{標準区衛生費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{18,025 \text{所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{1,026,642,673 \text{円} \times 0.161}{3,747,727,089 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.856 + 0.956$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度の3月31日現在における食品衛生監視施設の数に、環境監視施設の数に3.838を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加算した数

2 態容補正（I）

(1) 目的

公害健康被害補償法(昭和48年法律第111号)の適用を受ける特別区の公害健康被害補償事業に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区患者数}} + \text{固定費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times \frac{65,836,930 \text{円}}{1,470 \text{人}} + 9,025,470 \text{円}}{A \times 10,708 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 44,787 + 9,025,470}{A \times 10,708 \text{円}}$$

算式の符号

A：公害健康被害補償法第2条の規定により地域指定を受けた特別区における測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の前々年度の3月31日現在における当該区の被認定患者数

比例費：公害健康被害補償事業費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：公害健康被害補償事業費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 公害健康被害補償事業費の積算内訳

公害健康被害補償給付支給事務費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	公 害 健 康 被 害 補 償 給 付 事 務 費 支 給 事 務 費	報 酬	5,862,325円	1,834,910円	4,027,415円
		給 与 費	46,027,112	0	46,027,112
		職 員 手 当 等	976,450	305,630	670,820
		報 償 費	2,799,700	876,310	1,923,390
		旅 費	39,220	12,280	26,940
		需 用 費	840,690	263,140	577,550
		役 務 費	8,668,820	2,713,340	5,955,480
		委 託 料	35,217,250	11,023,000	24,194,250
		使 用 料 及 び 賃 借 料	2,017,670	631,530	1,386,140
		負担金補助及び交付金	51,977	16,270	35,707
		扶 助 費	103,954	32,540	71,414
合 計			102,605,168	17,708,950	84,896,218
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	28,289,000	8,854,460	19,434,540
差 引 一 般 財 源			74,316,168	8,854,490	65,461,678

公害保健福祉事業費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	公害保健福祉事業費	報 酬	627,080円	196,280円	430,800円
		職 員 手 当 等	392,350	122,810	269,540
		報 償 費	72,110	22,570	49,540
		旅 費	9,540	2,990	6,550
		需 用 費	22,750	7,120	15,630
		役 務 費	171,680	53,740	117,940
		委 託 料	126,850	39,700	87,150
		使 用 料 及 び 賃 借 料	6,840	2,140	4,700
		負担金補助及び交付金	753,032	235,700	517,332
合 計			2,182,232	683,050	1,499,182
特 定 財 源		分 担 金 及 び 負 担 金	1,636,000	512,070	1,123,930
差 引 一 般 財 源			546,232	170,980	375,252

差 引 一 般 財 源 合 計		74,862,400円	9,025,470円	65,836,930円
-----------------	--	-------------	------------	-------------

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

森林整備及びその促進に経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 10,708 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における森林整備及びその促進に要する経費として知事が算定した額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務に係る経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left(A \times \frac{\text{比 例 費}}{\text{標準区人口}} \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{\left(A \times \frac{4,441,973 \text{円}}{350,000 \text{人}} \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 10,708 \text{円}}$$
$$= 1 + \frac{\left(A \times 13 \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 10,708 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

児童福祉施設に関する事務（助産施設）

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	児童福祉施設に関する 事 務（助産施設）	委 託 料	224円	0円	224円
		扶 助 費	2,649,167	0	2,649,167
合 計			2,649,391	0	2,649,391
特 定 財 源		分 担 金 及 負 担 金	54,518	0	54,518
		国 庫 支 出 金	1,297,000	0	1,297,000
		都 支 出 金	△ 3,144,100	0	△ 3,144,100
		計	△ 1,792,582	0	△ 1,792,582
差 引 一 般 財 源			4,441,973	0	4,441,973

5 態容補正（Ⅳ）

(1) 目 的

昼間人口比率により、環境事業推進費の一部を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{標準区環境事業推進費のうち} \\ \text{路上喫煙等巡回指導委託経費}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{41,272,335\text{円}}{350,000\text{人} \times 10,708\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.011$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼 間 人 口 比 率	率	昼 間 人 口 比 率	率
1.00未満	1.0	5.00以上 8.00未満	3.5
1.00以上 1.25未満	1.5	8.00以上 12.00未満	4.0
1.25以上 1.75未満	2.0	12.00以上 15.00未満	4.5
1.75以上 3.00未満	2.5	15.00以上	5.0
3.00以上 5.00未満	3.0		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼 間 人 口 比 率	補正係数	昼 間 人 口 比 率	補正係数
1.00未満	1.000	5.00以上 8.00未満	1.028
1.00以上 1.25未満	1.006	8.00以上 12.00未満	1.033
1.25以上 1.75未満	1.011	12.00以上 15.00未満	1.039
1.75以上 3.00未満	1.017	15.00以上	1.044
3.00以上 5.00未満	1.022		

(注) 昼間人口比率とは、令和2年国勢調査の結果による昼間人口（常住人口に当該特別区の区域内で就業又は就学する15歳以上の者の数を加えた数から当該特別区の区域外で就業又は就学する15歳以上の者の数を控除した人口をいう。）を常住人口で除して得た率をいう。

第4項 清掃費

第1 収集作業費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集作業経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right) \times \frac{\text{令和4年度の標準区の事業系ごみ量相当量}}{\text{令和4年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right) \times \frac{4,221 \text{ t}}{61,304 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.008 + 0.931$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：令和3年4月1日現在における当該区の人口

B：令和3年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：令和3年度の標準区人口

D：令和3年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

令和4年度の標準区の事業系ごみ量相当量（4,221 t）は、令和4年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（194,183,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（46.0円/kg）で除して算出する。

2 態容補正（I）

(1) 目的

不燃ごみに係る中継作業経費について、不燃ごみの中継量等に応じて加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times C + D + E}{A \times 5,761 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度における不燃ごみ中継施設の不燃ごみ搬入量（t）として知事が算定した量

C：不燃ごみ中継施設の運営及び運搬経費として知事が算定した額

D：不燃ごみ中継施設の施設維持経費として知事が算定した額

E：当該年度における不燃ごみ中継施設の用地賃借料として知事が算定した額

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

事業系ごみの廃棄物処理手数料について、事業所数に応じて割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 5,761 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：事業所数に応じた廃棄物処理手数料の補正額として知事が算定した額

第2 収集車両費（人口）

1 密度補正

(1) 目 的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集車両経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right] \times \frac{\text{令和4年度の標準区の事業系ごみ量相当量}}{\text{令和4年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,221 \text{ t}}{61,304 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.008 + 0.931$$

$\left(\frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：令和3年4月1日現在における当該区の人口

B：令和3年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：令和3年度の標準区人口

D：令和3年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

令和4年度の標準区の事業系ごみ量相当量（4,221 t）は、令和4年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（194,183,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（46.0円/kg）で除して算出する。

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

収集作業形態により、収集車両経費の割増補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{B}{A}$$

算式の符号

A：標準区の収集作業形態による必要車両台数 36台

B：当該区の収集作業形態による必要車両台数として知事が算定した台数

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

し尿の収集運搬経費について、加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,591 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度におけるし尿収集運搬実績経費として知事が算定した額

第3 処理処分費（人口）

1 態容補正

(1) 目 的

標準算定額と清掃一部事務組合に対する分担金との差額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 2,899 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃一部事務組合分担金との調整額として知事が算定した額

第5項 経済労働費

第1 生活経済費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

勤労福祉会館の管理運営費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 50,713,860\text{円}}{A \times 474\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在における勤労福祉会館の数

第2 産業経済費（事業所数）

1 態容補正（I）

(1) 目的

農業委員会の運営経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left(\frac{C \times \text{比例費}}{\text{標準区農業世帯数}} + \text{固定費} \right)}{A \times 59,314\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の実業所数）

B：当該年度の4月1日現在における農業委員会の数

C：農林業センサス（令和2年2月1日現在）による当該区の区域内の農業世帯数の数

比例費：農業委員会運営費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：農業委員会運営費のうち、報酬をいう。

(3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農 業 委 員 会 運 営 費	報 酬	5,620,800円
		給 与 費	11,109,993
		職 員 手 当 等	156,350
		旅 費	434,700
		交 際 費	6,000
		需 用 費	325,250
		委 託 料	265,460
		負担金補助及び交付金	403,000
	計	18,321,553	
特 定 財 源		都 支 出 金	920,000
差 引 一 般 財 源			17,401,553
数 値			174世帯

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

農漁業振興に係る経費について、農漁業世帯数に応じて加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 179,884\text{円}}{A \times 59,314\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の事業所数）

B：農林業センサス（令和2年2月1日現在）による当該区の区域内の農業世帯の数と、漁業センサス（平成30年11月1日現在）による当該区の区域内の漁業世帯の数とを合算した数

(3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農 漁 業 振 興 経 費	給 与 費	67,453,527円
	〔 病 虫 害 防 除 、 品 評 会 、 都 市 農 家 育 成 等 〕	職 員 手 当 等	651,950
		報 償 費	246,530
		旅 費	115,010
		需 用 費	1,986,570
		役 務 費	357,350
		委 託 料	8,521,010
		負担金補助及び交付金	10,610,000
		計	89,941,947
特 定 財 源		0	
差 引 一 般 財 源		89,941,947	
数 値		500世帯	
1 世 帯 当 た り 経 費		179,884	

第6項 土木費

第1 建築公害費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

特別区が設置管理している自転車駐車場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 3,407\text{円}}{A \times 2,678\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在において設置されている自転車駐車場の面積

積算内訳（1㎡当たりの経費）

区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	区 営 駐 車 場 維 持 管 理 費	需 用 費	円 300,549	光熱水費	電気料 92,037円
		役 務 費	41,334	水道料	3,805円
		委 託 料	2,612,294	修繕料	29,705円
		使用料及び 賃 借 料	572,095	その他	175,002円
		工事請負費	145,324		
		計	3,671,596		
特定 財源	駐 車 場 使 用 料		2,138,447		
差 引 一 般 財 源			1,533,149 円		
数 値			450 ㎡		
1 ㎡ 当 た り 経 費			3,407 円		

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

空港対策に要する経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 2,678\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における空港対策に要する経費として知事が算定した額

第2 都市整備費（人口）

1 態容補正

(1) 目 的

中心地区まちづくり調整業務等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,166 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における中心地区まちづくり調整業務に要する経費として、知事が算定した額

（参 考）

措置基準 …… 対象事業は、都市再生緊急整備地域又は特定都市再生緊急整備地域であること、また、当該地域に策定された地域整備方針に基づく「都市再生特別地区」、「民間都市再生事業計画」、「都市再生緊急整備協議会」又は「国際競争拠点都市整備事業」のもとで進められる都市開発事業又は公共施設整備事業であること。

対象期間は、該当する事業の都市計画決定後、事業完了までとする。

対象経費は、行政等の各機関との連携・調整業務に係る経費として、会議体の委員やアドバイザーに対する報酬、共済費及び報償費、また、事業に関わる様々な主体の連携・調整を行う業務委託料とし、事業費から特定財源を差し引いた区の一般財源の2分の1を措置する。

第3 道路橋りょう費（道路面積）

1 種別補正

(1) 目 的

道路幅員による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 補正係数算出表

区 分			8. 5m以上 (平均14m)	6. 5m～8. 5m (平均7. 5m)	4. 5m～6. 5m (平均5. 5m)	4. 5m未満 (平均3. 5m)	橋 り よ う
基 準 的 経 費	事 業 費		円	円	円	円	円
		側 溝 維 持 補 修 費	21, 598, 720	39, 741, 280	53, 852, 080	84, 215, 750	－
		交 通 安 全 施 設 維 持 補 修 費	11, 825, 620	10, 512, 040	13, 866, 000	5, 936, 960	－
		そ の 他	1, 181, 432, 254	1, 181, 432, 254	1, 181, 432, 254	1, 181, 432, 254	－
	計	1, 214, 856, 594	1, 231, 685, 574	1, 249, 150, 334	1, 271, 584, 964	12, 095, 000	
	給 与 費	388, 849, 741	388, 849, 741	388, 849, 741	388, 849, 741	7, 935, 709	
合 計		1, 603, 706, 335	1, 620, 535, 315	1, 638, 000, 075	1, 660, 434, 705	20, 030, 709	
特 定 財 源			1, 457, 565, 716	1, 457, 565, 716	1, 457, 565, 716	1, 457, 565, 716	0
差 引 一 般 財 源			146, 140, 619	162, 969, 599	180, 434, 359	202, 868, 989	20, 030, 709
数 値 (m ²)			2, 322, 000	2, 322, 000	2, 322, 000	2, 322, 000	17, 500
単 位 当 た り 経 費			63	70	78	87	1, 145
補 正 係 数			0. 808	0. 897	1. 000	1. 115	14. 679

イ 橋りょう維持補修費の積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	橋りょう維持補修費 〔 橋りょう面積 〕 17,500㎡	給 与 費	7,935,709 円
		需 用 費	553,000
		委 託 料	3,667,000
		使用料及び賃借料	210,000
		工 事 請 負 費	7,306,000
		原 材 料 費	359,000
		(事 業 費 計)	(12,095,000)
一 般 財 源		—	20,030,709

2 密度補正

(1) 目 的

道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積の割合の多少により、細街路拡幅事業費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

標準区の道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積比率を、0.19638 (456,000/2,322,000)とする。

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{0.19638} - 1 \right] \times \frac{165,895,582\text{円}}{180,434,359\text{円}} = \frac{B}{A} \times 4.682 + 0.081$$

($\frac{B}{A}$ 及び $\frac{B}{A} \times 4.682$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正前の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における幅員が4.5m未満の道路面積

3 態容補正

(1) 目 的

特別区が設置管理している排水場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 2,228,000\text{円}}{A \times 78 \text{ 円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力（m³/分）が100以上の排水場の数

積算内訳（1排水場当たり経費）

区 分			100 m ³ ／分以上
基 準 的 経 費	排 水 場 維 持 管 理 費	需 用 費	58,000 円
		役 務 費	36,000
		委 託 料	1,920,000
		使 用 料 及 び 賃 借 料	6,000
		工 事 請 負 費	208,000
		計	2,228,000
一 般 財 源			2,228,000

（参考）措置基準

※ 排水場とは、雨水等を直接河川に放流する施設で、停電時にも稼働する機能を有するものをいう。

（下水道管へのポンプアップや雨水貯留施設は本排水場補正に含まれない。）

※ 小規模な排水施設は、標準算定の委託料で算定する。

第4 公園費（公園面積）

1 種別補正

(1) 目 的

公園を、河川敷に設置された公園、児童遊園、それ以外の公園（一般公園という。）に分け、経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

区 分	一 般 公 園	河 川 敷 公 園	児 童 遊 園
単位当たり経費	1,223 円	613 円	1,407 円
補 正 係 数	1.000	0.501	1.150

(3) 積算内訳

ア 一般公園

区 分		節 名	経 費 (円)	内 容 説 明
基準 的 経 費	一 般 公 園 維持管理費	給 与 費	30,076,337	@7,935,709円 × 3.79人 = 30,076,337円
		事 業 費	368,854,220	
		計	398,930,557	
特 定 財 源			31,949,000 円	
差 引 一 般 財 源			366,981,557 円	
数 値			300,000 m ²	
単 位 当 た り 経 費			1,223 円	

イ 河川敷公園

区 分		節 名	経 費 (円)	内 容 説 明
基 準 的 経 費	河川敷公園 維持管理費	給 与 費	1,904,570	@7,935,709円 × 0.24人 = 1,904,570円
		職 員 手 当 等	628,350	時間外勤務手当 @2,950円 × 213時間 = 628,350円
		旅 費	129,850	普通旅費 @530円 × 245回 = 129,850円
		需 用 費	1,637,000	電気料 759,000円
				水道料 756,000円
				消耗品費 103,000円
				修繕料 19,000円
		役 務 費	10,147,000	
		委 託 料	18,452,000	
		使 用 料 及 び 賃 借 料	102,000	貨物自動車借上料
		工 事 請 負 費	26,161,000	改良工事
費		原 材 料 費	382,000	砂利、セメント、木材等
		備 品 購 入 費	369,000	
		計	59,912,770	
特定 財源	使 用 料 及 び 手 数 料		8,395,000	公園使用料・公園占用料 8,395,000円
差 引 一 般 財 源			51,517,770円	
数 値			84,000㎡	
単 位 費 用			613円	

ウ 児童遊園

区 分		節 名	経 費 (円)	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	児 童 遊 園 維持管理費	給 与 費	3, 015, 569	@7, 935, 709円 × 0.38人 = 3, 015, 569円		
		需 用 費	2, 108, 000	{	電 気 料	978, 000円
					水 道 料	975, 000円
					消 耗 品 費	128, 000円
					修 繕 料	27, 000円
		役 務 費	9, 212, 260			
		委 託 料	13, 897, 000			
		工 事 請 負 費	10, 391, 000	金属柵、遊具等施設改修工事		
		原 材 料 費	1, 990, 000	砂利、材木、金網等		
		備 品 購 入 費	1, 610, 000			
	計	42, 223, 829				
差 引 一 般 財 源			42, 223, 829円			
数 値			30, 000㎡			
単 位 費 用			1, 407円			

第7項 教育費

第1 小学校費（児童数、学校数）

「児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

準要保護児童数の多少により要保護・準要保護児童就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{\text{標準区準要保護児童数}}{\text{標準区児童数}} \right] \times \frac{\text{準要保護児童1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{2,017\text{人}}{21,420\text{人}} \right] \times \frac{91,161\text{円}}{69,891\text{円}}$$
$$= \left(\frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 0.652 + 0.877$$

$\left(\frac{B}{A} \right)$ 及び $\left(\frac{D}{C} \right)$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

B：令和4年度に教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

D：令和5年度に教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ）の児童数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{B \times \text{児童数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} \right. \\ \left. + \text{固定費（給与費）比率} \right\} - 1 \times \frac{\text{標準区小学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$
$$+ \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left\{ \left(\frac{B \times 0.287 + C \times 0.690}{A} + 0.023 \right) - 1 \right\} \times \frac{690,406,683\text{円}}{34\text{校} \times 116,498,502\text{円}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \\ \times \frac{738,508,200\text{円}}{34\text{校} \times 116,498,502\text{円}} + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{195,507,200\text{円}}{34\text{校} \times 116,498,502\text{円}}$$

$$= \frac{B \times 0.0500 + C \times 0.1697 + D \times 0.1864}{A} + 0.5939$$

$$(B \times 0.0500、C \times 0.1697、D \times 0.1864 \text{ 及び } \frac{B \times 0.0500 + C \times 0.1697 + D \times 0.1864}{A})$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	801人以上 1,200人以下	1.20
301人以上 500人以下	0.80	1,201人以上 1,700人以下	1.40
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.60

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から養護学園学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
15学級以下	0.67	24学級以上 32学級以下	1.67
16学級以上 20学級以下	1.00	33学級以上	2.00
21学級以上 23学級以下	1.33		

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	801人以上 1,200人以下	1.19
301人以上 500人以下	0.81	1,201人以上 1,700人以下	1.38
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.57

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

特別支援学校及び養護学園の管理運営費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left(B \times \frac{\text{特別支援学校1校}}{\text{当たり経費}} + C \times \frac{\text{養護学園1園}}{\text{当たり経費}} \right)}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 73,706,365\text{円} + C \times 87,197,070\text{円})}{A \times 116,498,502\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校数（休校を除く。）

C：当該年度の4月1日現在における区立養護学園数

(3) 算出内訳

特別支援学校

区 分	節 名	金 額
基 準 的 経 費	特別支援学校報酬	29,982,879 円
	管理運営費給与費	31,742,836
	職員手当等	3,283,800
	旅 費	156,820
	需用費	5,275,300
	役 務 費	654,900
	委 託 料	155,500
	工事請負費	1,771,400
	備品購入費	629,700
	使用材料及び賃借料	53,230
合 計		73,706,365
特 定 財 源		0
差 引 一 般 財 源		73,706,365
特別支援学校1校当たり経費		73,706,365

養護学園

区 分	節 名	金 額
基 準 的 経 費	養護学園報酬	29,982,879 円
	管理運営費給与費	45,233,541
	職員手当等	3,283,800
	旅 費	156,820
	需用費	5,275,300
	役 務 費	654,900
	委 託 料	155,500
	工事請負費	1,771,400
	備品購入費	629,700
	使用材料及び賃借料	53,230
合 計		87,197,070
特 定 財 源		0
差 引 一 般 財 源		87,197,070
養護学園1園当たり経費		87,197,070

3 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6 + (F-E) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和6年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

C：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

D：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

E：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

F：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

※1 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

第2 中学校費（生徒数、学校数）

「生徒数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

準要保護生徒数の多少により要保護・準要保護生徒就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left[\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{\text{標準区準要保護生徒数}}{\text{標準区生徒数}} \right] \times \frac{\text{準要保護生徒1人当たり経費}}{\text{単位費用}} \\
 &= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{1,000\text{人}}{10,800\text{人}} \right] \times \frac{158,812\text{円}}{74,583\text{円}} \\
 &= \left(\frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 1.065 + 0.803 \\
 &\left(\frac{B}{A} \text{ 及び } \frac{D}{C} \text{ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。} \right)
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

B：令和4年度に教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

D：令和5年度に教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ）の生徒数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \left(\frac{B \times \text{生徒数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} \right. \right. \\
 & \left. \left. + \text{固定費（給与費）比率} \right) - 1 \right\} \times \frac{\text{標準区中学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} \\
 & + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} \\
 &= 1 + \left\{ \left(\frac{B \times 0.151 + C \times 0.667}{A} + 0.182 \right) - 1 \right\} \times \frac{261,878,397\text{円}}{18\text{校} \times 120,806,229\text{円}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \\
 & \times \frac{432,918,600\text{円}}{18\text{校} \times 120,806,229\text{円}} + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{97,753,600\text{円}}{18\text{校} \times 120,806,229\text{円}}
 \end{aligned}$$

$$= \frac{B \times 0.0182 + C \times 0.1253 + D \times 0.1991}{A} + 0.6574$$

$$(B \times 0.0182、C \times 0.1253、D \times 0.1991 \text{ 及び } \frac{B \times 0.0182 + C \times 0.1253 + D \times 0.1991}{A})$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.6を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	901人以上 1,300人以下	1.40
301人以上 500人以下	0.80	1,301人以上 1,700人以下	1.60
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.80
701人以上 900人以下	1.20		

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から夜間学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級（夜間学級を除く。）の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
19学級以下	1.00	30学級以上 40学級以下	2.00
20学級以上 29学級以下	1.50	41学級以上	2.50

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.62を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	901人以上 1,300人以下	1.38
301人以上 500人以下	0.81	1,301人以上 1,700人以下	1.57
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.76
701人以上 900人以下	1.19		

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B - A) \times 1.0 + (C - B) \times 1.0 + (D - C) \times 0.9 + (E - D) \times 0.6 + (F - E) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和6年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

C：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

D：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

E：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

F：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

※1 (B－A)、(C－B)、(D－C)、(E－D)又は(F－E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B－A)、(C－B)、(D－C)、(E－D)及び(F－E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

第3 その他の教育費（幼稚園数、人口）

「幼稚園数」を測定単位とするもの

1 態容補正

(1) 目的

幼稚園の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区幼稚園管理運営費のうち給与費及び教職調整額等・教員特別手当}}{\text{標準区幼稚園管理運営費}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{475,067,587\text{円}}{891,834,145\text{円}} = \frac{B \times 0.533}{A} + 0.467$$

(B × 0.533 に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の幼稚園（休園及び区立認定こども園を除く。以下Bに同じ。）数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立幼稚園について、幼稚園ごとにその学級数に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区分	率	区分	率
1学級	0.60	7学級	2.00
2学級	0.80	8学級	2.20
3学級	1.00	9学級	2.40
4学級	1.20	10学級	2.60
5学級	1.40	11学級	2.80
6学級	1.80	12学級	3.00

「人口」を測定単位とするもの

1 密度補正（I）

(1) 目的

子育てのための施設等利用給付を受ける者（私立幼稚園（未移行園）の者に限る。）の多少により、子育てのための施設等利用給付の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区給付対象者数}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{\text{1給付対象者あたり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{1,580\text{人}}{350,000\text{人}} \right] \times \frac{77,100\text{円}}{6,695\text{円}} = \frac{B \times 11.52}{A} + 0.948$$

(B × 11.52 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：令和5年4月1日現在における住民基本台帳人口

B：令和5年度において、子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱により子育てのための施設等利用給付を受けた者（私立幼稚園（未移行園）の者に限る。）の数

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園の園児の多少により施設型給付費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区施設型給付費対象園児数}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{\text{園児1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{379\text{人}}{350,000\text{人}} \right] \times \frac{198,032\text{円}}{6,695\text{円}} = \frac{B \times 29.58}{A} + 0.968$$

(B × 29.58 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の5月1日現在における当該区の区域内の私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたもの（認定こども園を除く。）に限る。）の園児の数

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

昼間人口比率により図書館管理費を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{図書館管理運営費（地区館分）}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{662,738,468\text{円}}{350,000\text{人} \times 6,695\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.283$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.0	6.00以上 10.00未満	3.0
1.25以上 1.75未満	1.5	10.00以上 15.00未満	3.5
1.75以上 3.00未満	2.0	15.00以上	4.0
3.00以上 6.00未満	2.5		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	1.566
1.25以上 1.75未満	1.142	10.00以上 15.00未満	1.708
1.75以上 3.00未満	1.283	15.00以上	1.849
3.00以上 6.00未満	1.425		

(注) 昼間人口比率：「議会総務費」(人口)の態容補正(I)の説明欄参照

4 態容補正(Ⅱ)

(1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費(1号認定分)を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left[\begin{array}{l} 1 \text{ 号 認 定 の} \\ 4 \text{ 歳 以 上 児 に} \\ \text{係る 1 人 当 たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{l} 1 \text{ 号 認 定 の} \\ 3 \text{ 歳 児 に} \\ \text{係る 1 人 当 たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + \frac{(B \times 1,038,390 \text{円} + C \times 1,457,330 \text{円})}{A \times 6,695 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園管理運営費(1園当たり経費)

差引一般財源(1園当たり経費)	254,347,155円
数値(1園当たり定員)	120人
数値(1園当たり定員補正後)	233人
1人当たり経費	1,091,620

(注) 内訳：「民生費」(18歳未満人口)の態容補正(I)の(3)算出内訳参照

1人当たり経費(認定区分、歳児別)

認定区分	歳児別	補正率	1人当たり経費(円)		
			経費	利用者負担額	差引一般財源
1号認定	4歳以上児	1.000	1,091,620	53,230	1,038,390
	3歳児	1.382	1,508,620	51,290	1,457,330

5 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

私立認定こども園の施設型給付費に係る経費（1号認定分）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left[\begin{array}{c} 1 \text{ 号 認 定 の} \\ 4 \text{ 歳 以 上 児 に} \\ \text{係る 1 人 当 たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{c} 1 \text{ 号 認 定 の} \\ 3 \text{ 歳 児 に} \\ \text{係る 1 人 当 たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 194,920 \text{円} + C \times 269,380 \text{円})}{A \times 6,695 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費（1園当たり経費（1号認定分））

区 分				対 象 者 数		公 定 価 格			国 庫 支 出 金	都 支 出 金	差 引 一 般 財 源	
				定員	延人員	単価	加算額	金額	全国統一費用分1/2 F (E×0.749-G) ×1/2 円	全国統一費用分1/4 地方単独費用分1/2 G (E×0.749-G)×1/4 (E×0.251)×1/2 円	H E-F-G 円	
				A	B	C	D	E				
				A×12 人 人		円	円	円				
基 本 分 加 算 部 分 の 1 経 費	基本分	4 歳 以 上 児		80	960	28,870		27,715,200				
		3 歳 児		40	480	37,430		17,966,400				
	加算部分	処遇改善等加算Ⅰ	4歳以上児	80	960	4,160		3,993,600				
			3 歳 児	40	480	5,600		2,688,000				
		副園長・教頭配置加算			120	1,440	890	128	1,465,920			
		学級編成調整加配加算			120	1,440	4,280	640	7,084,800			
		3 歳 児 配 置 改 善 加 算			40	480	8,560	1,280	4,723,200			
		チー ム 保 育 加 配 加 算			120	1,440	5,700	640	9,129,600			
		給 食 実 施 加 算			120	1,440	1,680	256	2,787,840			
		副 食 費 徴 収 免 除 加 算			18	216	3,360		725,760			
	加算部分2	療 育 支 援 加 算			120	1,440	110	10	172,800			
		事 務 職 員 雇 上 費 加 算			120	1,440	680	110	1,137,600			
		冷 暖 房 費 加 算			120	1,440	120		172,800			
		施設機能強化推進費加算							43,630			
		処遇改善等加算Ⅱ	①(7人)		120	1,440	1,470		2,116,800			
			②(4人)		120	1,440	100		144,000			
		処遇改善等加算Ⅲ	4歳以上児	80	960	1,560		1,497,600				
			3 歳 児	40	480	1,560		748,800				
	合 計								84,314,350	31,575,724	26,369,310	26,369,316

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認 定 区 分	歳 児 別	1 人 当 た り 経 費 (円)		
		公 定 価 格	国 庫 支 出 金 都 支 出 金	差 引 一 般 財 源
1 号 認 定	4 歳 以 上 児	623,260	428,340	194,920
	3 歳 児	861,340	591,960	269,380

第8項 その他諸費

第1 その他行政費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

その他行政費の100分の60を人口により、100分の15を昼間人口により、100分の25を経常的経費単位費用分の総額に対する当該特別区の当該経費の占める割合により算出する。

$$1 + \left\{ \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times 0.15 + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times 0.25 \right\}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該特別区の昼間人口（令和2年国勢調査結果による。以下同じ。）

C：当該特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額

a：各特別区の測定単位の数値を合算した数

b：各特別区の昼間人口を合算した数

c：各特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額を合算した額

第2節 投資的経費

1 低地係数（I）及び地価係数

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差及び用地費の単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（I）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	区 名	率
低 地 地 区	墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052
準 低 地 地 区	千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029
山 手 地 区	その他の特別区	1.000

イ 用地につき、知事が定める係数（以下「地価係数」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める用地費の割合（以下「用地費率」という。）に乗じて算出する。

算式

態 容 補 正

$$1 + \alpha (A - 1) + \beta (B - 1)$$

アの式 イの式

算式の符号

A：低地係数（I）

B：地価係数

α ：工事費率

β ：用地費率

2 低地係数（Ⅱ）

(1) 目 的

義務教育施設の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（Ⅱ）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	区 名	率
低 地 地 区	墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.059
準 低 地 地 区	千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.032
山 手 地 区	その他の特別区	1.000

算式

$$1 + \alpha (A - 1)$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

α ：工事費率

第 1 項 議会総務費

第 1 議会総務費（人口）

1 態容補正

(1) 目 的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区議会総務費}} \right\} \\
 &= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 763,171,040\text{円}}{1,039,480,040\text{円}} \right\} \\
 &= 1 + \frac{A \times 763,171,040\text{円} - 763,171,040\text{円}}{1,039,480,040\text{円}} \\
 &= 1 + 0.734 \times A - 0.734 \\
 &= 0.734 \times A + 0.266
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.038
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.021
その他の特別区	1.000	1.000

第2項 民生費

第1 社会福祉費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区社会福祉費}} \right\} \\
 &= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 266,057,120\text{円}}{362,384,120\text{円}} \right\} \\
 &= 1 + \frac{A \times 266,057,120\text{円} - 266,057,120\text{円}}{362,384,120\text{円}} \\
 &= 1 + 0.734 \times A - 0.734 \\
 &= 0.734 \times A + 0.266
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.038
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.021
その他の特別区	1.000	1.000

第2 老人福祉費（65歳以上人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{0\text{円}}{631,115,440\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.000 + 1.000$$

$\left(\frac{B}{A}\right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

2 態容補正（I）

(1) 目 的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区老人福祉費}} \right\}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 450,341,440\text{円}}{631,115,440\text{円}} \right\}$$

$$= 1 + \frac{A \times 450,341,440\text{円} - 450,341,440\text{円}}{631,115,440\text{円}}$$

$$= 1 + 0.714 \times A - 0.714$$

$$= 0.714 \times A + 0.286$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.037
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.021
その他の特別区	1.000	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）の整備費、改築経費、大規模改修経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 10,018 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅の整備費、改築経費、大規模改修経費として知事が算定した額

第3 児童福祉費（15歳未満人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区15歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{39,300 \text{人}}{38,000 \text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{1,147,348,860 \text{円}}{1,306,774,088 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.849 + 0.122$$

$\left(\frac{B}{A}\right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

低地係数（Ⅰ）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区児童福祉費}} \right\} \\
 &= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 935,470,288\text{円}}{1,306,774,088\text{円}} \right\} \\
 &= 1 + \frac{A \times 935,470,288\text{円} - 935,470,288\text{円}}{1,306,774,088\text{円}} \\
 &= 1 + 0.716 \times A - 0.716 \\
 &= 0.716 \times A + 0.284
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

したがって、補正係数は低地係数（Ⅰ）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（Ⅰ）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.037
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.021
その他の特別区	1.000	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所及び一時保護所の改築経費、大規模改修経費（開設準備に係る施設整備費を含む。）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \frac{\left[B \times \frac{\text{比 例 費}}{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times \text{単位費用}} \\
 &= 1 + \frac{\left[B \times \frac{23,752,215\text{円}}{39,300\text{人}} + 36,228,125\text{円} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 34,389\text{円}}
 \end{aligned}$$

$$= 1 + \frac{\left(B \times 604 + 36,228,125 \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 34,389 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：改築・大規模改修経費のうち、比例費の差引一般財源をいう。

固定費：改築・大規模改修経費のうち、固定費の差引一般財源をいう。

(3) 改築・大規模改修経費の積算内訳

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経基 準 的 改 築 ・ 大 規 模 改 修	工 事 請 負 費	67,062,340 円	40,505,653 円	26,556,687 円
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	7,082,000	4,277,528	2,804,472
差 引 一 般 財 源		59,980,340	36,228,125	23,752,215

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 34,389 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度における児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費として知事が算定した額

5 態容補正（Ⅳ）

(1) 目 的

区立認定こども園（2・3号認定分）の改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left(1 + (B - 1) \times \frac{1 \text{施設当たり改築工事費}}{1 \text{施設当たり経費}} \right) \times C \times 1 \text{人当たり経費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left(1 + (B - 1) \times \frac{9,228,600 \text{円}}{16,633,300 \text{円}} \right) \times C \times 138,611 \text{円}}{A \times 34,389 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 0.555 + 0.445) \times C \times 138,611}{A \times 34,389}$$

(B × 0.555 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値(当該区の人口)

B : 低地係数 (I)

C : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2・3号認定を受けた者の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園 (2 ・ 3 号認定分)

区 分			金 額
基 準 的 経 費	大 規 模 改 修	園 舎	6,682,500 円
		園 庭	298,800
		フ ェ ン ス	423,400
	改 築		9,228,600
	合 計		16,633,300
特 定 財 源			0
差 引 一 般 財 源 1 施設当たり経費			16,633,300
対 象 者 数 （ 1 ～ 3 号 認 定 ）			120 人
1 人 当 た り 経 費			138,611 円

第3項 衛生費

第1 衛生費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

（1）目的

低地係数（Ⅰ）及び地価係数の説明と同じ。

（2）算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区衛生費}} \right\} \\ &= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 194,142,400\text{円}}{264,432,400\text{円}} \right\} \\ &= 1 + \frac{A \times 194,142,400\text{円} - 194,142,400\text{円}}{264,432,400\text{円}} \\ &= 1 + 0.734 \times A - 0.734 \\ &= 0.734 \times A + 0.266 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

したがって、補正係数は低地係数（Ⅰ）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（Ⅰ）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.038
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.021
その他の特別区	1.000	1.000

2 態容補正（Ⅱ）

（1）目的

老人保健施設の整備費を加算するものである。

（2）算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 756\text{円} \quad (\text{単位費用})}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における老人保健施設の整備費として知事が算定した額

第4項 清掃費

第1 収集作業費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

車庫整備に伴う用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 617 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃事業移管に伴う車庫整備に要した用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料等について当該年度経費として知事が算定した額

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 617 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費として知事が算定した額

第5項 経済労働費

第1 生活経済費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区生活経済費}} \right\} \\
 &= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 131,251,200\text{円}}{162,931,200\text{円}} \right\} \\
 &= 1 + \frac{A \times 131,251,200\text{円} - 131,251,200\text{円}}{162,931,200\text{円}} \\
 &= 1 + 0.806 \times A - 0.806 \\
 &= 0.806 \times A + 0.194
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.042
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.023
その他の特別区	1.000	1.000

第6項 土木費

第1 建築公害費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

空き家等対策等事業費に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,463 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における空き家等の除却・解体・改修（国庫補助又は都補助対象事業に限る）に要する経費として、知事が算定した額

第2 都市整備費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

まちづくりに要する事業費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B + C + D}{A \times 226 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型）の一部に係る用地取得経費として、知事が算定した額

C：当該年度の前年度における都心共同住宅供給事業、防災生活圏促進事業、都市防災不燃化促進事業（特別区制度分）、優良建築物等整備事業、地区計画促進事業、都市再生交通拠点整備事業、都市再生総合整備事業、鉄道駅総合改善事業、鉄道駅エレベーター等整備事業、鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業、ホームドア等整備促進事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、不燃化推進特定整備事業及び防災生活道路整備・不燃化促進事業に要する経費、首都圏新都市鉄道(株)出資金並びに雨水流出抑制事業助成金として、知事が算定した額

D：当該年度の前年度における街路整備事業、雨水流出抑制貯留施設建設事業、自転車駐車場整備事業及び自動車駐車場整備事業に要する整備費として、知事が算定した額

第3 道路橋りょう費（道路面積）

1 種別補正

- (1) 目的
道路幅員ごとに1㎡当たりの工事単価が異なるので、幅員種別ごとにその単価差を補正するものである。
- (2) 算出方法

ア 補正係数算出表

幅員別種別	道 路 改 良 A	ガ ー ド パ イ プ B	㎡当り単価 A+B	補正係数
8.5m以上 (平均14m)	30,100円/㎡×1/180(実施率)=167円	21,100円/m ×1m/14㎡(道路1㎡当たりガードパイプの設置延長)×2(両側)×0.2(設置率)×1/65(実施率) =9円	176円 a	a/c 1.344
6.5m以上 8.5m未満 (平均7.5m)	24,300円/㎡×1/180 =135円	21,100円/m ×1m/7.5㎡×2(両側)×0.2×1/65=17円	152円 b	b/c 1.160
4.5m以上 6.5m未満 (平均5.5m)	21,500円/㎡×1/180 =119円	21,100円/m ×1m/5.5㎡×1(片側)×0.2×1/65=12円	131円 c	c/c 1.000
4.5m未満 (平均3.5m)	19,900円/㎡×1/180 =111円		111円 d	d/c 0.847
橋りょうの 種 別	鋼 橋	515,600円/㎡×1/50= 10,312円	10,312円 e	e/c 78.718
	木 橋 ・ 石 橋 コンクリート橋	283,500円/㎡×1/50= 5,670円	5,670円 f	f/c 43.282

(注) 1橋当たりの基準面積は、鋼橋250㎡、その他の橋りょう50㎡である。

2 密度補正

- (1) 目的
交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長の多少による経費の差を補正するものである。
- (2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 11,317円 + C \times 25円 + D \times 22円) - A \times 20円}{A \times 175円(単位費用)}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）
- B：当該年度の初日に属する年の前年及び前々年に発生した交通事故件数の合計
- C：令和2年国勢調査による人口集中地区人口
- D：当該年度の前年度の4月1日現在における当該区が管理する改良済道路延長の数値

(注) 20円：単位費用のうち交通安全施設整備分

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

道路、橋りょうの新設及び拡幅、電線類の地中化、都市景観創出向上事業並びに自転車走行空間整備事業に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 175 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：道路、橋りょうの新設及び拡幅、電線類の地中化、都市景観創出向上事業並びに自転車走行空間整備事業に要する経費として、知事が算定した額

(参 考)

措置基準 …… 特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業（原則として片側幅員 2 m未満の道路を除く。）について、前年度の実績の 4 分の 3 を措置する。

なお、自転車走行空間整備事業については、令和14年度財調までの算定とする。

4 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 175 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費として知事が算定した額

(参 考)

措置基準 …… 一の更新事業及び撤去事業で、排水場の維持管理費（経常的経費の態容補正）の工事請負費の年額を超える場合に措置する。

5 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

都市計画交付金により算定された道路事業の更新及び改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 175 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の前年度における道路事業の更新・改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

第4 公園費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

ア 用地費に係る単価に差があるので、その差を補正するものである。

イ 地域間の公園保有状況の格差を是正するため、1人当たり公園面積を指標として必要投資額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & \left[1 + (A-1) \times \frac{\text{用地費} + \text{元利償還金}}{\text{標準区公園費}} \right] \times B \\ &= \left[1 + (A-1) \times \frac{50,516,000\text{円} + 166,124,715\text{円}}{652,363,691\text{円}} \right] \times B \\ &= \left[1 + (A-1) \times 0.332 \right] \times B = (A \times 0.332 + 0.668) \times B \end{aligned}$$

算式の符号

A：地価係数

B：次の表に定める1人当たりの公園面積〔当該年度の前年度4月1日現在における東京都公園調書に記載された当該特別区内の区立公園、区立児童遊園、都立公園（海上公園を除く。）、国民公園その他都市公園に準じる公園の総面積（1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同日現在における住民基本台帳人口で除して得た面積（0.1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。〕に対応する率

一人当たり公園面積		率
1.5㎡以下		1.286
1.6㎡以上	1.7㎡以下	1.212
1.8㎡以上	1.9㎡以下	1.129
2.0㎡以上	2.1㎡以下	1.059
2.2㎡以上	4.4㎡以下	1.000
4.5㎡以上		0.561

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

都市計画交付金により算定された公園事業の改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 1,864\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における公園事業の改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

第7項 教育費

第1 小学校費（学校数）

1 密度補正

(1) 目的

学級数の多少により小学校費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区学級数}}{\text{標準区学校数}}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{612\text{学級}}{34\text{校}}} = \frac{B}{A} \div 18$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校（休校を除く。以下小学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する小学校については、1校につき1学級を加える。)

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。

低地係数（Ⅱ）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含)建設経費}}{\text{標準区小学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{2,034,700,500\text{円}}{8,217,278,300\text{円}}$$

$$= A \times 0.2476 + 0.7524$$

($A \times 0.2476$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

区分	区名	率
低地地区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.059
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.032
山手地区	その他の特別区	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & (B \times C \times 508,600 + D \times 90,359,500 + E \times 322,535,600 - E \times 107,981,500 \times \frac{1}{2} \\ & + F \times 31,500 + G \times 57,000 + H \times 2,037,400 - I \times 288,200 \times \frac{1}{2} \\ & - I \times 288,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 630,585,000 - J \times 401,314,500 \times \frac{1}{2} - K \\ & + L \times 175,375,000 - L \times 59,950,000 \times \frac{1}{3} + M \times 15,050,000 + N) \\ & \times \frac{1}{A \times 241,684,656\text{円}} + 1 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）

B：知事が算定した小学校及び義務教育学校（前期課程）校舎の新增築面積

C：低地係数（Ⅱ）

D：知事が算定した小学校及び義務教育学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積

G：知事が算定した工事用仮設校舎面積

H：知事が算定した防火戸設置数

I：Bに係る国庫支出金対象面積

J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

L：知事が算定した学校プールの新設基数

M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

N：知事が算定した元利償還金相当額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

特別支援学校及び養護学園の改築・改修経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{特別支援学校及び養護学園 1 施設当たり経費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 66,420,900\text{円}}{A \times 241,684,656\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校（休校を除く。以下同じ。）

及び当該年度の4月1日現在における区立養護学園の数

(3) 算出内訳

特別支援学校及び養護学園

区 分		節 名	金 額	
基 準 的 経 費	改 築	(改 築 事 業)		
		校 舎	26,758,600 円	
		屋 内 運 動 場	6,808,700	
		プ ー ル	2,722,500	
	義務教育施設	(改 修 事 業)		
		大 規 模 改 修	校 舎	11,494,200
			給 食 室	1,885,100
			屋 内 運 動 場	2,100,900
			プ ー ル	480,300
			校 庭	4,183,200
			フ ェ ン ス	1,270,200
	義務教育施設	(改 修 事 業)		
	長寿命化改修	校 舎	15,494,100	
		給 食 室	2,541,100	
	合 計		75,738,900	
特 定 財 源	国庫支出金	校 舎 建 設 費	3,698,000	
		給 食 室 設 置 経 費	375,000	
		屋内運動場建設費	1,376,000	
		プ ー ル 建 設 費	293,000	
		校 舎 長 寿 命 化 経 費	2,492,000	
		給 食 室 長 寿 命 化 経 費	252,000	
		校 舎 大 規 模 改 修 経 費	832,000	
		合 計	9,318,000	
	差 引 一 般 財 源		66,420,900	
特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園 1 施 設 当 た り 経 費		66,420,900		

5 態容補正 (Ⅳ)

(1) 目 的

特別支援学校施設（校舎・屋内運動場・学校プール）等の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & \left(B \times C \times 508,600 + D \times 90,359,500 + E \times 301,618,600 - E \times 90,041,000 \times \frac{1}{2} \right. \\
 & + F \times 86,245,400 + G \times 2,037,400 - H \times 288,200 \times \frac{1}{2} - H \times 288,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} \\
 & + I \times 285,450,000 - I \times 181,665,000 \times \frac{1}{2} - J + K \times 514,400 \\
 & - L \times 288,200 \times \frac{1}{2} - L \times 288,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + M \times 77,165,000 \\
 & \left. - M \times 26,378,000 \times \frac{1}{3} + N \times 6,622,000 + O \right) \times \frac{1}{A \times 241,684,656 \text{円}} + 1
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）

B：知事が算定した特別支援学校校舎の新增築面積

C：次の表に定める特別支援学校校舎の建設地域ごとの率

特別支援学校校舎の建設地域	率
墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.059
千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.032
その他の特別区・特別区以外の地域	1.000

D：知事が算定した特別支援学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した活性汚泥槽の設置を要する学校数

G：知事が算定した防火戸設置数

H：Bに係る国庫支出金対象面積

I：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

J：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

K：知事が算定した寄宿舎の建設面積

L：Kに係る国庫支出金対象面積

M：知事が算定した学校プールの新設基数

N：Mのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

O：知事が算定した元利償還金相当額

第2 中学校費（学校数）

1 密度補正

(1) 目的

学級数の多少により中学校費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{B}{A}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{B}{A}} = \frac{B}{A} \div 15$$

標準区学級数 270学級

標準区学校数 18校

$$\frac{B}{A}$$

（ $\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校（休校を除く。以下中学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する中学校については、1校につき1学級を加える。）

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。

低地係数（Ⅱ）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含) 建設経費}}{\text{標準区中学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{1,138,482,000\text{円}}{4,542,399,000\text{円}}$$

$$= A \times 0.2506 + 0.7494$$

（ $A \times 0.2506$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

区 分	区 名	率
低 地 地 区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.059
準 低 地 地 区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.032
山 手 地 区	その他の特別区	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\left(B \times C \times 508,600 + D \times 115,544,600 + E \times 301,618,600 - E \times 90,041,000 \times \frac{1}{2} \right. \\ \left. + F \times 31,500 + G \times 57,000 + H \times 2,037,400 - I \times 288,200 \times \frac{1}{2} \right. \\ \left. - I \times 288,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 590,622,000 - J \times 375,881,400 \times \frac{1}{2} - K \right. \\ \left. + L \times 210,450,000 - L \times 71,940,000 \times \frac{1}{3} + M \times 18,060,000 + N \right) \\ \times \frac{1}{A \times 252,355,500\text{円}} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数）

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）校舎の新增築面積

C：低地係数（Ⅱ）

D：知事が算定した中学校、義務教育学校及び中等教育学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積

G：知事が算定した工事用仮設校舎面積

H：知事が算定した防火戸設置数

I：Bに係る国庫支出金対象面積

J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

L：知事が算定した学校プールの新設基数

M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

N：知事が算定した元利償還金相当額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

武道場の新築・改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\left(B \times 519,000 - B \times 175,100 \times \frac{1}{3} + C \times 228,774,000 \times \frac{1}{44} \right. \\ \left. - C \times 73,542,000 \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{44} + C \times 1,596,000 \right) \times \frac{1}{A \times 252,355,500 \text{円}} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数)

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の新築面積

C：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の設置校数

第3 その他の教育費（園児数、人口）

「園児数」を測定単位とするもの

1 態容補正

(1) 目 的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。低地係数（I）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{改 築 工 事 費}}{\text{標準区その他の教育費(園児数)}} \\ = 1 + (A - 1) \times \frac{255,578,000 \text{円}}{373,575,500 \text{円}} \\ = A \times 0.684 + 0.316$$

(A × 0.684 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（I）

「人口」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目 的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する（低地係数（I）の説明と同じ）とともに、昼間人口による需要増加に対処するために経費の一部について割増の補正をするものである。なお、昼間人口比率の多少により影響を受ける経費は、改築経費及び大規模改修経費のうち図書館（地区館）にかかる経費（全て比例費）とする。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \frac{\left[\begin{array}{l} \text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、} \\ \text{昼間人口比率の影響を受けない経費} \end{array} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \begin{array}{l} \text{大規模改修を除く工事} \\ \text{費のうち固定費} \end{array} \right] \times (B-1)}{\begin{array}{l} \text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費} \end{array}} \\
 & + \frac{\begin{array}{l} \text{大規模改修を除く工事費のうち} \\ \text{比例費中、昼間人口比率の} \\ \text{影響を受ける経費} \end{array} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (B \times C - 1)}{\begin{array}{l} \text{その他の教育} \\ \text{費(人口)のうち} \\ \text{比例費} \end{array} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \begin{array}{l} \text{その他の教育費} \\ \text{(人口)のうち} \\ \text{固定費} \end{array}} + \frac{\begin{array}{l} \text{大規模改修経費のうち} \\ \text{比例費中、昼間人口比} \\ \text{率の影響を受ける経費} \end{array} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (C-1)}{\begin{array}{l} \text{その他の教育} \\ \text{費(人口)のうち} \\ \text{比例費} \end{array} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \begin{array}{l} \text{その他の教育} \\ \text{費(人口)のうち} \\ \text{固定費} \end{array}} \\
 & = 1 + \frac{\left[201,499,760 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} + 746,274,000 \text{円} \right] \times (B-1)}{589,441,290 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} + 1,092,209,230 \text{円}} \\
 & + \frac{206,720,640 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} \times (B \times C - 1)}{589,441,290 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} + 1,092,209,230 \text{円}} + \frac{74,844,000 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} \times (C-1)}{589,441,290 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} + 1,092,209,230 \text{円}} \\
 & = 1 + \frac{(576 \times A + 746,274,000) \times (B-1)}{1,684 \times A + 1,092,209,230} + \frac{591 \times A \times (B \times C - 1)}{1,684 \times A + 1,092,209,230} \\
 & + \frac{214 \times A \times (C-1)}{1,684 \times A + 1,092,209,230} \\
 & = 1 + \frac{B \times (576 \times A + 746,274,000) - (576 \times A + 746,274,000) + 591 \times A \times B \times C - 591 \times A}{1,684 \times A + 1,092,209,230} \\
 & + \frac{214 \times A \times C - 214 \times A}{1,684 \times A + 1,092,209,230}
 \end{aligned}$$

($B \times (576 \times A + 746,274,000)$ 、 $591 \times A \times B \times C$ 及び $214 \times A \times C$ に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：低地係数(I)

C：昼間人口比率に対応する次の表の率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	3.000
1.25以上 1.75未満	1.500	10.00以上 15.00未満	3.500
1.75以上 3.00未満	2.000	15.00以上	4.000
3.00以上 6.00未満	2.500		

(注) 昼間人口比率：「議会総務費」(人口)の態容補正(I)(経常)の説明欄参照

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

区立認定こども園（1号認定分）の改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{1 \text{ 施設当たり改築工事費}}{1 \text{ 施設当たり経費}} \right] \times C \times 1 \text{ 人当たり経費}}{A \times \text{単位費用}} \\
 &= 1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{7,932,600 \text{ 円}}{15,337,300 \text{ 円}} \right] \times C \times 127,811 \text{ 円}}{A \times 4,805 \text{ 円}} \\
 &= 1 + \frac{(B \times 0.517 + 0.483) \times C \times 127,811}{A \times 4,805}
 \end{aligned}$$

（ $B \times 0.517$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：低地係数（Ⅰ）

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた者の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園（1号認定分）

区 分			金 額
基 準 的 経 費	大 規 模 改 修	園 舎	6,682,500 円
		園 庭	298,800
		フ ェ ン ス	423,400
	改 築		9,228,600
	合 計		16,633,300
特 定 財 源	国庫支出金	園舎建設費	1,296,000
	合 計		1,296,000
差 引 一 般 財 源 1施設当たり経費			15,337,300
対 象 者 数 （ 1 ～ 3 号 認 定 ）			120 人
1 人 当 た り 経 費			127,811 円

第 4 部

資 料 編

令和 7 年度 都区財政調整方針

令和 7 年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

記

第一 都区間の配分割合等の変更

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。

都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。

都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるかも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。

児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。

こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を 56% とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を 6 % に変更する。

本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。

第二 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

第三 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

第四 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案及び予算案を令和7年第一回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、令和7年度測定単位の数値の確認を待って行う。

令和7年度 都 区 財 政 調 整 (フ レーム対 比)

(単位：百万円、%)

区 分			令和 7 年 度 当初見込ア	令和 6 年 度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増 減 率 エ＝ウ／イ	備 考	
交付金 の 総 額	調整 税等	固 定 資 産 税	1,515,905	1,476,991	38,914	2.6		
		市 町 村 民 税 法 人 分	697,861	622,257	75,604	12.1		
		特 別 土 地 保 有 税	10	10	0	0.0		
		法 人 事 業 税 交 付 対 象 額	97,720	89,981	7,739	8.6		
		固定資産税減収補填特別交付金	37	128	△ 91	△ 71.1		
		計	2,311,533	2,189,367	122,166	5.6		
	条例で定める割合		56%	55.1%				
	当 年 度 分		1,294,458	1,206,341	88,117	7.3		
	精 算 分		3,822	9,668	△ 5,846	－		
	計 A		1,298,280	1,216,009	82,271	6.8		
	内 訳	普 通 交 付 金 分 A × 94%	1,220,384	95% 1,155,208	65,176	5.6		
		特 別 交 付 金 分 A × 6%	77,897	5% 60,800	17,097	28.1		
基 準 財 政 収 入 額 B			1,509,674	1,382,196	127,478	9.2		
特 別 区 税	特 別	特 別 区 民 税	1,078,926	951,890	127,036	13.3		
		軽自動車税	環 境 性 能 割	279	224	55		24.6
			種 別 割	3,755	3,672	83		2.3
	特 別 区 た ば こ 税		65,541	74,139	△ 8,598	△ 11.6		
	鉱 産 税		0	0	0			
	小 計		1,148,501	1,029,925	118,576	11.5		
利 子 割 交 付 金		12,082	3,618	8,464	233.9			
配 当 割 交 付 金		29,496	21,388	8,108	37.9			
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		35,911	22,105	13,806	62.5			
地 方 消 費 税 交 付 金		251,965	232,348	19,617	8.4			
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		42	37	5	13.5			
環 境 性 能 割 交 付 金		4,778	3,686	1,092	29.6			
地 方 特 例 交 付 金		4,948	45,764	△ 40,816	△ 89.2			
計		1,487,722	1,358,871	128,851	9.5			
地 方 揮 発 油 譲 与 税		3,236	3,270	△ 34	△ 1.0			
自 動 車 重 量 譲 与 税		10,563	10,325	238	2.3			
航 空 機 燃 料 譲 与 税		835	828	7	0.8			
森 林 環 境 譲 与 税		1,257	1,169	88	7.5			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		953	939	14	1.5			
合 計		1,504,567	1,375,402	129,165	9.4			
特 別 区 民 税 特 例 加 減 算 額		△ 18,020	△ 14,532	△ 3,488	－			
地 方 消 費 税 交 付 金 特 例 加 算 額		23,127	21,326	1,801	8.4			
基 準 財 政 需 要 額 C			2,730,058	2,537,405	192,653	7.6		
経 常 的 経 費		2,185,005	1,912,374	272,631	14.3			
投 資 的 経 費		545,053	625,030	△ 79,977	△ 12.8			
差 引 C－B			1,220,384	1,155,208	65,176	5.6		
交付額	普 通 交 付 金		1,220,384	1,155,208	65,176	5.6		
	特 別 交 付 金		77,897	60,800	17,097	28.1		
	計		1,298,280	1,216,009	82,271	6.8		

* 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。

令和 7 年 3 月 発行

登録番号 (6) 86

令和 7 年度 都区財政調整

編集・発行 東京都総務局行政部区政課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03-5388-2422 (ダイヤルイン)

印刷所 有限会社 雄久社
東京都世田谷区世田谷一丁目 24 番 7 号
電話 03-5451-7030

